

会議名 財務常任委員会

日時 令和2年3月12日(木) 午前10時～午後3時35分  
令和2年3月13日(金) 午前9時59分～午後3時58分  
令和2年3月16日(月) 午前10時～午後4時13分  
令和2年3月17日(火) 午前10時～午後2時15分

場所 第2・第3委員会室

出席議員(14名)

委員長	鬼頭博和	副委員長	宮川 隆	委員	片岡健一郎
委員	谷平敬子	委員	黒川 武	委員	大野慎治
委員	水野忠三	委員	須藤智子	委員	井上真砂美
委員	伊藤隆信	委員	関戸郁文	委員	堀 巖
委員	木村冬樹	委員	榊谷規子		

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍、建設部専門監 中野正明

秘書企画課長 伊藤新治、同統括主査 加藤淳、同統括主査 小出健二、同統括主査 宇佐見信仁、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同主幹 田島勝己、同統括主査 小崎尚美、同統括主査 夫馬拓也、同統括主査 水野功一、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、同統括主査 酒井寿、市民窓口課長 近藤玲子、同主幹 兼松英知、同統括主査 丹羽真伸、環境保全課長 隅田昌輝、同主幹兼清掃事務所長 佐野隆、同統括主査 黒田かおり、税務課長 古田佳代子、同統括主査 佐野亜矢、同統括主査 小野誠、同統括主査 小川薫、福祉課長 富邦也、同統括主査 大島富美、同統括主査 小南友彦、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同主幹 中野高歳、同統括主査 高橋善美、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長 長瀬信子、同主幹 城谷睦、同統括主査 須田かおる、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、都市整備課主幹 田中伸行、同統括主査 浅田正弘、企業立地推進室統括主査 岡茂雄、維持管理課長 高橋太、同統括主査 吉田ゆたか、同統括主査 寺尾健二、上下水道課長 秋田伸裕、同統括主査 大橋透、同統括主査 大徳康司、会計管理者兼会計課長 尾関友康、同統括主査 佐藤さとみ、消防本部総務課長兼消防署長兼防災コミュニティセンター長 伊藤真澄、総務課主幹 川松元包、同統括主査 林英嗣、消防署消防副署長 加藤正人、学校教育課長兼学校給食センター長 石川文子、同管理指導主事 高橋宏滋、同指導主事 永津英一、同主幹 井手上豊彦、同統括主査 浅

野弘靖、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同主幹兼図書館長 若森豊子、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行、同統括主査 佐久間喜代彦、同子ども発達支援施設所長 伊藤典子、監査委員事務局長 岡崎祐介

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕、同主任 高野真理子、同主事 高山智史

#### 付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 18 号	令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第 8 号）	全員賛成 原案可決
議案第 19 号	令和元年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第 2 号）	全員賛成 原案可決
議案第 20 号	令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	全員賛成 原案可決
議案第 21 号	令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）	全員賛成 原案可決
議案第 22 号	令和 2 年度岩倉市一般会計予算	賛成多数 原案可決
議案第 23 号	令和 2 年度岩倉市国民健康保険特別会計予算	賛成多数 原案可決
議案第 24 号	令和 2 年度岩倉市土地取得特別会計予算	全員賛成 原案可決
議案第 25 号	令和 2 年度岩倉市介護保険特別会計予算	全員賛成 原案可決
議案第 26 号	令和 2 年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算	賛成多数 原案可決
議案第 27 号	令和 2 年度岩倉市上水道事業会計予算	全員賛成 原案可決
議案第 28 号	令和 2 年度岩倉市公共下水道事業会計予算	全員賛成 原案可決

## 財務常任委員会（令和2年3月12日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案11件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

議員の皆さんにおかれましては、既にメール、あるいは本日、皆さん方の連絡箱に配付させていただきました文書で御承知かと思っておりますが、昨日の午後、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催させていただきました、現在、3月15日までとしております公共施設の臨時休館については、3月末、31日まで延長させていただくことにしました。

公共施設のこうした休館については、市民の皆さんに大きな影響を与えるということは重々承知しておりますが、現在の国内、あるいは県内の発生状況、また国の専門家会議による考え等も踏まえてこうした判断をさせていただいたものであります。御理解いただきますとともに、また議員の皆さんにおかれましても、機会がありましたら市民の皆さんにお伝えいただけますようお願いいたします。

さて、本日から財務常任委員会ということでございます。今年度の補正、あるいは新年度予算といったところの御審議をいただくわけでございますけれども、関係職員も出席させていただいております。とそれとあと、先ほど少し委員長さんのほうにもお願いさせていただきましたけれども、少しやはり職員の入替え等にもちょっとお時間をいただくような、あるいは換気も含めてですけれども、そうしたところの御配慮もいただきながら審議を進めていただければ幸いかと存じます。

どうぞ慎重審議のほどをお願いいたします。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

適宜、換気等を入れながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは審査に入ります。

議案第18号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第8号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、款2総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） それでは、ページで申し上げると14ページになりますか。戸籍住民基本台帳費。その中の事務管理費、節19の通知カード・個人番号カード関連事務負担金についてお尋ねをしたいと思います。

支払先は地方公共団体情報システム機構と思いますがけれども、190万8,000円の増額ということで、補正後は1,235万3,000円という大きな額にもなるわけですが、このシステム機構に委任する事務というのは一体何でしょうか、説明をお願いしたいと思います。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 地方公共団体情報システム機構に委任する事務は、主に次の5業務があります。

1つ目は、個人番号カード発行など事業を行うためのプロジェクト管理事業、2つ目は通知カードの作成・発送事業、3つ目は個人番号カードの申込み処理作業、4つ目は個人番号カードの製造・発行事業、5つ目はコールセンターの運営事業となっております。

◎委員（黒川 武君） 今の答弁に関連してお聞きいたしますけれども、もともこの事務負担金というのは全額が国庫補助金であるわけですね。それを市のほうで補助金で頂くけれど、全額がシステム機構のほうに出されていくということなんです。言ってみれば、トンネルみたいな感じがしないわけでもないんですよ。

しかし、市が行う業務という今説明を頂たけれど、主たる業務のほとんどというのはシステム機構のほうで行うものであると、そういうふうに理解してよろしいですか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 通知カード作成、個人番号カード作成、あと申込みの受付と郵送業務ですね、そちらについては地方公共団体情報システム機構が全て行っておりまして、委員がおっしゃられるとおり、市から地方公共団体情報システム機構に支払ったお金については国のほうから補助金としていただけるという仕組みになっております。

◎委員（黒川 武君） じゃあ、確認でお聞きしますが、市が行う業務というのは、そうすると残った業務って何になりますかしら。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 個人番号カードが届いた後の交付前設定業務、あとは市民の方に交付する交付作業、あとはカードが届いたときに受け取りに来ていただくときの通知書の発送業務があります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款2総務費についての質疑を終結いたします。

続いて、款3民生費及び款4衛生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 衛生費でお聞かせください。

母子健康診査事業はそう大きな額ではありませんが、減額の補正になっていますが、かなり受診率が高い事業だというふうに思うわけですが、こういった減額になった具体的な、例えばどの健診が減っているのかとか、いつの時期のものが減っているのかとか、そういうことが傾向でありましたらお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 妊婦健康診査の件数などにつきましては、妊娠届出時期が早期のため出産に至らない場合ですとか、あと妊娠届出者数が見込み数より少ないということが考えられます。

健診ごとの件数につきましては、妊娠届出の時期ですとか出産に至るまでの時期によって使用する回数、受診票の回数は違いますので、一概にこの何回目が少なかったというわけではございません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

いろいろな状況があるもんですから、誤差のところに出てくる減額なのかなというふうに思います。

では、予防接種のほうですが、これは比較的大きな額になっています。この予防接種は、これも何か傾向があるのかどうか、状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 特に予防接種につきましては、令和元年度の予防接種の接種率につきましては、令和2年1月末時点において、乳幼児については平均95.8%で、30年度の98.8%より3%減少しております。

高齢者インフルエンザは45.9%で、平成30年度より2.1%減少しておりますが、接種者数は436人増えております。

傾向としては、特に全体的なものではあるんですけども、インフルエンザは多少接種者数が増えているというところにはなるんですけども、全体的にそれ以外のところで多少減っている部分があるものですから、減額補正につながったものになりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 子どもも高齢者も、インフルについては一定の受診があるということで、それ以外のもので特に傾向がないという、顕著なものがないという確認でよろしいでしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 特に傾向は、これが特に減っているとかそういうのはないので、よろしくをお願いします。

◎委員（木村冬樹君） もう一点、本会議でも少しがん検診の減額についてはお聞きしました。

個別検診のものが見込みより少なかったということで、そういった点での医療機関でのPRがどうなのかということで少しお聞きしたところでありませう。

それで、いろんな状況があつて、職場で受診できなかった人ができるようになつただとか、あるいは人間ドックで受けられる方だとか、あとは普通に医療機関で定期受診をしていて、その中で一定の検査を受けているというような状況があるということで、要するに、このがん検診の受診率をどう見るといふところで、そういうものを含めると40%から30%というような形での受診率になるということが本会議で答弁があつたというふうに思いますが、こういったことといふのは、いわゆる受診率と一般的に言われているものの中で、そういうふうに国に対しても報告できるようなものなのかどうかといふ、受診率の見方について少し教えていただきたいと思ひます。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 受診率につきましては、その年度の対象年齢分の受診者数で出すものですから、一概に受診者が減つていても受診率が上がるということがありまして、今年度につきましては平成30年度よりも受診率が上がつているがん検診につきましては、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診が平成30年度よりも受診率は上がつております。

それで、胃がん検診につきましては平成30年度と本年度とで同率なので、増減はありませんでした。

一方、平成30年度よりも受診率が下がつたがん検診は肺がん検診となっておりますので、受診者数で見ると30年度よりも少なくはなつてはいるんですけども、受診率で見た場合には平成30年度よりも今年度のほうが下がつたのは肺がん検診だけとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（木村冬樹君） 傾向は分かりましたけど、要するに受診率を、例えば特定健診なんかの受診率はやっぱりいろんなところに影響する、国保の関係の努力支援だとか、そういうところに関係すると思ひんですけど、そういう受診率を報告しなきゃいけないといふことはがん検診の場合はないんでしうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 受診率につきましては毎年報告しておりますけれども、ただ国保のほうの人間ドックの部分についてはその受診率

には含められないことになっておりますので、あくまで保健センターの実施するがん検診の部分についての受診率は毎年県のほうに報告しておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款3 民生費及び款4 衛生費についての質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、款6 商工費及び款7 土木費についての質疑を許します。

◎委員（堀 巖君） 商工費は、観光費の桜まつり委託料でお聞かせください。

環境保全事業協力金について、憩いの広場の整地であるとかいろいろなことに使われると思うんですけども、まずそのお金の流れとして、協力金の使い道としては今言った整地だとかそういったところ以外に何か使い道というのはあるのでしょうか。等ということになっていきますけれども。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 環境保全事業協力金につきましては、実際に臨時駐車場として活用しております八剣憩いの広場をはじめ、各小・中学校のグラウンドの整地ですとか、あとは雨天で実際に使った後にぐちゃぐちゃになった場合に整地に使うですとかそういったあたり、またそういった八剣憩いの広場を含め、各臨時駐車場に配置しております警備員ですとか、そういったあたりで使わせていただいております。

◎委員（堀 巖君） 実際の収支はどのようになっていますか。

とんとんなのか、余るのか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 環境保全事業協力金だけの純粋な収支といった形ではしておりませんでして、実際、桜まつりの予算としましては、市の委託料をはじめ環境保全の協力金、また出店者ですとか協賛金、そういったものが歳入でございます。

それに対しまして、歳出として先ほど申しあげました駐車場関係ですとか、そういったところの警備員ですとか、整地だったり、そういったところ。また、祭り自体に係ります本部費として、例えばライトアップですとか、あとはメイン会場である会場の整備費ですとか、あと各土・日にやっておりますイベントの行事費ですとか、そういったもろもろの歳出を含めて歳入歳出というような形になっております。

◎委員（大野慎治君） 商工費の中で、企業立地推進費の中の地区計画策定業務委託料、決算見込みに合わせて減額するものとなっておりますが、この地区計画というのは今年度で業務が多分終わるんだと思いますが、今年度いっぱい、この地区計画はいつ公表される見込みでしょうか。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） この地区計画につきましては、10月1日に土地計画の告示のほうをしまして、案としましては以前お示ししてあるものになりまして、もう公表されているという認識でおります。よろしくお願いいたします。

◎委員（水野忠三君） 尾北自然歩道お祭り広場整備事業についてお伺いをします。

お祭り広場の排水対策工事ということで工事のほうが行われて、完了はしていると思うんですけども、自分が早朝、毎月分別収集されている方とお祭り広場でお会いするわけですが、そのときにやはりその排水とか、まだ水たまりが雨が降った後にできるとか、そういう苦情といいますか、意見といいますか、そういうことをお伺いすることが間々ございます。

そこで、今後、追加の工事等をされる御予定があるか、あるいは今後どのような管理、整備をされるかということをお伺いしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今年度、お祭り広場の改修工事のほうをやらせていただいておりますが、整備自体としては終了となります。

実際、施工後の現場を見ておりますけれども、雨天時ですとかその後の乾いたタイミングで現場を歩いてみますと表面が固くなりまして、これまでのように土の中に靴がめり込むといったような状況はなくなったというふうに感じております。

また、水たまりにつきましても、相当量の雨が降りますと部分的には発生しますけれども、消えてなくなるのも早くなり、工事による効果があったなというふうに考えております。

今後は、例えば桜まつりですとか鍋フェスですとか、そういった大きなイベントの後には定期的に整地するなど、日常の管理にも注意を払っていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 土木費の一宮春日井線道路改良事業についてお聞かせください。

説明資料の中には、小牧市において用地調整に時間を要しておるということであります。この際ですから、今の小牧市の動きだとか今後の見通しだとか、こういった点について状況をお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） こちらなんですけれども、小牧市さんの

事業用地の対象事業者さんに小牧市さんが暫定的な整備を考えていますということで説明に行ったところ、暫定的な整備について少々難色を示されたということがあります。

今後なんですけれども、まず用地測量を行うに当たりましては道路の構造を決める設計を行わなければならないで、それを県のほうでやっていただけるようになっております。その設計が終わらないと用地測量に入っていけないというところでありまして、まだその設計に入るだけの前提条件がちょっと整っていないなというところがありましたので、こちらのほうの減額というふうになっております。

現在、小牧市において対象事業者さんと鋭意交渉中ということでありますので、そちらの動きを見ながら進めていくという形になります。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 今のに関連して、一宮春日井線、お聞きします。

以前、市長のほうから小牧市のほうはどんどん合意が進んでいるというような報告を聞いたことがあるんですが、どういったところで難色を示されているのか分かりましたらお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 小牧市においては、暫定的な整備というところで岩倉市からカネスエの交差点からトラックターミナル線というところまでの区間で整備をするということで進んでおりまして、小牧市としては暫定的な整備ということで2車線分で事業を進めたいというのが考えであるというところでありまして。

ただ、そこの一宮春日井線は将来4車線の道路ですので、対象事業者さんとしては、だったらもう4車線でというような御意見もあるということで、その辺の調整を今しているというところになります。以上です。

◎副委員長（宮川 隆君） すみません、商工費の観光費に絡んでお聞きしたいと思います。

補正後の金額でも1,800万余りの予算が組まれているわけなんですけれども、この中に本年の桜まつりの準備資金だとかというものも含まれているんでしょうか。確認。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回減額させていただいた分につきましては、令和2年の桜まつりの予算については入っておりません。

◎副委員長（宮川 隆君） ありがとうございます。

では、本予算で聞きます。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、以上で款6商工費及び款7土木費についての質疑を終結します。

休憩しますか、いいですか。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、款8消防費、款9教育費及び款11公債費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 消防費の消防団員の報償費、退職報償金の増額について、本会議でも質疑がありましたから、少し教えていただきたいと思いません。

20の方が退職して、そのうち5年以上が13人ということで、その方々が退職報償金の対象となるということで、当初予算と比較して不足した分の増額というところで、退職する方は10年以上が多いということで、世代交代というか、大分人が替わるなというような印象を持っています。

それで、消防団員の確保というのは大変今厳しい状況になってきているというふうに思います。そうでない地域もあろうかと思えますけど、厳しいところは本当に大変で、年末あたりから相当探して、いろんな手を打って消防団員自らが動いて後継者をとということでやるケースもあるというふうにお聞きしています。

そうした中で、退職ということは理由はいろいろあるというふうに思うんですね。個別的なこともあるもんだから一概にこの場で言えない部分もあるかと思えますけど、退職理由の傾向というのが何かあるのかどうか。5年未満の人も7人ということで、長く務められていないような実態も少しあるのかなというふうに思ったりするんですけど、そうした点での今の消防団員の確保や退職の状況について、少し消防署でつかんでいる情報を教えていただきたいと思えます。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今紹介していただきましたように、消防団員の確保については近年厳しい状況がありまして、当市についてはこれまでずっと定数を満たしていた中には、区長をはじめ、関係の皆様方の苦労の上での定数維持というふうな状況でありました。

ただ、今お話にもありましたとおり、定数を満たすことはもちろん大切なんですけれども、そればかりに重きを置くことによって、やっぱり実際の活動の中には幅が出るといいますか、なかなか実態としてどうなんだろうとい

うところがありまして、県外ですとか県内におきましては、不適切な報酬の支払いになるのではないかというようなことが問題になるということもありまして、事務局としてはそういったことも踏まえてできる限り広く市民に納得していただけるような形になるような適正化ということも努めております。こういったことが消防団、団員の皆様方に浸透しているのも一つ要因かなというふうに事務局側としては考えております。

ただ、やはり最終的に退団ということになりますと個別のことになりますので、こちら側としても具体的に把握し切れない部分もありますけれども、今お答えさせていただいたことはこちら側の印象として思っておりますので、御理解いただきたいなというふうに思います。

◎委員（木村冬樹君） 質問はこれまでにしますけど、状況が大変厳しいというところはすごく感じているところであります。

第3分団の岩倉団地なんかでも、このところ女性分団員が2人増えて、さらに来年度は1人、20代後半の方に入ってもらえてすごく若返ってきている。かといって、60代後半の人も出席を結構されるもんですから辞めていただくわけにはいかないということで継続してお願いしているというところもあるわけです。

そういう団地だけじゃなくて、ほかの地域でもそういう苦勞が行われていますし、大市場町なんかでも聞くと、消防団員が署で作ってもらったチラシを配って、全戸に配ったりして奮闘しているというような状況もお聞きするわけで、できるだけ消防団員の確保について、消防署としても協力をこれからもしっかりしていただきますようお願いして、質疑を終わりたいと思います。

◎委員（堀 巖君） すみません、関連して僕も聞こうと思っていたんですけど、成り手の確保という点では、これまで議会や議員がいろんな提案をしてきたと思うんですね。

新年度予算に真新しいそういった新規のものが載っていないんですけど、その考え方として今後の特典、消防団員になったときの特典とか先進事例をいろいろ紹介されてきたと思うんですけど、そのことについて到達点は、内部の検討はどのようになっているのでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） これまでもこういった機会におきましてお尋ねがありましたし、こちら側としても国が示しているような方策についての考え方も示してきました。

ただ、今お話がありましたとおり、新たなものということで具体的に示せるところまでの状況ではございませんけれども、先ほどの木村委員からのお

話にもありましたとおりに、関係の方、それから事務局と、本当に難しい状況であるということは認識しておりますので、安定的な消防団員の確保につながるよう不断の研究をしていきたいというふうに考えています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、以上で款8消防費、款9教育費及び款11公債費についての質疑を終わり、歳出についての質疑を終結いたします。

続いて、歳入の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、これをもって歳入についての質疑を終結します。

続いて、第2表 繰越明許費、第3表 債務負担行為補正及び第4表 地方債補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、第2表 繰越明許費補正、第3表 債務負担行為補正及び第4表 地方債補正についての質疑を終わり、議案第18号の質疑を終結いたします。

議員間討議は省略でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 続いて、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第18号「令和元年度岩倉市一般会計補正予算（第8号）」についての、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

じゃあ、暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、議案第19号「令和元年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第2

号) 」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 12ページの土地開発基金の積立金と財産収入の関係を聞きますけど、これは平米当たりの単価を割り戻すと1万4,800円になると思います。

この単価というのは、川井野寄工業団地の要するにほぼ買収単価と同程度のものかなとも思うんですけど、今回売り払うに当たって鑑定評価というものを参考にしたのかどうかということがまず第1点。

もう一点目は、2月14日の全協において報告があった野寄町の3筆の市有財産の売払い、これについての報告もありましたが、その3筆の鑑定評価と比べて違いは出ているのかどうかというところの説明を求めます。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回の土地売払いにつきましては、川井野寄地区の工業系土地開発事業によって愛知県企業庁に土地を提供された方が希望されて、野寄町西海道37番の市の土地を代替地として提供するというものでございます。

それで、売払い価格につきましては、委員からも御紹介がございましたが、平米当たり1万4,600円ということとしております。この単価につきましては、代替地を希望する方が取得した統一の単価としておりまして、県の企業庁が川井野寄地区工業系土地開発事業によって取得した価格と同額ともしてしております。

愛知県さんのほうでこの1万4,600円という金額を決めるに当たっては、鑑定評価を取られております。

あと、2つ目の質問にありました2月14日の全員協議会で報告があった野寄町の3筆の市有地の売払いとの違いにつきましては、川井野寄地区の工業系土地開発事業の場所と少し離れているというところから、市において鑑定評価を取っております。

3筆の売払いがございしますが、そのうちの1筆であります農地としての利用が前提となります野寄町西海道1というところにつきましては、1平米当たり9,800円を最低の価格ということで、鑑定評価もその額というふうになっておりますので、今回の売払いとなります1万4,600円と比べれば4,800円差があるということでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 素朴な疑問ですが、2月14日の全員協議会のときに

この野寄町西海道37番地の580平米の場所は明示されていなかったんですが、これって場所というのは、資料というのはあるのか。

あれば後で入れておいていただければいいですけど、場所だけ、ここですよということだけ。予算には賛成するものですけど、場所は特定できる資料はございますか。

◎行政課長（佐野 剛君） 具体的に少し口頭で先に申し上げさせていたきたいと思います。

場所は、北島藤島線沿いにある土地になりまして、ちょうど岩倉西春線と北島藤島線が交差する交差点、今整備しているところがありますけれども、そこから西へ2ブロック、五条川右岸の浄化センターからは東へ1ブロック目になるんですけれども、その交差点の南角の土地になります。

今手持ちで資料がありますけど、もしあれでしたら回覧等させていただければというふうに思いますけれども。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、回覧のほうを。

◎行政課長（佐野 剛君） 今2部ほどありますので、もし可能であれば両サイドから。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、休憩中に見させていただくということで。

◎行政課長（佐野 剛君） はい。

◎委員長（鬼頭博和君君） 他に質疑ございますか。

◎委員（木村冬樹君） 今回のこの川井野寄工業団地開発事業区域に含まれる土地の所有者で代替地を希望するということでもありますので、新年度予算で組まれている代替地希望者に対する奨励金というのもこの方は対象となるという確認でよろしいでしょうか。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） 今回買われた方については新年度、今予算計上させていただいている代替地等の奨励金の該当者になるという形になりますので、予算をお認めいただければ交付をしていく予定にしております。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で質疑を終結いたします。

議員間討議は省略でいいですかね。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、議員間討議は省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。  
議案第19号「令和元年度岩倉市土地取得特別会計補正予算（第2号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号「令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の歳出における増額は、総合事業におけるものの増額になっているというふうに思います。

それで、新年度予算のところでお聞きしたいところもあるわけですが、ちょっとここでお聞きしたいのは、総合事業対象者のうち要支援1・2の認定者増ということで、要介護認定をやられた方が増えているというような感じを受けるんですけど、常々岩倉市は必要な方に必要なサービスが提供できるように、そういった姿勢を堅持していくという答弁を繰り返して頂いておりますが、要介護認定を受けている状況というのはもちろん希望すればやれるというふうにお聞きしているわけですが、最初から基本チェックリストでというようなことではないというふうには思っているんですけども、その辺の要介護認定を受ける状況について、岩倉市の今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 岩倉市の要介護認定の状況ということですが、まず窓口に来た際には、基本的に要介護認定ということでお話を持ってこられる方には要介護認定ということでお話を進めますが、基本的に要介護認定を持っていないと受けられないサービスを受けたいという方には要介護認定をお勧めして、そのまま手続をしております。

特に、特設総合事業のサービスで事足りるような方には、基本チェックリストを受けていただいて事業対象者とすることもあります。その際にも地域包括支援センターのほうに確認をしながら、そこで要介護認定を受けたほうが適当であるというようなことでありましたら、その時点で要介護認定の

ほうに切り替えて手続を進めるというようなことをやっておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

受けたサービスによって振り分けはされているものの、基本チェックリストで判定する場合においても包括のほうでアセスメントがされるというようなことで、きちんとした体制が組み立てられているなというふうに思います。引き続きよろしく願いしたいと思います。

もう一点、本会議でもお聞きした調整交付金について、歳入のほうですけど、調整交付金が決定されていくスケジュールだとか仕組みについては少し本会議でお聞きしたところであります。

それで、2.71%ということで結構ずっと低い数字がだんだんやっばり上がってきているというような印象を受けるわけですけど、今回は当初予算と比較しても大きな、大きなと言えるのか分かりませんが、比較的伸びているなというふうに思っているわけですけど、岩倉市のこの調整交付金というのは、高齢者の人口と高齢者の所得の状況によって勘案されて国が示すという内容だというふうに思うんですけど、岩倉市の2つの要素だとか、それ以外の要素があるかどうか分かりませんが、この調整交付金になる、この金額になる岩倉市の特徴というのはどういう状況なのかお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 調整交付金の決定する仕組みということなんですけれども、岩倉市の、せんだって2月10日に令和元年度の調整交付金2.71%ということで示されました。平成30年度が2.20%でしたので、それより上がったわけなんですけれども、調整交付金を算定する仕組みというのが平成30年度から若干変わりました。今までは65歳から74歳まで、あと75歳以上という2区分で全国との比較をして均衡を調整したような形なんですけど、平成30年度からは65歳から74歳の1区分と、75歳から84歳の1区分、もう一つ85歳以上の合計3区分で全国との比較をして調整をかけると、そういった流れに変わっております。

全国との比較ということになりますので、ちょっと細かなところまでは分からないんですが、岩倉市の状況を見ますと、後期高齢者全体の加入割合としては岩倉市は比較的低いといったところです。85歳未満の後期高齢者の加入割合、後期高齢者の中でも若い方という加入割合は高くなっています、全国と比較して。それで、85歳を超える後期高齢者の加入割合、こちらは全国と比較して低くなっているところです。

収入の関係、所得の水準に関して見ますと、岩倉市につきましては所得段

階の1段階、2段階のそういった層の方は比較的全国と比較をすると低い、6段階以上の所得の高い層は全国と比較すると高いと、そういった特徴が見られます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第20号「令和元年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第20号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号「令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を省略し、討論も省略させていただきます。

直ちに採決に入りたいと思います。

議案第21号「令和元年度岩倉市公共下水道事業会計補正予算（第4号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第21号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、議案第22号「令和2年度岩倉市一般会計予算」を議題といたします。

質疑は、歳出から行います。

質疑の範囲は原則として款ごととし、必要に応じて項、目で進めさせていただきます。

初めに、款1 議会費の質疑を許します。

予算書は88ページから92ページまで、積算内訳書は1ページから4ページまでとなります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款1 議会費の質疑を終結いたします。

続いて、款2 総務費、項1 総務管理費のうち、目1 一般管理費の質疑を許します。

予算書は92ページから94ページまで、積算内訳書は5ページとなります。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書で言ったほうがいいですね。5ページの使用料及び賃借料のうち、複合機借上料についてお聞かせください。

決算や予算のたびに申し上げていることではありますが、複合機借上料につきまして、これまで流用が行われてきたというところがあるというふうに思います。

それで、電子決裁なども導入される中ではありますが、カラーの印刷物について枚数を少し増やして予算化されているというところであるというふうに思います。

それで、今回の予算について流用せずに対応できるものなのか、やっぱり流用をずっと続けてきたわけで、そういう予算の立て方というのはやはりおかしいのではないかというふうに常々申し上げてきたところで、今回についてはそういうことも含めて検討されたものなのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 令和2年度の予算の積算に当たっては、元年度の状況、これまでの状況ですね、あと過去2年間の実績等を勘案した上で、その見込みを算出して計上しているということになります。その結果、委員からも御説明いただきましたように、カラーのほうの枚数を1月当たり1,500枚増やさせていただいたということでございます。

カラーの使用につきましては、近年、より分かりやすい資料を作成するという視点で複合機からのカラー印刷が増えてきているという傾向にあります。

ので、今回増やさせていただいたというものでございます。

流用で対応するのはいかがなものかという御意見も頂いておりますので、令和2年度につきましては流用がないように予算立てをさせていただいてますし、令和元年度につきましても今の状況ではあります、流用等はないような形で決算が送られるのかなというふうに見込んでおります。以上です。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

これも以前から聞いているんですけど、電子決裁との関係でこういう印刷しなきゃいけないものというのは減少していくということにはなかなかならないという、そういう見方でいいのかどうか、電子決裁との関連ではどうなのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 電子決裁との関連ということですが、複合機自体はもちろん従前の決裁に使用するために打ち出して行うということもございしますが、それ以外の通常の日常業務で利用するというのもございします。

ただ、一定の枚数、ちょっとその電子決裁だけ取り出して数字を拾っているわけではございませんけれど、一定の使用料は減るのかなというふうには考えております。

◎委員（黒川 武君） 積算内訳書の7ページのところです。

委員長、財源内訳についてお聞きしたいので、ということは必然的に歳入とも絡むことになりますので、この点よろしいでしょうね。

◎委員長（鬼頭博和君） はい。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

それで、7ページの事務管理費。これの財源内訳を見ますと、国庫支出金891万7,000円が財源充当として載せてあります。これは歳入で見ますと、予算書で申し上げますと33ページになるんですが、総務費補助金の個人番号カード交付事務補助金が420万円、それと外国人受入れ環境整備交付金が471万7,000円、この2つに分けられるわけです。

このうち、個人番号カード交付事務補助金につきましては、昨年11月の全員協議会で報告がありましたマイナンバーカード交付円滑化計画の策定についての資料の中に、国の予算措置として増設に係る交付端末使用料及び人件費については国の個人番号カード交付事務費補助金が交付されると、そういうことを受けての国庫補助金だろうと思いますが、その国庫補助金を受け入れるに当たっての、この事務管理費上どの業務が該当するのか、その説明を求めたいと思います。

〔「一般管理費」と呼ぶ者あり〕

◎委員（黒川 武君） 一般管理費ですか、ごめんなさい。

〔「委員長が止めないもんだから」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） すみません。

◎委員（黒川 武君） ちょっと飛ばしました。じゃあ、また後で結構です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございますか。

94ページまでです。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款2総務費、項1総務管理費のうち、目1一般管理費の質疑を終結します。

続いて、目2人事管理費及び目3秘書費の質疑を許します。

予算書は94ページから100ページまでです。積算内訳書は5ページから10ページとなります。

◎委員（黒川 武君） 繰り返しません。

先ほどお聞きしたことについての説明をお願いいたします。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 人件費につきましては、款2項1目2事務管理費及び款2項3目1戸籍住民基本台帳費の会計年度任用職員報酬に、増設に係る交付端末使用料は、款2項1目14情報化管理費に計上し、それぞれ歳出があります。

◎委員（黒川 武君） 私は、積算内訳書7ページの事務管理費の国庫支出金のうちの個人番号カード交付事務補助金の充当すべき業務は何かというところでお尋ねして、そうすると会計年度任用職員の人件費と、それに該当するというところでよろしいでしょうか。

よく分からないのは、人事管理上の話だもんだから秘書企画のほうで答弁をいただけるもんだと思っていたんですけど、今、戸籍住民基本台帳との関連で答弁されたわけですね。だから、この事務管理を所管するのは秘書企画課ですね。

◎総務部長（山田日出雄君） 当然、例えば会計年度任用職員等については人事管理費に充てる部分もあるんですが、実際にはそれぞれの担当課のほうで配属していることもあるわけですね。そういう部分でいくと、補助事業等に充てる財源としては担当課のほう、所管課のほうで財源充当をしていくというような形が事務的にはあり得るということです。

◎委員（黒川 武君） 今のは、答弁の内容を聞くと、もともと国の文書の中に市区町村の交付円滑化計画についてという文書が首相官邸のホームページでも公開はされております。それによると、国は円滑化計画を進めるため

に交付体制の整備と申請受付等の推進、例えばで言うと、企業や商業施設などでの申請受付とか、住民への周知を行うよう自治体に要請しております。その経費の補助として、個人番号カード交付事務補助金を交付するものであると思います。

もしそうであるんならば、この補助金の充当先は人事管理費ではなくて、款2項3目1の戸籍住民基本台帳費の事務管理費に充当すべきものではないでしょうかというのをお聞きいたします。

ちょっと分かりにくいかもしれないけれど、説明しておきますと、この個人番号カードの国庫補助金は交付事務補助金と交付事業補助金の2つに分かれるんです。だから、分かりづらいんです。

だから、交付事業補助金のほうは戸籍住民基本台帳とか、あるいは協働安全課の情報課にも充当されるということになるわけなんですね。

ただ、私がここで申し上げたいのは、この人事管理費の中の事務管理費に充当するのではなくて、むしろ戸籍住民基本台帳の事務管理費のほうに充当すべきものではないでしょうかということですので、そのことで説明をいただきたいと思いますが。

**◎市民窓口課主幹（兼松英知君）** この個人番号カード交付事務費補助金として申請する経費としては、マイナンバーカードの交付に対する人件費及び増設に係る端末使用料を対象として計上しています。

それで、個人番号カード交付事務費補助金の充当先は款2項1目2の事務管理費に充当するというようにしております。

**◎総務部長（山田日出雄君）** これは、会計年度任用職員、いわゆる今までのパート職員ですけれども、人員の配置の仕方の部分があって、恒常的にその事業の中で職員を配置する場合には、そこの科目で以降計上していくということがありますけれども、臨時的なものについては人事管理費で持つ、例えば代替的なもの、育休代替とかそういう部分があったりしますので、そうしたところについては人事管理費のほうで計上していくというふうなルール化というんですか、これまでできておりますので、そういう部分で人事管理費で計上して、現に市民窓口課、戸籍のほうでお仕事をしていただいている方の分をここに当てがっているということになります。お願いします。

**◎委員（黒川 武君）** 人事管理費のほうで、いわゆる会計年度任用職員の報酬額を計上する。それで、人事管理、いわゆる秘書企画のほうから市民窓口のほうへ任用職員を派遣してそこで業務に当たらせると、そのための人件費であると、そういった理解にとどめたいと思いますが、引き続き、委員長、よろしいですか。関連でお聞きさせていただきます。

マイナンバーカードというのは、これは原則は任意取得であると思うんですね。政府はマイナンバーカード取得に向けて、勸奨という名の下で都道府県や市町村に職員及びその職員の扶養家族を対象に、どうも取得状況調査を本年3月末分の集計を報告するように求めていると、そのようなことも文書の中にかいま見られるわけですが、実際、そういった取得状況調査というのは事実行われているものなのかどうかということと、もう一点はマイナンバーカードに関連して人事上、人事として取り組む事項はどのようなものなのか、そこのところをお尋ねします。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） このマイナンバーカードについては、黒川委員がおっしゃられるように任意取得というのが原則となっておりますが、当初、7月初めに職員に対するマイナンバーカードの申請取得状況の把握についてという照会が来ております。

それに対して市としても回答しておりますし、その後、12月に改めて申請取得状況の把握についてという照会があり、その結果も踏まえ、今回3月にも改めて申請取得状況についてということの通知が来ております。

また、人事としてはどう取り組むかということなんですけれども、その照会に併せて県からもマイナンバーカードの取得の推進についてという通知も併せて来ておりますので、それを受けまして、人事としては職員に対して取得の推進についてという通知文を併せて出しているというところが人事として取り組む事項であると考えております。

◎委員（黒川 武君） もう一点、先ほど申し上げました国庫支出金、私は2つあると言いました。一つは、今御説明いただいた個人番号カードに関する補助金、もう一つは外国人受入れ環境整備交付金というのがありまして、これの金額が471万7,000円なんですね。

つきましては、その外国人受入れ環境整備交付金471万7,000円が充当されるべき業務というのは、この事務管理費のうちどのような業務を指すのか、そこのところの説明をお願いいたします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、外国人ということで、人事管理費の中で上がっています会計年度任用職員の中に外国人サポーター、今3人雇用させていただいております。

〔「外国人支援員」と呼ぶ者あり〕

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 外国人支援員という、すみません、会計年度任用職員を3人雇用しておるものですから、そちらのほうに充当させていただいております。

◎委員（黒川 武君） あと、ここのところであと1点だけお聞かせいただ

きたいと思います。

積算内訳 8 ページのちょうど中ほどの下の18節負担金補助及び交付金の中で、派遣職員給与費等負担金が前年度に比べて613万3,000円の減額になっておりますが、本年度はどこへ派遣されるのか、その説明をお願いいたします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 派遣職員給与費負担金については、愛知県からの派遣職員の方の給与を計上させていただいておりました。令和元年度はお2人計上させていただいておりました。建設部の専門家の方と、企業立地推進室の専門員の方という形になります。

来年度、令和2年度については建設部専門官お1人分を計上させていただいております。お願いします。

◎委員（堀 巖君） 人事管理費の中で、会計年度任用職員全般についてお聞かせください。

処遇の改善によって人件費としては市の負担が増えているというふうに思いますが、この負担について国から地方交付税算入されるのか、それ以外に別に動きがあるのか、そこら辺の状況を教えてください。

◎総務部長（山田日出雄君） 具体的にどういった形でというようなところはまだありませんけれども、まだ当初のお話のところだと、基本的に期末手当の分は増えるだろうという話がありましたので、そうしたところは算定の基礎というんですか、一定見られるという話は少し、随分前の情報ですけども、話は聞いていますけれども、まだ具体的に確定したわけではなくて、また今後のことだというふうには考えております。

◎委員（堀 巖君） パート職員から会計年度任用職員になったわけですが、基本的に大きく変わった点というと、一般職としての身分が保障されたこと、それに伴って、例えば保育園だとか、以前は担任を持たないということもありましたが、一般職になったことによってその辺の状況は何か変わるのでしょうか。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい。保育園費のほうで聞きたいと思いません。

じゃあ、全体的な話として、今まで物件費としてパート職員は算入されていましたが今回は人件費ということで、これは全国一律で算定が変わって、そういう比較で今後進んでいくという確認でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） そういう認識でいいと思います。

◎委員（堀 巖君） もう一点、実際のパート職員の方、現在会計年度任用職員ということでいろいろ当局のほうから説明がされているというふう

思います。一番大きい心配事というのは、雇い止めの話だと思います。

これまでいろいろ組合交渉の中でもありましたけど、会計年度任用職員は基本的には1年、最長3年みたいな説明がホームページなんかで見ると説明が上がっていますが、どのような説明を実際の今のパート職員の方にさせていますか。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、実際にその具体的にどのような形で説明をしているということによろしいですか。

会計年度任用職員ということでございますので、1年間ということの説明をのほうはさせて、1年間ということでも今ちょうど募集して選考して決定のほうはしているところでございますが、1年間でお願いますということでも選考して決定通知のほうを出させていただいております。

それで、雇い止めについては基本的には継続の方で選考のほうを、もちろん選考という形はしていますので、これまで雇い止めはしたことはございませんので、そのような形でやらせていただいております。

◎委員（大野慎治君） 素朴な疑問なんですけど、積算内訳の7ページの事務管理費の報酬でお聞かせください。

特別職報酬審議会委員報酬、毎年計上されていますが、今年度開催して、委員の皆さんには2年に1回ということになっておるそうですが、開催は。毎年こうやって計上されていますが、どんなときに開く、今年は開く予定になっているんでしょうか。今までもそんなことはないということになっているんだけど。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 特別職の報酬審議会については、原則は隔年で開催をさせていただいておりますが、今年度開催させていただいて、来年度は開催の予定はないんですが、開催予定のない年度につきましても、社会情勢や経済情勢の変化などを注視しながら開催をするかどうかを検討をしておりますので、その可能性はゼロということではございませんので、毎年計上のほうをさせていただいております。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の8ページの委託料で、研修の関係以外に源泉処理等システム改修業務委託料が新規で計上されています。

大体予測はできるというふうには思うんですけど、新規でありますので、この委託料について説明をお願いします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、源泉処理等システム改修業務委託料を新規で計上させていただいておりますが、毎年職員分の、こちらの正規職員、嘱託職員、パート職員等、あと附属機関の委員さんとか、要は市から支払われる給料とか報酬の支払い調書等を税務署及び各市町村に送付をさ

せていただいておりますが、令和3年1月1日以降に税務署への提出枚数が100枚を超える事業所については電子的提出、eLTAx、e-TAxと呼ばれているものなんですけど、そちらのほうに提出義務が生じてきているということで、本市もそちらのほうに該当をするということで、今回システム改修のほうをさせていただくものです。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

100枚を超えるのはもう随分前からなのかなというふうに思いますけど、今回こういう委託料を組んだということだというふうに思います。

もう一点ですが、職員研修事業の中の、これも毎回少し確認しているところですけど、評価者・被評価者研修の関係です。

人事評価について既に始まって、評価がされて様々なところに反映されるというような、昇任だとか期末手当だとかに反映されるというような形になってきていると思います。

それで、人事評価につきましては、やはりその公平性というものが一番大切なものだというふうに思っていて、誰もが納得のいくものというのを作り上げていかなきゃいけないということで、なかなか見切り発車的に始まっているのではないかなというふうに思っているところです。

それで、今回のこの研修につきましてはどのような形なのか。今年度から被評価者研修というのが加わっているというふうに思いますので、今年度の実施の内容だとか、新年度ではどのように研修を受けていくのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今の評価者研修と被評価者研修の内容ということでございますが、評価者研修につきましては平成27年度から継続的に実施をしております、毎年繰り返すことによって、例えば評価精度を上げていくとか、人事評価制度の内容を職員に定着させるというか、そういうことをやっておるところでございます。

それで、被評価者研修につきましては、平成30年度から実際に実施をしております、30年度につきましては業者ではなく内部講師によって、少し人事評価制度とか大枠の内容について説明のほうをさせていただいているところでございます。それで、31年度、今年度からはより制度趣旨の浸透とか実施方法の習得が重要になってきましたものですから、業者委託とさせていただきまして、31年度と来年度、大体半々に分けて実施のほうをして、また予定でございます。

評価者研修につきましても27年度から実施しております、一定その研修というか、そういうものも身についてきたのかなということと、あとアンケート

ートを実施しておりまして、少し負担が強いということとか、同じ講師で同じ内容でやっておったもんですから、少しマンネリ化しているということで、今年度から少し業者のほうを替えて、被評価者とのコミュニケーションを中心に少し研修内容を改めたところでございます。よろしくお願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

最後のところが単価の違いだとか回数の違いになってくるのかなというふうに思います。

いずれにしても、人事評価が公平なものということが定着するように努力していただきたいというふうに思います。

もう一点ですが、積算内訳書9ページ、10ページの関係で、負担金補助及び交付金の職員研修負担金のほうの関係で、これも最近、岩倉青年会議所と岩倉市商工会青年部に1人ずつ派遣をして研修をしているというふうに思います。

1年間、地域活動に従事をしてもらうということだというふうに思いますし、秘書費のほうでは負担金補助及び交付金の中で地域に飛び出す公務員を応援する首長連合負担金というのを負担しているわけで、こういったところの評価といいますか、どのように評価して継続していこうとしているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今の青年会議所と商工会青年部、まずそちらのほうに派遣をさせていただいております。

こちらについては、両所に派遣することによって積極的、主体的に行動できる職員を養成するというところで、昨年1年間、実際に職員1人ずつを派遣させていただきまして、その職員から聞きますと、職員の意識改革とか資質の向上に寄与しているということと、あとそういう派遣職員の今後の人脈づくりに役立ったものと考えております。

それと併せて、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合負担金のほうも払っております、こちらのほうにつきましても先進自治体のそういう取組とかいろいろ情報のほうも得ておりますので、そういうところも併せて今後の協働というか、職員育成も含めて役立てていきたいなと考えております。お願いします。

◎委員（堀 巖君） すみません、関連で。

戻りますけれども、今の評価者研修・被評価者研修のところ、さっきの会計年度任用職員もこの人事評価の対象となるということで議案の議論のときにあったと思うんですが、その確認をまず1点、お願いします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 人事評価につきましても制度上義務

づけられていますので、実施していく予定でございます。

◎委員（堀 巖君） それと、今の議長、副議長についても評価者研修の対象だというふうに思いますけれども、これは令和元年度の状況と令和2年度のいつ頃やられるのかというところ、それから本来議会費で組まなければならないのにここで面倒を見てもらっているということではよろしいのかどうか、3点お願いします。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 評価者研修のほうに議長と副議長さんが今出ているということ、昨年度も出ているということで、依頼のほうはしていきたいなと思っております。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） あわせて、その予算については改めて議会で正・副議長だけのために組むのではなく、こちらで組んでいますので、併せて出席していただいて研修していただければということで一括して人事管理のほうで計上しておりますので、お願いします。

◎委員（堀 巖君） 1点だけ最後、確認させてください。

会計年度任用職員で、そのときの議論としてパートタイムについては兼業の禁止の条項が外れるという確認をしたところです。

そのことについて、例えば改めて新年度に入って兼業の状況調査みたいなことを市としてやるのかやらないのか。

以前、例えば夜の商売、夜のアルバイトについて禁止をするようなことにはならない、職業の規制がないということで私は別に構わないというふうには、個人的な考えですけれども、市当局としての考えはそういった状況調査をして、そういうことの一定ラインを引く予定があるのかなのか、今の現状の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◎秘書企画課長（伊藤新治君） まだ始まっていないので分かりませんが、今のところそういった調査をする予定はございません。

◎総務部長（山田日出雄君） すみません、兼業の職種の話ですけど、何でもいいということではやっぱり多分なくて、当然、公務員としての信用失墜行為とかそうしたものがありますので、そうしたところは当然服務規程としては見ていくべきものだというふうに考えておりますので、お願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目2人事管理費及び目3秘書費の質疑を終結します。

続いて、目4企画費及び目5広報広聴費の質疑を許します。

予算書は100ページから106ページまで、積算根拠内訳書は10ページから13ページまでとなります。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書103ページ等でございますが、第5次総合計画策定事業について。こちらのほうは、総合計画審議会に諮問して、その答申された計画案を12月議会に議案として提出されるというふうにお伺いをしているわけですがけれども、議案提出前の議会への説明はどのような御予定なのかお聞かせください。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 検討委員会でこれから進めていきますので、こちらのほうでお願いできますか。

◎委員（水野忠三君） 分かりました、はい。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

◎委員（水野忠三君） 別件で、予算説明書105ページのところですけど、市制50周年記念事業のほうで、こちらのほうは市民の夢かなえるプロジェクト、それから岩倉名産品開発事業などを行われるというふうにお伺いしていますが、こちらのほうの記録ですが、写真だけではなくて映像、つまり動画などでも記録を残していただいたらいいんじゃないかと思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 現時点で2つの事業をお見せできるような形で説明させていただいていますがけれども、具体的にはどちらの事業も実施する人が手を挙げていただいて、それを審査しながら進めていくということですので、具体的なイメージというのがなかなか湧かない部分がありますけれども、御質問のように映像として記録することがより後に価値があるというものであれば、映像としても記録をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 続いて、50周年記念事業の岩倉名産品開発事業等でございますが、お土産を開発するというところで、品物などを将来的に販売などをされるかとは思いますが、いわゆるその商標等の法的なサポート、そういうものについてはどのようになっていますでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 開発費の補助についても予算を計上させていただいていますがけれども、実はまだ詳細について対象経費のところを詰め切れておる状態ではございません。

ほかの全国の事例なんかを見させていただきますと、その商標登録の部分の費用を補助対象としているところ、そうでないところ、上限額をどう設定しているかと結構様々でして、今後の事業者さんとも少しコミュニケーションを取りながら詳細を詰めていきたいなと思っていますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

◎委員（大野慎治君） ちょっと今の名産品のことで関連してお聞かせください。

昨年12月いっぱいまででふるさと納税を活用したクラウドファンディングで資金調達をされていますが、150万円を目標に、六十何万円だと思いますが、その経過と、この予算にどのように反映したのかということをお願ひします。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） この名産品開発の事業につきましては、9月23日の市制記念日まであと800日というタイミングで事業の公表をさせていただきました。

その後、やはりこうした外から桜まつりなんかで来ていただくような方にお土産としても買って行ってほしいというようなところもございまして、その事業の趣旨を踏まえてクラウドファンディングという形で寄附を募ろうということで事業を開始しました。

150万円というところを目標にしたのは、ほかの自治体の金額設定なども考慮しながら150万円ということにさせていただきました。

特に、補助金について予算の積算150万というふうにさせてもらっていませんけれども、事業者の手が挙がらないと執行し切れない可能性も出てまいります。そうしたところから、委託の経費だとか関係経費からある程度差し引いたような形で目標金額を設定して募集をさせていただいたということでございます。

結果として96万3,000円というところの寄附をいただきまして、その事業には全額充当をさせていただいているという状況でございます。

◎委員（大野慎治君） 名産品は新しく開発していただくのも僕はいいことだと思いますが、今、かめやさんの岩倉とうふとか一豊もなかとか、かめやさんじゃないけど、今あるものも十分に周知させていただいて、今あるものも僕は土産で持っていくときがありますので、市外の方には。そういったところもPRを兼ねて名産品の開発をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

次の、すみません、委員長、そのまま質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） はい、どうぞ。

◎委員（大野慎治君） すみません。積算内訳書の11ページ、第5次総合計画策定事業の中で、市長と小学校区との意見交換の中で土地利用計画図の案が公表されましたが、都市計画マスタープランと多分かなりリンクして、まだ策定途中のものが出てきたということになってはいますが、それを公表した

経過、経緯はどのようになっているかお聞かせください。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） まず、土地利用方針の案につきましては、おっしゃられるとおり都市計画マスタープランの検討の中で使われている資料を、一部総合計画には必要がないかなという情報をそぎ落としたような地図になっています。

その委員会は、実は都市計画マスタープランと緑の基本計画の検討委員会が先行するような形で議論が進んでおりまして、12月の委員会ではその資料が提示されております。都市計画マスタープランのほうの委員会のほうで提示をされております。それを踏まえて、やはり多くの方に御意見もいただく必要があるかなということで総合計画の内部の会議でもお示しし、議会の全員協議会と併せて市長との小学校区の意見交換会にも案として御提示していこうという流れでございます。

◎委員（大野慎治君） 僕は都市計画審議会もあるので、そこで案が提示されないまま先走って独り歩きして、言葉は悪いけど、独り歩き、参加した方からすると独り歩きする可能性も否めないという中で、都市計画審議会の在り方とその委員会の在り方、委員会との説明の整合性はどのように考えているんでしょうか。

◎建設部長（片岡和浩君） ただいま都市計画審議会のほうにはまだ諮っていないというお話でしたけれども、案という形で都市計画マスタープランの検討委員会の中で今お諮りをさせていただいて、先ほどの説明のように12月に案という形でお出しをして、まだこれについては検討も進めている状況であります。もう少し固まったところで都市計画審議会のほうにはお示しをするという予定をしておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） 企画費の10ページの最後の報償費の中にあります行政評価有識者会議謝礼についてお聞かせください。

この間、こういう有識者会議が行われてきたということで、これも何回か聞いているところでありますが、外部評価に向けての取組の状況がどのように進んでいるのか。

2020年度末までには方向性を出したいということがこれまで答弁でされてきているというふうに思いますが、行政評価の在り方について今どのような検討が進められ、こういった方々からどのような意見をいただいているのか、こういった点についてお聞かせください。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） この行政評価有識者会議につきましては、平成30年度に設置をさせていただきまして、令和元年度、令和2年度の3か年で一定の方向性を出していこうということで進め

ております。

主な所掌といたしましては、今市のほうで進めております施策評価の部分の外部評価の施行という役割、もう一つは第5次総合計画のスタートに合わせて岩倉市に適した行政評価の在り方について検討を進めていく中で必要な御助言、御意見をいただきたいということでございます。

令和元年度につきましては2回の会議をやらせていただきましたけれども、1回は在り方についての話ということで、昨年の経過も踏まえて市として今の制度についての課題と申しますか、そうしたものを項目として幾つか上げさせていただきまして、それについて様々な自治体の例も挙げていただきながら御意見をいただいているところでございます。

来年度、いよいよその在り方について方向性を示していきたいと思っておりますので、今年度いただいた意見を踏まえて、有識者の方からも秘書企画課だけではなくて、全体のほかの課の方の意見も聞きたいというようなことも言われておりますので、会議の前には少しそういった打合せなりの機会を設けて、その結果を踏まえて最適な在り方というものを来年度中に出していきたいなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

今の到達点と、新年度で取り組む内容について説明していただきました。

議会としても行政を評価していくという一定の役割があるというふうに思っていますので、そういった点でこういったことについては情報共有しながら、私たちもそういう在り方を少し考えなきゃいけないかなというふうに思っているところです。また、引き続き教えていただきたいと思えます。

もう一点は11ページになりまして、私も第5次総合計画の策定事業について一言、来年度の取組についてお聞かせいただきたいと思えます。

全員協議会で一定の人口推計だとか、先ほど大野委員が取り上げた土地利用方針というものが示されて、骨格も一定示されて、その場でも少し意見が出たところだというふうに思っています。

そういった中で、小学校区ごとの市長との小学校区意見交換会、水野委員が一般質問で取り上げて、市長もいろいろと参考になったという評価をしているところではありますが、私も東小だけではありますが参加しまして、いろんな市民から出た意見、これも私の一般質問の中で少し紹介しましたが、そういうことに対して市長が答えられていたというところで、非常にいい機会だったというふうに思っています。

それで、全員協議会で言いましたように、総合計画というのはやはり一般的にはつくり上げたらなかなかそれについてどういうふうにしていくのかと

というのが絵に描いた餅のようになってしまうんじゃないかということで危惧されている。岩倉市は見直しもしていますし、検証しながら進めているということは他市と比べて優れている部分があるというふうに思うんですけど、そのようにならないように、特に市民がそれを推進していくという、市民協働で推進していくという立場から考えると、やはり策定の後半の段階でも市民参加が大変重要になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

小学校区ごとの意見交換会の効果は本当に私は大きかったと思いますので、そういった点での策定の後半段階でのこういった場をぜひ設けていただきたいと思いますが、これは検討するというふうに全協では答えられていますけど、今の時点でどのような考えでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 現時点でということですので、現時点では7月頃までに市の中での案を取りまとめさせていただいて総合計画審議会に諮問をさせていただき、その総合計画審議会での諮問、検討の段階でパブリックコメントというものを実施していく予定です。

そのパブリックコメントの実施の時期に合わせて市民フォーラムを開催させていただいて、広く案の状態で周知もさせていただきながら御意見を最後にいただいて、最終の案とさせていただく予定であります。

御質問の小学校区なのか、そういった形での地区の意見を最後に聞く機会というのは、まだ現時点ではちょっと検討課題ということでさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） フォーラムみたいな形で広い会場でやると、やはりなかなか市民からの意見って出しにくい部分があるかと思います。小学校区のやつはかなりの意見が出たというふうにお伺いしておりますので、そういった場を持ってもらうことが総合計画を自分のこととして考えて推進していくという、そういう人たち、岩倉は特にそういうことが進んでいるところだというふうに思いますので、できるだけ丁寧にやることが大事だと思っていますので、ぜひ検討課題ということではありますが、前向きに検討をお願いしたいと思います。

◎総務部長（山田日出雄君） すみません。ある程度その計画の内容が固まった段階で、市民の皆さんからどうやって意見を聞くかという、非常に難しい面が一方であると思うんです。

やはり最初の幅広い段階で御意見等をお聞きして、それを一定積みながら形にしてきたものをまたもう一度というのは、なかなかやっぱり実務的には難しい面も一方ではあるのかなと思います。ですから、まさにそういう場こそ議会の皆さんでいろいろ御議論いただく場なのかなというふうに思いま

す。

ただ、これまでも市民の皆さんといろいろお話をしながらつくり上げていく総合計画、そして今後も、つくった後も、策定した後も市民の皆さんと一緒に、今度は実際に動かしていくということになると、そうしたところの意識も必要ではないのかなと、そうした面も一方ではあるのではないかなと思います。

ただ、もちろん当然市民参加というのは大前提ではありますが。

◎委員（木村冬樹君） ここで論争するつもりはありませんが、例えばふれ愛タクシー事業に変更した際にも、小学校区ぐらいのところで市民から意見をもらう機会を設けたと思いますね。そういったときに、いざふれ愛タクシー事業が始まったときに、やっぱりなぜ急に変わったのみたいな市民の感覚があったわけです。ですから、私は意見をもらうというよりも市民に周知をするという意味でそういう形でやったほうがいいのではないかなというふうな思いがありますので、引き続き検討をお願いします。

次です。12ページです。ふるさとといわくら応援寄附金事業のうちの委託料で返礼品撮影委託料というのが新規計上されています。これも大体予測はされるところではありますが、新規でありますので説明をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） ふるさとといわくら応援寄附金の返礼品というのは、ふるさと納税全体の受付サイト、ポータルサイトの中で視覚的な情報と説明文を中心に選ばれている方が多いのかなというところで、やはり岩倉市の返礼品についても、事業者によっては自らプロの写真スタジオなんかで撮っていただいたものを提供していただいている事業者さんもありますけれども、我々がお邪魔して、我々の考える中での腕で写真を撮って掲載しているものの中にはございます。

そうしたところを委託料を組んでプロの方に写真を撮っていただいて、より魅力ある返礼品として世にといいますか、ネット上に掲載していくために新たに委託料を組ませていただいたということです。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。期待しております。

それでは、13ページの広報広聴費の中の委託料、広報紙配達委託料についてお聞かせください。

広報委員の配達が困難になってきたという状況で、区長さんや職員が代わりに配るといような状況がある中で委託に切り替わっていったという経過があります。そういった中でまず聞きたいのは、この予算組みの仕方が9月までと10月からとで単価が変わってくるというところで、このあたりの説明

をお願いしたいと思います。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 広報の配達の積算が半年ごとで分かれているのは、現行の契約が令和2年9月30日までの長期継続契約とさせていただきます関係で2つに分かれた積算となっております。

◎委員（木村冬樹君） それで、1.1円ぐらい上がるわけなんですけど、この辺についてはどういうことが根拠としてあるんでしょうか。

◎秘書企画課統括主査（宇佐見信仁君） 現行の配達業者とは配達の状況等についてお金の面だけではなくて打合せをしょっちゅうしているんですけれども、そういった中で、やはりこれは配達だけの世界ではないんですけれども、少し人手の不足ということもあって金額的な部分がやや上昇する傾向にあるというふうに伺っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑の途中ではありますが、ここで休憩に入りたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩に入りたいと思います。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、皆さんおそろいのようなので、午前中に引き続き質疑のほうを続けさせていただきます。

午前中の質疑、目4企画費から目5広報広聴費までの質疑ですけれども、何かございますでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 企画費の事務管理費の中のいじめ問題調査委員会委員報酬についてお尋ねします。

これは6人の識見者の方が1回というさっきの積算でございます。ちょっと委員会の議事録等、目を通していないので申し訳ないんですけれども、大体何時間ぐらいの会議でやられているのか。

それと、やっぱりいじめというと教育委員会系、当然総合教育会議という場もありますし、教育委員会という場合もあります。そこら辺の関係で、どういった分担、区分けをしているんでしょうか、教えてください。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） こちらのいじめ問題専門調査委員会につきましては、これまで開催された実績はございません。条例にいじめ問題専門調査委員会とともに規定をさせていただいておりますけれども、教育委員会の附属機関として調査を行ういじめ問題専門委員会での議論を踏まえて執行機関側に再調査等の依頼があった際に開催をしていくというようなところで、頭出しの1回分の予算を上げさせていただいております。

実際にこうした事態が発生した場合には、1回ではとても解決といいますか、結論は出せませんので、そうした場合は状況に応じて補正予算などで増額し、しっかりとした議論を持って、見解といいますか、そうした結果を導き出すような会議でございます。

◎委員（大野慎治君） せっかくなので、積算内訳の12ページ、予算書は105ページだと思いますが、いわから「であい・つながり」サポート事業でサクラサクいわからコン活交流会等開催委託料と28歳の集い開催委託料、今年度2月でしたか、開催した成果と今年に計画していることについて、ちょっとお聞かせください。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） この「であい・つながり」サポート事業につきましては、サクラサクいわからコン活交流会の開催委託と28歳の集いの開催委託という2本立ての事業になっております。

まずサクラサクいわからコン活交流会につきましては、セミナーと併せて交流会を3回実施しております。10月、11月、12月と開催をさせていただきます。全体で8組のカップルが成立したというところがございます。

一方、28歳の集いにつきましては、28歳になられる方を対象にした取組ということで、今年度は2月1日の土曜日に開催をさせていただいております。今年度につきましては参加者数64名ということで、少しこれまでの2回の実績と趣向を変えまして、お笑い芸人の方をゲストにお呼びして交流を楽しんだというところがございます。

来年度につきましても実行委員会形式で企画を詰めていきたいと思っておりますので、こちらについては、その実行委員会の方々の意向を尊重して、なるべく企画によってつながりを生んでいただけるようなとか、昔の旧友に再会してつながりが再構築されるような取組になるように考えていきたいと思っております。

婚活のほうは、こちらも業者に委託をする部分がございますので、業者の企画提案を生かしながら成果の出やすいような事業にしていきたいというふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） 参加された方、たまたま僕は意見交換をさせていただきましたが、28歳の集いはとても楽しかったと非常に好評でしたので、今年も期待したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目4企画費及び目5広報広聴費の質疑を終結します。

続いて、目6 財政管理費から目10 公平委員会費までの質疑を許します。予算書は106ページから118ページ、積算内訳書は13ページから20ページまであります。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書109ページ下から111ページにかけて庁舎施設整備事業でございますが、こちらは全体協議会とか本会議でも質疑等があったところがございますが、5か年計画などがあると思うんですが、この令和2年度実施分以外でも主な庁舎施設整備について実施計画などで既に決まっている、そういう予定というのがありましたらお伺いをしたいと思えます。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 委員からは5か年計画というお言葉がございましたけれども、こちらにつきましては庁舎を維持管理している業者のほうから今後5か年の修繕計画の案というものを頂いております、そちらのほうで検討しているということでございます。そちらの業者さんについては地下の中央監視室に常駐されていまして、空調・消防設備と各種の機械運転を行っていただいているということで、ふだんから庁舎内に据え付けられている機械の状況に詳しく把握されているというところでございます。

市として提案いただいた内容についての必要性を検討を行っております、優先順位を定めて実施計画に計上することで計画的な修繕を行っておるということでございます。当然、実施計画への計上に当たっては財政面ということも大きく影響しておりますので、その状況や緊急性も見ながらということでの計上にはなるのかなと思えます。

今年度、令和2年度予算に計上しております中央監視室の装置の更新につきましては、この5か年計画の中から実施計画を経て計上させていただくものでございますのでお願いします。

◎委員（片岡健一郎君） 予算書115ページ、積算内訳書は18ページになると思えます。新規事業の高齢者後付け安全運転支援装置設置費補助金についてお伺いします。

事業説明資料を見ますと障害物検知機能つき40台、機能なしが40台、合計80台の補助をするということでございますが、こちらの周知方法についてお尋ねいたします。

通常の周知と申しますと、やはりホームページ、広報、ほっと情報メールなどが考えられますが、こういった性質のもので市内の自動車整備工場などからの紹介をしていただいたらどうかなとも考えるわけですが、そういった周知の方法についてどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の片岡委員の御質問でございますが、御質問のように広報、ホームページなどの周知、それからあと、この制度は業者さんに取り付けていただくものですから、既に県下でも先進的にやっている自治体の話も聞くと、業者さんにも周知をしているということでございますので、御質問は今、業者さんへの周知だとか、65歳以上の方が対象ですので、老人クラブを通じて周知をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

◎委員（水野忠三君） 今の片岡委員の質問に関連いたしまして、このそもそも40台・40台という、その台数の根拠はどういうものなんでしょうか、お伺いをしたいと思います。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の水野委員の御質問でございますが、この制度につきましては愛知県下では1万6,500台というの見込んでおりまして、これについては保有台数とか運転免許人口などを勘案して県が見込んでいるということですが、その数字や、あと近隣市、今年度予算計上をしている自治体とかも情報を聞きながら40台ぐらいで計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（堀 巖君） 関連で。県で1万6,000というのは見込んでいるということなんです。岩倉市の実際の65歳以上のドライバー、保有台数というのは岩倉市のほうはつかんでみえないんでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員（堀 巖君） じゃあ、あるということで後でということ。

では、そのパーセンテージ、どのぐらいの申込みがあるかというところと、さっき片岡委員が言われたように、高齢者なのでホームページとかSNSをやっぱり見ない人が多いんですよ。そうすると、個別に高齢者向けのアナウンスとして、例えばそういう対象者が分かっていたら、さっき老人会という話もありましたけど、個別にそういう通知をするようなことはないのかどうなのか。また、多いときはやっぱり補正対応ということでもよろしいんでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） すみません、先ほど休憩を頂きましてありがとうございます。

今の御質問ですけど、周知方法というのは、やはり堀委員の御質問のように、インターネットとかを見ない方がおられるということも考えられますので、例えば何か地域の行事、長寿介護課とかなどの課がやっている地域の行事とかなどを、小まめにちょっと機会を設けて周知をしたりしたいと思いま

す。

あと、補正についての御質問ですが、当然利用者については多く、県からも適時照会をかけるということで聞いておりますので、動向を注視しながら必要に応じては補正をお願いさせていただきたいと思っております。

また、先ほど御質問のありました65歳以上の免許人口ですが、江南警察署からお聞きしている数ですが、昨年度の10月ということで聞いておりますが、6,358人ということでお聞きしております。以上です。

◎委員（谷平敬子君） ちょっとすみません、関連なんですけれども、障害物検知機能つきと、この障害物検知機能なしって、どう違うんでしょうか、ちょっと教えていただきたいです。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の谷平委員の御質問でございますが、それぞれ障害物検知機能つき、機能なしというものでございます。こちらについては国の性能認定制度を受けたものがございまして、まず公表されているものでございますが、障害物検知機能つきというのは自動車メーカーがつくったシステム、2種類ございます。それから検知機能なしというのは一般的な資本的なものが5品目、今公表されておまして、それぞれの機器につきましては、自分でつけるんじゃなく業者さんで取り付けていただくものとなっておりますので……。

◎委員長（鬼頭博和君） 装置の違いについておっしゃっていただければ。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

すみません、まず障害物検知機能つきというのは、皆様よく耳にされるのが、あの自動ブレーキですね。前方に障害物があると自動でブレーキがかかる、そういった機能がついているもので、ただ、アクセルを踏み込んでも急発進しないというような、そういった種類のものになる。それで、検知機能なしというのが、いわゆる前方に障害物があったときは止まらないんですけど、アクセル・ブレーキを踏み間違えたときに急発進しない機能だけついていると、その違いになりますので、障害物機能つきというのは、前方に障害物があれば自動にブレーキがかかるというものの違いになります。お願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（黒川 武君） 関連ばかりで申し訳ございませんです。

それで、こういった支援装置というのは一般的に市販されているものなのか、あるいは、メーカーのものは、それは自動的にオプションか仕様かは別にしてついてくるものだと思うんですけど、一般的に市販されているものか。

それと、やっぱり価格面ですよ、取付け費用も含めた形での、いわゆる価格ほどの程度なのか、そののところをお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の黒川委員の御質問ですが、品物については市販品というものではなく、あくまで個別認定を受けた事業者が指定する販売事業者が取り付けるということでありますが、さっきも申し上げましたが、車屋さんとかが取り付けるものということでございます。

価格品ですが、こちらは経済産業省の調査の市場価格では、障害物検知機能つきというのは8万円、機能なしのものが4万円ということで、市場価格ではそういう金額だということは確認しております。以上です。

◎委員（大野慎治君） 素朴な疑問ですけど、愛知県さんが今年からこういった事業を始めるというのは分かるんですが、愛知県さんはどれぐらいの期間この設置補助事業をやるのか、それははっきり明確に分かっているのか分かっていないのかをお聞かせください。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問ですが、来年度1年間を予定しているということをお聞かしております。

◎委員（梶谷規子君） 積算内訳書の19ページですが、委託料の下段の自転車整理委託料についてお伺いします。

この単価が最低賃金かなり以下ですが、シルバー人材センターに委託しているということだと思っておりますが、シルバー人材センターのところで社会福祉費で聞こうかなと思いつつながら、最初にここで単価まで明確に出てきたのでここでお伺いしたいんですが、やはり今、シルバーで働く人たちの最賃よりもかなり金額が大幅に低いということで、もちろん生きがいか働きがいか、そういったことでの最賃が適用されないシルバー人材センターの働き方の単価だと思っておりますが、最賃が引き上げられたことに伴ってのもう少しアップということは考えられなかったのでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） シルバー人材センターについては、最低賃金の適用はないということは前も以前お答えしたことがあると思います。ただ一部、ちょっと今どれがというのは少し記憶にないんですけども、見直したものはあるというふうに、たしかあったと思います。

ただ、いずれにしても、そうしたところはシルバー人材センターともお話をしながら適切な委託料というのは図っていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書で言います。15ページの庁舎施設管理費のうちの委託料で庁舎設備維持管理業務委託料ということで、先ほど水野委員の質疑に対して少し説明があったというところだというふうに思います。

それで、この1か月当たりの委託料がかなり減って、トータルでいうと1,000万円ぐらいの減額に前年度比でなっているというふうに思います。委託ですから入札の結果だというふうには思うんですけど、今、様々な委託料の中で人手不足で人件費の分が上がるというようなことで言われている中で、これだけの減額になるというのは何か理由があったのかどうか。修繕料の庁舎中央監視装置の更新などもあるもんですから、そういった関係があるのかどうか、ちょっと大きな減額ですので教えていただきたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 委員から今少しお話もございましたが、令和元年4月に3年間の契約期間が終わるということで、もともと長期継続でこちらのほうをお願いしていた、委託をしていたんですが、そちらのほうが終わるといところで入札を行ったといところなんです。それに伴って落札額が下がったといことで、令和2年度につきましては少ない額の計上になっているといことでございます。

この入札の際に、14社に指名を行って11社から入札があったといことで、結果として今回、これまでと同様の業者さんが落札をされたといことでございます。つきましては競争原理によって落札額が下がったといことでございまして、先ほど私が紹介いたしました中央監視システムの更新とは特に関係性はないといことで考えておりますので、お願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。一応確認しておきますけど、仕様書とか、こういったものには変更なしといことでの入札でよろしいでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 特段変更はしておりませんので、お願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 関連ではないですけれども、防犯灯の維持管理委託料、それから安全安心カメラの保守点検委託料など電気関係の委託料です。聞きたいのは、毎年入札をかけるさっきの長期継続契約で、行政改革の一環で、まとめられるものはまとめて長期継続契約にかけるとい、そういった見直しも過去にやられていると思っておりますけれども、この防犯灯とか安全安心カメラといのは毎年事業者が替わるのか、長期継続にする予定はあるのか、その点についてお伺いいたします。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の堀委員の御質問ですが、防犯灯の修繕委託、それからカメラの保守につきましては、長期継続ではなく入札といことでやっております。お願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 修繕じゃなくて防犯灯維持管理委託料のほうなんですけど、それも同じ回答であれば結構です。

それで聞きたいのは、入札ということなので毎年事業者が替わるという解釈でよろしいでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 御質問のとおりです。

◎総務部長（山田日出雄君） 保守点検の委託については、結果、入札はしていますけど、やっぱりこれは替わらない場合もあり得るということですね、入札の結果としてですね、その辺は御理解いただきたいと思います。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと細かいところで教えていただきたいんですけど、積算内訳書の14ページの財産管理費のうちの、時々話題になる市有地雑草刈等委託料についてですが、ちょっと細かいところで申し訳ありませんけど、事務費のこの8%というのは、消費税とは全く関係ないこの8%ということよろしいでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） こちらの市有地雑草刈等委託料につきましては、この8%というのが計上されておりますけれど、これは消費税と関係ないというふうに聞いておりますのでお願いします。シルバー人材センターの事務費であるというふうに聞いておりますのでお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 積算内訳書17ページの、これは会計管理費の中の委託料で新規事業だと思えますけど、総合収納システム導入事業委託料が上げられております。これの事業の用途は何かということと、こういった事業を導入することによってどのような成果が見込まれるのか、それと、この事業によりまして職員の働き方が変わっていくのか、そこのところの説明をお願いします。

◎会計課統括主査（佐藤さとみ君） 現在使用しています歳入システムが令和3年の7月以降は使用不能となるため、令和3年4月からの運用開始に向けて後継の総合収納システムを導入するものです。引き続き、金融機関等で納付された市税等の内容や口座振替のデータを財務会計システムで処理できるようにしていき、歳入状況を確認するものです。

また、総合収納システム導入後なんですけど、基本的には職員の業務内容については変更はありません。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 同じ会計管理費で1点だけ。

本会議で少し金融機関のATMの撤去の件をお話ししましたが、指定金融機関収納窓口事務取扱い手数料の関係では、これは引き上げていくようなことが金融機関から言われているんでしょうか。その辺の金融機関とのやり取りについてはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎会計管理者兼会計課長（尾関友康君） この取扱い手数料に関しましては、いわゆる単価が年間260万というのがここ数年あるんですけど、まだここま

でない市町村もあるものですから、多分そこが統一されるまでは値上がりということはないと思いますし、現状では恐らくないんではないかと考えています。

◎委員（関戸郁文君） 目、財産管理費、本庁公用車管理事業についてお尋ねします。

市のバスの件でございますが、各種団体から毎年だと思んですけど、バスがなかなか借りづらいというお話がございます。今現在、バスの貸出しに余裕はあるのかなのか、またバスの貸出しについて課題はあるのか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいです。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 市のバスにつきましては、中型バスの運用基準というものを定めており、それに基づいて運用しているところです。それらの使用範囲については、市の機関が自ら使用するとき、市の主催または共催にする事業に使用する。それと、行政上、市に直接関係がある団体が公共的行事に使用するときというような運用で定めております。

運用の、要するに稼働の実態はというところでございますが、時期によっても違うんですけど、外へ出て気候がいいというか、そういう時期については、もうほぼ毎日のように稼働しているというところです。現状、各種団体につきましても一定御利用いただいているところでございますが、職員の健康ですとか、あと車両の整備ということもありますので、現状の形で続けていきたいと考えておりますのでお願いします。

◎行政課長（佐野 剛君） 先ほど時期によって貸出しが多くなっているというお話がありましたけれども、日によって申込みが重複するというのも出てまいります。特に土曜日、日曜日のところは重複してまいりますので、そういったところはお断りか、もしくは他の日に振り替えていただくような調整も行っておりますのでお願いします。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、予算書117ページ、積算内訳書20ページです。安全安心カメラ10台についてお伺いします。

この10台の設置場所、来年度取り付ける場所というのは、ある程度今、現時点では決まっているのか。また、こういった優先度、プロセスでその設置場所を決めていくのかをお聞かせください。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問ですが、来年度10台ということで計上させていただいております。各区からの御要望を頂いて、通学路とか、事件があった場所とか、そういったことを見て優先事由、どこが必要かということを見ながらの決定をさせていただきたいと思っておりますので、今年度つけたような形でやっていきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 関連で、安全安心カメラのその上に修繕費が50万円とされていますが、はやもう修繕の必要性があるというような状況があるのでしょうか。

◎協働安全課主幹（田島勝己君） 今の御質問ですが、修繕というのは、例えば雷が落ちて作動不能になったときとか、あと何らかの事故とかで破損したとか、そういうことを見越して、ある意味概算のように組みさせていただいて、また実績とかを見ながら、まだ多くはないんですが、状況を見ながら、また予算の適正な執行に努めていきたいと思います。ただ、やはり落雷とか事故というのはいつ起こるか分かりませんので、それを見越しての予算を計上させていただいております。お願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書の15ページ、庁舎施設改良費の中で庁舎屋上防水工事と、そのまた上に設計委託料が入っておりますが、今後のスケジュールについてお聞かせください。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 屋上防水工事のスケジュールということでございます。

議決を頂きましたら早々に、設計業務に関する委託の入札の手続に入ります。新年度早々でございます。それで、その設計業務が終わり次第、その設計書に基づく工事の入札を行って、落札業者により屋上防水工事を実施するというスケジュールで考えておまして、今現在の見込みでございますが、工事の完了を1月末ということで考えたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目6財産管理費から目10公平委員会費までの質疑を終結いたします。

続いて、目11市民相談費から目18諸費までの質疑を許します。予算書は118ページから130ページまで、積算根拠内訳書は20ページから29ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（関戸郁文君） 目15防災対策費について質問させていただきます。

避難所の看板でございます。避難所のマークが岩倉市はまだ古いままだと思います。近隣市町でも新しい避難所のマークに変更していますが、岩倉市においてはどのようなスケジュールになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 避難所の看板につきましては、災害

対策基本法の改正に伴って改正していくような国の通知も出ておるんですが、今、岩倉市全体の避難所の看板について、こういったスケジュールで、こういった形でやっていくかを研究しながら進めているところですので、やらなきゃいけない必要性は感じているところで、ちょっと今、そのあたりの検討をしている段階で、まだ具体的なスケジュールは決まっていない感じでございます。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書119ページから121ページにかけて、それから積算内訳でいうと21ページに関連しまして、外国人サポート窓口設置事業というのがるかと思えますが、翻訳機を導入して、その外国人へ多言語で対応の充実を図るという話だと思うんですけども、多言語対応というのは確かに大切なことで、様々な外国語に対応するというのはとても大事なことだとは思いますが、同時に、日本語を外国人の方に使っていただくとか覚えていただく、学んでいただくという、その日本語をしっかりと使ってコミュニケーションをしていただけるような、そういう取組についてはどのように考えておられるでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 日本語の学習についてということですが、まず小学校などでは日本語・ポルトガル語教室で児童の方に先生から教えていただいています。外国にルーツのあるお子さんを対象にやられているという事業がございます。

また、大人の方を対象にしている事業としましては、岩倉市国際交流協会が主催されている日本語ひろばという日本語教室がございます。週1回でございますが、そちらのほうに出かけていただいて日本語を学んでいらっしゃるんで、そういった事業に対して市としては財政的に支援をさせていただいている状況でございます。お願いします。

◎委員（梶谷規子君） 積算内訳書の27ページ、目17協働推進費の男女共同参画推進事業についてお伺いします。

この推進委員会の報酬なんですが、委員は識見者が1人で、それは4回、それで5,000円の委員は5人で6回になっているんですが、大体委員長もほかの委員も同じ回数の推進委員会じゃないかなと思うんですが、委員長抜きに5人の委員で、あと2回追加して話し合うみたいな、そういった委員会の持ち方を想定していらっしゃるのでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 委員長さんのスケジュールをちょっと確認させていただいたところ、日本にいらっしゃらない期間もあるということだったので、それ以外のところは作業部会という形で、残りの委員さんにお任せしたいというようなお話も内々には頂いており、少し回数に対して

下がる状態でございます。お願いいたします。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書120ページから123ページにかけて、積算内訳で言いますと23ページに関連しましてR P A等導入事業というのがあるかと思えます。情報、いわゆるA I関係でございます。それで、このA I関係につきましては、あいちA I・ロボティクス連携共同研究会で共同利用するという御説明が以前、全協などであったかと思えますが、この研究会でどのような研究をされるかということと、議会への報告、そして執行機関内部での報告といえますか、情報共有というのはどのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 議会に報告する予定はありませんが、内容としては、R P AとA Iの部会に分かれて参加自治体によりR P A・A I総合案内の実証実験を行ってきました。その結果、A I－O C RとA I総合案内サービスを共同利用することとなりました。

また、内部への報告でございますけれども、通常どおり統括セキュリティー管理者である副市長までの報告をしております。以上でございます。

◎委員（片岡健一郎君） 関連してお伺いします。

R P Aを導入するということは、機械ができることは機械でやらせて、人間は人間でしかできないことをやるということで合理化をどんどん進めるということで、素晴らしいことだと思っているんですけども、このR P A及びA I－O C Rを導入することによって、どのような効果、いわゆるコスト削減になると思うんですけども、現状のコストと導入後のコストを比較して、どれぐらいの効果が出るというのはお分かりでしょうか、お聞かせください。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 今年度、8月から12月にかけて事業者の協力の下、R P Aの実証実験を行いました。実証実験では妊婦健康診査や財務会計など8業務を対象に検証した結果、作業時間で平均23%の削減効果があり、年間業務時間数が1,200時間に対して約270時間の削減時間となりました。その削減時間により平均職員単価で算出をいたしますと年間約56万円のコスト削減見込みとなりますが、来年度、また新たな業務のプログラムを作成することにより、削減効果については今後上がっていくことと考えております。以上でございます。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書120ページから123ページにかけて、積算内訳23ページでございますが、議事録作成支援システム導入事業というのに関連しまして、議会でも議事録作成支援システム等を導入するかどうかという議論があるんですが、こちらの執行機関の側の導入の経緯ということでお

伺いたしたいと思います。まずほかのシステムなども検討されたかどうかということと、この導入に至った経緯の中で、その選択の基準ということがあると思いますが、どのような基準で選択されたかということをお伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 経緯ですけれども、以前から時間がかかっている議事録作成について、平成30年度の職員提案で提案されたことを機に検討した結果、技術の進化により読み取り率が高くなっており、職員の業務負担が軽減を図ることができるということで導入を考えました。他のシステムにつきましては、録音した音声をシステムにアップロードして文字化するものや、今回導入予定の音声を即時に文字化するシステムなど複数検討いたしました。

基準ですけれども、まず録音音声をアップロードして文字化するシステムは、料金形態が従量課金で、読み取り率は音声の質によって変化をするためICレコーダーの音源では難しく、高性能な音声機器が必要になるということです。

一方、今回導入を予定している音声を即時に文字化するシステムにつきましては、料金形態が定額であって、読み取り率は、直接タブレットに音声を入れるため高くなるということがございます。そのため、従量課金に比べて定額のほうが想定している会議時間に対して安価であることや、高性能な音声機器に比べてタブレットのほうが安価である。また、読み取り率が安定していることや会議の準備が容易にできることなどを総合的に判断して、今回の導入するものを判断させていただきました。以上でございます。

◎委員（堀 巖君） 協働推進費の市民活動支援センター運営費についてお尋ねします。

昨年度から全体でいうと1.27倍になっています、運営費自体が。その中で、多分委託料が上がっているというふうに思うんですけれども、この人員配置をどのように改善するための金額アップなんでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） プラザ費とセンターのプロポーザルをさせていただいたんですが、こちらのほうは、今まではプラザが施設の受付業務をさせていただく時間を7時から図書館が閉館する9時まで、2人人員ということで3年前に上げさせていただいています。ただその時間に、7時から9時の間に市民活動に関する相談が非常に増えてきて、それに対応できる職員の配置ができなかった。ですので、プラザ費のほうの人員配置を見直し、7時から9時、受付業務の職員をお一人に、そして、市民活動支援センターとして団体さんの活動の支援ができる、相談に乗れるような職員を7

時から9時の間配置するというので、そちらのほうが増えて、あとは単価の見直しをさせていただいたというところで金額が上がっているという状況でございます。お願いします。

◎委員（堀 巖君） その下の区長及び区長代理者謝礼というところですが、関連の質問も含まれてくると思いますけれども教えてください。

まず非常勤の特別職から外れたということで、この謝礼についてはどういった形で規定されるのでしょうか。規則なのか、どこでどういうふうに決めるのか教えてください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 区長さんの職務等につきましては、区長会の設置等に関する規定ということを改正しまして、そちらのほうで職務を明記させていただいております。お願いします。

◎委員（堀 巖君） 基本的に名前は変わりますけれども、決めるところも変わりますが、区長さんや区長代理さんの仕事内容というのは同じということで、理解でよろしいでしょうか。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） はい、おっしゃるとおりです。

◎委員（堀 巖君） そこでお尋ねするんですけれども、片岡委員が一般質問で公職選挙法の136条の2の解釈の話がありました。私はちょっとにわかには信じ難いんですけれども、その解釈について。というのは、法律というのは言葉とかそういうことで変わるものではなくて、やっぱりその実態の対応の中身によって変わるものであります。ちょっと遠いところで三重県の東員町の議会の中の議事録で言われているのが、公職選挙法の逐条解説や選挙関係実例集、それから書籍の調査、そして顧問契約の弁護士と相談をして、東員町については行政協力員という役職の方がいて、非常勤の特別職ではないという方について、公職選挙法の136条の2に該当するかどうかというところに対する総務部長の答弁が載っていました。結論から言うと公務員に含まれるということで、そういう回答が出ていまして、つまり、対応が変わらないのに、公職選挙法の趣旨というのは、その方がどういう位置づけでいるかによってその地位利用という形が出てきます。なので、今回7月から非常勤の特別職から外れて、報酬から謝礼になるからといって、それがみなし公務員という考え方もありますし、そこら辺の最終的な答弁がまるきり解釈が変わってしまうというようなふうにとったんですけれども、その確認をもう一度この場でしたいというふうに思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今回、実は片岡委員からも御質問を頂いたというところと、あと会計年度任用職員に含まれないというところもきちんと整理した上で、私どもとしても愛知県の選挙管理委員会さんとも実は相談を

させていただいたところでございます。そういった中で136条の2を地位利用についての規定は適用されないということで確認を取っておりますので、総務部長の本会議での答弁に間違いはないというか、そのとおりであるということでございますのでよろしくお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） となると、地域地域で扱いが変わるという可能性が出てくるというふうに思います。さっきも言ったように3月から4月に何ら仕事内容、行政から機関としていろいろ頼まれてやる地域の代表として仕事を行う、それは変わらないわけですよ。その中で、どうして解釈が変わってしまうかというところの、その公務員という解釈の仕方ですよね。この解釈の仕方というのはやはりなかなか、今、愛知県の選挙管理委員会というふうにしましたけれども、もう一回、再度全国的な動き、調査をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。以上です。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書125ページ、積算内訳25ページで、国土強靱化地域計画策定事業についてお伺いをしたいと思います。

こちらは新たに国土強靱化地域計画というのを策定されるということですが、従来地域防災計画などとの異同、同じところ、違うところというのは明示されるのか。例えば、線を引いたり文字を色分けしたり、章とか段落とかを変えたりとか、地域防災計画とここは共通で同じ趣旨、ここは違う新たに付け加わるとか、そういう異同が分かるような表現を取られるのかどうか、これがまず1点と、2点目についてはアンケート調査をされるというふうにお伺いをしていますから、そのアンケートの実施前に、そのアンケートの文案について議会などに何らかの形で御提示いただくことはできるんでしょうか、2点お伺いをしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） そもそも地域防災計画と国土強靱化地域計画についてですが、災害への対策という点では共通しているんですが、そもそも計画としてのアプローチの仕方が違いまして、地域防災計画というのは、災害、いわゆるリスクと、例えば洪水だとか台風だとか地震、そのリスクに対する対応を取りまとめて、行政としてどう動いていくかというのを取りまとめている計画なんです。国土強靱化計画というのは、そのリスクごとの対応方法をまとめるというものではなくて、最悪な事態に陥ることが避けるように強靱な行政機能や地域経済を事前につくり上げていこうとする計画ですので、ちょっと全くアプローチの仕方が別な計画なので、明記するとかしないとかというのは現状全然想定していないものなので、そもそも違う計画ですということになります。

それで、アンケートについては現状、まだどういった設問にするかという

のは全然未定ですので、こういった形になっていって議会のほうに提示するかというのは、現状決めてはいない状況でございます。

◎委員（黒川 武君） 今のものにちょっと関連して私もお聞かせいただきたいと思います。

国土強靱化地域計画ということで先進事例もあることだろうから、それらも参考にしながらいろいろ練ってみえるだろうと思いますけど、いずれにしても強くてしなやかな岩倉づくりの基本となるものだろうということで、それで、委託に当たって発注するに当たりまして仕様書を当然作成されるだろうと思いますので、現時点でどこまで明確になっているのか、例えばその基本的な方針とか、あるいは先ほど答弁の中でリスクシナリオ、いわゆる最悪な事態、そういったものをどの程度想定しているのか。さらに言えば、対応策としての施策分野、その設定をどの程度考えているのか、そういったことまで現在明確になっているのかなっていないのか、明確になっていれば現時点で説明を頂きたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 現時点で明確になっていることとなりますと、国の基本計画の中で、基本の目標、人命の保護が最大限に図られることだとか、国家及び社会の重要な機能の保全とか、国民の財産・公共施設の被害最小化、迅速な復旧、こういった4つの基本目標が設定されております。この国の基本計画の中で、この国土強靱化の理念とかを踏まえた上で推進していく計画や方針を決めていくというふうには考えているんですけど、現状、この本市において一番考えられる災害というのは南海トラフの地震と今考えていますので、そういった自然災害のことを考えつつも、国の基本計画や県の計画、そういったあたりを見ながら調和を図って地域の特性とかも踏まえて検討していくことになるかと考えているので、現状、明確に決まっていることというのは特に方針についてはないです。

それで、こういった政策分野とかを設定していくかという話になりますと、国土強靱化基本計画の中では8つの事前に備えるべき目標と45の起きてはならない最悪な事態を想定しておりまして、その地域特性を踏まえながら、その8つの目標と、あとどれぐらいの想定になるかというのは、今後、本市の地域特性を考えながら考えていきたいと考えています。現状うちが考えているのは、リスクシナリオだとか脆弱性の評価だとか、そういったことをやっていくということは決まっているんですけど、具体的な中身までは、まだ現状決まっていない状況です。

◎委員（黒川 武君） それで結構でございます。

それで、1点お聞かせいただきたいと思いますが、積算内訳で申し上

げますと24ページの防災対策費、この中の需用費の中で非常食の購入も入っていることだろうと思います。それで、毎年防災訓練、市が行う総合防災訓練とか地域における合同防災訓練とか、そういったいろんな訓練が行われるわけなんですけど、その折に、訓練参加者に食料品が、記念品というのか参加された方々に渡されていると思いますけど、これは市民の方から頂いた声なんです。ただ単に渡すだけではなくて、そのときに、例えば家庭での備蓄を促すようなチラシ、そういうものも添えて渡しているのかどうなのか、そのところを少しお聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 毎年、賞味期限が近づいている備蓄食料につきましては、物資受入れ配付訓練ということの中、そういった訓練の中で各行政区にお渡ししています。家庭内での備蓄を促すチラシについては現状では防災訓練時にはお渡ししておりませんが、自助に対する防災意識の向上にもつながると考えられますので、今後あらゆる機会を捉えて市民周知をしていきたいと考えておりますし、これまでも防災会の防災訓練とか防災講話、そういったところでも周知していますので、今後もそういったことに努めていきたいと考えています。

◎委員（水野忠三君） 予算説明書127ページから129ページにかけて、積算内訳27ページで、男女共同参画基本計画策定事業についてお伺いをします。

男女共同参画社会の推進ということで、いわゆるLGBTなど、これについては、今回ではなくて以前の木村議員の一般質問、それから今回の鬼頭議員の代表質問などでも、ほかの議員の方の質疑でも取り上げられたことが何回かあると認識しておりますが、LGBTなどの多様な性について、さきの木村議員の一般質問や今回の鬼頭議員の代表質問などを踏まえた上で、現時点では今後どのように扱われるか、お伺いをしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 以前頂いた御質問の回答と同じになりますが、やはりそれは推進委員会、検討委員会のほうで進めていただくところではございます。市としては当然、SDGsやLGBTについて検討を進めていただいて、そういった計画に盛り込んでいきたいなというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書の24ページの中で防災委託費、需用費の中で、黒川委員も御質問されましたけど、この防災対策費の中で、避難所のことも含めてマスクの備蓄は必要ないですかと。ちょっと健康課さんのほうで1万6,000枚というのが全協でお答え、たしか1万6,000枚でしたか、確保されているということはお聞きしておりますが、防災対策費の中でマスクの準備は必要ないと考えているのか、今後検討されるのかを含めてお聞かせく

ださい。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 避難所の衛生管理とか感染症の対策ということもございますので、今後備蓄については考えていきたいと、研究・検討していきたいと思います。

◎委員（大野慎治君） それでは、積算内訳書の65ページ、市民活動支援センター運営費の中の委託料の中、27、28ページの市民活動支援センター運営費の中の65歳の集いの委託料について、ちょっとお聞かせください。

参加者が年々ちょっと減少ぎみというか、僕も今年はちょっと参加できませんでした。少なくなっている現状の中で、やっぱりもうちょっと講師の方とかそういうことを含めて、やっぱりもうちょっと予算つけて、しっかりと人が集められるような講師の方とかそういったものは、もう一回検討する時期であると僕は考えるんですけど、いつまでも同じことをやっても参加者が少ないというか、やっぱり僕は人の参加が多いほうがいいと思いますので、そういったことは検討されていないのかを含めて、今後の課題についてと対策についてお聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 65歳の集いにつきましては、やはり参加者の方、対象者も少なくなっていることでもあります。参加していただける方が年々少なくなっている状況でございます。社会的な背景も、お仕事をされていたり、市民活動になかなか移行できるほどの時間に余裕がない方が増えてきておりますので、一旦事業の見直しということも検討しているところであります。今までは、ちょっと実行委員会形式で市民活動支援センターをお願いしているNPO法人に委託してやっていたところではありますが、来年度に向けてやり方を、何かの事業と一緒にしたりとか、そういったことも今検討しているところではありますので、来年度はこちらの予算は同じにさせていただいておりますが、次年度以降に向けても今御提案いただいたような内容で検討させていただけたらなというふうに思います。お願いします。

◎委員（水野忠三君） 予算書129ページ、ふれ愛タクシー事業でございます。こちらについてはほかの議員が、もう何度も質疑をされているところだと思います。

それで、乗降禁止区域の岩倉駅東西ロータリー周辺ということになっていと思いますが、議会に例えば説明される場合と一般の市民の方、特に御高齢の方などに説明する場合とでは、やはりかみ砕いて分かりやすく簡潔にということが求められると思います。そして、ただ一方で、不正確な表現になってはいけない、簡単でというのと正確でという一見矛盾するというか対立

する、両方を本当は追求しないといけないと思うんですけれども、市民の皆さんから問合せがあったときに、議会に対してではなくて、その一般の市民の方に対してはどのように説明をされているか。平易な説明としては、どういう説明をされているかということをお伺いしたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 市民の方にも地域公共交通会議でこういった詳細が決まるという内容を分かりやすく、その公共交通会議の説明からさせていただいております。どんな事業者さんが出られているのか、どんな市民の代表の方がやられているのか、またどういった経過でこういったことが決まっていくのかというところでお話をさせていただいておりますので、お願いします。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、ふれ愛タクシーの関連でお聞きします。

約半年間、これは運用から経過しておりますけれども、毎月議会のほうには利用者の数字を報告していただきまして、ありがとうございます。その数字を見ますと、顕著に増加はしているのかなというふうに感じております。半年間を経過して利用者からの声で、こういったことを改善すべきかなとか、そういったこと何かお気づきの点がございましたらお知らせください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 事業が始まって4か月以上たっておりますけれども、利用者の方からは、予約が取りやすくなったとか、スーパーとかに行けるようになったという反面、やはり先ほど委員もおっしゃいましたけれど、岩倉駅でどうしても降りられないのかとか、市外の病院に使っている方は、その病院だけに行きたいんだけど何とかならないのかというような御相談は受けております。そういったときも先ほどのお話と同じになりますけれども、決まったことはそういった会議を通して決まったことですので、今後もそういった要望をそういった会議に上げて、よりよい方法を検討していきますというようなお話をさせていただいております。お願いします。

◎副委員長（宮川 隆君） 協働推進の部分で、大卒の考え方というのと現状の考え方をお聞きしたいんです。

まずは市民活動支援センターの本来の目的の一つとして、市内に多く個々で活動してみえる市民活動団体、これは過去の公民館活動の中で、長い歴史の中で一つ一つ育ってきているんですけれども、現状は65歳の集いもそうなんですけれども、それぞれの活動団体の高齢化と、それから新規参加者がなかなか入ってこないというのが個々の団体の悩みの一つであると思います。そういうのを支援するのが本来の市民活動支援センターの大きな役割の一つ

だというふうに私は理解しているんですけども、今まで何もやっていなかったということではなくて、今までのやつがなかなか効果が出ていないことによって、それぞれの活動団体が新たな人材を確保することができていないということが現状だというふうに思います。

反面、これはちょっと一つお聞きしたいところなんですけれども、全体の活動の新陳代謝という意味合いで言うと、高齢化に伴って1つの団体が縮小していく。反面、新たな団体が増えてくることによって全体の市民活動のレベル、もしくはボリュームというのが縮小していなければ、もしくは膨らんでいけば、それはそれで形として形態が1つという必要性はないと思うんですけども、現状、市民の活動がどういう状況に今置かれているのか、それに関して、もし課題があるんだったらどういうふうな手を打とうとしてみえるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

**◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）**

今、宮川委員が言われるように、今、市民活動団体の大きな課題といたしまして高齢化、それから高齢化に伴う活動の縮小といった課題が大きいというふうに私どもも認識しております。また、市民活動支援センターの職員も、そういった認識を持っております。そういったことを大きな課題を解決するために、日々その活動に関する相談、助言等を行っている状況ではございますけれども、なかなかいいアドバイスができないという状況もございます。

そこで今、私どもも、皆さんも既に御承知かと思いますが、2市3町協働フォーラムというような、広域の協働市民活動の団体が一緒になって一つの協働に関して考えていこうといったフォーラムを過去5回開催させていただいて、そういった人と人をつなぎ、あとそういった課題をどうやって解決していくかというような情報交換も併せてさせていただいた中で、課題解決に向けて取り組んでいるという状況でございます。ですので、今後もそういった活動を幅広くできるような人のつながりを広められるような活動を、また支援していきたいというふうに思っております。

また、市民活動助成金のほうも、応募する団体、これまでも新しいはじめの一步など、応募していただける団体も少なからずございますので、そういった団体を通じて新しい市民活動の団体にこういった制度等を広く周知して、しっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。

**◎副委員長（宮川 隆君）** 先ほどの質問の中で、市全体の個々の団体、グループではなくて市全体の活動の新陳代謝、グループの活動の新陳代謝というのを把握してみえるかという部分もあったと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

◎協働安全課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

市民活動の団体については、まだ今二百数十団体という形で、大きな増減というのがございませんので、減らないように、言い方はおかしいですけども減らないようにしっかりと周知等して、市民活動の団体の支援に努めてまいりたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと最初に申し上げておきますけど、ちょっとこの範囲は広過ぎるというふうに思います。来年度からは、ちょっとここを区分してやらないとなかなか大変かなど、行ったり来たりしなきゃいけないということがありますので、ちょっと議会のほうで検討していただきたいなというふうに思います。

それで、私が聞きたいのは、まず積算内訳書の21ページの国際交流費のうちの、様々な形で外国人サポートが窓口で行われていくということでありませう。それで、岩倉市に在住している外国人の国籍というのが三十数か国というところの中で庁舎内の看板の修繕が上げられていますけど、これはどういう形になってくるのか、イメージがあれば教えていただきたいですし、有効な内容にしてほしいもんですから、そういった点でどうなのか、まずお聞かせください。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 庁舎内の看板のかけ替えの修繕なんですけれども、今でもパネル等でエレベーターの中だったり出たところのロビーだったりにあります。そういった表示になりまして、基本的には日本語になります。ただ、その主要階、1階部分ですと、1階のところは日本語と英語表記がされていると思いますので、それに倣う形になります。あと、つり下げ看板をちょっと予定しておりますので、そちらのほうは、今でもポルトガル語の通訳がいますよということでポルトガル語で表示されておりますので、その隣に外国人サポート窓口という日本語表記、英語表記、ポルトガル語表記をさせていただこうと考えております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。ポルトガル語の表記がされるということで、ブラジル人が一番多いもんですから、それはそういう方法がいいのかなというふうに思います。

いずれにしても、迷っている外国人の方がいたら今でも市の職員が寄って対応していると思いますので、そういうことに心がけていただきたいなというふうに思います。

次に23ページの、私もRPA等導入事業についてお聞かせいただきたいと思っております。

実証実験が行われているということで、機械でやれることは機械でという

ことで、そういう面については大いに導入していくべきだなというふうに思っているんですが、AI総合案内サービスというところが少しやはり疑問があるところでもあります。あいちAI・ロボティクス連携共同研究会というところに県と全市町村が入っているいろいろ話し合っているというふうに思いますが、岩倉市としては、こういう研究会などでどのような立場で臨んでいるのか。窓口への相談、いろいろな問合せ、定型的なものについては答えられるというふうに思うんですけど、やはり人の対応が必要になる部分が出てくるのではないかなというふうに思うんですけど、そういった点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

◎協働安全課統括主査（夫馬拓也君） 窓口を変えていくということではなくて、やはり24時間365日、問合せが可能になり、定例なものであれば正確かつ迅速に、あえて対応できるようになるということで、市民サービスの向上につながってくるというふうに思っております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

市民サービスを向上させるということで、定型的なものには応えられるということで導入するのはいい方向なのかなというふうに思います。いずれにしましても、このAIによるサービスが、本当にどのような対応がしていくのかというのは様子を見ていきたいというふうに思います。

次に、国土強靱化計画、25ページについても改めて本会議でお聞きしましたけど、お聞かせください。

各市町村でつくっていく意義について本会議でお聞きして、近隣市町と計画に違いが出てくるのかなあというところについては各市町で地域の特性があるということで、岩倉市の場合は五条川の内水氾濫等についてということで、そういう点でいえば大口とかとどう違ってくるのかなということがありますが、これは期待しながら見ていきたいなというふうに思っていますが、これは取りあえず来年度で、この近隣で策定するというところの状況というのは確認されているんでしょうか。

また併せて、委託についてはどのような形で行っていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（水野功一君） 近隣の市町の策定状況でございますが、一宮市は現在、今年度に策定する予定で動いているという話は聞いているんですけど、現時点でまだ策定ができたという話は聞いておりません。小牧市に関しましても12月補正だったか今年度中には、ちょっと議会の時期はちょっと忘れてしまったので申し訳ないんですが、今年度中に補正を組んで、来年の夏ぐらいまでをかけてつくっていくという話は聞いております。

それで、ほかの、この辺ですと江南、大口、扶桑辺りも来年度つくっていくという情報は入っております。

どういった形で発注していくかという話は、入札でやっていくことを……。委託の内容ですか。すみません、はい、考えています。

◎委員（木村冬樹君） 今、近隣も同時期につくっていくということで考えてみますと、どこがこの委託を請け負うのかというところをよく見ていかなきゃいけないなというふうに思います。地域特性を本当に生かしたような計画になるのかというところが大変重要な問題だというふうに思います。

そういった点で、アンケート調査だとか市民のワークショップをやるということは、市民参加があるものですから、そこに期待したいなあというふうに思っているところです。

質問はそこまでにして、次の質問に移ります。

27ページの市民プラザ施設管理費の中で、市民プラザは古い施設でありまして、空調設備が以前は重油を使って行われていたということで、地球温暖化の問題等も含めて改善が必要ではないかということが議会から言われている中で、今回、空調設備を賃借するというところで予算組みがされているところでありまして、この辺について、どのような空調になっていくのか教えていただきたいと思っております。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 市民プラザの空調機器ですが、耐用年数をはるかに超えており、毎年修繕を行いながら何とか使用している状況に来ていました。また、一括で冷暖房をしているところもありまして、2階だけが暑かったり1階だけが寒かったりといった状況で、利用されている方から少し効きが悪いとか、よ過ぎるとか、そういった苦情も受けることも多い状況でございます。

そういった状況を踏まえまして、また冷媒ガスの廃止もありますので、個々にお部屋ごとに電気のエアコンを取り付けさせていただきたいと考えております。そして、電気稼働の空調機器を導入し空調機器の更新を行い、各部屋で温度調節を可能とし、利用者にとって快適な環境を整備するために計上させていただきました。10年間のリース契約となっております。リース終了後には空調機器は無償譲渡される予定でございます。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） 大変ありがたいというふうに思います。いい空調だというふうに期待しています。

もう一点、同じページの協働まちづくり推進事業の中で、協働のまちづくりのセミナーがこれまで行われてきました。今回は委託料という形で組まれているわけで、この辺の違いといいますか、まちづくりセミナーと報償費も

あるわけですが、この違いというのはどのような形になっているのでしょうか。今年度と来年度の違いというのはどういう形なのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 今年度、報償費のほうを組ませていただきました。3回行うという予定で、1回は毎年区長様、役員さん皆さんを対象にしたもの、残り2回は若い方、今後市民活動をやっていたりするような方、そういった方を集めて、その方たちに協働についてだったり、岩倉市のことについてだったり、皆さんで話し合ってもらっていただく機会、そういったところで講師の方をお招きしております。

ただそこで、やはり今年度と昨年度なんですけど、話しやすい雰囲気ということで、2階のさくらん坊の場所を借りて行ったりしております、そういった話しやすい雰囲気づくりというのも大切だというふうに講師の先生からお話を頂きました。今回計上させていただいたのが、そういった場所代だったり、あと話しやすい雰囲気づくりのために飲物や食べ物が出たりとか、若者の方たちが好むようなポップだったりフライヤー、宣伝ですね、そういったことにも御尽力いただけるということで、それをまとめて委託をさせていただきたいと考え、その2回分についてだけ委託料というふうに上げさせていただきます。お願いします。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。若者向けにやってきた2回分を委託にして、より話しやすい雰囲気をつくっていただけるということで、これも様子を見ていきたいなというふうに思います。

もう一点だけ、私も28ページのふれ愛タクシー事業についてお聞きします。

本会議で質疑の中で、その予算管理について語られた部分があって、タクシー台数には、やはりこの地域にあるタクシーというのは限度がありますので、そういった点で予算管理になっているというふうにお聞きしたわけですが、いわゆる江南のいこまいタクシーだとか、岩倉市はこうやって事業をやっているということで、報告を受けている中では不成立はないということになってはいるんですが、タクシーが足りないような状況というのは、もう全くないという、今の時点でないというような認識なのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

◎協働安全課統括主査（小崎尚美君） 事業者の方から毎月そういった御報告を受けているというところで、やはり今の段階ではお断りしたことはなく、別の時間の御提案に御同意いただいて乗っていただいているような状況でございます。それが2台だったときは、別の時間がかなり後の時間だったり、午前の希望だったのが午後になったりというところなんですけれども、やは

りタクシー会社さんはたくさん台数をお持ちなので、午前中に何とか乗っていただけるといところで不成立がないというふうに。ただ今後、利用の要望が増えてきてしまうと、お断りする場面もあるかもしれないというふうに事業者の方もそういった懸念はしております。なるべく午後の利用だったり余裕を持って予約していただくなど、こちらも周知していきたいと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君）　ここで休憩を一旦取りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　では、目11市民相談費から目18諸費までの質疑を終結します。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。10分間ぐらいでいいですか。じゃあ3時から始めます。よろしくをお願いします。

（休　憩）

◎委員長（鬼頭博和君）　それでは、休憩を閉じ再開いたします。

続いて、項2徴税費の質疑を許します。予算書は130ページから134ページまで、積算内訳書は30ページから33ページまでとなります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君）　本会議でいろいろ質疑しましたので、ここでは1点だけと思っています。

徴収費のほうに当たるといふふうに思いますが、お聞きするところによりますと、例えば滞納して、それを滞納整理機構のほうに送られて、それで差押えになるというようなことが、やっぱりいろいろ何件かあるというふうに思います。そういった中で、本会議で聞いたように、成果としての滞納の分が減ってきているということがあるのかなというふうに思っているわけですが、最近の状況で、差押えをされても何も問合せがないというか、普通だったらびっくりをして、とんでもないというふうなことでありますし、私たち議員の下にも払い切れないという人たちの相談はあるわけですが、そういったことも何か最近は多くなってきたというところで、少し懸念しているのが、納税の義務みたいなところの意識がやっぱり国民の中、市民の中に薄れてきているのではないかなというところをすごく感じてしまうわけですが、そういった点については、何かつかんでいる情報だとか市が考えていることがあるのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思っております。

◎税務課長（古田佳代子君）　すみません、特につかんでいるものとかはな

くて、体感でしかないです。差押えだとか差押え予告だとかに反応がない、また実際、差押えをされても反応がないということがありますので、体感的には意識が低くなっているのかなという事は感じております。

それに対しての対応というのは具体的には今まだないんですけども、滞納者に対しては極力接触を試みて、そういった意識を持っていただくようにお話をさせていただいています。

租税教育といって子ども向けの教室だとか、そういったものも毎年行っておりますので、引き続き納税意識の向上につながるように努めていきたいと思っております。

◎委員（木村冬樹君） 一度これは、滞納整理機構が今年度で終わるものですから、それで私はいいいというふうに思っているわけですけど、他市とか近隣なんかとも含めて少し情報交換をして、どういう実態なのかということとはつかんでいく必要があるのではないかなというふうに思いますので、そういうことにも心がけて、場合によってはいろんな、もっともっと教育的なことだとかをやらなきゃいけなくなってくるのではないかなというふうに思うわけで、そういったところをちょっと考慮していただけるように要望しておきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、項2徴税費の質疑を終結します。

暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開いたします。

続いて、項3戸籍住民基本台帳費から項7災害救助費までの質疑を許します。予算書は134ページから146ページまで。積算根拠内訳書は34ページから43ページとなります。

質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 予算書137ページ、積算内訳書35ページの地域人権啓発活動活性化事業についてお伺いします。

7年に1回、岩倉市に回ってくるというところで取り組まれるとお聞きしておりますが、やはり岩倉は毎年、人権の問題について講演会や様々、学校も含めて市民全体で人権意識を高めるという啓発がされて大事にされてきている事業だと思うんですが、この7年に1回、岩倉市であるということで、重点的な取組とか、こういったことを考えられているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） この事業は法務省が愛知県へ委託し、愛知県より各法務局管内の市町村へ再委託し、一宮法務局管内で構成する7市町の持ち回りで実施するものです。内容としましては、市民対象の講演会の実施、各小・中学校での人権講演会の実施、小学校などに花の種を配付し、児童が協力してこれを育て、人権の心を育む人権の花運動、イベント時における啓発活動を予定しております。

なお、市民対象の講演会は、令和2年11月28日に総合体育文化センターの多目的ホールで開催を予定しております。

各小・中学校での講演会の日程、またそれぞれの講師については、今後選定していくこととなります。

費用につきましては全額補助されることとなっております。

◎委員（梶谷規子君） 他市町と違って岩倉らしいというようなものというのは、あえてどうなのでしょう。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 他市でいきますと、各小学校、中学校の講演会についてなんですけれども、よく行われるのは代表の学校での講演会というところなんですけれども、岩倉市においては全ての小・中学校で開催を予定するというのが特徴的になっております。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

やはり子ども条例もある岩倉市で、一人一人の子どもたちにそういった講演の場、学ぶ場が保障されているということで、うれしく思います。

もう一点、すみません、市長選挙に関わって、予算書139ページ。

選挙の投票所のバリアフリー化をこれまで繰り返し質問させていただいてきて、あと2か所が、どうしても靴を脱いではいて脱ぎはきが必要なところがまだ残っているという現状だと思うんですが、今年度、改善されたようなところがありますでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 委員御指摘のとおり2か所、今、土足から一旦脱いで入っていただくという投票所がございます。31年の2月3日の知事選挙の際からなんですけれども、そのうちの1つであります石仏会館につきましては、入り口に車椅子などの体が不自由な方が来られた場合に職員を呼んでいただくような無線機ですとか、あと同時に、大きな段差がございますので、それに対応できる長いスロープを設置したりというところで、屋内用の車椅子、畳の上でも対応可能なビニールマットを用意したというところでバリアフリー化ということに努めております。

もう一か所の大上市場会館の投票所、上投票所でございますが、こちらにつきましてもどのような対応ができるかというところを、引き続き施設管理

者などと協議をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書35ページのマイナンバー関係について。黒川委員もかなり厳密に区分して行いましたけど、私は全部ここで聞きたいというふうに思います。

まず通知カードの紛失などの状況がどうなっているのか、再発行を求める件数などがあろうかと思えますけど、そういった状況がどうなっているのか。

また、個人番号カードの発行数だとか発行率、今はもう多分申請すれば、そんなに長い時間を待たずに交付できるというふうに思えますけど、未交付の状況などがあるのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） まず通知カードの再発行申請件数から答弁させていただきます。

平成29年度は353件、平成30年度は336件、令和元年度は2月末現在で208件となっております。

なお、通知カードにつきましては、デジタル手続法の一部施行に伴い、近日中に通知カードが廃止される予定となっております。

続きまして、マイナンバーカードの交付状況につきまして答弁させていただきます。

本市の令和2年3月1日現在の交付枚数は6,002枚となっております。交付率は12.5%です。未交付につきましては、マイナンバーカードが届いたら順次受け取りのはがきを出させていただいておりますので、あとは通知を受け取った方が予約して受け取りに来ていただくというような状況になっております。

◎委員（木村冬樹君） 通知カードの廃止については、では、通知カードはもう無効になるということなのかどうか。デジタル手続ですから、何かの方法で自分の番号を確認できるようになってくるのかという点についてお聞かせいただきたいのと、取りあえずそれを教えてください。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） 通知カード廃止後のマイナンバーの通知は、個人番号通知書、マイナンバー、氏名、生年月日、個人番号、通知書の発行日等が記載された書面が送付されることにより行われます。この個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できないということで、マイナンバーを証明する書類が必要な場合はマイナンバーカードの提示、または住民票、もしくは住民票記載事項の証明が必要となってきます。ただ、通知カード廃止以降、通知カードの記載内容と住民票の記載内容が一致している場合につきましては、経過措置として、引き続きマイナンバーを証明する書類として使える予定となっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。通知カードは廃止されるんだけど、そういう番号やら何やらが書かれたものが書面が送付されて、それは番号を証明するものには使えないけど、経過措置として一定の期間は有効だというように、そういうような説明なのかなというふうに思います。どんどん個人番号カードの発行をしていかなきゃいけないような状況が出てくるのかなというふうに思っています。

それで、このマイナンバーカードの交付の計画が示されておりますが、先ほどの12.5%というのが計画と比較してどういう状況になっているのか、まだ計画を立てられてすぐだとは思いますが、もう既に乖離が出ているのではないかなというふうに思いますが、どういった状況でしょうか。

◎市民窓口課主幹（兼松英知君） マイナンバーカードの交付円滑化計画では、令和2年2月末までに7,037枚の交付計画となっております。現時点では6,002枚の交付となっておりますので、計画との差は1,035枚となっております。

あと、すみません、先ほどの通知カードの関係なんですけれども、通知カード廃止後に番号を通知する書類については、番号を示す書類としては使えないということと、通知カードは今既存を持っている方について、引っ越しとかされなくて、今現状の通知カードに記載されている内容と住民票に記載されている内容が一致している方についてはそのまま使っていただけるということ、通知カードが廃止された後に引っ越しをされた場合は住所とかの書換えをしないものですから、住民票との差が出るものですから、そのときは、その通知カードについては番号を証明する書類として使えなくなるということになります。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。多分、今のこの状況を見ますと、国は希望的観測で2年後ぐらいには100%みたいな計画を立てているわけですが、思うようには進まないだろうというふうに思われます。

ということで、この番号制度から通知カードがずうっと有効だと思っていて、ずっとそれを保有してというふうな方が大部分を占めるんではないかなというふうに思います。やがてこういったことも周知がされていく中でしょうけど、なかなか国の思うようには進んでいないという実態が明らかになったというふうに思います。

例えば、先ほどの黒川委員が言った公務員の個人番号カードの交付、発行を増やそうということで、いろいろ手続がされてきているということもお聞きしますし、ポイント還元でオリンピック後にそれを使おうだとか、あるいは健康保険証として使おうだとかというところがあるかと思いますが、

そのたびに法律の改正も必要になってくるだろうというふうに思いますし、強制されるという形では、なかなかならないというふうに思っていますので、市民に正確な情報を周知するような形の内容は必要かというふうに思いますので、そういった点で計画等を見ながら、またまたこの点については議論していきたいなというふうに思います。

それで、もう一点ですけど、39ページの統計調査総務費の中の国勢調査についてお聞かせください。

国勢調査は前回と同じような内容でやられるのかどうかという点についてお聞きしたいんですけど、前回のときは皆さんも覚えているかと思いますが、ポストに封筒が投函されて、それでやれますし、電子的にも提出できるというようなことでやられて、ちょっとそのときも指摘しましたけど、ポストに居住実態がない方なんかいますし、無視する方もいますので、ずうっとポストに残っているような状況もあったというふうに思います。そういった状況はやっぱり好ましくない、こういう個人情報に関わる場所ではというふうに思いますので、今回はどのような対応がされるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君）** 令和2年国勢調査につきましては、今年10月1日を調査期日として実施がされる予定でございます。前回の調査との大きな違いは、前回調査はオンライン調査の本格的な導入をする大きな調査ということで、国のほうもオンラインの調査がより進むようにということで、調査期間、オンラインでの回答期間がまず先にあって、その後、回答のない方について紙の調査票を配付するというような流れでありました。今回は同時に回答、オンラインの回答も紙調査票も同時に配付するというような流れになっております。

先ほど木村委員が言われたように、前回は、そのオンラインIDの配付については調査員の負担軽減ということもあって、直接お会いしなくても配付ができるような環境でありました。そこに特別な個人情報というのはいないんですけども、IDを入れたものについては郵便受けに入れてというようなことが可能であったと。今回につきましては調査票も一緒にお渡しするので、細かい手続については、まだ個別具体的に示されてはいないですけども、恐らく当初からお宅訪問をさせていただいて、御説明もしながら調査票の回答についての流れ、事務の流れがされていくものと思います。

いずれにしても、今後、国のほうからも細かい事務の流れも示されていきますし、先日、本会議の中でも岩倉団地の部屋の入居の募集をしていない空き室といますか、そうしたところもあるよというようなこともお聞き

していますので、URさんともあらかじめ、もう分かっている空き室については、そうした訪問も含めて、なるべく調査員の負荷も減らしていきたいと思っていますので、そうした工夫をしながら適正な調査の実施に努めてまいりたいと思います。

◎副委員長（宮川 隆君） 積算内訳書の37ページ、岩倉市長選挙費というか、もう一つ上の選挙執行費の関係でお聞きしたいと思います。

要は、どんどん下がる投票率をどう歯止めをかけるかということでありませう。それぞれの議員が一般質問等でも提案していますし、それから今回、総務委員会のほうからも政策提案として出しているわけですがけれども、なかなか、ごめんなさい、財務のほうからも出されているわけなんですけれども、なかなか歯止めが利かないというのが実態で、お互いに議会のほうも、それから執行機関のほうも頭を悩ましていることなのかなとは思っています。

今回、来年度の市長選に当たって何らかの新しい啓発の取組というのを考えられてみえるのかどうか、まずそれを1点お聞きしたいと思います。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 今度の市長選ということで、啓発についての新しい手法というところだったと思います。

少し一般質問の答弁とも重複しますが、昨年度から明るい選挙推進協議会のほうを立ち上げさせていただいております。そちらの中で投票率の向上をというところは大きなテーマとして御議論いただいたというところがございますので、明るい選挙と同時に始めました選挙期間中の啓発での啓発物品を配布しての岩倉駅ですとか商業店舗での啓発といったもの、あとはポスターの掲示ですとか、ほっと情報メールでの配信とか、フェイスブック、ホームページを活用した取組といったことを徐々に、実は明るい選挙ができてからも増やしているということがございます。直近の参議院選挙で申し上げれば、市内のコンビニエンスストアを回らせていただいたり、あとレンタルビデオ店ですとか、あと本屋、中古の本屋さんといったところ、若者層を狙ってのことなんですけど、そういったところも回らせていただいてポスター等の掲示を依頼したという取組もしております。具体的に、今は市長選から新しい啓発を何かしますよということにはちょっと申し上げられないんですけど、近隣自治体とかの状況も見ながら、少しでも投票に行っていたりするような方策を考えていきたいと考えております。

すみません、もう少しお願いします。市長選挙とか市議会議員選挙の際には啓発の標語を募集しております。そちらについては広報紙等で広く募集をして御応募いただいているというところで、少しでも選挙に関心を持っていただこうというところの取組をしておりますので、よろしくお願いします。

◎副委員長（宮川 隆君） 選挙執行費の枠かどうかというのは、ちょっと自分的にも疑問ではあると思うんですけども、要は選挙期間中の投票率の向上というところに力点を置くのではなくて、市民の政治参加意識の向上というような意味合いで考えたときに、やはり経年的に何らかの取組、もしくはいろんな考え方を共有できるような、そういう空気を持っていくということも必要ではないのかなというふうに思うわけなんです。

前回の市長選挙のときに、ちょうどNPO団体で、そういう啓発に特化したグループが誕生しているわけなんですけれども、明るい選挙の関係が執行機関側だけのものではないというのは十分理解はしているところなんですけれども、やはり通常、民間というくくりはよくないんでしょうけれども、自由な発想の中でそういう意識高揚につなげられるような活動というのを今から積み上げていくというのはかなり必要なことだと思いますので、そういう民間のグループなんかとも協力しながら意識の高揚に努めていただきたいなと思うんですけども、その辺に関しての考え方というのはありますでしょうか。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 民間の団体というところの御紹介を頂いておりますけれど、決して民間の方に協力しないとか、そういうことではないんですが、前回のときにも正直申し上げていろいろな取組をされるという話は聞いていまして、あらかじめ選挙管理委員会に御相談は頂いていたものですから、そちらについては選挙管理委員会の立場として誠実にお答えをさせていただいて、きちんと話し合いをしていただいてそういったイベントをされているということでございますので、市は市の立場で、民間の方は民間の立場で、それぞれが投票率の向上に取り組んでいただくのかなというふうに思っております。

投票率の向上ということであれば主権者教育ということもございまして、岩倉総合高校の方とも明るい選挙の関係では協力いただいているというところもありますので、先ほどのちょっと話の補足になりますけれど、協力しながら若年層の投票率といった取組にも取り組んでいきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 統計調査総務費、145ページで教えてください。

委託料の中の廃棄文書処理委託料ですけども、普通の一般の公文書の廃棄とは何が違う、どういう種類の性質のこの委託なんでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） 基本的には同じ性質のものだというふうに考えております。個人情報が含まれる調査関係物品をしっかりと処理していただくということで、処理をする場所まで確認に行って、しっかりと処理がされているというところまで、マニフェストだけで

はなくて現場も確認して、処理する最後まで確認をするという委託ですので、大きく違いがあるわけではございません。

国勢調査ということで、全額国の委託費も入ってきますので、事業別に計上させていただいているということでございます。

◎委員（堀 巖君） 国勢調査だけに限るその文書を、普通一般の公文書扱いではなくて、国からのそういうセットの中で廃棄をするという手続まで国が面倒を見てくれるという解釈でよろしいでしょうか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） はい、そのような形で大丈夫かと思えます。

◎委員（堀 巖君） マンション等調査委託料についても見慣れない新しい委託料かなというふうに思うんですけども、これはどういった種類の委託ですか。

◎秘書企画課主幹兼市制50周年推進担当（小出健二君） こちらは全国的に見ると、例えばマンションなどに管理人さんが見えて、オートロックのマンションなんかで、その管理人さんに事業、調査員をやってもらったらいんじゃないかというようなことがあって国のほうで議論がされております。こちらは、やはり管理人さんは企業の社員さんというような扱いで、兼業ができないというようなことで調査員は受けられないよと、そういった場合に法人として契約をして、調査員と同様の働きをしていただくための委託という制度が前回の国勢調査から始まっておりまして、うちも市内の社会福祉法人の施設も一つ、委託契約を過去にさせていただいていまして、3件というのは可能性がありそうなところを見積もったということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、以上で、項3戸籍住民基本台帳費から項7災害救助費までの質疑を終わり、款2総務費の質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、お諮りいたします。

議案審査の途中ですが、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は3月13日午前10時より再開いたします。

本日はお疲れさまでした。

財務常任委員会（令和2年3月13日）

◎委員長（鬼頭博和君） おはようございます。

本日も、昨日に引き続き予算の質疑続きを入れていきます。

その前に、当局のほうから報告があるということですので、よろしく願います。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

大変貴重なお時間の前にすみません、よろしく願います。

1点は、小学校の卒業式についてでございます。小学校の卒業式は3月19日木曜日、9時半から各学校の体育館で実施をすることに決めております。ただ、規模は縮小ということで、参加については卒業生、その卒業生の保護者、教職員のみさせていただきたいと思っておりますので、議員各位には御来賓として御案内も差し上げているところかと思いますが、御来賓の出席は控えていただくということでよろしく願います。在校生も出席はせずということになりますので、よろしく願います。

先日3月3日には、中学校の卒業式も同じよう形で無事終わったところですけれども、教育委員も参加せず、私どもの職員が2人ほど教員に交じって参加させていただいたということだけにしております。よろしく願います。

それから、あわせて学童保育については引き続き各学童保育所、7つの場所で実施しておりますが、これは3月2日から実施しておりまして、毎日おむね200人前後の子どもたちが7つのところへ通ってこられています。

今週から学校でも自主登校教室というのを開くことにしておりますが、3月9日に初日には、5つの学校で12人、実際には4校ですけど、1校は誰も来ませんですけど、12人、それから10日が22人、11日12人、12日16人、これぐらいの方は、学校のほうの自主登校教室に参加していただいている状況でございます。いずれも消毒、それから朝の検温等も確認しながら感染対策予防には十分努めて実施しているところでございます。

報告は以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

今の報告で、何か質問ありますでしょうか。ないですかね。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、昨日に引き続きまして、本日は款3民生費、項1社会福祉費のうち、目1社会福祉総務費から目5後期高齢者福祉医療費までの質疑を許します。

予算書は146ページから160ページまで、積算内訳書は44ページから52ページまでとなります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 予算書153ページ、積算内訳47ページ、老人クラブ連合会創立50周年記念補助事業についてでございます。

令和2年度で老人クラブ連合会さんが創立50周年ということで、イベントとして講演会と、それからアトラクションなどが中心になるかと思うんですけども、その開催される講演会の内容というのは、今の時点でどのような内容を予定されているか。健康寿命の延伸、健康とかそういう話、それからコミュニティーの形成とか地域の活性化とか、様々課題といたしますか、老人クラブ連合会さんの取組でいろいろ御貢献されているところがあるかと思えますが、そういう講演会の中身というものも大切ではないかと考えますが、どのような内容を現時点では予定されているかお伺いしたいと思います。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 老人クラブの連合会創立50周年記念事業の講演会の内容等につきましては、現在のところ調整中だと聞いております。

◎委員（水野忠三君） 続きまして予算書、同じ153ページ、積算内訳47ページの第8期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定事業についてでございます。

こちらのほうは、令和2年度まで、平成30年度から令和2年度で第7期計画が終了して、その検証を経て第8期計画に入られると思うわけですが、まだ検討してからというふうに言われそうではございますが、今の時点で第7期と大きく異なる点などが想定されておられるのか。第8期計画を策定するに当たって、第7期からここはちょっと変えていこうという部分がありましたらお伺いをしたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 第8期計画ですけれども、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間としまして、令和2年度に本格的な策定作業を進めてまいります。

第7期計画の計画期間が、その前の第6期計画から見まして、団塊の世代が75歳以上に達する2025年までを見通したちょうど中間期となりますので、第7期計画では第6期計画の基本理念及び施策の方向性を継承いたしまして、2025年に向けた地域包括ケアシステムの実現への取組を本格化していく計画となっております。そのこともありまして、第8期計画におきましても、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらには現役世代が急減する2040年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中・長期的に見据

えたものになると考えております。

令和元年度には、第8期計画策定に向けたニーズ調査として、一般高齢者、要介護・要支援認定者及び介護サービス事業者等に対してアンケート調査を実施しております。今後、第7期計画の施策の検証及びニーズ調査の結果、あと現時点では示されておりませんが、国の第8期計画の策定に向けた基本指針を反映させるなどして策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の49ページ、緊急通報システム管理事業についてお聞かせください。

緊急通報システムも直営で市の職員が対応していた時代がありましたが、今は委託ということで予算立ても非常にすっきりというか、シンプルになっているわけであります。

そんな中で、配食サービス安否確認業務というものが新たに加わっているわけでありますが、これはどういったものなのか、新規事業ですのでお聞かせいただきたいと思っております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

現在、高齢者の配食サービスで配達時に安否確認ができなかった場合は、配食業者から市役所に安否確認ができなかったという連絡が入りますので、長寿介護課で安否確認を行っております。この安否確認を業者に行っていたかどうかというものです。

具体的にですが、配食業者による安否確認ができなかった場合、配食業者から直接安否確認の委託業者に連絡が入ります。安否確認業者は、まずは本人に電話をします。本人が出ない場合は、緊急連絡先に確認をします。また、介護保険サービスを利用されている人については、ケアマネジャーのほうに確認をさせていただきます。確認ができない場合は、最終的には安否確認業者から市のほうに電話が入り、長寿介護課が安否確認をするという内容になっております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

ネーミングが配食サービス安否確認業務となっているものですから、配食サービスでやれなかったものを安否確認するという業務だというふうに思いましたので、ちょっとネーミングは考えたほうがいいかなあというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

このくくりでは、あとは介護保険のほうで聞きます。

◎委員（梶谷規子君） 社会福祉総務費の予算書149ページ、負担金補助及

び交付金のところで、社会福祉協議会の補助金についてお伺いします。

福祉課と一緒に業務を様々に展開してもらっているということで、人件費補助も含めて大きい補助になっていて、指定管理者の制度の中で指定管理になっている中で、今度の監査で指定管理者監査報告書を読ませていただき、ちょっとびっくりした内容がいろいろありましたのでお聞きしていいでしょうかと思って、この場でお聞きしたいと思います。

やはり指定管理業務に関わる出納関係帳簿などで、会計経理が適正になされていないのではないかという監査の指摘があるわけですが、この社会福祉協議会の職員の方は、本当に外にも出向いて今の高齢者や認知症サポーターの人たちと一緒に居場所づくりや様々な外に出る業務、様々なボランティア団体の人たちとともにやる業務や様々なある中で、このような出納関係帳簿について適正な事務処理ではないという指摘というのは、職員が不足しているとか、そういう適正な処理をきちんと確認し合うような状況が困難な状況なのかなあと思うわけですが、いかがでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 社会福祉協議会とは、こちらのほうも話し合いを毎月というか、こちらのほうから出向いたり、社会福祉会のほうから市役所のほうに出向いたりしてお話し合いを、毎月ぐらいお話し合いをする機会があります。その中で、話し合いをしながら今現在も進めている事業等の管理等、そういったものについてもどのような形がいいかとかという形で進めているところでもありますので、また今後も社会福祉協議会と協議しながら様々なものについて進めていきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 積算内訳45ページの中でも、人件費補助が減らされているわけなんですけど、その人件費が不足していないのかみたいなのは、こちらは市としてはどうお考えなんでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） そちらのほうにつきましても、社会福祉協議会のほうと協議をしながら今も進めていますので、今現在のところ、社会福祉協議会のほうからそのような声はまだ聞いておりませんが、そういった声を聞きましたら、また検討課題として研究していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◎委員（梶谷規子君） もう一点、積算内訳書の47ページの事務管理費で、シルバー人材センターの補助金についてもお伺いをいたします。

消費税が上がってからも、人件費の分や事業費分は増えていないようなのですが、ここの増額のお考えはないのかどうか。また、さきの質問の中で自転車整備のところでお聞きしたんですが、もちろん最低賃金は適用しないのがシルバー人材センターの働き方という中ですが、最初に聞いたのはシルバ

一人材センターの職員の分、事業費分、もう一つが、そこで働く人たちの生きがいとか人生の中でやりがいというところですが、さきの答弁でも最賃は適用しないで見直したものはあるということですが、そういった今後の、今の現状の中で、やはりやりがいや自分の健康も求めて働かれる人たちももちろんいらっしゃいますが、本当に年金が少なくなつて、様々な介護保険料や健康保険税が差し引かれて大変だから、働かざるを得ないという人たちもいっぱいいらっしゃる中での、最賃に少しでも近づけるような賃金の保障ということも、もう少し考えなくちゃいけない時期じゃないかなあとと思いますが、いかがお考えでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

シルバー人材センターに対する増額の考えはないかという御質問ですけれども、今現在増額は考えておりません。そして、賃金の保障というところで、今年度会員さんに向けての委託、単価のほうはシルバー人材センターのほうと調整しまして増額している部分が多数ございます。以上です。

◎委員（堀 巖君） 予算書の153ページ、在宅福祉事業の福祉有償運送の運営協議会の委員報酬に関連してお尋ねします。

以前からデマンド交通があった頃、そして今ふれ愛タクシーということで変わっていますが、この福祉有償運送があった頃ですくい切れないとか、隙間で困っている方たちというのが、まだ存在するという答弁が続いていました。ふれ愛タクシーになって、地域公共交通会議等で話合いがされていると思いますが、その中で隙間で埋もれている、困っている人たちのこの福祉有償運送に関する話題が出てきているのか、そういう議論があったのかどうなのかというところについてお尋ねいたします。

地域公共交通会議の話になっちゃったけど、この福祉有償運送の担当課としてそういう情報を、じゃあ逆のほうから聞いているのかどうかなのかということの観点でお尋ねします。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開します。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

地域交通会議のほうに出席されている職員から、長寿介護課のほうに情報が来ているかという内容ですが、長寿介護課のほうには、すみません、詳しい内容というのは聞いておりません。

◎委員（堀 巖君） じゃあもう少しかみ砕いて質問すると、この福祉有償運送の運営協議会があった頃というか、活発に議論されていた頃から、デ

マンド交通、ふれ愛タクシーというふうに変った中で、課題として、そういう困っている人たちの存在というのは、今介護福祉課としてはどう考えてみえるのでしょうか。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 福祉有償の当時の困った方たちにつきましては、すこやかタクシーの乗降介助分の助成ということで利用の周知をさせていただきまして、その方たちに対してケアマネジャーさんを通して意見書が出されて、こちらが確認をさせていただいた方については、すこやかタクシーの乗降介助のタクシーチケットを配付させていただいております。

今年度の利用者は1名お見えですが、乗降介助分として500円、すこやかタクシーのチケットの初乗りとお迎えにプラスしての乗降介助の助成をさせていただいているところです。以上です。

◎委員（木村冬樹君） すみません。あとは介護保険でと言ってしまったんですけど、もう一点だけ。

積算内訳書48ページの高齢者地域見守り事業について、ちょっと繰り返しお聞きしていることですので申し訳ありませんけど、今の状況をお聞かせいただきたいと思います。

高齢者の地域見守り事業では様々なことをやっていますし、いろいろ意見交換もしながら進めているところだというふうに思っています。

それで、毎回言っていますけど、映画の上映なんですけど、過去には、映画を見て監督さんと呼んで講演もあってということで、そういう企画となったケースもあるわけなんですけど、映画が上映されて、見てそのままばらばらと帰っていくというのがどうしてももったいないという思いがありまして、映画を見た後で、少し交流できるような時間を取ったほうがいいんじゃないかなあというふうにこの間言ってきたわけなんですけど、今年度のこの取組はどうだったのかということと、新年度は何か計画があるのか。新しい映画でも、昨年度いい映画、今年度にいい映画が上映されています。認知症の日本映画でそういうのもありますので、ぜひそういう交流する場を、この場に設定していただけるようなことができないのか、こういった点についてお聞かせください。

◎長寿介護課統括主査（高橋善美君） 令和元年度認知症に関する映画上映会ということで、7月に生涯学習センター研修室1、2を開催場所としまして、「八重子のハミング」という映画を上映させていただきました。来場者は、スタッフを含めまして121名の方がお集まりでした。

映画は毎年好評で、多くの方がお集まりいただいておりますが、上映時間も長い関係もありまして、その後の交流会等につきましては、チラシや集ま

った方々のアンケート等を通じて御意見等も伺っているところでございます。また、その後の交流会等につきましても、今後広い場所ですとか、内容等を検討させていただきながら、交流の開催ができるようなことも検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） もう一点だけ。

予算書の155ページの認知症高齢者等個人賠償責任保険料なんですけれども、これは人口に対する率で算定が変わってくるということで、昨年度より下がっていますが、その認知症の高齢者自体の数が下がっているから保険料が下がったのかどうかかなのか、まずお聞きしたいと思っております。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

令和元年度の保険料は、予算書で2,000円ということで上げさせていただいておりました。令和2年度は1,620円ということですので、人数は変わらず金額だけが変更で減額ということになっております。

◎委員（堀 巖君） 予算立てはそうなんですけど、実際、この保険で救われた方というのはどのぐらい年間でお見えで、総額どのぐらいの保険が下りてきているんですか。分かりましたら教えてください。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

実際、このSOS事業のほうに登録をされて利用になられた方は、まだ事故的には発生はしておりません。事前登録者は、3月9日時点で29人お見えになります。この方、29人分の保険料1,620円という計算の仕方になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款3民生費、項1社会福祉費のうち、目1社会福祉総務費から目5後期高齢者福祉医療費までの質疑を終結します。

続いて、目6心身障害者福祉費から目8子ども発達支援施設費までの質疑を許します。

予算書は160ページから170ページまで、積算内訳書は52ページから58ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（水野忠三君） 予算書161ページから163ページ、積算内訳53ページの障がい福祉計画、障がい児福祉計画策定事業でございます。

まず、なぜこれについて質問させていただくかといいますと、障がい福祉計画、第6期計画と、その障がい児福祉計画第2期計画とは、策定が義務づけられている法律が障害者総合支援法と児童福祉法という別の法律に基づいていますので、難しいことは重々承知しているわけですが、やはり

その期間が令和3年度から令和5年度というふうに共通しているので、共通の理念を設定して一体的に運用したほうがよりよいのではないかというふうに思っておりますが、そのことをちょっと念頭に自分自身は考えているんですが、ただ今回はそれに関連してということで、実施計画を策定されるということで、口頭で委託されるというような趣旨で御説明があったと思いますが、この策定業務の中で委託内容はどのような範囲、委託はどういうふうにされるのか、それについてお聞かせください。

◎福祉課長（富 邦也君） この計画の策定については、岩倉市障害者計画推進会議のほうで御意見等を聴きながら策定を図っていく予定にしております。

業務内容につきましては、市の障害福祉サービスや障害児支援に関する現状と課題を整理していただき、基礎となる資料をまとめていただく予定にしております。また、事務局との打合せや、この計画に携わる会議等に随時出席していただき、必要に応じ発言や説明もしていただく予定にしております。また、会議等の資料や議事録についても作成していただき、会議の内容によっては提案等もしていただく予定にしております。

障害者福祉サービスの現状や関係団体のヒアリング等も踏まえまして、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の作成に関わっていただき、こちらのほうは、60ページほどの計画書100部と電子媒体一式の作成をして、業務として委託していきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 積算内訳書の54ページの地域生活支援事業の中の会計年度任用職員の報酬で、障がい者相談員についてお伺いします。

本当に相談員の方が、様々な相談があらゆる障害を持っている人たちの相談をお二人でやっていらしたところを3人に増員ということを大変うれしく思っておりますが、プラス1名の増員の方は、特に精神障害のほうの専門とか、こういった方が1名増員されるのかお伺いしたいと思います。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 1名の増員の方も、現在の相談員2人の方と同じ形になります。3障害の方対応ということです。

年々、手帳の増加とともに相談件数のほうも増えてきております。そして、従来の身体障害、知的障害及び精神障害に加えまして、難病発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害等の新たな障害対応が出てきておまして、障害者のニーズが多様化しております。また最近問題となっております8050問題やひきこもりなどは、長期にわたるアウトリーチの支援が必要となり、現在の相談体制では対応が困難となってきているため相談員を1名増加いたしました。

◎委員（梶谷規子君） ありがとうございます。

ということは、アウトリーチもできる体制に持っていくということでの、そういう3人での体制ができるということで、大変今の現状、様々な状況がある中で、いろんなサービスを多様に受けて、次の方向に向かっていけるような支援をぜひともよろしくお願いします。ありがとうございました。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の54ページの同じく地域生活支援事業の手話通訳のことについてお聞きしたいと思います。

手話言語条例の制定だとか、国に対して手話言語法を制定しろということで、議会としても視察に行ったり、意見書を出したりということをやっております。新年度の予算では、手話通訳員が改めて1人採用されるということで、ありがたく思っているところです。

それで、その下のほうにも手話講習会というのが行われているということで、岩倉市は、今広報でも最後のページに手話の5つぐらい写真を載せて、いつもこれを読むとやってみるんですけど、なかなか動画じゃないものだから動きが分かりにくいところもありますけど、そういう取組をちょっとずつ進めていただいていることにはありがたいというふうに思っていますが、全体として、この手話言語条例の取組だとか、国に対する取組だとか、あと講習会ではどのような形になっていくのか、こういった手話の関係の取組について、新年度どのように取り組んでいくのかお聞かせいただきたいと思っております。

◎福祉課長（富 邦也君） 手話の関係なんですが、来年度に向けましては、少しずつ聾啞の方ともお話をしながら、また今回、広報等に載せて、毎回木村委員から言われたとおりに載せていますが、4月のほうからQRコードで、またい〜わくんと、そういったのが動画で発信できるような形で、少し挨拶程度のやつを進めさせていただいております。

そういったものと、あと研修のほうで、今までは市のほうの職員対象に研修をさせていただいておりました。手話の窓口の職員の対応の職員の方を対象に研修をしていたんですが、またこいのぼりのほうの今お願いしているところのほうから、こちら少し研修とか、そういったものに費用がかかるというか、実際かかってしまいますので、今回予算のほうにも上げさせてもらったんですが、講師料として6,000円ほど欲しいというか、そういった要望もありましたので、こちらのほうも上げさせていただいて、今度は市民も、ほかの方も対象にできるような形で、少しあまり人数のほうが増えてしまうと、そういった講義とかいったものはできませんので、ちょっと人数は決まってくると思いますが、そういったものを1つ増やして手話のほうの周知に図ってい

きたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。いろいろ取り組んでいただけることにありがたく思っています。

それで、手話講習会については、これまで職員向けだったものが、恐らく無料でやっていただいていたと思うものを、講師料を、謝礼をつけてということになってこようかと思うんですけど、具体的には、職員だけじゃなくて市民も含めてというような講習会にしていく考えなのかどうかという点だとか、これは6,000円というのは1回分なのかどうかということだとか、ちょっと細かいところが決まっていたら教えていただきたいと思います。

◎福祉課長（富 邦也君） 6,000円につきましては、1回分になっております。また、市民の方には、毎年4月のほうに手話奉仕員養成講座のほうをしておりますので、そちらのほうで手話の勉強、講師のほうをお願いしておりますので、そういった形でも手話のほうに、市民の方に勉強できる場を提供しているということになっております。

◎委員（梶谷規子君） そのように増やしていただいている手話の講座など、うれしいんですが、会計年度任用職員の中での手話通訳員の報酬はとても低いんですね。また、147日しかないということは、1週間にまだ1回か2回しか、1日4時間しか置かれていないというような状況じゃないかと思うんですが、この報酬アップとか、もっと通訳の方を市役所に置いていただく、いていただく時間を長くするとか、そういった考えはないでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） こちらのほうにつきましても、賃金等につきましては、他市の状況も把握しながら妥当なところだというふうに見ておまして、その程度ぐらいになっておりますが、あと聾啞の方から月・水・金と、今午後から手話通訳の方に来てもらっているんですが、そちらのほうで、また拡大とかというお話が出れば、こちらのほうも進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

◎委員（堀 巖君） 関連でちょっと教えてください。

役所の中の手話通訳員と報償費で払う手話通訳謝礼、そして委託のほうでも手話通訳派遣委託料というのが組みられています。そのすみ分けを簡単に説明していただきたいというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開します。

◎福祉課長（富 邦也君） すみません。こっちの手話委託の委託料のほうにつきましては、定期的に病院とか、そういった検査とかいったものがあり

ますので、そういったものに付添いして行くものと、あと市の行事とかそのものと、あと要約筆記のほうにつきましては、市の事業とかで手話通訳とかをされる放映の隣でされるとか、そういった形の事業のときに払うものと2種類ございますのでよろしくお願いします。

◎委員（堀 巖君） ということは、最初の報酬の手話通訳員の仕事としては、そういう市のイベント、教室などでは出向かないという解釈でよろしいですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 委員のおっしゃるとおりでございます。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の57ページで、子ども発達支援施設の関係の会計年度任用職員について少しお聞かせください。

この子ども発達支援施設あゆみの家の関係のいわゆるパート職員だった方が移行するということだと思えますけど、この辺についての状況はどうだったのか。継続されるという形で担っているのか、あるいは新規でという形になるのか、今まで勤めていた方が辞められるというようなことがあったのかどうか。少し時間単価が下がって月收入が減るということで、ちょっとこれは大きな問題だと考えていますけど、そういった点についてはどうだったのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） あゆみの家の職員につきましては、現在、今年度から来年度のところでお一人替わる予定がございしますが、その替わるというところも、現在あゆみの家にいる方が保育園のほうに移動をしてきて、あゆみのほうには新しい、まるっと新規の方で、御本人が障害児さんを経験されていた方が入っていただけるというような形になっておりますので、現状として、今年度やっていらっしゃる方がやっていただける状況となっております。

賃金単価は、現状の単価よりも下がる形にはなってございますが、期末手当がついておるというところで、現給のほうの保障はさせていただいているというところですのでよろしくお願いをします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

訂正をお願いいたします。

先ほど堀委員のほうから御質問がありました令和2年度の認知症高齢者等個人賠償責任の保険料なんですけれども、私1,620円とお答えしましたが、1,700円で計上しております。すみませんでした。

◎委員長（鬼頭博和君） 1,700円ということですね、はい、分かりました。

他に質疑ございませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目6心身障害者福祉費から目8子ども発達支援施設費までの質疑を終結します。

続いて、目9ふれあいセンター運営費から目11多世代交流センター費までの質疑を許します。

予算書は170ページから174ページまで、積算内訳書は58ページから64ページまでとなります。

◎委員（堀 巖君） ふれあいセンター運営費のところでお尋ねします。

先ほど榊谷委員が人件費補助のところでは監査の話がありましたけれども、ちょっと議員共通認識として、この監査委員の報告は読まれたか読まれていないか分かりませんが、不適切なその会計処理の話は出てきています。これは、監査が始まったのが11月頃です。この予算を組むに当たって、ふれあいセンターの管理費の中で反省、どういう状況か、そしてそれを踏まえてこの管理費の予算組みをどういうふうにしたのかというところについて、少しお話を頂きたいというふうに思います。

◎福祉課統括主査（大島富美君） 平成30年度の社会福祉法人補助金における人件費の補助対象職員5人に対し6人分の人件費が計上され、不適切な事務処理であるとの指摘があったため、9万7,443円の返還を行うように指導監査がありました。また、市に申請した当初予算で社協の帳簿が計上されていなかったため、今後は整合性を持つように指摘がありました。以上です。

◎委員（堀 巖君） ちょっと突っ込んだ話になるかもしれませんが、例えば利用料金制の話もありますよね。この見直しについては考えなかったのでしょうか。その指摘はどのように受け止められたのでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 利用料金制については、今、社会福祉協議会と協議をしております。また進めて、今現在のところは今までどおりで進めているんですが、また話合いの中でどのように進めていくか考えていきたいと思っております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと直接予算には関係ないかもしれませんが、予算の流用、人件費をほかのところに流用してしまったとか、そこら辺について使途等の協定書の見直しであるとか、そういったところも考えられているのでしょうか。

◎福祉課長（富 邦也君） 社会福祉協議会とともに今研究等をさせていただいて、また今後どのように進めていくかというのもお話しをしているところでありますので、今のところは現状で進めているんですが、また今後そういう話を進めていきたいと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目9ふれあいセンター運営費から目11多世代交流センター費までの質疑を終結します。

続いて、項2児童福祉費のうち、目1児童福祉総務費及び目2保育園費の質疑を許します。

予算書は174ページから188ページまで、積算内訳書は62ページから71ページまでであります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） 積算内訳書の64ページなんですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、ノロウイルス検査のPCR法が8,800円が3人、その下にノロウイルス検査PCR法8,800円掛ける6か月だと思っんですけど、掛け19人となっているんですけど、この分けている意味はどういう意味なんですか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらのノロウイルス検査なんですけれども、まず6か月というところが、冬場の期間、比較的寒い期間に調理に当たる職員を検査する分を確保しております。3人のほうは、陽性になった場合の復帰に当たって陽性反応がもう出ていないかという検査の分を3人計上させていただいております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

◎委員（水野忠三君） 予算書183ページ、積算内訳67ページ、保育園施設改良事業でございますが、こちらは、トイレ改修などについては平成29年度から仙奈、30年東部、令和元年度中部というふうに改修をされて、今度、令和2年度に下寺保育園ということだと思っんですけれども、今後その実施計画に入っているもので他の保育園などの今後の予定などはございますでしょうか。トイレに限らず、令和2年度では北部保育園の空調の設備も改修されていると思いますが、現時点で実施計画に入っているもので、ほかの保育園などの今後の御予定をお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（林 高行君） 実施計画で上がっているところでは、令和3年度に西部保育園のトイレ改修を実施することを予定しております。以上です。

◎委員（水野忠三君） 予算書の188ページ、積算内訳70ページでございますが、認定こども園施設型給付等事業というやつで、こちらのほうで、いわゆる保育補助者雇上強化事業と保育体制強化事業補助というのがあるかと思いますが、こちらのほうで、保育補助者雇上強化事業のほうでは、保育士資格を持たない保育補助者を雇用するというお話だと思いますが、この保育士

資格を持たない保育補助者が行うその業務というのはどういうものか。これは、保育体制強化事業補助のほうでは清掃業務や給食の配膳等を行うものというふうになっていまして、保育士資格を持たない保育補助者というのは、清掃業務とか給食の配膳等を行うのか行わないのか。

それからあと、保育士資格を持たない保育補助者というのは雇用するというふうになっていまして、清掃業務や給食の配膳等を行う者のほうは配置するというふうになっていまして、それぞれ県から頂く補助金も8分の7と4分の3、つまり8分の6と若干違いがあるようでございますが、業務の違いと、それからあとは雇用と配置の違いという点をお伺いしたいと思えます。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 保育補助者と保育体制強化との違いということでございますが、まずやっただく業務については重なる部分も多くあります。保育補助者のほうでも清掃や配膳といった作業もしていただきますが、保育体制強化のほうでも、同じく清掃や配膳といった業務に就く場合もあります。

保育補助者のほうが、イメージとしてはより保育に近づいた作業を実施するということになります。そちらについては、保育補助者雇上強化事業のほうは、現にいる保育士の負担の軽減に加えて、これから保育資格を取得しようという方の研修というような意味合いもございます。ですので、本当に保育士のアシスタントという形での業務になってきます。保育補助者雇上のほうは、直接雇用でないと対象になりません。一方で、保育体制強化事業のほうは、例えば清掃業務委託とか、そういった場合でも対象になってくるという違いがございます。

補助金の違いについては、まずは国庫負担の割合の違いというところが多くございまして、保育補助者雇上のほうですと国庫負担が4分の3来て、それを県が受けて、残りの4分の1部分を県と市が折半するという形で市の負担が8分の1になるというところで、保育体制強化のほうは国庫負担が2分の1でございますので、残り2分の1のところを県と市が半々で割ると、そういったところで補助金と市負担の割合が変わってきているものでございませぬ。

◎委員（水野忠三君） 続きまして、予算書189ページ、積算内訳71ページ、子育てのための施設等利用給付事業でございます。

こちらについては、新規事業ということなので内容についてもちょっと若干確認したいなあというふうに思っておりまして、今回はファミリー・サポートというのがございます。この子育てのための施設等利用給付事業の中でのファミリー・サポートというのは、具体的にはどのような内容なのかお聞

かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらの子育てのための施設利用等給付事業なんですけれども、今年度10月からの幼児教育・保育の無償化の事業でございます。

今年度につきましては、保育事業費と9款教育費のほうで補正予算にて上げさせていただいている部分ですけれども、来年度のところでは事業立てをさせていただいて、まとめて計上させていただいているものでございます。

こちらの中でのファミリー・サポートの利用なんですけれども、その他の病児・病後児保育ですとか、一時保育とか、認可外保育施設、こちらの利用が一つのまとまりと考えていただきまして、こちらについては認可の保育施設であるとか、あとは幼稚園ですね、そういった施設を利用していない方であって保育の必要性がある方についても、こういったファミリー・サポートとか一時保育、そういった施設を利用した場合には無償の対象になるということになっておりますので、そちらの利用の見込みを計上させていただいているものでございます。

◎委員（堀 巖君） 関連で、今の子育ての施設等利用給付事業の中で、あえてお尋ねしますけれども、幼稚園の副食費の3番目以降の月額給付ですね、これについて、どうして幼稚園なのかというところの疑問に対してはどのようにお答えするのか。そして、国の補助金の流れとしてはそうなんだけれども、やっぱり公平性の観点からは保育園、幼稚園均等という考え方の議論がなかったのかどうなのか、教えていただきたいというふうに思います。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらの副食費に係る補足給付費は、幼稚園に通われているお子様で一定所得が低い世帯であるとか、あとは第3子に当たる方について補助を出しますという制度になっておるわけですけれども、認定こども園や認可の保育園のほうにつきましては、同じ基準で免除という形になっております。こちらの幼稚園のほうにつきましては、一旦は御負担いただいて、後から給付をさせていただくということで、お金の流れというのは違いますけれども、形としては同様に給付させていただくという形を取っております。

◎委員（梶谷規子君） すみません。所得に関しての補足給付、副食費の、それは幼稚園も保育園も一緒だと思うんですが、以前の条例改正の中で、3番目の子どもさんについての副食費は、幼稚園の場合は6年間の中での3番目の子どもさんなら無料だったけれど、幼稚園は。保育園は上の子が小学校の3年生で3番目の子というふうでなっていなかったでしたっけ。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 条件等に若干金額等が差異が、所得の上限が違いがあるところはその条例改正で言っているところのとおりで、ここで今申し上げておいた同じというところは、4,500円が要らなくてもいい条件になるところが幼稚園だけではなく、同様に保育園や認定こども園のほうでもそういうのはありますよという意味で同じと申し上げたところで、基準のところはその条例部分は、その金額等は差はあるというところは、前回条例のところでお説明したとおりというところですのでよろしくお願いをします。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の63ページ、病児・病後児保育事業についてお聞かせください。

この間、繰り返しお聞きしてきているんですけど、病児保育と病後児保育の利用者数がかかなり違うということで、それにしてもこの委託料についてはそれほど差がないということについて、どうしてかなあという思いをずうっと抱えてきているところですけど、国の補助金の関係でということなんですけど、積算みたいなものはないんでしょうか、この委託料を算定するための。

具体的にいいますと、病後児保育のところなんか、どんな感じかなあと思って見に行ったりするんですけど、いつも閉まっているということで、榎谷議員も訪問したとき閉まっていたと言っていましたので、そういうやっぱり利用が少ないんだろうなあというふうに思っているわけですけど、この委託料の積算というのはどのような形で行われるのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらの委託料につきましては、補助金の基準額を基に委託料を出ささせていただいているんですけども、そちらの補助金の基準額がどのように出ているかというのは、ちょっと国のほうには確認ができておりません。ただ、実施要綱の中で運営の基準がございいますので、恐らくですけども、国のほうはその実施要綱に定めている体制が整備されるような配置を基準にした金額としているというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） そういう国の補助金の基準額でこの委託料が決まってくるということを考えて、素朴な疑問として、こういうふうに拡大していただいたことは本当にありがたいというふうに思っているんですけど、やはり病児保育をやっている医療機関は常時、水曜日以外は開いているということで、そういうようなことで利用も年間200から300ぐらいあると、病後児保育は、その10分の1程度の20件そこそこの利用で同じような委託料というのは、やっぱり素朴な疑問としてどうなのかなあというふうに思えます。決算

も、その事業所がこの委託料でどういうふうな会計処理をしているかちょっと分かりませんが、もちろん割と駅に近いところなものだから、施設の賃料だとか人件費として、一定急なことにも対応できるように確保しているという部分があるかというふうに思うんですけど、少し素朴に疑問を感じるものですから、またいろいろ国の補助基準なんかを調べていただいて御説明頂きたいなあというふうに思いますけど、そういった点についてはどうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） また金額面については、いろいろ研究はさせていただきます。

人数につきましては、今委員おっしゃられたとおり昨年度決算のところまで21名というところで、今年度、今現在41名というところで、そういう意味でいうと、ちょっと規模は違うんですけど、倍にはなっているという状況でございませう。徐々に登録者数も増えてきているというところではございませうので、一定の保護者に対する価値は見いだせておるといふふうには考えておりますので、よろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。国のやつは、また教えていただきたいと思ひますし、この周知も大事だといふふうに思ひます。やっぱり医療機関のほうはもう長いことやっけていて、そういう周知が十分進んでいっているといふふうに思ひますので、そういうことも含めて利用が一定増えていくような、行っても閉まっているといふような状態が何か違和感がありますので、周知へ進めていただきたいといふふうに思ひます。

次に、67ページ、保育事業費の会計年度任用職員のことについては本会議でも一定お聞きしましたが、他市町への応募に行かれていられる方もいるといふような御答弁があったといふふうに思ひます。

それで、先ほども少しあゆみの家の関係でお尋ねしましたが、この時間給といふのは、期末手当が払われて、年収ベースで見れば同じか増額になるということだといふふうに思うんですけど、どのように決められてきているのか。

例えば、昨年度の予算書で見ると、7.5時間や7.75時間の保育士は、これはもちろんパートの賃金ですから期末手当がないんですけど、1,190円に対して、時間が短くなると多少時間給が下がるいふふうになってきたわけなんですけど、これを見ると、長く働いている人のほうが何か安いような気がして、そういうことで保育士が要するに行ってしまうといふことであれば、パートの保育士がね、非常に残念だといふふうに思うんですね。そういった点で、もっと政策的にこの時間給については考えるべきではなかったのかな

あとというふうに思うんですけど、そういった実態について説明をお願いしたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 会計年度任用職員の単価を算定させていただく際には、今委員もおっしゃられたとおり、私ども先ほど御答弁させていただいたとおり、年収のところで現給保障するところが基本のところにおいて、今回は会計年度任用職員全体のほうを考えておるところでございました。その中で、それぞれの保育士の立場において、現給が保障できるようなところと期末手当も含めて現給が保障できるようなところというところで、この額が算定させていただいたところによりますので、結果として、職種、その立場によつての単価の差がちょっと縮まっているというところは、確かに結果としては、そのような結果になっているところはございます。

◎委員（木村冬樹君） だからこそ、やはり今保育士不足と言われている中で、保育士を確保するために政策的な判断が必要ではなかったのかなあということを感じるんですね。

他市町の保育士の会計年度任用職員の時間給などは調査されていますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在、近隣辺りのところでの募集単価のほうは承知してございます。

◎委員（木村冬樹君） 比較してどうなのか、あまり私たちは資料がないものですからあれですけど、恐らく他市町に応募に行っているということは、そちらのほうは月額給与が保障されるということで流れていっているのではないかなあというふうに思うんですけど、そういったところの状況については、どのように考えているのでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 時給面、確かに数字で見比べますと、本市のほうが高い部分もございます。また、条件によっては期末手当が出る条件の週の労働時間というところは、私どものほうが低めに設定させていただいておるところもございますが、全体的に見て劣る部分もあるというところは認識しております。

◎委員（木村冬樹君） それで、ここの予算書にあります人数については、新年度からきちんと確保できているという状況で確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現在は、本会議の場でも少し部長のほうから答弁ございましたが、長時間の保育士が不足している状況ではございますので、短時間の保育士に入らせていただきながら補

う状況で、今組んでいくというような状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 私も会計年度任用職員でお聞かせください。

まず仕事内容、パート職員から会計年度任用職員に変わって一般職になるという違いを先日申し上げたわけですがけれども、実際の保育現場では、パートには担当を持たせない、そういう取決めがあるとか、そういうことがあったわけですがけれども、今回会計年度任用職員に変わって、その扱いについて変わる点があるのかないのか、まずお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 現パート職員さんと呼んでおる状況から会計年度任用職員になるところに関しまして、特に業務等で大きく変わっていただくところはございません。

◎委員（堀 巖君） 昨日、私多分とんちんかんな質問をしたと思うんですね。つまり今の話で、年収分ですごく増えるというふうに勘違いしていて、その一時金分が、ではなくて、やっぱり割り返して調整をして単価が下がっているということを今日恥ずかしながら見たわけですがけれども、そうなりとそういう調整をして、昨日地方交付税で補填される部分がどのぐらいあるかみたいな質問をしちゃったんですけど、年収ベースではそう変わらないという解釈でよろしいんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 職種によっては賃金単価が増えているところもあることはございますが、今のこの保育士のところの部分で関しますれば、多分時間単価は下がっている中で、年収で保障されているというところでございますので、ただ来年度は、まだ期末手当の期間数がちょっと少ない部分もございますので、そのもう一年先の正規の月数の期末手当が出る状況になれば、どの職種も一定増えるということにはなります。

◎秘書企画課統括主査（加藤 淳君） 今、子育て支援課長から年収ベースで取りあえずそろえるという確保して、今時間単価のほうを決定しているというようなことをお伝えしました。

期末手当については1年目は、すみません、4月からということでございますので、最初の月、6月に支給を期末手当はするということなんですが、通常ですと、正規職員ですと1.3月分をお支払いするということですが、4月からということでございますので、少し期間率を、1.3月をお支払いするべきところを4月からということですので、少し期間率ということで、それが0.39月分という形になります。2年目以降はそれが1.3月で、年でいくと2.6月分という形になりますので、その分、1年目は年収ベースでそろえているところを、その期末手当のアップ分は見込まれますので、要は今の収入

よりは高くなるというような形になっております。2年目以降はという形になります。お願いします。

◎委員（梶谷規子君） すみません。私も会計年度任用職員の67ページにかなり詳しく内訳が書いてあるわけなんですけど、同じ7.5時間でも時給が1,042円と1,062円が違うのが、早番、遅番も全部シフトに入って、早番から遅番まで組まれるというところの単価の保育士が高いということになっていると思うんですが、この34人の中で、原則は今までパートの先生たち、今度会計年度任用職員となられる職員は担任は持たないということでしたが、育休や産休の代替で正規並みに働かれる人は担任は持っていらっしゃると思うんですが、そういった人たちはこの34人の中で、今度何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。その人たちの時給はもっと上げるべきじゃないかと考えるんですが、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 来年度、産休、育休の代替に当たる部分というのは、人数で申し上げますと8名というところで考えておまして、この早番、遅番の報酬の中で入っておるものでございます。

確かに正規並みにというところの言葉はそういうふうにはなるものではございますが、会計年度任用職員考え方の中では時間と勤務状況というところで、ここの一般保育士早番、遅番というところで通常の方と同じ単価ということで設定をさせていただいておりますのでよろしくをお願いします。

◎委員（堀 巖君） 関連でお聞かせください。

今の早番、遅番で実際担任を持つというところは、ずっとかねてから、パート職員のときから、それは地方公務員法の22条のちゃんと臨時職員として正規職員を任用すべきではないかという議論をずっとしてきたと思うんですね。そのことについて、やっぱり会計年度任用職員に変わったとしても、パート職員の時代と同じように会計年度任用職員を充てるというところのその方針というのは変えるべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 担任は、複数担任のところに入っただけということで、個の担任というふうには従前どおりしております。

おっしゃられるとおり、私どもの会計年度のところは、フルタイムですとか任期付というところは検討しましたが、市全体としてそれには至っておりませんので、保育士含めて、市の方針としては今回は設けませんでしたが、これが全てではないと思っていますので、今後検討する課題ではあるという

ふうに思っております。

◎委員（大野慎治君） すみません。先ほど木村委員が質問されました積算内訳書の病児保育事業と病後児保育事業、先ほど補助金の国から県からというのは歳入で当然入っていて、合わせて合算した金額からマイナス44万5,000円掛ける3分の1、国と県から入っているということになって、僕は人件費は3分の1もらえるということは十分分かっておったんですけど、病後児保育については、この辺の考え方というのはどういう考え方なのか。ちょっと歳入に関わってしまいますが、先ほど明確に答えられなかったので、多分賃料も含めて3分の1もらえるのか、この44万5,000円マイナスというのは、どういうふうに判断するのかというのは御存じでしょうか。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちらは、利用者の負担を差し引いた上での補助金割合ということになっております。家賃の部分も補助の対象にはなっております。

◎委員（木村冬樹君） 関連して、すみません。

予算書のほうを見ると、歳入のほうで国庫補助金と県補助金が算定されていて、分担金及び負担金の負担金の民生費負担金のうちの病児・病後児保育保護者負担金ということで、これは予算上では37万6,000円になっているんですけど、その45万というのは、ほかにも足さなきゃいけない分があるんでしたっけ、ちょっと説明してください。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

答弁のほう、よろしく願いいたします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちら歳入の補助金の積算の44万5,000円ですけれども、こちらにつきましては、やはり利用者負担額の額として差し引いておるんですけれども、こちらの補助金の算定におきまして、30年度の利用者負担の決算が41万200円であったというところから、病後児保育の利用も徐々に伸びてきているというところで、こちらの利用者負担については、決算の見込みとしてちょっと伸びるだろうということで、結果補助金の積算が過大にならないようにちょっと多めに差し引くという計算をしております。

◎委員（木村冬樹君） そうしたら、この予算書自体が整合性がなくなってしまうんじゃないでしょうか。国に対して言っていることを、やはりこちらの歳入のところの保護者負担でもきちんと計上しなきゃいけないんじゃないですか。この辺についてはどう考えていますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 歳入のほうの負担金につきましては、そのままちょっと前年と同じところの見込みでということで、こちらは逆に市としての歳入があまり過大にならないというところで、ちょっと前年と同額でやったところは、確かに軽々であったところはあるかもしれませんが。補助金のほうは、あくまでもちょっと算定が過大にならないようにというところで決算の見込みを見て立てたというところでございますので、以後気をつけていきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

◎委員（木村冬樹君） これは大問題だと思いますよ。予算書の中で整合性が取れていないなんて。しかも、歳入のところでは僕は言おうと思っていただけで、保護者負担額だって昨年と同じなんて、実績が全然違うじゃないですか。平成30年度の利用は病児保育が260人、病後児保育が21人ですよ。こんな積算の仕方でもいいんですか。

◎委員長（鬼頭博和君） 答弁出ますでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 病後児保育につきましては、スタートしたところからどれぐらいの利用が見込めるかというところが、どうしてもやっぱり最初は利用が、あるいは私どもとしてもどれぐらい利用が出るかというところが見込みづらいところがありながら、一定の人数は、これぐらいはあるだろうという期待の部分を込めての人数の想定はさせていただいておりながらというところでの算定でございました。実績が少しずつ伸びてきているといいながらも、まだまだちょっと実績が蓄積されておらん部分もございましたので、現状の予算というところで上げさせていただいている部分でございます。よろしく願いいたします。

◎委員（木村冬樹君） その問題はここまでにしておきますけど、ちょっと議会の中で考えなきゃいけない部分であるかというふうに思います。

それで、積算内訳書71ページの保育園送迎ステーション事業についてもお聞かせいただきたいと思っております。

2年前、平成30年度までは少し利用が、伸びがなかったわけですが、周知もされてきたりということで、今年度は利用が、登録が25人ということで始まったというふうに思っています。

それで、その辺の実績がどうなのかということと、新年度の利用実態というのはどのようにつかんでおられるのか、こういった点についてお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、委員おっしゃられたとおり、今年度は年度当初24名のところからスタートして、3月現

在の利用としても22名というところでございます。

新年度におきましては、申込みの段階で、今ほぼこれで確定するということであるところ、29名というところの申込みを頂いており、時間等の調整をしているところでございます。よろしく申し上げます。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書65ページ、保育園施設管理費のうち、需用費、修繕料でお聞かせください。

一般修繕では30万円掛ける7園で、30万円ぐらいは一般修繕してくださいということになっておるんですが、中身を見ますと、西部保育園の1か所、北東南窓漏水修繕、こういうのは30万円のうちで緊急修繕するのかわからないかという、こんなことは予算を上げるよりも早く直さなきゃいけないものは直すべきじゃないですか。漏水しているというやつをほかっておくというのも、大分早くから気づいているからこうなっていると思いますが、これはちょっといかがなものかと思いますが、30万円のうちで合わなかったのか、それとも足らなかったのか、その辺のところの見解をお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（林 高行君） 保育園の施設管理費の修繕料につきましては、今年度修繕箇所が多く出ておりまして、補正もさせていただいているところであります。その中で、優先度が高いものを先にやっていったところで、今のところで予算、この部分に関しては来年度というところで計上させていただいているところになります。

◎委員（大野慎治君） 僕が言っているのは、一般修繕のところ、足りなかったのかと聞いているんです。一般修繕の中で、修繕の中でこの緊急修繕に対応できなかったのですかと聞いているんですが、対応できなかった理由をお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今ちょっと申し上げましたように、今年度は修繕料100万円ほど増額で補正を頂戴しておるところでございます。

今、委員おっしゃられたとおり一般の修繕がかなり混んでおりまして、ほかにもちょっと優先すべきものがあつたと、これは大雨とか、台風シーズンというところで局地的に降ったところでの対応だったというところもございましたので、重要度の観点から、一定ちょっとそのシーズンが収まっているというところなので新年度送りにさせていただいて、次のシーズンまでにはというような意味合いも込めて新年度予算に回させていただいたというものでございます。申し上げます。

◎委員（大野慎治君） すみません。積算内訳書67ページ、保育園施設改良費の中で、北部保育園の空調設備改良工事についてお聞かせください。

以前、僕も鈴木麻住前議員も言っていましたが、電気式のほうが正しいんじゃないのかと、今までガスだと言っておったところが今回電気式に変えた理由をお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（林 高行君） 費用の面も見まして、ガスですと随分金額的にもかかるというところで、今回は電気式を選ばせていただいています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で項2児童福祉費のうち、目1児童福祉総務費及び目2保育園費の質疑を終結します。

続いて、目3児童館総務費から目13地域交流センター運営費の質疑を許します。

予算書は188ページから206ページ、積算内訳書は71ページから83ページまでです。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと後段のほうに行きますが、積算内訳書の81ページと82ページで、同じ指定管理者だからちょっとお聞きしたいというふうに思いますが、希望の家と指定管理料とみどりの家指定管理料ということで、少しこれまでよりも上がった形で今年度も予算化されていたというふうに思いますが、それぞれでいいですので、どのように今の株式会社でしたか、評価しているのか、またその自主事業なんかがどのような形で取り組まれているのか、また新年度予算に対してどういう提案があるのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 株式会社コニックスというところに指定管理をみどりの家、希望の家両施設ともやっていたいただいております。

自主事業がやはり中心的なところと、管理におきましては前指定管理者のところで雇用していた人に引き続き入っていただいている部分もあり、勝手を知っているところというのもあるので、施設管理面につきましては滞りなく、もともとの他市のところで指定管理を受けている技術もありますので、ノウハウもあるので、そちらは問題なく私どものほうで評価をしているところでございます。

自主事業面につきましては、みどりの家のほうは、現行多くあられた自主事業が継続して行われていくというところを市として今、音楽関係のところでも多くを置かせていただいております。

希望の家のほうにおきましては、新しく指定管理者のほうから就かれた職員のほうがいろいろと御自分の人脈等も使いながら、今年度例えば木彫りであるとか、藍染め体験であるとか、軍手書道であるとかという子どもたちが実際にどっちかという手、体を動かして体験できるような感じの自然に触れるような工作というのを下半期に入ったところから実施してきていただいているところでございます。内容としては、良好に管理していただいているというふうに判断をしております。よろしくお願いをします。

◎委員（木村冬樹君） これまでのものの継続が多くて、新たなところでは、多少希望の家で新しい自主事業が取り組まれているということです。それで、その株式会社コニックスに指定管理をしたこのノウハウをかなり強調されて言いましたよね。ノウハウを持っているということで、そういった点で、これまでと変わらないということでのどのような評価をしているのか、市としては。

もう一つ、新年度は何か提案があるのかというふうにお聞きしたんですが、その点についてはいかがですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） まだ新年度に向けての事業計画等は、まだ詳しく詰めているところではございませんので、自主事業の新しい提案というところでいくと、一応スケジュールの中では、やはりまず今年度と同じ状況のところから増やしていくところは今後話をしていくような状況になっております。

また、コニックス、清掃業務とかも持っておったところでございますので、いわゆる指定管理に入っていただいた職員自らで清掃に当たるとか、床のワックスがけをやっていただけるとか、そういうような面が、私がちょっと申し上げておったノウハウというところでは、そういう一面もあるというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） コニックスを選ぶときには、相当議論があったというふうに思っています。議会でも賛否分かれた部分があったしというところで、何を私たちが判断基準にしたかというのは、やっぱりその事業者のいろんなノウハウというところで、もともとビルメンテナンス会社だものだから、そんな清掃なんかというのは当然本業だもんであれなんだけど、そういうところに委託する不安があるものだから、どういうふうにノウハウを持っているのかということをお聞きして、その上で判断したというふうに思っていますが、これまでの継続が、主なもので施設の管理だけが少しよくなったということでもいいのかなあというふうに思うんですけど、その辺については、市としてはどのように評価しているんでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 希望の家を見ていただくと、今年度からエレベーターのところに身長計が木彫りのやつがあったり、今専属でいていただく方が、ほぼ専属でいていただける若い方なので、いろんな技術を持って、さっき言った講座に参加してくれた子には木の名前を彫ったバッジをあげているとか、そういったことも自主事業ではされています。

細かなところですと、施設の案内がきちっとされているとか、会議室の机なんかも並べ方をきちっと明示するというようなこと、今までではなかったこともされているなあという感じがしますし、机の上にも、これはこっちに置いてくれよという分かりやすいように、使われる方に分かりやすい努力はされているなあという感じがします。

また、会社として全体の接遇研修をされています。NPOではなかなかだったと思うんですけど、そこの施設の研修も当然ですけども、社としてほかの施設の方との交わった接遇研修などもされている状況でございます。

先ほど自主事業は1年目でやりましたが、なかなか参加も少なかったんですけども、見に行っただけを見ると藍染めとか、参加者についてはもっと人が来てくれるといいねとかいうこともありましたし、今回両方の施設もやっていただけということになりましたので、希望の家でやったものをみどりの家でもやってみるとか、そういったことも効果なのかなあというふうに感じております。

まだまだ1年目ですし、提案でも新たな事業、ほかでやっているような事業も提案して下さっていますので効果があったのかなあと思いますが、引き続き注意深く見ていきたいと思えますし、意見交換、利用者との利用者会議も引き続きやっています。そういったときには本社の方も来て話合いができていますので、引き続き注意深く見ていきたいというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 今の青少年宿泊希望の家ですけども、もともと廃止または譲渡という公共施設の計画ではなっています。今の取組の姿勢として、その廃止または譲渡を見込んでやられていると困るわけですよ。やっぱり引き受けたからには入場者を増やし、メニューを増やし、市民サービスに向上するという視点でやってみえると思うんですけども、そこら辺の認識、市との協議の中でどのような話合いがされているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 指定管理をしていくに当たりまして、公共施設再配置計画でのこの希望の家の立ち位置というところは、きちんとまず最初にお話はしてございます。その中でこれ以後、利用が伸びるようなことがあれば、当然その評価も変わるかもしれないというような話も出ながら、当然利用者を増やしていくと、そういう思いではや

っていただいておりますというところは間違いのないところでございます。今、希望の家で1人入っておられます方、本当に熱心にやっていただいておりますというところで、そこは私も大変評価しているところでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑ありますか。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書の80ページの児童遊園費の中の使用料及び賃借料でお聞かせください。

夢さくら公園が令和3年度整備されて、近くにある八剣児童遊園の在り方というのは、方向性は決まっているのでしょうか、お聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 新しい公園ができるに当たりまして、地元の方からは、ここの八剣児童遊園についてはお寺のほうへお返しするということでのお話は少し進めさせていただいているところでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、目3児童館総務費から目13地域交流センター運営費の質疑を終結します。

お諮りします。ここで休憩としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

休憩に入りたいと思います。午後は1時10分から始めたいと思います。お願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 定刻前ではありますが、皆さんおそろいの方ですので、午後の質疑のほうに入りたいと思います。

午前に引き続きまして、項3生活保護費の質疑を許します。

予算書は206ページから210ページまでです。積算内訳書のほうは84ページから86ページになります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書の85ページの、本会議でも少しお聞きしましたが、生活保護等医療扶助レセプト点検業務委託料について改めて担当課の御意見を聞かせていただきたいと思います。

行われて2年ぐらいになるのかなというふうに思っていますが、例えば国保の特別会計における診療報酬明細書の点検業務委託がされていますけど、単価がかなり高いですね、それと比較しても。その辺の積算だとか、またこういった例えば医療費適正化事業というのが、他市町でも同じようにやら

れているのか、国からの指導がこういった点でされているのかどうか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 医療費適正化事業のところですが、まず医療補助費の重複巡回受診者のリストアップとか抗精神薬の多用者の抽出、そういった適正化事業を行うことは、国に際しても26年、27年の生活保護の改正にときにも医療扶助の適正化といったところで、そういったレセプトの点検の抽出に対してシステムの更新等、そういったところを言っているところでございます。

医療扶助費がどうしても、当市だけでなく全国の中でも扶助費が占める割合で5割以上を占めておりますので、その辺を適正に行うように、指導というのは30年度の生活保護の改正のときにも、それはジェネリックの原則化ということになります。そういったところでも指導があったところでございます。あわせまして、他市町の状況でございますが、こちらのほうで36の市町村さんにお伺いをさせていただきたくております。その中で私どものように委託を業者さんにさせていただいているという市町村は20市ほどございます。私ども、どうしても医療扶助の性格上、医療扶助は当然適正に行われているということの裏づけということにもなるんですが、当然チェックを専門的などころにさせていただいて、さらにその中で返戻をお願いするものがあれば、また再審査をお願いしたりとか、あと適正な医療の受診のために、ケースワーカーを通じて受診の勧奨だとか、重症化を未然に防ぐことで、結果的に御本人様の健康管理と、あと医療費の削減にもつながっていくといったところで、予算を計上させていただいております。

◎委員（木村冬樹君） こういうレセプト点検の仕事を私はしていたことがありますので、そういうことも含めまして、改めて重複だとか抗精神薬だとか、こういったところは集まってくる診療報酬を見れば分かるんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと積算のところでは過剰ではないかなというふうな印象を受けてしまうところです。その辺についてはちょっと精査していただいて、単価がここは9.9円ですよ、1件当たり、これが38.5円ということで、非常に高いですし、そういった点も含めましてちょっと積算については精査していただきたいなというふうに要望をしておきます。

それから、86ページの扶助費のほうで1点だけお聞かせください。

生活保護受給者数としては減少傾向にあるということで、これまで高齢者や障害者というところじゃなくて、その他世帯というところが増えていたというところがあったところがだんだん件数が減っていく中で、全国的には高齢世帯と障害者世帯が増えているというようなことが言われているところで

あります。

その中で、私が聞きたいのは、進学準備給付金なんです。一番下にあります。この給付金は大変重要な給付金であるというふうに考えております。貧困の連鎖を断ち切るということで、大学進学等していただいて生活保護世帯から外れていくという、そういうための準備給付金ということで、金額は非常に私としてはまだまだ不十分だなというふうに思っておりますけど、岩倉市でも1件の対応がされたということで、それは大変ありがたいというふうに思っています。

それで、今、保護世帯の状況を見て、これらの給付金の対象となるような若い方、高校生の方というのがどれぐらいいるのかなというところを思うわけですけど、その辺についてはどのように把握されていますでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 進学準備給付金のところにつきましては、5世帯の方の中で、現状大学に進学するよというような意向を示されているところではございませんが、今後、転入等、また状況が変わることもございますので、1件来たからといったところで、10万円を計上させていただいております。

◎委員（堀 巖君） 生活困窮者の自立支援事業の中で、フードバンクの取組というのがあると思うんですけど、新年度予算の中で、それから将来に向かってどのような方向性を計画しているのか教えてください。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） 食糧支援事業の取組に関しましてですが、現在、生活困窮自立支援相談室を委託させていただいておりますワーカーズコープのほうで相談、それから現場、お住まいの確認、配付というようなことをさせていただいております。現状、今年度は今のところ7世帯の支給をさせていただいております。去年は10世帯ですので、ほぼ同じようなペースでございます。数的に予算としては前の予算を計上させていただいているわけですが、まず食糧支援といっても、以前ももしかしてお話しさせていただいたかもしれませんが、相談者の方にお渡しをするというまでの過程がどうしても必要になってきますので、その方がその食糧支援、1回当たり大体3週間ぐらいの食糧支援ができるわけですが、そういった中で次の、例えば仕事を見つけるだとか、そういった間の一緒に相談をしながら今後も進めていけるというようなところが確認といいますか、お話しいただければさせていただくという、その辺の取り組み方というのは引き続き続けてまいりたいというふうに思っております。

◎委員（梶谷規子君） 同じ生活困窮者自立支援のほうで、私、食糧支援の次の学習支援事業委託料についてお伺いしますが、委託先は今年も同じとこ

ろでなんでしょうか。

また、ちょうど学習した後、おなかがすく時間ということで、野州市なんかでは農業者の人に支援を求めて、おにぎりがその後に用意されるとかそういうことで、もっと学習支援がオープンになっているんですが、自分の家で学習できない、そういう保障がない子どもたちにもっとおいでという形で、イベントなどもクリスマス会とか、多くの人に支えられて行われているというような事例など、厚生・文教委員会でも見てきたんですが、岩倉の中ではどうなんでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） まず、学習支援事業の委託先でございますが、来年度も事業開始以来、曾野福祉会のほうに委託をさせていただく予定であります。

あと、先ほどのおなかがすいた時分といったところなんですけど、なかなかそれは予算の中に食料を含めておりませんので、現状、私どもが見に行ったときもおやつ等も多分出ていないような状況なんで、本当にみんなでドリルを広げて、勉強だけじゃなくて、いろんな雑談をしながら和気あいあいと進めているというような状況でございます。

◎委員（梶谷規子君） 対象の子どもたちも、オープンにじゃなくて、やはり限定されるということは否めない支援の事業なんでしょうか。

◎福祉課統括主査（小南友彦君） せっかく行っている事業ですので、多くの必要な方に御利用を頂くのはまさに必要なことかと思いますが、性格上、どうしてもオープンにすると、どういう方がここに集まっているのであるといったところを知らない方にとっては意義のあることかと思いますが、今、現状使っていらっしゃる方にとっては、そこが使いづらくなってしまうというような御相談を以前、ちょっと別のケースで受けたことがございます。新しく受入れの場として設けることも大切だと思うんですが、今いらっしゃる方の居場所も何とか奪わないようにしていこうと思ったときに、ケースワーカーだとか、生活困窮自立支援の相談の中において、本当に一つずつやっていくのが一番いいのかなというふうに総合的にも判断をさせていただいております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、項3生活保護費の質疑を終わり、款3民生費の質疑を終結いたします。

続いて、款4衛生費、項1保健衛生費のうち、目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を許します。

予算書は210ページから224ページ、積算内訳書は87ページから98ページまでとなります。

質疑のほうはございませんでしょうか。

◎委員（水野忠三君） 予算書215ページ、積算内訳90ページございます。

健幸情報ステーション登録事業についてお伺いをしたいと思います。

岩倉市健幸情報ステーションとして登録された事業者、登録事業所に対して、ステッカーを交付するというお話があったと思いますが、ステッカーの交付を受けて、要するに登録後の登録事業者に対して、説明とか研修、スクーリングみたいなものというのは行われぬのか。要するに情報のアップデートとかそういうことをされる取組はあるかどうか、お伺いをしたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 健幸情報ステーションに登録していただいた事業所には、来客者や従業員などに岩倉市が取り組む食育や運動習慣づくりなど、健康に関する情報を提供していただくために、チラシや掲示物を設置していただくものです。チラシや掲示物につきましては、定期的に更新を考えております。

登録後の研修などは特に予定はしておりませんが、健幸伝道師による健康講座の御案内などをしてまいりたいと考えております。

◎委員（水野忠三君） 続きまして、予算書215ページ、積算内訳89ページの健幸づくり条例啓発事業でございます。

こちらの事業の大きな柱として、健幸づくり条例周知啓発事業というのがあるんですけど、その中で健幸づくりシンポジウムの開催というのを予定されているということですが、このシンポジウムというのとはどのような内容を予定しておられるか。それからあと、もう一つ別の柱として運動習慣づくりの推進ということがあるかと思いますが、例えば小学校の体育などでは体づくり運動なんていうのがあると思いますけれども、例えば健幸体操とか、そういうものを提案したらどうかとも思うんですが、その点についても2点お伺いをしたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） まず、1点目の健幸づくりシンポジウムの内容についてですが、現在のところ2部構成で健幸づくりに関する基調講演と、健幸づくり条例の策定に関わっていただいた関係団体の代表をパネリストとした、市民や関係団体等との協働による健康づくりを進めていくためのパネルディスカッションを予定しております。

2つ目の御質問の運動習慣づくりのための体操の件ですが、現在、健康増進や介護予防事業として、ポールウォーキング事業及びスクエアステップな

どを推進しているところです。また、令和元年度からはシルバーリハビリ体操、市民が指導師となって地域に普及する取組を始めたところですので、新たな体操につきましては、今後研究してまいりたいと考えております。

◎委員（水野忠三君） 予算書の219ページ、積算内訳93ページの新生児聴覚検査費用助成事業でございます。

こちらのほうで助成額が5,000円というふうになっているわけですが、この新生児聴覚検査の費用というのは、現状、実態は大体どのくらい、正確な数字じゃなくてもいいんですが、大体どれぐらいの金額で、それに対して5,000円というのは多いのか、少ないのか、ちょうどいいのかということをお伺いしたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 新生児聴覚検査につきましては、岩倉市民の方が多数利用されています近隣の医療機関における検査料は、5,000円から7,500円と聞いております。確認した医療機関の約6割が5,000円という検査費用でした。

◎委員（黒川 武君） 私は3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

積算内訳書の89ページの結核対策事業の中の委託料なんですね。

それで、レントゲン写真読影で単価が572円となっておりますが、前年度、元年度は216円であったと思うんですが、約2.6倍の単価アップになっている要因は何でしょうか。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 今年度までは見積りにより委託料の安い業者に委託しておりましたけれども、その委託業者が近親者による事業を縮小したことにより、健診日程のほとんどを請け負うことができない状態となりました。

来年度につきましては、数社からの見積りに基づいて予算を計上しており、その結果単価が大分上がったということになっておりますので、よろしくお願いたします。

◎委員（黒川 武君） 2つ目でございます。

積算内訳書94ページの歯科保健事業についてお聞きしたいと思います。

その中の委託料で、訪問歯科健康診査、こういったものが予算化されているところでありまして、25万3,000円ですね。それで、この件について私が聞いているところでは、尾北歯科医師会の岩倉地区会から要望が出ているということで、その要望内容の一つが、訪問歯科医療消耗機材、これについて購入をしていただきたいと、そういった要望が出ているかと思うんですが、それについては特段予算計上されていないように見受けられますけれども、いかがでしょうか、お聞きします。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 訪問歯科医療消耗機材につきましては、尾北歯科医師会岩倉地区会にポータブルユニットを現在貸与して、訪問歯科診療に使用していただいております。新たに購入するための予算は計上しておりませんが、ポータブルユニットに不具合が生じた場合には、保健費の事務管理費において医療機器類修理費を計上してしておりますので、修繕の対応をしていきたいと考えております。

◎委員（黒川 武君） それにちょっと関連してお聞きしますが、現在、貸与されているポータブルユニットについては、機材がもう7年の耐用年数を過ぎていて、だから新たに購入をしていただきたい。そういった要望であったと思いますが、その点についてはいかがですか。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 現在、貸与しておりますポータブルユニットについては、平成24年に購入して貸与しているものとなっております。業者のほうの意見をお聞きしますと、7年程度が耐用年数だというふうには聞いておりますが、以前に貸与していたものにつきましても、10年以上使っていただいている経緯がございまして、現在のポータブルユニットにつきましても、まだ十分使える状況であるということを確認はしておりますので、歯科医師会のほうには10年をめどに、また検討をしていきたいというふうにお伝えをしております。

◎委員（黒川 武君） いずれにしましても、不具合が生じたら修繕でもって対応するということですので、そういった事態にならないことをお願いしたいなと思います。

それから3つ目、最後でございしますが、同じく94ページ、委託料の節目個別歯科健康診査ですね。これは年齢的には30歳、40歳、50歳、60歳、65歳、70歳、76歳と、そのような説明であったかと思うんですけども、なぜ80歳を対象としていないのかと。これは8020運動を推進しているのに、なぜ80歳を除外しているのかと、ちょっとよく分かりませんが、なぜ対象とされなかったのでしょうか、お聞きいたします。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 80歳で20本以上の自分の歯を保つ8020運動を推進するためには、乳幼児から高齢者まで、全ての世代における歯科保健事業に取り組むことが重要だと考えております。

成人期においては、節目歯科健康診査としまして、令和2年度からは対象年齢を引き下げて20歳から60歳までは10年ごとに、60歳から76歳は5年ごとに歯科健康診査を実施し、定期的な受診できる体制を整えております。

80歳の歯科健康診査につきましては、80歳になる前から健康診査を受けること、口腔ケアに取り組んでいただくことが8020の達成につながるとい

うことを啓発してまいりたいと考えております。

◎委員（黒川 武君） それはそれで結構ですけれども、やっぱり人生100年時代と言われる今日でございますので、やはり80歳過ぎてからでも、歯というのはとても大切なものですので、引き続きまた研究していただいて、必要性を見いだせば、また新たな措置もお願いしたいという意見だけ申し添えて終わります。

◎委員（梶谷規子君） 関連して、8020の表彰が非常にこのところたくさんの方が表彰されていて、そういった成果も出ているのかなと思うわけですが、歯科医師会の先生たちの協力や、どのような経緯でこのように増えてきているのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 8020歯の健康コンクールの周知方法につきましては、広報紙やチラシで行っております。加えて、令和元年度は、地域で催されました80歳の集いに保健師や作業療法士など保健センターの職員が出向いて周知を行ってまいりました。

なお、尾北歯科医師会岩倉地区会の各歯科医院には、ポスターの掲示や会員の先生からも推薦の御協力を頂いているところです。

◎委員（梶谷規子君） 引き続き、一連のこういう歯科健診をやっている、専門の歯科の職員も入ってもらっている岩倉市の取組で、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、予算書95ページに、今度は予防接種の委託料ですけれど、今年度からロタウイルスワクチンも入りまして、本当に定期接種化された予防接種が多くて、ほとんど個別検診になってきたので、20年ほど前は全部保健センターでの集団接種が、個別接種にどんどん移行してきている中ではありますが、若いお母さんたちが賢いお母さんたちが多いので、本当に計画的にやれているのかなとは思いますが、これだけの数が増えてきた中で、順次打てていない、接種を受けられていない人たちがいないか心配するんですが、そういった状況などを把握されて、そういった指導なんかもされているんでしょうか。お聞かせください。

◎健康課統括主査（須田かおる君） 子どもの定期予防接種のスケジュールにつきましては、新生児訪問の際に予防接種についての指導を行っております。子どもの予防接種は、全て個別接種で実施しておりますので、医療機関でワクチンスケジュールについての相談や次の予防接種の案内をしていただいております。

また、保健センターの幼児健診におきましても、事前に一人一人接種歴を確認し、未接種のものがありましたら、それについてのワクチンスケジュール

ルも指導しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 指導をよろしく申し上げます。

幾つかの、92ページにもあり、やはり会計任用職員が、正規の人がいらっしやらなくなつての栄養士さんや、様々なところで、母子健康のところでは助産師、看護師、補助保育士、また予防接種のところでも看護師の方のいろんな事業での会計年度職員さんがいらっしやるんですが、やはり単価が低いんじゃないかというふうに思うんですが、他市町と比較していかがなものなんでしょうか。そこら辺はきちんと充足できるのか心配するものですが、いかがでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 会計年度任用職員の助産師ですとか管理栄養士の報酬単価を近隣市町に確認して比較しましたところ、管理栄養士はほぼ同額、助産師は若干低い金額となっております。ただ、令和元年度の嘱託職員の報酬は上回る状況となっております。

◎委員（梶谷規子君） 看護師さんはどうでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 看護師につきましても、やっぱり若干低い金額となっております。

◎委員（梶谷規子君） 他市町よりも低いというところを認識していただいたので、今後検討をよろしく申し上げます。

もう一点、最後、すみません。

92ページの母子保健対策事業の報償費の中での、めだか教室についてお聞きしたいのですが、健診で心配な子どもさんに教室を開いていらっしやつて、年々増えているような状況もお聞きするんですが、どうなんでしょうか。

◎健康課主幹（城谷 睦君） めだか教室の参加状況ですけれども、対象年齢はおおむね2歳から3歳のお子さんとしておりまして、令和元年度の参加状況は実人員は36人のお子さん、延べ参加人数としては104人という状況でした。

◎委員（水野忠三君） 私も先にまず予防接種関係で、予算書でいうと221ページから223ページにかけてでございます。

具体的な事業としては、先ほどのロタウイルス感染症定期予防接種事業でございますが、まず今、御予定の中でロタウイルス以外に予定はあるかどうか。現在だと、新型コロナウイルス等が話題になっていますが、将来的にこういうものはもちろんワクチンなどが開発されればすぐに定期接種などになるのかなというふうに思っているんですが、そういうものについては、実際は国や県が音頭を取って進めていくということになると思うんですが、例えば国から国庫支出金、あるいは県の県支出金のところが空欄になっている

んですけれども、国からの補助とか県からの補助というのは見込めないのか。ロタウイルス以外に予定があるかどうかということと、国や県などからの補助、そういうことをお伺いしたいと思います。

◎健康課統括主査（須田かおる君） ロタウイルスワクチン以外の定期接種化される予定がありますかの御質問に対してですけれども、こちら国のほうで定期接種化を検討されているワクチンは幾つかありますけれども、定期接種化される予定のものは今のところロタウイルスワクチン以外にはありません。

国や県からの補助金ということですのでけれども、予防接種につきましては、地方交付税による地方財政措置が講じられ、ロタウイルスワクチンは公費負担の9割分が地方交付税で手当てされる予定です。

あと、新型コロナ等予防接種が将来的に定期接種になるかどうかということなんですけれども、新型コロナとか新型インフルエンザに関しましては、国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて予防接種を実施する場合は、岩倉市においても実施しなければいけないものとなっておりますので、実施していきますので、よろしくお願ひいたします。

◎委員（水野忠三君） それで、交付金などで9割ということなんですけど、やっぱり10割といいますか、全額ということが望ましいのかなというふうに思います。

それで、ちょっと別の、予算書でいうと221ページからの、先ほど質疑にもありましたが、20歳の節目の歯科健康診査事業でございます。

こちらのほうについては、20歳になる市民というふうに当初なっていた資料を、二十歳になる人で岩倉市に住所を有する者というふうに変更をたしか口頭でされたと思いますが、まず確認で、こちら変更した理由をお伺いしたいと思います。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 表現を変更した理由についてですが、対象者を岩倉市に住所を有する者ということで、岩倉市に住んでいる人ということを確認するために説明を加えました。

◎委員（水野忠三君） これは質問ではございませんが、条例の中の市民という言葉の使われ方が条例によってちょっと多義的であるといいますか、条例によって異なるようかなという場合もありますので、今後市民という言葉、なるべく条例が異なっても共通の定義になるのが望ましいかなというふうに考えております。

引き続きまして、これも先ほど質疑がございました訪問歯科健康診査事業でございます。

在宅療養者に対してということですが、対象として歯科医療機関を受診できない者ということだと思えるんですけども、受診できないかどうかというのは、要介護認定などの数値だけで判断されるのか、あるいは受診できないかどうかというのは誰がどのように判断されるのか、これをまずお伺いしたいと思います。

その上で、2点目としては、1万1,000円という金額でございます。こちらのほうは金額の根拠ということも併せて確認をしたいと思えます。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 訪問歯科健康診査の対象に該当するかということにつきましては、健康課の窓口申請に来ていただきましたときに、介護保険証、または障害者手帳、そして申請書にも状態を御記入いただくということで、その内容により歯科医院に受診できない状態かどうかなどを丁寧に聞き取り、判断することとしております。

もう一点の委託料の積算根拠についてですけども、こちらは歯科診療報酬の訪問歯科診療を基準とさせていただきました。

◎委員（木村冬樹君） 保健師の方が退職していく中で、不補充になっているということについては代表質問の中で取り上げていただきまして、以前にも一般質問で取り上げていただくということで、今後の計画的な採用については期待したいなというふうに思っているところであります。そのことをまず述べておきたいと思えます。

それともう一点、積算内訳書の89ページの健康増進事業の中で、これも前に言いました、健康運動指導士に対する謝礼の問題であります。いろんな教室だとか、いろんな実践、実習、研修が行われるということで、いわゆる健康運動指導士という民間資格の方の報酬が一番高いということで、国家資格である栄養士だとか保健師だとかというところがちょっと低過ぎるんじゃないかという話をしたことがあると思うんですけども、この辺の実態というのは、その後どのような検討がされているのでしょうか。教室なんかの指導時間が短いだとか長いだとかということもあろうかと思えますし、そういったことも含めて少し実態について教えていただきたいと思えます。

◎健康課主幹（城谷 睦君） 保健師や栄養士などの講師料に比べて健康運動士の講師料、報酬がどのようなかという御質問だと思いますが、健診などに入る保健師、栄養士などにつきましては、近隣の状況を確認しながら進めさせていただいているところです。健康運動士につきましては、愛知県の国民健康団体連合会の状況なども確認しながら報酬を設定しているところです。

状況としましては、やはり健康運動士につきましては需要が非常に高いということもあり、この報酬額ということで現在もお願いしているところです。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。需給の関係もあるのかなというふうに思います。

しかしながら、やはり民間の資格と国家資格ということであれば、少し積算に検討が必要かなという思いも残っています。その辺はまた議論していきましょう。

次ですけれども、93ページの産後ケア委託料。昨年予算化されまして、初年度ということだもんですから、どういう実態があったのかということと、新年度の積算が金額のアップもあるということでありまして、歳入における雑入の徴収金についても昨年度と予算組みが少し変わっているというふうに思うんですけど、この辺の変更点についてはどのような検討がされたのか、2点お聞かせください。

◎健康課主幹（城谷 睦君） まず1点目の令和元年度の産後ケアの利用状況についてですが、今年度につきましては、令和2年2月末現在の状況では、利用者はいない状況です。

ただ、出産後の方には全ての方に電話支援をしております、産後ケアですとか特別な支援が必要な方がいるのかどうなのかというところは、全て状況を把握しているところで、その現状の中では産後ケアを使う必要がある方はないというふうに捉えております。また、産科医療機関との連携を取りながら、そういった方の漏れがないような体制も整えているところです。

2点目の委託料の変更点の部分ですけれども、具体的な内容としましては、令和元年度は専門的ケアに係る費用として、1日当たり1万3,750円、これは消費税10%の金額ですが、委託料としておりまして、この委託料の中には個室料や食事代などは含んでおらず、そこは利用された方の自己負担ということとしておりました。令和2年度につきましては、さらに利用しやすい状況を整えるということと、江南保健所管内の医療機関ですとか、市町と意見交換を行って環境を整えるということの中で、令和2年度は専門的ケアに加えまして、食事代や個室料、新生児管理料などを含んで、1日当たり3万円の委託料と、産後ケアに係る費用が全て委託料に含まれるという金額に変更をしております。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

最初はなかったわけですけど、電話支援によってよく把握しながらやっているということで、新たにこういう委託料の増額になっているというところで、その辺も含めて状況把握に努めていただきたいというふうに思います。

取りあえず、以上です。

◎委員（堀 巖君） 過去からお聞きしている医師会に対する嘱託料です。

前課長からは少しずつ見直しを進めていくというような回答もあったというふうに記憶しておりますけれども、昨今の御努力、金額的には94万3,000円、それぞれの事業ごとに医師会の嘱託料がついているわけですが、そこら辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長（長瀬信子君） 医師会の嘱託料につきましては、医師会や歯科医師会に年間を通して保健事業の取組についての相談や調整、それから妊産婦等の支援が必要なケースについての連絡や連携支援、予防接種の事故等に関する相談に御協力していただいていることに対してお支払いしているものになります。

この金額につきましては、平成28年度からこの金額ということになっておりますが、医師会につきましても会員が平成30年から1名増え、また令和元年度にも1名増えているという状況がありますし、嘱託料だけではなく、乳幼児の健康診査の報償費や健康教育の講師謝礼などにつきましても、既に10年以上据置きで、岩倉市の財政のことも御理解いただいて据置きでお願いをしている状況となっておりますので、全体としてそういう結果でお願いをしてきているという状況になります。

◎委員（堀 巖君） それぞれの協力いただいたのに対する報償とか報酬というのは分かるんです。それを据え置いていただいているというのはありがたいというふうに思いますけど、医師会という組織に対する嘱託料、さっきの調整、それがオープンにしたときに市民の方に納得できるようなことであればいいんですけど、今の時代、どの情報でも出てくるわけですよ。ほかの医師会や全国的なところと比べて、そんなに指摘をされるようなことがなければいいんですけど、それを心配して言っているだけで、本当にオープンにしたときに説明できるようなことになっているかどうかということが重要な点ですので、そこら辺ちょっと確認をまたしながら進めていただきたいというふうに思います。意見です。

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款4衛生費、項1保健衛生費のうち目1健康総務費から目4保健センター運営費までの質疑を終結します。

続いて、目5環境衛生費から目7公害対策費までの質疑を許します。

予算書は224ページから230ページ、積算内訳書は98ページから102ページとなります。

質疑はございますか。

◎委員（水野忠三君） 予算書225ページ、下のところの路上喫煙と規制条例制定業務でございます。

こちらは、先日も厚生・文教常任委員会で黒川委員が質疑されたと思いま

すが、そのときにたしか「等」というのには何が含まれているかという議論があったと思います。それに関連いたしまして、例えばということで、電子たばこなども含まれるのかということ、それからあと、厚生・文教常任委員会でも御説明されたと思いますが、それに補足等がありましたらお伺いをしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 路上喫煙等の「等」についての御質問を頂きました。

こちらについては、水野委員もお話しされたとおり、厚生・文教常任委員会のほうでも少し説明をさせていただきました。

「等」でございませけれども、御指摘のとおり、たばこには火をつけて吸うたばこ以外にも、電子たばこだとか加熱たばこといった新しいタイプのたばこもございませ。そういったことで、いわゆる火をつけて吸うもの以外のものを含んでいるといった部分と、委員会でも説明をさせていただきましたけれども、路上で吸う場合の歩行中の喫煙を規制するのか、それとも路上は止まっても、どういう状態でも喫煙してはいけないよという状態にするのか、また路上の定義についても黒川委員からお話ありましたとおり、路上、本当に道路の上だけなのか、公園等も含むのかといったようなこともございませるので、そういったことも含んで御協議いただきたいなというふうに思っております。

他市の条例、他自治体の条例なんかも見ますと、火をつけて吸うたばこの喫煙と、持っているだけでも駄目ですよという、要は、吸っていなくて持っているだけでも駄目ですよというような規定をしているところもありますので、喫煙の定義というのはきちっとしていないといけませんので、その辺りも含めて「等」という表現をさせていただいております。

◎委員（水野忠三君） 続きまして、予算書でいいますと227ページから229ページにかけての修繕料の中のお話で、自然生態園八つ橋架け替え修繕というのがあったと思います。

それで、木製の橋を設置するということでしたけれども、大体寿命はどれぐらいかということ、それから2点目に、国産木材を使用される予定とお伺いをしていますが、具体的には何を指すのかなというふうに思っております。例えば、ヒノキとかスギとか、そういうもの。何が言いたいのかというと、アレルギーとかそういうのを心配しなくてもいいのかなとか、そういうことを思っています、具体的に国産木材というのは何を使われるのか、確認をさせていただきたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 木製の橋の架け替えということで、新規主

要事業のほうで表現させていただきました。

木製の橋でございますけれども、寿命というものはなかなか難しいところがあるんですけれども、ちなみに現在の橋は平成20年度に架け替えを行ったものですので、およそ10年をめぐりに修繕というか、全面的な架け替えというのが必要なのかなと思っております。その間、細かい修繕は行っておりました、現地を見ていただければ分かるんですけど、少し見た目にかなり古くなって、まずい状況になっているといった状況でございます。

国産の木材というものの材質については、現在、国産のヒノキ材で検討しております。ヒノキを選んだ理由につきましては、年輪がはっきり出なくて、均質な材料であると、耐久性が高いといったことで、自然生態園にあるような、長い間の湿気があるような状態には比較的強い材質だというふうに言われておりますので、今のところはヒノキ材というもので検討しておりますけれども、ただ国内の社会情勢で調達について、なかなか市場が安定しないというようなところもあるので、この辺について臨機応変にやっっていこうかなと思っております。

現在、材質についてはアメリカ産の松材という、外国産のものを使用しておりますので、今回は国産の木材を使わせていただきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 続きまして予算書229ページ、積算内訳101ページでございます。

緑のカーテン事業についてでございますが、こちら地球温暖化対策の一環ということでされるというふうに承知をしているんですが、この中で公共施設などでも緑のカーテンを設置するというところで、その中に保育園7園、児童館7園にも緑のカーテンを設置するということだとお伺いしております。それで、ゴーヤを植えるという御予定だと思っておりますけれども、例えば保育園とか児童館とかお子さん関係のところのゴーヤというのは、例えばお子さんに食べていただく食用として、食べるということで利用することはできないのかどうか。育つのを見ていて、そのやつを実際に食べてもらうとか、そういうことはできるのかどうか、検討されるかどうか、お伺いをしたいと思います。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 現在、緑のカーテン事業でゴーヤの栽培は既に行っております。

それで、保育園については、ゴーヤが実るんですけれども、なかなか一遍に収穫をするといった目的ではないものですから、ぼつぼつとできてくるといった状況で、一斉に例えば給食とかおやつで使うのは、なかなか難しい部

分もあるのかなと思いますけれども、現状をお伺いしますと、できた実については有志の方でお持ち帰りいただくとか、そういったことはさせていただいているようですので、食用として現在も使用しておりますということになります。

◎委員（水野忠三君） それで、緑のカーテン事業にちょっと関連するわけですが、こちらのほうの歳入の県支出金のほうが、あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金というやつでございますが、こちらというのは将来的に交付金が増額される見込みなどはあるものなんでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） こちらは、県の環境局の環境活動推進課というところが所掌している補助金のメニューでございます。

補助金の原資は、あいち森と緑づくり税といったものが原資になっているようでございます。補助対象となるのは自治体だけではなくて、NPO法人とかボランティア団体も対象となるといったことで、対象事業は大きく5つのメニューがございまして、そのうちの一つの緑の教室、太陽・自然の恵み学習事業といったメニューで、岩倉市としては補助金を受ける予定をしております。

それで、補助金は今、お話がありました額についてでございますけれども、こちらの補助金を受けるのに1団体当たり年間初年度が110万円という金額になっております。この事業は、継続する場合は翌年から80万円という減額がされて、継続6年以上になりますと70万円といった減額になるというメニューになっております。補助率については、事業費の一応10分の10補助を頂けるということになっております。

◎委員（水野忠三君） それで、せっかく10分の10、一応原則もらえるものであるならば、満額を目指して、目指すというとあれですけど、満額に近いような額で計画を立ててもいいのかなというふうに考えております。それで、一般財源の負担が増えるのであれば別ですけども、本当の意味で満額だったら、ある程度、上限に近いまで行ってもいいかなというふうに思っております。これは意見として申し伝えます。

◎委員（梶谷規子君） 関連で、緑のカーテン事業についてお聞かせください。

これまでも、児童館や公共施設で、ゴーヤの苗など緑のカーテン事業を行っていたと思うんですが、改めて今年度は今までと違う事業を考えていらっしゃるの事業としてあるんでしょうか。先ほどの質問の中にあっただように、県の交付金がもらえるということで、改めて講座を実施するところから、市民を巻き込んでのさらに目指すものが今年度あるのか、お聞かせください。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 緑のカーテン事業は、今年度は主に公共施設の設置と、それから市民の方にゴーヤの苗を配付して家庭で取り組んでいただく。あとは、緑のカーテンコンテストを実施して応募いただくというような形で進めさせていただいたんですけれども、令和2年度は、あいち森と緑づくり環境活動学習推進事業の交付金が受けられそうかなというところで、緑のカーテン事業を拡大させていただくことにしました。今までどおり公共施設の設置のほうは行わせていただこうと思っています。

現在、市役所をはじめ26か所設置しておりまして、あと小学校・中学校でも設置をされています。本年度は空調の工事のために、幾分縮小したり、やれていない小・中学校もあると思うんですけれども、来年度はまた小・中学校のほうにお願いして、実施をしていこうと思っています。

あとは、もう二つなんですけど、緑のカーテン講座を実施いたします。実は講座を開くというのは、今回、愛知県の交付金を受ける際にこういった環境学習をやるというのが条件になっておりまして、ちょっと検討しましたが、緑のカーテン講座を実施するというようなやり方にさせていただこうかなと思っています。

あともう一つ、事業所に向けての拡大です。5か所の事業所を想定しておりますけれども、公募で事業所さんに参加していただいて、ゴーヤの苗をはじめとする必要な資材を配付させていただいて、約3年間実施していただいて、事業所さんの取組を見て、市民の方に緑のカーテン、ひいては地球温暖化対策の大切さをこれでPRしていこうと考えております。

◎委員（堀 巖君） 地球温暖化対策事業全般の関係で、緑のカーテンもいいんですけど、住宅用地球温暖化の設備費補助金があります。住宅用だけではなくて、例えばメニューとして舗装であるとか、公共施設が岩倉市が行う舗装であるとか、塗料、温度を下げるような塗料であるとか、いろんな先進技術が今進んでいます。県のほうのそういうメニューの中で、取り入れるものというのは、今後のどういう研究をされて、今後の実施計画に載っているか載っていないか、ちょっと今把握していないんですけれども、どういったものが内部で考えられているのでしょうか。お伺いいたします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） ちょっと塗料のお話とかが、まだまだ私も勉強不足なので、分からないんですけれども、県の補助メニューの中で、例えば車の充給電、車の名前を言っちゃいけないですね。蓄電できる車に充電をする設備なんですけれども、車に充電し、例えば停電とか、そういったさらにその車から逆に今度は家庭のほうの電力を賄えるような設備なんかがありまして、近隣の自治体も導入されているところが幾つかありまして、

今ちょっと検討中でございます。

◎委員（堀 巖君） ありがとうございます。

さっきの自然生態園で、本会議で本体ワークハウスの質疑をしました。

さっきの橋の関係で、ヒノキはヒノキチオールで腐りにくいという性質があって、ヒノキはいいんですけど、例えばもちろん水の中に入る部分はコンクリートで、上の部分だけ木なのか、要はあまり華美に木をどうしても使うということではなくて、やはり適材適所で使ってもらって、ほかのワークハウスのほうにもお金を回すとか、まだ公共施設のほうも今後木をたくさん使って森を守っていくという、環境保全課がやっぱりリードして、地球温暖化対策というのが今社会問題にもなっていて、やはり非常に重要な問題だと思うので、もっともっと牽引していく、他課にそういった情報を集めて流していくという姿勢が必要だと思うんですけども、その点について御見解をお聞きします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 今回の自然生態園の橋の修繕に当たって、材質、今まではずっと全部木材でということで、過去も2回の橋の架け替えの際もいずれも全部木で架け替えを行っておりましたので、できるだけ寿命も延ばしたい、あとは費用面も抑えたいというところで、材質のことはいろいろ検討させていただきました。その中で、コンクリートモルタル材というのでも検討させていただいて、雨で経年劣化で溶け出して、池の水質や周囲の生態系に影響を与える可能性があるんじゃないかという、専門家から、いろんな意見があるとは思いますが、そういった懸念もあるということで、今回、これまでどおり木材で架け替えることにいたしました。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） それから、今、後半の部分で堀委員のほうからありました環境に配慮したものを全庁的にというお話もありました。

現在、環境保全課として行っているのは、庁舎内の事業所としてのエコチェック22という活動をさせていただいておりますけれども、言われるとおり、今後いろんな事業を行う上で、そういったものに配慮したものを使っていくといったものについては、各種機会を捉えて、働きかけをしていきたいというふうに思っています。

◎委員（木村冬樹君） すみません、細かい点で1点だけちょっとお聞かせください。

積算内訳書99ページで、犬の登録の関係なんですけど、今年度の予算の中で犬の登録の管理システムを導入して、決算はちょっとどうなるか分かりませんが、当初予算では150万近いということで、結構な額だったと思うんですけど、この管理システムがどのようになっているのか、活用状況なんかも

あれば少し教えていただきたいと思います。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 犬の登録システムの更新とパソコン機器の購入によって、犬の登録、狂犬病予防注射などに関する事務作業の軽減と効率化を図ることを目的として、ちょっと導入いたしました。

このシステムは、飼い犬の登録ですとか転出入、そして死亡、飼い主の変更等に関する業務や狂犬病予防注射の案内の通知などの業務に使っております。引き続きこの業務を行っているわけですが、時間的にはちょっと短くなったということになっています。システムの内容はほとんど前とは変わっておりません。

パソコンの実績なんですけれども、ノートパソコンの本体が12万9,060円、市内の家電のお店で購入しています。犬の登録システムは92万8,800円、導入費作業込みで行っております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 私も1点だけお聞かせください。

同じく99ページの地域猫避妊等手術補助金についてです。

避妊・去勢ともに、令和元年度と比べると避妊が3,000円から8,000円、去勢が1,500円から6,500円と、それぞれ5,000円増となっているので、なぜこれほど単価が上がるのか、その要因は何かということと、それから猫の数がそれぞれ前年度、令和元年度は50匹であったのが、2年度予算では20匹と減少しております。それで、地域猫の実態は今どうなっているのかということ。あわせて、市民団体の猫の会との協議は行っているのかどうなのか。そここのところを併せてお聞きいたします。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 今、御質問いただきましたとおり、地域猫避妊等手術補助金については、単価と件数が大きく変わっております。状況につきましては、今回予算でお願いしている単価8,000円、6,500円というのが、活動に御賛同いただける獣医さんの手術を行っていただける金額という形になります。一般の手術よりはかなり安価でやっていたという状況です。これまでの予算との差額については、猫の会で御負担いただいて、それに対して補助を行うというような、そういう形になっておりました。

頭数の減少についてでございますけれども、こちらの減少は、猫の会の皆さん限られたメンバーで精力的に行っているんですけれども、やはり活動の内容自体も少しつらい部分があるというような御相談もいただいております。

その中で、例えば去年は66件だったんですけど、今年度は1月末現在で30件にとどまるというようなところもありまして、獣医さんとの手術の時間の調整だとか、今、動物病院もかなり混んでいるので、空き時間を使ってやら

せていただいているんですけれども、なかなかできないということがあって、その時間を融通してもらうのが難しいということと、今、活動の中でもやはり少し猫の会のメンバーの方にも厳しいという御意見を頂いております。そのため、匹数、頭数をちょっと減らすといったような状況でございます。

地域猫については、最終的に避妊手術をするといったことで今対応しているんですけれども、やはり少し後追いと言ったらいけませんけど、そういった状況もありますので、今後は猫の会の活動も避妊手術をする前に捨てられる猫を少し減らしていきたいというようなPRの活動に時間を絞ってやっていきたいというような御相談も受けておりますので、協議の結果、こういう予算立てになっているという現状でございます。

◎委員（黒川 武君） 私は実態でお聞きしたいというのは、その地域猫が今まで避妊・去勢を行うことによって、こういうことを繰り返していけば頭数的には減っていくと、そういったことを目指しているわけなんです。ところが、片や捨てられると。あるいは、飼い主のほうが必要なことにお構いなく、とにかく猫を飼っておればいいんだということで、生まれてきた猫をまた安易に捨ててしまう。そういう意味合いでは捨てないように、命を大切にしようということ、そういった啓発活動は重要だと思うんですが、しかし片や市民の方からの苦情は相変わらず多いだろうと思うんです。そういった実態を担当課としてはどのように見ているのかということと、今後の改善策もどうしていくのかということをお聞きしたかったわけなんです。できる範囲で構いません。お答えいただけますか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） おっしゃられるとおりだと思います。

猫の会の方の御厚意でもって、そういった活動を支援させていただいているという関係もありますので、なかなかこちらの思ったとおりと言ったらいけませんけれども、意思をお伝えしづらい状況も猫の会さんにもあると思いますので、そういったところも考えながら、会としての地力というものも少しつけていただくような形での援助というんですかね、そういったことも必要かなと思いますので、苦情については言われるとおり相変わらずありますので、そういったものには丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 積算内訳99ページです。路上喫煙等規制条例検討委員会について、数点お伺いします。

委員会条例の制定のところで、当局から委員会の委員の構成については御説明いただきました。

それで、99ページの積算内訳書を見ますと、報酬額として、識見者お一人

に2万円、また委員に5,000円、8人というふうに記載があります。委員の構成の説明からしますと、市職員、健康課長と維持管理課長2名入るということで、識見者と市職員を除くと最大で7名が委員の報酬の対象者かなと思うんですけども、ここ8名にしている理由は何かございますでしょうか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 大変申し訳ありません。

説明と食い違う数字といったことで、予算をお願いする段階で予算査定の中身では、正直なところ市の職員を1名、市民から選出された公募と登録制度から選出された方が4名というような計算をしておりました。いろいろと条例をつくる上での検討委員会の今までの状況を見ますと、市民参加条例で10人中3名の市民といった状況もございまして、その例に倣って、最終的に3名の方に市民委員になっていただくという結論に至りまして、市の職員としては健幸宣言を担当しています健康課と、あと道路管理者、公園等の管理者である維持管理課長も入るべきだろうといったところに最終的になったものですから、こういった数が出ているということで、大変申し訳ございません。そういった実態でございます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

理解しました。よりよい方向で委員会が進めばいいかなというふうに思います。

続きまして、アンケートも実施するというので、主要事業説明書では21ページになりますけど、こちらのほうでアンケートを2,000人の方を対象に行うというふうにしております。アンケートの内容について少しお伺いしたいと思います。

内容を誰が決めます、どんな内容でアンケートをするということは、今のところ決まっていれば教えていただきたいんですけども。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 市民アンケートの内容につきましては、現在予定しております検討委員会のほうで御検討いただくというふうに考えておりますけれども、今のところ事務局で想定している内容としては、本当に大まかな部分ですが、路上での喫煙についてどういうふうにお考えになるかとか、たばこの被害を被ったことがあるかどうか、あとマナーの向上に対する御意見、それから規制について考えているので、区域の設定といったものについてどのように考えてみえるかとか、そういった条例制定に必要なことについて項目立てをして、検討委員会のほうに諮りまして、検討委員会の方の御意見を参照しながらアンケートの内容というのを詰めていきたいというふうに考えております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

それと併せまして、そのアンケート関連ですけれども、主要事業説明書の歳出のところに郵送料で計上されておりますけれども、アンケートの往信は63円ということで、はがきかなというふうに想定されるんですけど、返信の99円というのが、こういった手法の郵送なのかちょっと分からないんですけども、こういったことを想定された金額なんですか。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） アンケートの実施に当たっては、送らせていただくときは封筒で、返ってくる時も封筒でというふうな市内特別の料金で想定しております。

返信の際は、戻ってきた分だけこちらで払うという受取人払いをさせていただきます。

◎委員（大野慎治君） 私も（仮称）路上喫煙等規制条例制定業務についてお聞かせください。

令和2年12月議会に上程予定と、そうしますと罰則というのは検察庁との協議があるので、12月議会に上程するという事は、罰則は設けないという考え方なんですか。犬山市議会さん、今回3月定例会で条例を上げていますが、罰則なかったんですよ。ないまま上げてきました。エリアを決めるということだけで上げてきたんですけど、方向性や方針というのはどのような方向性なんですか。

◎環境保全課長（隅田昌輝君） 検討委員会のほうで御協議いただく内容にもそれは入ってくるかなというふうに思いますけれども、罰則についても本会議でも御説明したかと思いますが、愛知県内10自治体中5自治体が設定をしているというような状況がありますので、このあたりについては一番協議いただく中でも重い課題かなと思いますけれども、それも併せて御協議いただく。今の段階でどうするかという事務局での考えというのは、特にございません。

◎市民部長（中村定秋君） 委員会で12月という話もしましたけれども、一応目標としては12月ということですけども、必ずしも12月にこだわることなく、内容については丁寧に検討委員会のほうで検討していただこうと思っています。

それと、先ほど検察協議の話がありましたけれども、いわゆる罰金であるとか懲役であるとか、そういう刑事罰を設ける場合は検察協議が必要なんですけれども、過料、過ち料の過料ですね、そちらのほうは行政罰でございまして、こちらは特に検察協議は必要ないということなので、その罰則をどうするかというのをまだ全然決まっていませんので、目標としては12月ということでございまして、内容によってはそれも変わってくる可能性はあるとい

うことでもよろしくお願いいたします。

◎委員（関戸郁文君） 226ページの日6 自然環境保全費についてお尋ねします。

新年度予算では、五条川や自然生態園において蛍が見られるような取組はないか、また蛍についてどう考えるか、もしありましたらお尋ねいたします。

◎環境保全課統括主査（黒田かおり君） 全面的に否定してしまうのも何なんですけど、現在は蛍に関してはなかなか難しいんじゃないかということは考えております。今後の展開も今のところは予定しておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はないようですので、以上で目5 環境衛生費から目7 公害対策費までの質疑を終結します。

ここで暫時休憩いたします。45分まで休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

当局より2か所訂正があるということで、お願いいたします。

◎市民部長（中村定秋君） すみません。積算内訳の99ページをお願いいたします。

ちょうど真ん中辺り、11節 役務費、通信運搬費の郵送料40万3,000円とございまして、その下に狂犬病予防注射集合注射案内と書いてあります。これを見ますと、案内だけで40万3,000円のように表示してありますが、実は先ほど質疑でございましたアンケートの郵送料もこの40万3,000円の中に含まれておりまして、積算で少し足りない部分があったということでございます。この注射案内等ということで、訂正のほうよろしくお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、続いて項2 清掃費の質疑を許します。

予算書は230ページから238ページまで、積算内訳書は103ページから108ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（水野忠三君） 予算書235ページ、スプレー缶等処理事業でございます。こちらのほうは新規事業というふうにお伺いをしておりますが、業務委託をされるということですので、まず委託される業者さん、どのように選定されたのかをお伺いしたいと思います。

あわせて2点目ですが、その処理ということで穴を市民の方が開けずに排出するという事なんですが、結局その業者さん自体は一個一個穴を開けて

されるのか、どういう処理をされるのか、併せてお伺いしたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 御質問のまず第1点目ですけれども、どのような業者の選定方法かということでございます。このスプレー缶等処理事業については、スプレー缶等の穴開け業務と、あとその廃液処理業務という2つの工程がございまして、それぞれ業者が異なっております。

まず、スプレー缶等穴開け業務、こちらについてですけれども、スプレー缶等については、現在は、穴を開けたものを缶類として資源として回収しております。回収されたスプレー缶類は、分別収集で集めたほかの金属類、金属小型家電とか粗大ごみの金属類ですとか、そういったものとともに小牧市のヤマショー金属に搬入しております。スプレー缶等を穴を開けずに回収することになっても、穴を開けて処理を行った後のスプレー缶は資源となりますので、現在、搬入して資源化をさせていただいているヤマショー金属で穴開け処理ができないかどうか調査させていただいたところ、同社の弥富工場穴開け処理を行っているということでしたので、同社に穴開け処理を委託する予定でございます。

それから、廃液処理業務については、スプレー缶等の穴開け処理をした際に発生する廃液、こちらは一般廃棄物になるんですけれども、一般廃棄物の処分の許可を持っている民間業者は、この辺りではあま市にある海部清掃しなくて、同社に処理を委託する予定となっております。

それから、処理方法についてなんですけれども、穴開けの処理については、ヤマショー金属の弥富工場の専用設備で穴を開けることになっているんですけれども、その穴開け設備については、スプレー缶に穴を開ける専用の設備と聞いております。発火防止装置ということで、窒素ガスを注入しながら発火を防ぎながら穴を開ける、プレス型のそういった機械があるというふうに聞いております。

それから、発生した廃液については、その弥富工場のほうでパール缶のような密閉容器に詰めて、海部清掃に持ち込んで海部清掃の焼却炉で焼却をするということでございます。

◎副委員長（宮川 隆君） すみません、今の関連でお聞きしたいと思います。

2工程あって、穴開け処理と排出液の処理という2工程、2つあるようなお話でした。廃液処理に関しては、この近辺で1か所しかないということもあって、随契しかないのかなあというふうに理解するんですけれども、穴開け処理は、今回回収している業者の弥富に持っていく。それ自体がいけないわ

けではないんでしょうけれども、1つの業者にお願いすることによって、予算上利益があるのかということなのか、それとも何らかの理由があって他社との比較、今の説明では他社との比較がされないままに随契にされるようなふうを受け止められたので、何らかの合理的な理由を御説明いただきたいなと思います。

**◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君）** 穴開け処理につきましては、もともとは今、金属類として資源化をしているヤマショー金属にまず打診させていただいたというところで、そこに入れていることについては、以前から分別収集で資源類を回収している岩倉資源組合が搬入している搬入先であったということと、あと非常に岩倉に近いということで非常に融通も利くということで、ごみの収集とか資源化というのは、市民生活に直結する毎日のことでもありますので、安定した収集、資源化のために、そちらに以前から入れているというところがございます。そこに打診したところ、やっているということで、そちらのヤマショー金属のほうにお願いするという事なんですけれども、ちょっと他市の既にやっているところを参考にさせていただいたところ、ヤマショー金属のほうで処理した廃液を海部清掃のほうに搬入するというをやっているということで、要は海部清掃のほうに搬入している実績があるということでお聞きしたので、それ以外に穴開け処理業者があるということについては、特にこちらのほうでは把握はしてはおりません。

あともう一つが、環境省のほうで、一昨年の札幌市の事故があったものから、できるだけ速やかに、市民のために穴を開けずに収集できる体制を整備されたいというような通知がありましたので、そういったこともございましたので、現在の流れに沿った形での業者の選定ということにさせていただきました。

**◎委員（梶谷規子君）** ごみ減量化推進事業についてお聞かせください。

予算書106ページに負担金補助及び交付金で、生ごみ処理機購入補助金が2万円の10台分あるんですが、ずうっとこの予算は変わらずに10台分予算がされているんですが、その前の105ページの真ん中辺りで、需用費の中のぼかし用バケツというのは1,848円掛ける9個しかないんですが、これはもう10年ほど前から、生ごみの堆肥化を目指すというところでぼかしを堆肥化する事業をということで、今は1市民活動団体がやられているというだけですが、できたらこれを地域ごとに指定して、この地域ならというところで範囲をもっと広げて生ごみの堆肥化をしていきたいというところの事業だと思うんですが、今の時点でどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 御質問で言われたように、生ごみ処理機の購入補助金ですとか、フラワーリサイクルの実施を通して、市としても生ごみの減量化を図ってきております。生ごみの減量化に関しては、このほかにも、生ごみはそのほとんどが水分を多く含むものですから、特に発生量が多くなる夏に、生ごみは水分をよく切ってという記事を広報の7月号に毎年掲載しております。

ただ、生ごみに関しましては、今後の新たな展開としては、食品ロスの削減の推進になろうかというふうに思います。これまで市としましても、廃棄物の排出抑制の立場から、これまでも市民への周知啓発ですとか、フードドライブの実施などによりまして、食品ロスの削減に取り組んできましたが、平成31年の5月に食品ロスの削減の推進に関する法律が公布されたこともございまして、より一層食品ロス削減の推進、広報、ホームページの充実ですとか、フードドライブの拡大ですとか、そういったことを含めた推進を進めていきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） もちろん食品ロスの削減の方向も大事なんですが、ぼかしでの活用というのは、生ごみを減量化だけではなく、堆肥化して循環型社会をとということで、農業につなげていくとか花づくりにつなげていくという方向も模索してきたということがあるので、単なるごみを減らす減量化だけではない事業なので、もう少し広げられないかと思っておりますが、ちょっと今の時点で困難さもあるということで、一緒に今後どの方向がいいのか考えていかなくちゃいけないなと思っておりますが、いいです、答弁。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけです。

107ページの委託料で、塵芥処理費の一般廃棄物収集運搬業務委託料、4コース委託しているというところで、それに関連してお聞かせいただきたいと思いますが、新年度予算だけに係りませんが、こういった業者の中で、岩倉市は清掃事務所で朝礼をやっているというふうに思うんですね。なかなかそういうことをやっているところがない中で、私は画期的な取組だなと思って、知らない方もお見えになると思いますので、どういう内容でやっているのかということと、偽装請負にならないような配慮はどうしても必要かなというふうに思いますけど、やはりでも指導していくことは非常に重要だというふうに思っていますが、こういった朝礼の内容についてどのような取組をされているのかお聞かせください。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 清掃事務所で毎朝出発前に朝礼を行っております。内容ということなんですけれども、朝礼において

は、まず健康のためのラジオ体操を行いまして、あとラジオ体操終了後、日々の収集業務に入る前の安全第一の確認、安全運転ですとか安全作業、こういったことへの注意と、あと工事の情報の共有ですとか、集積場所の新設、改廃についての確認を行っています。それ以外にも、今年度は残念ながら中止となってしまいましたけれども、桜まつりなどのイベント時の収集場所の変更ですとか、あと学校の休暇ですとか祝日などで道を行く人の動きの変化についても、子どもが多くなるといったこととか注意を促すようにしております。

朝礼については、全般的に直営、それから委託、それから事務職が一堂に会することによって一体感を持つ、そのような効果があると考えております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 積算内訳106ページのちょうど中段、委託料の中のPCB廃棄物処理等委託料が新規で入っているんですね。実は、行政課のほうでも予算が計上してありまして、積算内訳で申し上げますと14ページにも同じくPCB廃棄物処理等委託料があって、恐らく処理対象となるものが違っているのではないかなと思うんです。清掃事務所のほうはコンデンサという形で入れてあり、なおかつ業務の中のPCB濃度分析業務といったものが入っています。しかし、行政課のほうを見ると収集運搬とか処理費用ということなんですが、ともにPCB廃棄物をこの機会に処理をするということなんですが、これは行政課の予算、それから環境保全課の予算、2つになっておりますので、処理するに当たっては一括して行う内容になっていくのか。それと、環境保全課のほうのPCB濃度分析業務といったものが、なぜここだけ行うのか。そここのところの理由をお聞かせください。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 環境保全課において、令和2年度で処理するPCB廃棄物については、低濃度のPCB廃棄物ということで、高濃度のPCB廃棄物については、環境保全課にもありましたけれども、行政課の予算のほうで一緒にやっていただくということとしております。

今回、我々のほうで処理というか、まず分析ですね。分析して、PCBがあった場合に処理しようとしているのは低濃度のPCBとされているものでございます。一応、恐らくこれは過去に不法投棄されたものを拾ってきたものが、たまたま低濃度PCBが含有されるおそれがあるという機種だったものですから、ずっと保管していたものなんだと思うんですけれども、一応処理期限のほうが令和9年度までとなっております。処理する前に濃度分析を分析業者に委託して、PCBが含有されることが判明した場合のみ、廃棄物

処理業者に処理を委託することになっております。入っていないければ通常の金属類として処理いたします。よろしく申し上げます。

◎委員（黒川 武君） ごめんなさい。確認なのですが、行政課と環境保全課は別々にそれぞれ行うということによろしいですか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） はい。行政課さんのほうは、私が聞いているのは、分析業者は浜松にある分析業者で、そこで処理がしなければいけないとなれば、指定されている業者のほうに持ち込んで安全に処理していただくことになっています。

◎行政課長（佐野 剛君） 行政課のほうは、説明がありましたけれども、高濃度のものを管理しておりまして、北九州にある工場のほうに搬入することになっております。今年度中にその処理を終わるというものでございます。

◎委員（片岡健一郎君） すみません。清掃費全般になるかと思いますが、1点お聞かせください。

議会が2月に意見交換会を行政区とやりまして、その中で市内にいわゆるごみ屋敷が見られるという意見が市民の方からありました。この点について何か新年度対策の予定はございますでしょうか。また、現状取組が何かあれば教えていただきたいと思えます。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） ごみ屋敷の中にあるものについては、その建物の所有者が財産というふうに認識していれば、それはごみだといって処理することはできないことになっております。要は、私有地において本人が自分の所有物としてため込んだものを廃棄物行政の立場から処理することはできません。

予防的な措置があるかどうかということなんですけれども、あえて言えば、廃棄物担当としては、そうならないようにリデュース、排出抑制と適正な排出を一般市民に向けて粘り強く広く周知していくことが、大きな意味での予防につながるかというふうに考えております。予算をつけて何かやるというようなことは、あるかないかと言えばございません。

◎委員（片岡健一郎君） 分かりました。

例えばですけれども、道にはみ出したりとか、そういった場合も考えられるかなあと思うんですけれども、そういった場合というのはどういった対応になるのでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） 例えば、おうちの中から外に転がって道路まで行ってしまったものについては、例えばそのおうちの方がこれは俺のものだと言えば、例えば道路管理者の立場から、ちゃんと家

に戻してくださいと言うべきではないかなというふうに思います。外に出たものが、それはごみだと言えば、ちゃんと市のルールにのっとって出してくださいということになるかと思えます。外に転がっているものが誰のものか分からない、俺のものじゃないというようなことを言うようであれば、それは不法投棄物として我々が回収する対象になってくるのかなあというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書の106ページ、ごみ分別促進アプリサービス使用料、僕はとてもいいことだと思うんですけど、これって何人の方がダウンロードしているというのは把握できるものなんでしょうか。

◎環境保全課主幹兼清掃事務所長（佐野 隆君） ありますので、ちょっと探します。

お待たせしました。

3月5日時点のダウンロード数は904件で、うち英語が11件、ポルトガル語が24件となっております。若干外国人のダウンロード数が少ないので、そこは増加に向けて団地の自治会ですとか外国人の派遣会社、それから不動産会社などへのチラシ配布も行っております。

ちなみに、2月末現在の岩倉市の外国人人口の割合が5.6%で、今回のダウンロード数の割合が3.9%ですので、そこまでむちゃくちゃ少ないというわけではないんですけども、外国人へのダウンロードにもう少し力を入れなければいけないかなというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、以上で項2 清掃費の質疑を終わり、款4 衛生費の質疑を終結いたします。

続いて、款5 農林水産業費の質疑を許します。

〔「入れ替えをお願いします」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開いたします。

続いて、款5 農林水産業費の質疑を許します。

予算書は238ページから246ページ、積算内訳書は109ページから114ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（伊藤隆信君） 予算書の243ページの、高品質米の生産機械整備事業補助金の1,191万円について質問させていただきます。

これにつきましては、ライスセンターが新しく建て替えをするということで、最新鋭のいわゆるお米の選別機、色彩選別機に対する補助を行うということでございますけど、今までライスセンターにはこういう機種はなくて、初めてのいわゆる予算だと思っておりますけど、これによって岩倉市のあいちのかおり、安心・安全なお米が供給できると私も思うわけでございますけど、実際この色彩選別機は補助されるんですけど、メーカーが今はたくさんございまして、この1,191万円というのはこの3倍ということで、3,300万ぐらいの機械ということで、かなり高価な機械なんですけど、これはメーカーというのはかなり限定されると思っておりますけど、分かる範囲でお聞かせください。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） 本予算で計上させていただいているメーカーにつきましては、サタケというところになっておりますが、今後入札等もあると思っておりますので、この予算についてはサタケのもので想定されているということでお願いします。

◎委員（伊藤隆信君） サタケとか東洋とか、いろいろお米のいわゆるそういう業者が数社見えますけど、サタケというのは大きな会社で私も知っております。

続きまして、次に、いわゆる色彩選別機というと、やはりお米ばかりではございません。最近では、いわゆる金属だとか石だとか、そんなようなものができる選別機もあるわけでございますけど、この機種に関してはそういうものでしょうか、お聞かせください。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） こちらの今現在想定している色彩選別機につきましては、フルカラーのカメラで、色のついた着色米をはじく、識別する、また近赤外線カメラのほうでは、ガラス片とか石などの異物を検出して空気で吹き飛ばす、除去するという形のものと聞いております。

◎委員（伊藤隆信君） 今、最新鋭の機械で、処理能力についてお聞きいたしますけど、これは今のやり方の機械ですと、やはり処理能力が実際1時間にどれぐらい能力がはけるかというのはちょっと心配いたしますけど、かなり大きな機械だと思っておりますけど、実際この処理能力についてお聞かせください。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） ライスセンターでは、乾燥して、その後もみすりして色彩選別機にかけるという形になりますが、この色彩選別機の能力につきましては、最大能力としましては1時間で4.2トンの処理をするという形になっております。

◎委員（水野忠三君） ただいまの伊藤委員の質疑に関連いたしまして、私も高品質米生産機械整備支援事業、予算書243ページについてお伺いをします。

ただいま議論がありました、この機械等についてなんですが、たしか県の補助金も検討中というふうに仄聞をしていますが、現在どういうふうになったのかお聞かせください。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） 2月14日に県のほうから文書が来まして、3月下旬に正式に採択通知を通知するという形で御連絡を頂いております。なので、補助金のほうは採択を受けられたものという形で認識しておりますが、今後また補正をお願いしていきたいと考えております。

◎委員（水野忠三君） 予算書の同じ243ページの多面的機能支払交付金でございます。こちらのほうは、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮という趣旨のものだというふうに理解をしていますが、この交付金、2種類あるということで、農地一時支払交付金、こちらのほうは水路の泥上げなどに使える交付金、それから資源向上支払交付金は水路の軽微な補修等に使えるような交付金というふうに理解をしておりますが、解釈のしよによってはいろんなところに使えるお金なんだなあとというふうに理解をしております。

そういった意味で、この令和2年度の予算の中では、西市地区と大地地区、この2つに対してということでございますが、この西市地区と大地地区以外の他の地区に対してこのようなものができる、あるいはこのようなものをしていこうという御予定はあるかどうかお聞かせください。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） こちらの多面的機能支払交付金につきましては、市からこれは声をかけたわけではなく、市民というか農業団体のほうから、それぞれ大地と西市のほうから何かないかという形で声がかかったものになっております。

それで、この2地区を今回のモデル事業としまして、今後ほかの団体も取組状況を見ながら、もしできるのであればこういった交付金のほうを受けていただきたいと思っておりますが、その流れとしましては、12月の農業委員会のほうでは農業委員さんには説明させていただいております。

あと、今度の4月の農事組合長会でも、新しい農事組合長さんに説明させていただきまして、今後の取組等を見ていただいて、自分たちの地区でもできるようであれば、また手を挙げていただきたいという形でお願いしていくつもりでおります。

◎委員（関戸郁文君） 243ページの日7農地費、用排水路しゅんせつ事業

費についてお尋ねいたします。

1,928万2,000円ということですが、これで賄える用排水路しゅんせつの距離と、どれぐらいの距離かということと、もし分かればどこの場所を想定しているかお尋ねいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開します。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 令和2年度予算ベースなんですけど、幹線水路として5,500メートルの延長で計上させていただいております。場所につきましては、幹線水路でいうと南部地区、3年ごとのローテーションで北部地区、中部地区、南部地区と分けておりますけど、来年度は南部地区を予定しております。

◎委員（関戸郁文君） ありがとうございます。

私も自分の田んぼは、自分の周りはしゅんせつや草刈りは自分でやるんですが、先ほどもありましたが、多目的交付金を頂いて地域組織をつくってみんなで対応していくということをやっております。それでもやっぱりできないところというのが、機械を使わないとできないところがありますので、できるだけ長い距離でやっていただきたいというふうにお願いいたします。

次の質問なんですけど、ヘドロがたまる場所というのは大体決まってきたとは思いますが、構造上の問題があると思います。そういう構造上の問題を抜本的な形で改良していく計画はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

◎維持管理課長（高橋 太君） おっしゃるとおり、水路の中でも構造的にヘドロがたまりやすい構造になってしまっているというところはあるんですけど、今それに特化した調査を行って、ここがそういうところだというのは持ってございません。そういったところで苦情とか、清掃の頻度とか、過去の実績を見て、改修したほうがコスト的に有利だとか、そういう判断がされた場合は、そのように対応していこうと考えています。

◎委員（水野忠三君） 予算書247ページの上のところでございますが、国営造成施設管理体制整備促進事業地元負担金というところでございます。こちらについては、都市化・混住化の進展に伴って、より複雑かつ高度な管理が必要になってくるということで、具体的には木津用水土地改良区の管理体制の整備ということでお伺いをしておりますが、こちらの事業内容、説明の文書などのときに、不可避的になってしまう農業外効果に係る管理という文言がございます。この農業外効果というのは具体的に何を指しているのかということと、農業外効果に係る管理というのは、これもちょっとどういうイ

メージの管理を指しておられるのか、2点お伺いをしたいと思います。

◎維持管理課統括主査（寺尾健二君） この国営造成施設管理体制整備促進事業地元負担金というものなのですが、まず簡単に説明させていただきますと、岩倉市に農業用水を供給している木津用水土地改良区へ負担するものです。木津用水は、岩倉市を含む近隣8市3町へ農業用水を供給していますが、近年、流域内の農地面積の減少に伴う営農者及び賦課金の減少等により、その運営は厳しい状況となっているということです。

あと、この土地改良区が管理する農業用水施設は、農業用水を安定供給するという目的で整備された施設なのですが、都市化の進展に伴い、農業外の効果も担ってきているということから、農業外効果の部分を対象に支援するためということで負担金となっております。

この御質問の農業外効果についてなんですけれども、農業用水を安定供給する目的以外のものということで、地域の排水や浸水対策施設としての役割や、用水の水が地面に浸透することによって地下水が良好な状態に保たれるなどの効果のことを指しています。

もう一つの農業外効果に係る管理ということなんですけれども、農業用水施設に対し寄せられる近隣の地域住民の方からの草刈りや水質、ごみの除去等の周辺環境美化の要望への対応や、漏水対策、降雨時の水門操作などの地域の安心・安全の確保に対する管理ということで指しております。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞かせください。

積算内訳書の111ページの農業振興事業で、農業振興事業助成金が例年これまでずっと300万円で組まれてきたわけですけど、200万円に下がっています。実績等もあろうかと思いますが、希望があるときは結構この助成金が使われるという状況があると思いますので、どういう考えで減額になったのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） 過去を見てみますと、多いときで平成25年の実績で191万6,000円が、平成25年以降の最高の額になっておりますので、それをベースに200万という形で見込ませていただいたものになっております。

◎委員（木村冬樹君） 意見だけ言っておきますけど、一度下げてしまうとなかなか上げるというのがなかなか難しい作業になってこようかと思いますが、計画的なこの助成金の使い方なんかも含めて、農家のほうに指導していただきますようお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） すみません、1点だけ。

積算内訳書の109ページの農業委員会費でお聞かせください。

農業委員会が月1回、2年前からでしたっけ、土地利用最適化推進委員の皆さんと一緒に、これまでの農業委員会の数が非常に増えてやられてきたんですが、今年の積算内訳は、その推進委員の方が3人になっているんですが、今やっている農業推進委員の方はかなりの数がいらっしゃると思うんですが、どうなんでしょうか。また、一緒に人数が増えての会議の中で、これまでの農業委員会だけのときと違って、若い方、消費者の立場からの方、様々な人たちがいらっしゃる会議の中で、議論が非常に進展した内容だとかありましたら教えていただきたいと思います。

◎商工農政課長兼消費生活センター長（神山秀行君） 農地利用最適化推進委員につきましては3名ということで、制度当初から変わっていないというところで御理解いただければと思います。

また、来年度改選がありますので、消耗品等についてはちょっと倍の数を用意させていただいているところになります。

中立委員とか若手の委員さんがいてどうかということですが、通常、農業委員会は農地転用の許可案件を審議するものがメインとなりますので、市民としての視点から一定御意見いただくことはございますが、変わったところと言われますと、ちょっとごめんなさい、ぱっと出てこないんでごめんなさい。申し訳ないです。お願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、以上で款5農林水産業費の質疑を集結いたします。

続いて、款6商工費の質疑を許します。

◎委員（大野慎治君） 本会議でも議論になりましたが、積算内訳書の118ページ、桜管理等事業のうち桜植栽についてお聞かせください。

今までも、大口町さん、江南市さんと2市1町で県に粘り強く交渉されていたということはお聞きしております。それは僕も知っておりますが、4本の植栽、どこのエリアを大体想定されているのかというのは、今現状分かっている段階でお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 来年度の4本の植栽ですけれども、五条川桜並木保存会と現場を見回りしまして候補地として選ばせていただいております。場所としましては、五条川小学校周辺の右岸と左岸に1本ずつ、また国道の155号沿いの右岸側に2本の計4本を考えております。

◎委員（大野慎治君） 今年度4本ということですが、来年度以降の計画と、大口町さんも多分同じような要望をされていたので、近隣市町の状況等含めて、来年度以降の植栽も含めてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） まず、近隣の状況ですけれども、大

口町でいきますと、先日新聞報道にもありましたけれども、大口町の公園の敷地内に自分のところで育てた桜を新たに植えたというふうに聞いております。また、来年度以降も今回の県との打合せの中で一定植えていけるという方向もありましたので、そういった何本かを進めていきたいという話は聞いております。

本市につきましては、先日保存会と来年度4本というような現場の確認をした中で、まだまだまちの中は密植状態でありまして、まずはそういった間引き伐採も併せてやっていきながら、今後植えていく場所も決めながら進めていきたいなというふうに考えております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、関連で御質問いたします。

今回、後継木としてジンダイアケボノを選定されたと思いますが、このジンダイアケボノを実際に植え替えて、どれぐらいの期間を見て後継木としていけるといような判断をされますでしょうか。その辺もしありましたら教えてください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今回、ジンダイアケボノを選ばせていただいた理由としましては、公益財団法人日本花の会の中で、ソメイヨシノに代わる品種として後継の品種と言われておりますジンダイアケボノ、こちらを推奨しております。そういった中で、この部分につきましても保存会とも少しどういった桜がいいかなというふうに相談する中で、ジンダイアケボノを入れて進めていきたいなというふうに考えております。実際にこの木が何年スパンで育って行って、やはり今後ジンダイアケボノを進めていこうとか、そういったところまではまだあれですけども、やはり今全国的に見ますと、ジンダイアケボノへのソメイヨシノから植え替えというのも進んでいるというふうに聞いておりますので、その中で進めていきたいなというふうに考えております。

◎副委員長（宮川 隆君） すみません。そのジンダイアケボノなんですけれども、桜の種類によっていろいろ特徴があると思います。長く咲くもの、それから早く咲くもの。この品種に関しての特徴というのはどういうふうに知られているのでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） ジンダイアケボノにつきましては、ソメイヨシノと類似しておりまして、開花時期も似たような時期に咲くというふうに聞いております。特徴としては、ソメイヨシノに比べましててんぐ巣病という病気にも強い、また樹形も少し小さいというような特徴があるというふうに聞いております。また、花の色味も、ソメイヨシノに比べると少し赤っぽいような、きれいな色の花が咲くというふうな話で聞いております。

◎委員（堀 巖君） 観光振興事業の中の、観光まちづくり事業委託料についてお聞かせください。

違うところで社協の執行の不正みたいなところがありましたけれども、私が心配しているのは、この観光まちづくり事業委託料について実績報告等が上がっていて、審査を担当課がすると思いますが、帳票類とかいろんな細かいところまでのどのぐらいの審査をして、今どういうふうな評価をしているのかというところをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 岩倉観光振興会のほうに観光まちづくり事業委託のほうをしておるものになりますけれども、毎年最終的に実績報告ということで、まずはどういった内容のものを1年間取り組んできたか、その中に当然収支の予算と決算、またそれに伴う証拠書類等がついておりまして、その書類を内部で確認をさせていただいて、実際には執行をしているというような状況になります。

また、こちらの団体につきましてはNPO法人でありまして、県のほうにもNPOの法人としてとの毎年決算の報告もしておりますので、そういったところも含めて適正にやっただいているというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 予算書247ページ下のシティプロモーション事業市制50周年記念映像作成についてでございます。

こちらのほうでは、動画制作ということが上げられていると思いますが、昨日の委員会の中での質疑でも一度お伺いしたところで、市制50周年記念事業の、例えば市民の夢かなえるプロジェクトとか岩倉名産品お土産開発事業など、こういった取組を映像、つまり動画などでも記録として残さなくてよいかというのを昨日お伺いをさせていただいたんですが、いわゆるシティプロモーション事業としての動画制作のところでも、市制50周年記念事業に向けての取組まで映像として入れるべきではないかというふうに考えるんですが、ちょっとスケジュール的に難しいということは理解はできるといいますか、記念式典で上映するので、最後の10秒とか20秒ぐらいでもという趣旨なんですけど、記念事業に向けての取組まで映像で入れるということについてはどのようにお考えでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 50周年記念映像ですけれども、こちらにつきましては、これまでの本市のあゆみについても内容としては触れさせていただきながら、その上で五条川を中心に子どもからお年寄りまで様々な世代の市民が、50周年という節目をみんなでお祝いして盛り上げていく、そういった内容にしていきたいというふうに考えております。

御提案いただいた内容ですけれども、撮影のタイミング、今おっしゃられ

ましたけれども、編集の時期もございますので、難しいところもあるかもしれませんが、今後準備を進めていく中で検討していきたいというふうに考えております。

◎委員（水野忠三君） 続きますして、予算書257ページから259ページにかけて、企業庁土地開発関連事業でございます。

こちらのほうについては、いわゆる岩倉市と愛知県の企業庁が協働で実施している川井野寄地区での土地開発事業に関連するということだと思いますが、全部一般財源で賄うということになっていると思うんですけども、県の企業庁と協働で実施するというのもあるので、国とか県から見込める補助金というのは、名目はどういう名目になるか問わずということにはなりますが、国庫支出金、県の支出金など見込める補助金というのはございますでしょうか。

◎企業立地推進室主幹（岡 茂雄君） 今進めております企業庁による土地開発事業でございますけれども、まず、市と企業庁の協働でございますけれども、事業主体としましては愛知県の企業庁という形になりまして、この組織につきましては公営企業になります。独立採算制でやるという形になりますので、そういった国とか県の補助金というメニューについてはないという形のものになりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書117ページの商工振興費の中の負担金補助及び交付金で質問させていただきます。

商工会さんへの補助ということで、補助率が上がっているものもあるんですけど、商工業振興補助金というものが45%から50%上がっているんですけど、ビジネスサポートセンターが200万から100万に減額になっているということは、実質ほぼほぼプラス・マイナス・ゼロ、実質ちょっとマイナスですよ。こういった事業、商工会さん、ビジネスサポートセンターにもっと力入れる、黒川委員も代表質問で言われましたけど、力を入れていくんだと言いながら、だんだん縮小になってきて、前は人件費ですと、人件費と事業費の一部と言っていたけど、人件費もなくなってきた、ほぼほぼなくなってきた状態でビジネスサポートセンターにも力が入らず、商工会さんの体力というものが徐々にそがれているんじゃないかという危惧がある。僕も一般質問で、建設部長が今後協議して進めていきたいということになっていたけど、結局増えた分だけ減っているということになっているけど、この辺のところの考え方というか在り方というのはどのように考えているのかというのをお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） ビジネスサポートセンターの運営費

補助金ですけれども、これまでも過去の議会等でお答えをさせていただいているところではありますが、まずは実際の状況としまして、ここにかかってくる経費というのはビジネスサポートセンターの相談に係っていただくところの人件費と、あとは商工会のスキルアップといったところで研修費、こちらで構成されております。その中で、これまでも過去は愛知県から派遣された職員が商工会の事務局長といったことで、現役の職員ということで給料自体も高い金額だったものですから、その方から今回は民間の企業の退職したOBの方が事務局長になって、その金額の差、そもそもそのビジネスサポートセンター長に払う給料の分の中の金額の差、そこがまずは一番大きいところだというふうに思っております。

その中で、実際これまでのその人の入れ替わりの中で、昨年決算につきましても、そういったところで実際にはかかった経費の部分をお支払いさせていただいているというところですので、実際にこの補助金が下がったといったところで、ビジネスサポートセンターに力を入れていないということではないというふうに考えております。

また、一方で商工会の体力の部分のお話をさせていただきますと、これまでも陳情等で商工会の財政状況についてお聞かせいただいているところがあります。そんな中で、今年度は商工振興事業費補助金につきまして、これまでの45%から50%に上げさせていただいたというところですので、御理解いただきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） ほかのところで95%かかっているよ、積算内訳でほとんど見受けられないんですよ。見受けられないというか、そんなものはない。よくよく探したけど、あるのかないのか別だけど、ほとんどないんです。何でここだけ残っているんだろうというところが、ほかの市町の補助金要項を見ると、やっぱり50%以内とか、扶桑町は小規模事業経営支援事業費補助金は25%、もっと高いところにあります。こちらのほうの比率を高くして、こっちでもう一個のほうは安いほうを低くするというのも考え方もあるけど、どういったふうで商工会さんとともに支え合っていくのか、ともに事業をやっていくのかという方向性や方針というのはどういうふうに考えているのかというのは、やっぱり部長に答えてもらったほうがいいのか。在り方とか。

◎建設部長（片岡和浩君） 方向性というのは今までもお話をさせていただきましたが、いわゆる補助金の要綱に基づいて、その範囲内で補助のほうをさせていただいております。0.95がかかっているお話につきましては、前もお話をさせていただきましたけれども、税収入のほうが減ったときに補助金自体をカットするというところの部分でかけている内容でありますので、こ

れについては、今後表記、積算内訳書の表記はこういうふうになっておりますけれども、ほかの市の補助金も同じような形になっておりますので、それについては市全体での考え方ということでもありますので、御理解を頂きたいというふうに思っております。

それで、今回、商工振興事業補助金については、要綱のほうで50%以内というような中で、いろんな御意見、商工会からも要望等を頂いている中で、その範囲内での予算の要求をさせていただいたということで御理解を頂きたいというふうに思っています。

◎委員（大野慎治君） 金額的には小規模事業、県支援事業補助金のほうが金額が高いんですね。対象経費となるものが高いんです、積算内訳に書いてあるとおり。どうしてこっちの商工振興事業補助金のほうにしたのかという経緯とかも含めてお聞かせください。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） この小規模経営支援事業費補助金、また商工振興事業費補助金ですけれども、こちらそれぞれ要綱で定めてある補助率を執行させていただいているところですが、小規模経営支援事業費補助金につきましては20%以内、また商工振興事業費補助金につきましては50%以内というような形で要綱として定められております。その中で、これまで商工振興事業費補助金は、過去も段階的に上げてきているところがありますけれど、これまでの45%から50%に引き上げたということになります。

◎委員（須藤智子君） 私も商工費の積算内訳書の117ページのビジネスサポートセンター運営事業費補助金についてお尋ねいたします。

先ほどの説明ですと、人件費とスキルアップ費ということで、最初の補助金よりも減ったということですが、この100万円というのは、その事業の運営のための事業の補助金ということですのでよろしいでしょうか。確認です。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらの100万円の内訳ですけれども、ビジネスサポートセンターの相談に係る商工会の職員の人件費、またそれに伴って、スキルアップのための研修費の費用となります。

◎委員（須藤智子君） これは、100万円という金額は、運営費だから変わらないということですね、これから先も。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今後どういった金額で推移していくかといったところにつきましては、今後の実施計画等もございますので、そういった中で議論していきたいなというふうに考えております。

◎委員（須藤智子君） 商工会の人がやる気を出してその事業を行えば、もっとこの補助金は増えていくということですか。お尋ねいたします。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらについては、今お話しさせていただいたように人件費の部分と研修費の部分の構成となっておりますので、そんな中で、商工会の職員がやる気をとというよりは、補助金の性質上としてそういった費目に執行させていただくというようなところでございますので、こちらが例えばどんどん増えていくとか、そういったようなことの性質のものではないのかなあというふうに思っております。

◎委員（須藤智子君） 私が確認したかったのは、その商工会が、補助金が減った減ったと言われるもんですから、それが人件費のための補助金が減ったということで、その事業費というのはそのまま変わらないということ、事業費の補助金というのを確認したかったんですよ。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今、御質問いただいた意味合いでいくと、そういった研修費という、商工会の職員のスキルアップの中で研修を開催していただいて、自分たちのスキルアップ、また事業者も含めた研修、そういった部分に係る経費というのは変わっておりませんので、今のお答えとさせていただきます。

◎委員（堀 巖君） 関連で教えてください。

商工会の話が今出ていますけど、そもそもこの小規模事業経営支援事業費補助金というの対象は、別に商工会だけではなくて、小規模事業を営んでいるそういう団体、ほかにもある、商工会のみが対象の補助金ですか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらにつきましては、もともと愛知県が商工会に対して、商工会の職員の人件費の部分を補助しております。そこに対しての県の補助対象の20%、こちらの分を補助しているというような形になります。

◎委員（堀 巖君） 大分昔からそういう補助がされてきていると思いますが、大体その小規模事業経営支援事業費補助金という名称が、商工会のみというところが市民感覚的には分かりづらいのが第1点です。

さっきの20%と50%の今の研修費だとか、そこら辺についても、要綱を見れば分かると思うんですけど、説明を受けていて分かりにくいのはその点だし、この商工業支援事業補助金についても商工会のみ対象だというそういう話なんですよ、多分。だから、そこら辺の名称をもう少し改良することはできないんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） こちらの名称ですけれども、先ほども御説明させていただいたとおり愛知県の交付の受けた補助金額に合わせた補助金というような形にしておりまして、そういったところで一定名称については、そこに合わせて同じような名称でつくらせていただいているものだと

うふうに考えております。

今後、この名称をより分かりやすくしていくといった部分については、少し考えさせていただきたいというふうに思っております。

◎副委員長（宮川 隆君） すみません。商工費全般の考え方についてというか、全般でお聞きしたいんですけれども、ちょうど昨日3月12日というのが春闘の集中回答日でした。愛知県はものづくりを中心として経済活動を大きく下支えしているわけなんですけれども、軒並み予定していた金額を下回る回答になってきている。言い換えれば、岩倉市だけに限らず、この愛知県を中心とする中部圏そのものの消費動向の低迷というのが予想されるわけです。岩倉市においても桜まつりが中止という方向になっていますし、精神的にも経済的にもかなり大きなダメージを受けることが予想されます。

その中で、一部の薬局とかそういうところは別にしても、やっぱり市内の商業を中心とした消費の低迷というのが予想される中で、岩倉市としての業者さんに対する何らかの手だてが今後必要ではないのかなあと思うので、国の動向だとかそういうものを考えて長期的に考えなければいけない部分もあるんでしょうけれども、当面、今対応できるような考えがありましたら、その辺をお聞きしたいと思います。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今の御質問の、景気の少し冷え込みといった部分というのは、今のコロナウイルスですとかそういった部分を含めたお話ということでお答えさせていただければよろしかったですかね。

今現状としましては、国、また愛知県で新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業所に対しまして、資金繰りですとか設備投資、販路開拓、また相談窓口の設置等による経営環境の整備など、様々な支援策が整備されてきております。また、その内容についても日々更新されているというような状況でございまして、本市としては、まず今現状としては、そういった情報を必要としている事業者へ少しでも早く伝わるように、現在では市のホームページですとか公式のSNS、こういったもの、また商工会を通しまして情報の提供に努めるなどの取組をしております。

また、そんな中で、市の現在の取組としましては、既存の融資制度がございまして、そういったものを使っただきながら、またもちろん今後、国・県の動きを見ながら、そういった様々な制度がございましたら情報提供をするとともに、必要に応じてそれに合わせた取組も考えていきたいなというふうに考えております。

◎副委員長（宮川 隆君） 支援制度に関しては、メディアなんかを中心にかなり広く知られていると思うんですけれども、具体的な対応ということに

関しては、どうしても商工関係のほうに問合せが来ると思います。相手方の窓口としては、商工会を中心としたところが窓口、対話の窓口になると思うんですけども、その辺の連絡を密にして、困っている方にはできるだけ早く対応できるような、そういう対応をしていただきたいなと思いますけれどもいかがでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 今おっしゃっていただいたようなお話というのはそのとおりだと思いますし、そういった意味で現状としても、最近も商工会に実際に相談の状況ですとかそういったものも確認をしております。

また、少しお聞きしているところだと、金融機関でも今度の土・日に少しそういった相談窓口を設けるですとか、そういったお話もありますので、そういった情報もつかみながら、全体でサポートしていきたいなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけちょっと、桜まつりのことでお聞かせください。117ページの関係です。

実行委員会のほうに意見がどれだけ反映されているのかなというところで少しお話ししたいんですけど、消防団の警備の話なんですね。以前もお聞きしましたように、南部中学校でやっていたときで、その後、去年は曾野小学校ということで、私も従事しています。それで、大変な業務です。半日単位でやっていますけど。それを予算で言えば弁当代ぐらいになるのかなと思いますけど、それで行っているということで、市の祭りに貢献したいという消防団の気持ちは大変大事だというふうに思っているところではありますけど、やはりこの警備の仕事、相当負担になるわけで、場合によっては人が出ないときは、今回はなくなったんですけど、もし今回あったら一日やらなきゃいけない人たちだって出るわけです。山車の関係なんかでも一緒にやっている人がいますので。だから、そういうことも含めてちょっと意見が反映されていないような気がするものですから、少し実行委員会のほうで、今後の警備の在り方については研究していただきたいなというふうに思います。もともと3人体制では本当は無理なんですよ。駐車場の外側にも案内する人が必要ですし、上から見る人、そして駐車場で案内する人ということで、ちゃんと置こうと思ったら4人体制が必要なんです。だからそういうことも含めて、今後、警備のところ委託するのか、消防団でやるのならそれなりの対応といいますか、やっていただきたいなというふうに思うんですけど、どのような検討状況なんでしょうか。

◎商工農政課統括主査（今枝正継君） 毎年桜まつりのときには、消防団の

方もはじめ多くの関係者の方に御協力を頂きながら運営させていただいてお  
りまして、非常に感謝しております。

そんな中で、昨年ですと小学校にやっていただきまして、近年、いい話な  
んですけれども、駐車場の認知も上がりまして非常に、天候等もちろんあ  
りますけれども御利用いただけるようになってきたと。そんな中で、やはり  
その駐車場の警備をする負担感といったものがあるのかなというふうには感  
じております。実際には、桜まつり自体は実行委員会形式でやらせていた  
いておりますので、少し今後、そういった声も頂いているといったことも含  
めまして相談していきたいなというふうを考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「休憩でよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開いたします。

以上で、款6商工費の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案審査の途中ですが、本日はこれをもって散会した  
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は3月16日午前10時より再開いたします。お疲れさまでした。

## 財務常任委員会（令和2年3月16日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様、おはようございます。

皆様おそろいのようなので、先週に引き続きまして財務常任委員会を開催いたします。

最初に、今資料を当局のほうよりお配りいただきましたので、こちらの説明のほうをお願いしたいと思います。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） それでは、先ほどお配りをさせていただきましたA4・1枚刷りの両面となっております資料を御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、園路等の移動経路上における合同点検の結果等をまとめた資料となっております。こちらの合同点検につきましては、令和元年8月30日と令和2年2月20日に実施しております。その結果、市道路管理者が対策するものが5か所、県道路管理者が対策するものが1か所ございます。具体的な対策内容につきましては、今見ていただいております資料を元に御説明をさせていただきます。

こちらの資料につきましては、表面が対策内容、裏面が1番から6番までの対策箇所がどこであるかという地図となっております。1から5につきましては市道路管理者が対策するもの、6につきましては県道路管理者が対策するものとなっております。現地写真が表面の右のほうにありますけど、そちらの赤書きしたものが対策内容、黄色の点線がありますけどこちらにつきましては園児の移動経路となっております。

それでは、1番から順番に説明をさせていただきます。

1番につきましては、中部保育園の移動経路上となっております。場所は東町地内の長瀬橋西側の東西道路、対策内容ですが、車道と歩道を視覚的に、今分離されておられませんので、両側に外側線を設置して視覚的な効果で対策をしようと考えております。

次に2番ですけど、岩倉駅東にございますこどものまち保育園がありますけど、そちらの移動経路上となっております。場所は下本町地内の神明生田神社西側に南北の県道がありますけど、そちらと市道のT字交差点、樋口時計店とかがある交差点になりまして、対策内容ですが、県道の横断歩道西側に園児が横断待ちしている状況を、南北線の道路を北進し駅側に左折する車両が西側から歩いてきます園児を確認するためカーブミラーを設置するものでございます。

次に3ですが、こちらは南部保育園の移動経路上でございます。場所は

大地町地内ふれあい広場北東に位置します水路上、対策内容でございますが、東西道路南側に安全に横断待ちできるスペースが現状ないため、既設防護柵の一部を撤去した後に、水路の上に横断待ちできるスペースに改良いたしまして退避場を設置するものでございます。

4でございますが、曾野第二幼稚園に隣接をしております認定こども園こどもの庭保育園の移動経路上でございます。場所につきましては、大地町地内、石塚硝子の工場がありますけどそちらの北側の東西道路上、こちらにつきましては南小学校の通学路でもあります。対策内容ですが、歩車分離道路の一部に防護柵がありませんので、そちらにちょっと可能な限りの防護柵を設置するものでございます。

続きまして5番でございますが、こちらは、ゆうかさいち保育園、令和元年10月にできました保育室でございますけど、こちらの移動経路上であります。場所は西市町地内6差路交差点南西の一角になります。こちらにつきましては、対策内容として東西道路南側及び南北道路西側の横断待ちする部分に防護柵がございませんので、そちらに防護柵を設置するものであります。

最後に⑥、こちらは県道路管理者のものでありますけど、こちらにつきましては認定こども園岩倉北幼稚園の移動経路上でございます。場所は八剣町地内の国道155号上であります。対策内容でございますが、歩車分離道路の一部に防護柵がありませんので、防護柵などを設置するものであります。ちなみに、写真上に赤書きがありませんのは、具体的な内容につきまして県に聞いたところ、これから詳細設計を行い精査して具体的な内容を決めるという回答がありました。

説明は以上でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

ただいまの説明で何か御質問等ございますでしょうか。

いいですか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それではないようですので、先週に引き続きまして令和2年度の一般会計予算の質疑に入っております。

本日は、款7土木費の質疑から入っております。

予算書は258ページから276ページ、積算内訳書は122ページから135ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（水野忠三君） 予算書263ページ、積算内訳124ページの耐震改修促進計画策定事業でございます。

こちらのほうは、令和3年度からを計画期間とする次期の愛知県建築物耐震改修促進計画が策定されるということで、岩倉市においても、岩倉市耐震改修促進計画を策定するということだと思えるんですけども、これまでどうだったかということ踏まえて、変更予定のある点が現時点で明らかなのがあればお伺いしたいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 現在の耐震改修促進計画ですけども、こちらのほうは平成20年3月に策定しまして、平成26年7月に改定を行っております。その中で、建築物の耐震化率の目標を平成32年度、令和2年度までに95%という設定をいたしまして、耐震診断や耐震改修費などへの補助制度による耐震化、減災化促進のための支援とか、耐震化の普及啓発をするというものを内容として掲げております。ちなみに、平成30年度末の耐震化率としては88.1%というふうになっております。

また、次期計画に対する現時点で大きな変更点はというところなんですけれども、こちらのほう市の耐震改修促進計画は、上位計画である県の耐震改修促進計画の内容を踏まえてということでやっております。こちらの県の耐震改修促進計画は今現在策定中であります。ちょっとそういった大きな変更内容はまだ情報が来ていないところではございますけれども、来年度策定するときには、県の上位計画の計画内容を踏まえて、市の耐震改修促進計画のほうに反映していきたいというふうに考えております。

◎委員（谷平敬子君） 積算内訳書の123ページのところで、駅前広場の地下道路等の管理費というところで委託料なんですけれども、地下連絡道路エレベーター保守点検委託料とあるんですけれども、これは点検だけでしょうか。清掃料は入っていますか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 点検委託料とありますけど、現場での点検は毎月行っているんですけど、その際に清掃をしていただいております。

◎委員（谷平敬子君） 清掃が含まれているということなんですけど、今までも市民の方にも何人かにも言われていますし、私も見て思っているんですけども、かなり汚い感じがするんですけれども、さらに清掃が入っているならちょっと徹底して掃除していただきたいなと思っているんですけれども。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今回そのような声を頂きましたので、もっと清掃頻度を上げる必要があると感じているところであります。今後につきましては、シルバー人材センターに今やっておりますけど、地下連絡道の清掃業務の中の定期清掃のほうにもちょっと補完して、清掃作業のほうを入れて改善してまいりたいと思っております。

◎委員（谷平敬子君） ありがとうございます。

◎委員（水野忠三君） 積算内訳125ページの下のほうでございますが、路面性状調査業務についてでございます。

こちらの幹線道路舗装のひび割れとかわだち割れ、平たん性などを測定していることとお伺いをしているんですけども、道路沿いの側溝などについても測定されるかどうか。ちょっと要望も込めてなんですけれども、一応確認をさせていただきたいということ。

それから、2点目に国庫補助金ということで国から補助が出ておりますが、国庫支出金、国からの補助だけではなくて県支出金、県からの補助というの見込めないのか。その2点をお伺いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 今回の路面性状調査につきましては、あくまでも舗装のみとなりまして、側溝などの傾きだとか損傷度合いというものを測るものではありません。

あともう一つ、補助金の関係なんですけれども、基本的に国で受けられるものは県費では拾っていただけませんので、あと維持修繕的なものに関しては県費はつきませんので、国庫支出金で対応ということになります。

◎委員（水野忠三君） 予算書265ページ、積算内訳126ページの岩倉西春線道路改良事業でございます。

こちらのほうで、歳入のほうで社会資本整備総合交付金というものがあると思いますが、これは歳入のほうでお聞きすべきかともありますが、内示見込みで掛ける0.31というふうにちょっと低い見込みなので、これはなぜかなということと、あとは、補助分、単独分というふうに分かれているんですが、この区分け、違いはどのようなふうに分けられているのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 補助金についての内示見込みの数字なんですけど、こちらのほうは過去2年の内示率の平均を見込んでおります。なぜかといいますと、マックスで来るよというふうで歳入を見込んでおりますと、当初予定していた工事だったりができなくなってしまう可能性があるんで、実績に合わせたものを想定して補助率を掛けさせていただいております。こちらに関しては、ほかの事業も全てそのような形で内示見込みというものを見込んで予算のほう計上させていただいております。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今、国庫のお話もありましたけれども、市債のほうも国庫の補助分を基に計上しております。土木債につきましては予算全般、道路事業、それから橋梁寿命化事業、公園整備事業とありまして、あと国庫補助をもらう部分については市債のほうも補助分ということで、そ

の起債のメニューも公共事業等債というような起債で借入れをしております、補助のない部分、いわゆる地方単独事業というものは単独分として、一般単独事業だとか地方道路等整備事業というような市債でそれぞれ計上しております。起債は、その種類によって借入先とか充当率、それから交付税の措置率というのも借入れ条件が様々になっておりまして、借入先も違ってきますし、例えば補助分の裏に起債するものであれば交付税措置が約20%対象となるということがございます。

先ほど都市整備のほうからもお話がありましたけれども、昨今、補助事業も、道路や公園整備に係る補助金の補助率みたいなものが非常に低くなっておりますので、補助分以外にも単独の起債も借りないといけないというような現状になっております。そうしたことから、予算編成上、国庫補助金は先ほど言ったように、補助率に内示見込みというのをそれぞれ実績に応じて掛けておりまして、市債についてもそれに合わせて、補助分と単独分という形で分けて明確化して計上しております。以上です。

◎委員（井上真砂美君） 予算書276ページ、公園施設管理費の中の特に委託料、清掃等委託料のほうでちょっと細かいところですけどお尋ねします。

委託先、こちらの積算内訳を見ますと、シルバー人材センターとか地元区長とかというふうになっていますが、委託先のほうはどのように決めているのか教えてください。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 委託先の考え方といたしましては、公園の性質上、なるべく地元で愛される公園を目指しておりますので、なるべく地元で管理をしていただきたいと思っております、それが今課題ともなっておりますけど、今は石仏区で管理していただいております天王公園と東町区で管理していただいております長瀬公園の2つだけとなっております、あとはほかに過去にはもっとあったんですけど、ちょっと地元からとてもお守りできないよということで、今、シルバー人材センターのほうに委託して管理をしていただいている現状であります。

◎委員（井上真砂美君） その委託料の内訳値段を見ますと、シルバー人材センターと地元区長への値段が違ってはいますが、値段の違いはどのような感じになってはいますか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 値段の違いはということですが、作業の内容であったり、作業の内容というのは軽作業であったり重作業であったりいろいろありますのと、あと季節変動もありますから、例えば夏のときには同じ作業でも単価が高いとか、そういった考えで定めております。

◎委員（水野忠三君） 予算書265ページ上のほうの五条川右岸堤防道路整備事業でございます。

先ほどの路面上のところ、国の補助があるけど県の補助がないという話があったと思いますが、そのちょっと逆で、こちらは県の支出金がついているものですが、将来的にといいいますか国からの補助、国庫支出金としての国からの補助は見込めないのか、工事は愛知県の実施の工事ですので、その点はどういう扱いになっているのかお伺いをしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） こちらの事業に関しても、国庫補助の対象というかメニュー的にはございますが、こちら平成25年度から用地買収のほうを進めさせていただいて、県と一緒に事業を進めておるんですけども、事業当初のときに、どの補助金が有利かというところで選択して県費のほうを選んでいるというところであります。

あと、こちらに関しては、過去ちょっと事業が空白になってしまった期間もありますので、県費ですと単年度で申請ができるということもありますので、県費でこれは行ったという判断は決して間違つてはなく、いい判断だったと思っております。

◎委員（水野忠三君） 予算書同じ265ページ、名鉄石仏駅等整備事業でございますが、こちらのほうはいわゆるバリアフリー化などという話があったと思いますが、バリアフリー化というのはここではどのような内容なのか。いわゆるユニバーサルデザインとかそういうことを指すのかということと、それからそれに関連しまして、例えば障害をお持ちの方、視覚障害者の方などに例えば音声案内とか、そういうようなものをされるのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） こちらのバリアフリー化に関しては、国の指針というかガイドラインがございまして、ちょっと読ませていただきますと、公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドラインというものがございまして、そちらのガイドラインに沿ったものを設置するというふうに名古屋鉄道からは聞いております。今例で挙げられました音声案内、そちらのほうもつける予定があるということは聞いております。

◎委員（宮川 隆君） 積算内訳123ページの地下道連絡通路等管理費に関連してちょっとお聞きしたいと思います。

岩倉駅の通路なんですけれども、名古屋鉄道と岩倉市で管理区分がはっきり明記されています。その中で、過去には側壁、今カラーボードが入っていますけれども、あれを整備するときに、岩倉市のほうが先行して名鉄の管理区分が次年度に整備したという状況もありました。今の桜色の壁面ですね。

反面、上部にある照明施設は同じ時期にできたと思います。

名古屋鉄道が来年度、案内用の看板等デジタル化するという計画が入っています。そのことを岩倉市のほうにお話しした段階では、対応がし切れないという返事を頂いたというふうに聞いているんですけども、要は予算の関係もありますし、いろいろ課題はあるとは思いますが、やっぱり同時期に整備できるものは整備していったほうが見栄えもいいし、環境としてもいいのではないかなというふうに思うんですけども、その辺の連絡調整というのはどのような考えに基づいて行われているのか。

もう一点は、岩倉市、予算の関係もありますからすぐには対応できないと思いますけれども、駅前、岩倉駅の地下連絡通路のそういうデジタル案内、お客様を誘導するための案内等に関する計画というのは、今後考えられていかれる考えはあるのかどうか。この2点をお聞きしたいと思います。

◎維持管理課長（高橋 太君） 名鉄さんからのデジタルサインのお話というのは、まだ詳細なところまで確認ができておりませんので、こちらのほうも一度名鉄さんのほうと計画の確認をさせていただきたいと思います。

市の今後の方針としては、デジタル化云々というのも含めまして、駅東のロータリーのところにトイレ、駅西のトイレの改修をやったときに、サイン計画も少し検討はした経緯がございますが、そのときは、いろいろ予算上の話もありまして断念したといえますか、根本的なサイン計画の見直しではなくて、トイレを改修、新設したことによるサインの修正に留めているという状況でございます。

◎委員（宮川 隆君） ということは、断念したでとどまっているという答弁で終わったわけなんですけれども、そのいつまでということはないにして、今後そういう課題認識を持って計画策定の可能性も考えていかれるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思いますが。

◎維持管理課長（高橋 太君） 過去にも入り口の名称といいますか、番号をつけたらどうかだとか、そういう御要望も頂いております。ですので、この場でいつまでという計画は今持っておりませんが、少しでも利用しやすいようなものになるために、検討の機会が与えられれば前向きに対応していきたいというふうに考えております。

◎委員（黒川 武君） 私から1点お聞かせいただきたいと思いますが。

積算内訳書127ページの市道南427号線道路改良事業でございまして、私はどこの路線かちょっとぴんどこなかったんですが、これどこの場所なのかということと、道路改良内容について説明をお願いします。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） こちらの路線に関しましては、曾野町に

あります角善さんの交差点のところの、あれは南北道路が南へ一方通行なんですけれども、そちらの道路の1本西側になります。その南北道路になります。こちらの道路が、北側に向かっていきますと行き止まりのような道路になっておりまして、残り15メートルぐらいを整備すると道が抜けるというものでございます。こちらは、平成29年度末ぐらいに、ちょっと地元から拡幅してはどうかあというお話がございまして、沿線の方にすれば、そこが抜けてしまうと交通量も増えるでしょうと、逆に危なくなるんじゃないかと、幅員も狭いということもございまして、一応沿線の方に意見を聞いてくださいということで、その区に関していくと稲荷町と曾野町が関わってくるような、ちょうどその区境みたいなところがございまして、両区長さんに、沿線の方にちょっと聞ける方だけで結構ですので、ちょっと御意見を聞いてくださいというようなことでお願いをしました。その結果、反対される方もお見えになりまして、市としては、やはり反対の方が見えるということであればなかなかできないなということ、そのときにお伝えをしました。

また、今年に入りまして、やはり抜いてほしいという声もあるということで、1度区で説明会をやっていただきました。それが7月になるんですけれども、そのときに集まっていたいて、区から、こうやって考えているよと、抜いたほうが皆さんのためになるんじゃないかというような、区から説明をしていただきまして、その中で1名の方、来てみえた方には、やっぱり子どもの安全が不安だわというお声もありまして、そういう意見もあったんですが、やっぱり抜いてほしいというような御意見が多かったです。その中で、そういう意見はあるんだけど、やっぱり抜いたほうがいいということで、安全面も苦慮しながら抜くことをやっていこうということで、10月頃に要望書を頂きまして、事業を進めようという形になった経緯でございます。

◎委員（黒川 武君） ありがとうございます。

なかなかやっぱり市内的にも狭い道路もあると。そういうことで、広げれば交通量が増えるんじゃないかと。そういった危険性の問題もあるんですが、地元で丁寧に議論していただいて、それで皆さん御納得の上でのことですので、それはそれで、大変関係者の皆さんの御努力には感謝をしたいなと思っています。

それでもう一点、関連してお聞きするけど、南47号線路線と言われても、多分皆さん分からないだろうなと思います。それで、私も市の職員に事前にお聞かせを頂いて調べていただいて、それで分かったわけなんですけど、そういうことをしておると、やっぱり市の職員の負担にもつながるだろうということで、それで道路台帳一覧システムというものがもしあれば、それはそ

れで見ていけば、ある程度どこの場所だということ、幅員がどの程度だということ、区間がどのぐらいかということ、それが理解できるんですが、ただそのシステムを導入しようとする、費用対効果の問題も片や生じてまいりますので、その辺について担当としてはどうお考えなのか、この機会にお聞きいたしたいと思います。

**◎維持管理課統括主査（寺尾健二君）** 道路情報のホームページの閲覧については、県内でも幾つかの市町で公開しているということは確認しております。この路線名や道路幅員等の道路情報を必要としている相手というのが、一般の市民というよりはどちらかというと建築等に関わる業者の方が多いということから、現在ホームページ上での公開というのは計画はしてありませんが、一方でおっしゃられるように、職員の負担軽減にはつながるとも考えております。

閲覧できる内容については各市様々であって、閲覧できる情報やシステムによって導入費用や保守管理の費用も異なるということで、他市町の状況も踏まえて情報収集して、研究をしていきたいとは考えております。

**◎委員（伊藤隆信君）** 予算書273ページの公園施設管理費でございます。

先ほど井上委員のほうからもちょっとお聞きしましたが、委託料の中の清掃費等の委託料でございますけど、トイレは多分ここで委託ということでシルバー人材センターに委託されていると思うんですけど、最近、その委託されているシルバーの方からちょっとお聞きしたんですけど、最近例のコロナウイルスの関係で、非常にトイレを清掃するときに、いわゆる清掃の、いわゆる例えば手を洗うアルコールだとか、例えばトイレ清掃するためのいわゆる消毒液とか、そういうものが不足しているとか、そういうことを直接聞いたことがあるんですけど、これはたまたま大山寺の駅のトイレの方から聞いて、もう入ってこないような状況だということを知って、そんな状況を聞いたんですけど、それらについての対策について何か考えてみえるのかお聞かせください。

**◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君）** 今のお話なんですが、ちょっと県のほうの通知文、通知内容を見ても、消毒液を配置したりとか手洗いをなるべく推奨したり、あと園内を消毒したりとかということの通知が来たりしているんですけど、ただちょっとすぐその際にちょっと動いてみたりはしたんですけど、どこに問合せしても、物品がいつ入ってくるかということがちょっと未定であるということで、どこからも断られている現状でありまして、ちょっと国からも要請がありますように、利用者に際しては、手洗いとかを徹底的にやっていただくとか、それは清掃する人も同じなんですけど、清掃

を今委託しているシルバー人材センターからもそういう問合せがあったんですけど、ちょっと物が入ってこないの、なかなかそういったものを支給できていない現状でありますので、やれる限りの対応をしていただきたいなというふうに考えております。

◎委員（伊藤隆信君） ありがとうございます。

最近の研究で、トイレのこれは正式かどうか分からんですけど、排便するところからどうもコロナウイルスがという話も一部の説には流れておりますので、やはり消毒に関しては、何とかトイレに関しては優先的に回していただきますよう要望いたします。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今、御要望いただきましたので、また屋外のトイレというのは都市公園だけではございませんので、市内のそういった類似の施設との連携とか連絡調整しながら、対応は慎重に重く受け止めて対応していきたいと思っております。

あと、ちょっと関連で、先ほどの井上委員さんのシルバーと地元の金額の違いについてですけど、先ほど季節だとか労働の重さだとかという答弁でしたけど、基本的な金額の違いは公園数によるものでございます。2公園しか地元委託をしていませんので、あとはシルバーですから、当然シルバーの委託費が高くなって、地元委託のほうは安くなっているということでございます。

◎委員（井上真砂美君） すみません。

そこ、ちょっと15、シルバーの値段を割って地元区長の値段を2で割っても、まだシルバーのほうは随分10万円近く多いと思っておりますが、すみません。

◎維持管理課長（高橋 太君） 公園にもよって面積も違いますので、時間数も違っております。ただ、試算するベースになる単価は、シルバーと地元さん同一単価でやっております。

◎委員（水野忠三君） 予算書の265ページの橋梁長寿命化事業でございます。

こちらのほうの橋梁長寿命化修繕計画策定ということで、以前議会への説明の中で、八神橋の改修工事とか真光寺橋の改修工事に関して、交付金がちょっと遅れてというような御説明が以前あったかと思うんですけども、この事業全体の今後の予定ということをお伺いしたいと思っております。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） ただいま御質問いただきました内容についての回答もございますけど、ちょっとその前に、橋梁長寿命化修繕計画についてまずは説明させていただいてから回答のほうをしたいと思っております。

まず本計画につきましては、計画目的として今後急速に増大する高齢化した橋梁の維持管理に対応するため、従来型の事後的な修繕から予防的な修繕を行うことにより、維持管理コストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保することを目的とし、平成26年に策定をいたしました。その後、計画に基づく点検を行い、その結果を基に修繕を施してきておりました。平成31年には2度目の点検結果を基に、市の財政事情にも配慮をいたしながら、その後の修繕計画を修繕しているところであります。

今後、点検結果などにより本計画を適宜修正していき、橋梁を常に健全な状態に維持していくよう努めてまいります。

令和2年度予算において、3橋の改修工事を計上しております。先ほど水野委員からもお話がありましたとおり、令和元年11月の全員協議会の際にも先ほどおっしゃられましたことについて説明をさせていただいておりますが、八神橋、真光寺橋につきましては、交付金の関係で現在の橋梁長寿命化修繕計画から2年遅れている現状ではありますが、それを除くと、これまでは計画どおり進んでおります。

これまでの改修実績といたしましては、軽微な補修を除く大規模なものとして、令和元年度までに5橋の改修が完了しております。

先ほどの回答になりますけど、令和3年度以降の回収予定につきましては、実施計画に計上しております範囲で回答させていただきますと、令和3年度に八剣憩いの広場の南側にあります平成橋、そちらを基準にして考えますと、そちらの1つ北側にあります八剣橋、その次の令和4年度につきましては、その平成橋の1つ南側に架かっております長瀬橋を改修する予定でございます。

◎委員（水野忠三君） 続きますと、予算書269ページの空き家等対策事業でございますけれども、講師謝礼ということで、こちらは空き家等対策セミナー等を開催されるというふうにお伺いしておりますが、具体的にはどのような内容を予定されているのかということをお伺いしたいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 空き家等対策セミナーについては、今年度は空き家によって生じる問題とかその解決方法などを内容として講師の方からセミナーをしていただきました。

来年度のセミナーの具体的な内容については、講師の方と相談しながら決めていきたいと思っておりますけれども、今年度行いました空き家によって生じる問題とかその解決方法も踏まえてまた行っていきたいと思っております。また、セミナー開催後に個別の相談会も今年は開催したんですけれども、来年度も開催していこうかなというふうに考えています。

◎委員（水野忠三君） 同じ予算書269ページ、定住促進事業でございますが、こちらの事業の内容の中で、先行買収地イベント運営ということで、にぎわいとか交流を図るイベントなど開催ということで、たしかチャンバラ合戦、自分も実際に見に行っていて、お子さんたちがこうやっているところとか拝見をしたんですけれども、具体的にこのイベントというのはどのようなイベントを予定しているのか、チャンバラ合戦みたいなものなのか、この内容自体はもちろんすばらしい内容だとしても、例えば1日で終わってしまうようなイベントだとちょっと寂しいなあという気もしているところでございますので、そのにぎわいとか交流を図るイベントとして、ほかのイベントなども予定されているかどうかお伺いしたいと思います。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 昨年度は、チャンバラ合戦ということで子どもさんと親で参加をしていただいて、布製の刀とボールで信長軍と一豊軍に分かれてというような少し対戦をしたということで、非常に好評ではありました。今年度もぜひやってほしいというような要望もあったりはしております、令和2年度につきましては、時期として鍋フェスの時期であったりだとか、あと50周年ということもございますので、そのあたりは今後こういったタイミングでどういうイベントと絡めてやることでより一層効果があるのかなあということは研究していきたいと思えます。

一方、イベントの開催回数が少ないのではないかと御指摘かと思えます。昨年度、私ども庁内でプロジェクトチームをつくりまして、ここで何ができるんだろうということも検討して、要綱まで実はつくってはいるんですが、いざ地元にお話をさせていただきますと、非常に難色を示されたというのが実情です。特に貸出しをして皆様に使っていただくということを考えたんですが、当然朝から晩まで人の往来が多い、それから音の問題、臭いの問題、特に飲食とかになりますと発電機を持ってきたりだとかいうこともあって、少しそういう部分で、静かな環境が崩されるということでありましたので、唯一市のイベントであれば、半日単位であれば我慢できなくはないというようなこともございましたので、そういうことも踏まえて少し、昨年度はチャンバラにさせていただいて、今年度も実はチャンバラ以外何かなあという部分はちょっと模索していきたいと思うんですが、少しまだ道路事業がこれから残っておりますので、そのあたりをちょっと地元にも皆さんにも配慮して計画をしていきたいと思えますので、回数が少ないという部分についてはそういった事情だということで、御理解いただきたいと思えます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 予算書269ページ下から271ページにかけて、都市計

画マスタープラン・緑の基本計画策定事業でございます。

これは、ほかの他の委員からもたしか別の機会に質疑があったと思いますが、この都市計画マスタープラン・緑の基本計画検討委員会というものと、いわゆるその都市計画審議会などとの役割分担、関係ということをちょっと確認の意味でお伺いさせていただきたいと思います。

◎都市整備課統括主査（浅田正弘君） 都市計画マスタープラン・緑の基本計画検討委員会は、こちらはその名のとおり都市計画マスタープランと緑の基本計画の策定に関することを検討、そういうのを審議いただく附属機関でありまして、都市計画審議会につきましては、都市計画に関するということと審議するということになっておりますので、都市計画マスタープランについても、一定中間報告とか最終的にはそちらのほうで御審議いただくということにはなりますけれども、組織としては全くの別組織ということでございますので、よろしくお願いします。

◎委員（水野忠三君） 予算書271ページの桜通線街路改良事業でございますが、こちらも本来は歳入でお聞きすべきかもしれませんが、防災安全交付金というのが歳入の中に含まれておりまして、どのような交付金かということと、内示見込みが0.4掛け40%といいますか0.4掛けで、ちょっと例えば0.9掛けたりするものと比べると、何となく弱気というかちょっと少ない内示見込みだなあという感じはしますが、一応その根拠というのをお伺い……、歳入の中で詳しくお伺いすべきだとは思いますが、この事業に関してお伺いをしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） まず防災安全交付金のことなんですけれども、こちらは防災に特化したというか防災に資するものに対して交付されるものでありまして、平成24年度から設置されているんですけれども、24年といいますと東日本の翌年とか、あと先ほどの長寿命化もあったんですけれどもトンネルが中央道で崩壊したとか、そういった面の防災面に関しての交付金になります。当初は、そちらのほうで当然防災に関してというものに対してなのでつきがいいということでもありますので有利なほうでやっているということになります。桜通線に関しましては、市街地でもありますし、例えば火事の際、密集しているところの例えば延焼を遮断するとか、あと無電柱化も予定しておりますので、そちらの関係で防災安全交付金のほうで事業のほうを進めさせていただいております。

あと、0.4掛けというところではありますが、先ほど岩倉西春線のところでもお答えをさせていただいたんですが、内示見込みというかそちらは過去の内示率に合わせてやらせていただいております。

あと桜通線に関しましては用地を今買っている段階で、補助金が来ないから来年また買わせてくださいなんていう交渉はできませんので、なので少なくとも見込んでおいてやっている。実績に合わせて入を見込んでいるということでございます。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、関連でお伺いします。

以前は国、県、市の財源の事業であったと、県が撤退しているという意見が意見交換会でお伺いしたんですけれども、この辺の真意のところを確認したいのと、また本当に必要性があるのかという意見も意見交換会で出ました。この事業の必要性を岩倉市としてどう見ているかということをお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 桜通線に関しましては市の事業でありますので、国とか県がそこに関わっているということではなくて、補助金を頂いてやっているという事業になります。

必要性ということで御質問なんですけれども、当然、都市計画道路ということでもありますので必要ないということとはございません。ただ、よく聞かれるのは、本当に150メートルぐらいの区間でありますので、そこができたからといって交通の流れがよくなるかということは、当然我々も交渉している中で頂く御意見ではあります。ただ、事業としては、駅前ということと五条川まで行くメインの道路となるということもございまして、今後、駅東のにぎわいということを考えますと、必要な道路かなというふうで考えております。

◎委員（片岡健一郎君） すみません。ちょっと言葉が足らなかったです。

もちろん市の事業なんですけど、財源が県も入っていたんじゃないかということ。今見ますと国と市だけですので、県が抜けた経緯というのをお知らせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 年時は定かではありませんが、当初まだこちらの事業としてかかるときに、中心線測量をやったりだとかそういったときは、県の補助を頂いてやった経緯があるということはちょっと私記憶をしております。ただ、事業化しまして、大きな例えば物件移転がこれ今主になっておりますが、事業費がかなり大きなものにつきましては、県費としては5年でもう事業としては終わるものというようなたしか基準があったと思ひまして、上限の事業費の枠も決まっております、国費についてはそういった、もちろん年度についてもおおむね5年で効果を発揮できるものということであるんですが、補助額というものの上限とかいうのがございませんので、やはり県費は愛知県の予算で限られた部分しか補助が来

ないという部分があります。ほかの市との競争もあって岩倉にはこれだけしか来ませんというような、なかなか難しい部分があるんですが、やはり国費に移行した段階では、国の補助金が認められれば、今は内示率がちょっと低い状況にありますが、当時は50%が補助率ということであれば満額50%は来ていたということもありまして、グループ長も申しましたように有利な補助金のほうを選んできているということでございます。

◎委員（水野忠三君） 予算書273ページ、石仏公園整備事業でございます。

こちらは平成27年度から、予定では令和6年度までが事業実施期間とお伺いしていますが、ちょうど今が折り返し地点なのかなというふうに考えているんですけれども、令和6年度までに実際に完了しそうかどうかということで、現時点での進捗状況、それから何か問題点などがありましたら、問題点といいますか課題などがありましたら、進捗状況と併せてお伺いをしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 石仏の公園に関しましては、順調に用地買収のほうは進んでおります。もう既に用地取得率も60%を超えているような状態なんですけれども、来年度以降も地主の皆様にももう既にアポ取りはしておきまして、御了解は頂いておるといふところでありまして、用地買収は順調に進んでいるということになっております。

あと、問題といいますか課題といいますか、こちらのほうも埋蔵文化財包蔵地にすごい近いところがございますので、当然埋蔵文化財の発掘調査が必要になってくるだろうというところで、また財政面でまた負担になるということがあります。

予定どおり今来ておりますので、令和6年度にはやりたいなというふうに思っておりますが、ただこの先何があるかというところがございますので、今お答えできるのは、6年度を目指してというところでございます。

◎委員（水野忠三君） 予算書275ページ、夢さくら公園整備事業でございますが、こちらは平成30年度から何年度までという事業実施期間についてお伺いをしていなかったと思うんですが、今年度というか令和2年度で完了して、その後追加などはないのか、要するに令和何年度までで完了するのかというのを念のためお伺いしたいと思います。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 夢さくら公園につきましては、今年度、もうすぐ詳細設計のほうが終わりました、来年度、公園の工事にかかってきます。今、これ秘書企画課ともちょっと調整しながら進めているんですけれども、芝生広場を予定しておきまして、そちらの芝生を、市民の方に協力していただいて植えていただこうみたいなことをちょっと考えています。そう

しますと、芝生を植える時期というのが、お聞きしますと5月とか年度が明けたところがよいというところをお聞きしておりますので、一旦工事は終わってしまうんですけれども、この芝生を植えるというようなことはまた令和3年度の頭になるのではないかなあというところで、今そんなような形でちょっと調整のほうを行っております。

なので、取りあえず来年度では芝生以外のところは完成しますので、一旦暫定的に開放するというような形になると思います。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書でいきます。

123ページの駅前広場地下連絡道管理費ということで、何人かの委員が聞きましたけど、施設修繕のほうが特定修繕ということで言えば手すりの取付けになっていきますが、以前雨漏りがあって、いろんな手を打っていただいたというふうに思いますが、またそういう状態が少し見受けられるところがあります。下にカラーコーンを置いてというところで今やられていると思いますが、この地下水が流れ込むというところの根本的な対策というのはなかなか難しいというふうにお聞きしているところですけど、現状はどういう状況なんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） すみません。

その質問につきましては、議案質疑の中でも一部あったと思うんですけど、今までいろいろ研究はしてきてはいるんですけど、例えばその水を強制排水して上にポンプアップできないかとかということも考えたりなどをしてきた結果、本当に何百万円とか何千万円とかそんなレベルの莫大な改修費がかかってしまうことが分かってしまったことと、あと当然それに伴う改修工事も結構時間がかかるとお思いますので、それに伴って利用者に対して当然御迷惑をかけてしまう話なので、今現状できる限りの、例えば排水溝の掃除だったり床面の拭き取りだったり、今、維持管理でシルバー人材センターに清掃とか定期的に入ってもらっておりますので、そのあたりを繰り返すとともに、あとタイルが持ち上がったたりそういうこともたまに発生しておりますので、それもうちの作業員であったり、軽微な修繕費、修繕費も少ししかないんですけど、ある修繕費で対応して何とかもたせてきている現状でございますので、それを続けていくのが一番いいのかなと考えております。

◎委員（木村冬樹君） すみません。

担当課の御意見でよく分かりました。どうもありがとうございます。

次ですけど、125ページの舗装側溝の平成25年にも行われた路面性状調査についてお聞かせください。

今回、結構な額の予算になっています。そういう精密な機械を持った車を

走らせて調査していくというふうに思うんですけど、25年度のときの決算では650万円ぐらいだったわけですけど、今回の予算化について何か変更があるのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 予算に関しましては、上がっているのは人件費ですね。あとそれに伴いまして、設計に関しましては経費が上がっていると。やはり働き方改革ではないんですけども、こういう事業というのが全般的に人件費だったり経費というものが上がっております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 130ページの空き家等対策事業についてもお聞かせください。

以前調査をしていただいて、特定空き家になる危険性のある建物ということで6戸ということで、絞り込んでいただいて対策を取っていただいて、あと1戸が今所有者と協議しているという状況だと思います。いろいろ市民から意見を聞きますと、対象となっていないところでもいろいろな問題が発生してきているというふうに思います。それで、調査するのは大変な作業だというふうには思うんですけど、その辺で市民の声に答えて再調査等はどのように考えているのかという点についてお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 今、特定空き家の候補となっているものということで、今本町の中部保育園の南でございましてあちらに1件残っております。平成28年5月に一番初めの調査をさせていただいて、所有者の方とはずうっとお話をさせていただいているんですが、費用的な部分であったりだとか、ちょっと関係者の方も多くいらっしゃるということでもずうっと来ていたと。ただ、拒絶ではなく対話はできていたという部分があって、私どももそういう御答弁をさせていただいていたんですが、さすがにもうこの4月で丸4年ぐらいになってまいります。あわせて、市民の声だとか地元の皆様からも非常に、特に街道に面した西側の部分ですけども、その建物の危険性というのが本当に切実に要望が上がっているということでもございまして、4月以降でございまして、少しその物件につきましては、もう少し踏み込んだ形で市としても対応する時期に来ているのかなあとは思っております。そのためには当然立入調査をして、勧告をしてだとか法的な措置があるんですが、まだお話しできている部分がありますので、なるだけ今年の台風が来る前までには何らかの対策をとっていただくようお願いをしていきたいと。それがかなわなければ、そういう法的な措置、意向に移っていく段階に来ているのかなあとは思っておりますので、またこれについては適宜、庁内でもそういう対策委員会設けていますので、そこに諮るなりして対応していきたいと、またこれについては御報告もさせていた

だきたいと思います。

その他の空き家につきましては、確かに調査させていただいてから四、五年たってくるわけですが、今情報としても私どもが全く把握できていなかった建物についても、少し1件今お話が上がっていきまして、現地に行きますと、おっしゃるとおりの結構隣の方に迷惑がかかっているような建物の状態だということでもありますので、引き続き大規模な予算をかけて調査をするというのはまだ少し先かなあとは考えておりますが、そういった区のほうに、改めてまた情報であったりということを求めていきたいなあと考えているところでございます。以上です。

**◎委員（堀 巖君）** 道路維持費の関係でちょっと全般的にわたることでお聞きしたいんですけども、さっきの路面性状調査にも関係するかもしれませんが、環境保全課の審議の中で地球温暖化対策ということでグローバル、地球規模の問題になっているということで、そういう例えば温度を下げる道路であるとか、東京都がオリンピック対策で施したような道路、そういうものに変換していくような、世の中全体の動きとしてそういうことがあると思うんですけども、その点例えば国の補助メニューであるとかそういった変化はないんでしょうか。

それから市の今後の考え方についてお伺いします。

**◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君）** 舗装の種類としまして、今道路のメーカーさんとか企業さんが、一旦水の保水をさせて、水が少しそこに保水されるようなアスファルトの継ぎ目ですね、空隙の部分に特殊なものを入れてそこに降った雨が1回たまりまして、それが今度気化するときに表面の熱を奪うというような、そういった特殊な舗装になりますがそういったものはもう過去から開発はされてはいらっしやいます。私どももできればそういう、例えば桜通線とかというものも考える部分はあるんですけど、単価が非常に高いということがございまして、その辺がまさに費用対効果といいますか、そこだけ設置したところで、じゃあほかの部分はどうなんだとか、もう少し例えばネットワーク的なものを組んでそういった特殊舗装をやることで、その区域といいますか地域全体の道路の表面温度を下げた全体の温度も下がるというような、ちょっともう少し検討といいますか研究というのが要るのかなあとは思っております。

お金が高いだけに、ただやってみただけではちょっと効果の程があるかと思っておりますので、なかなかそういう舗装を県内でも実施しているところはないというふうには聞いておりますので、ちょっとこれは、ヒートアイランド化であったり昨今の異常な高温の気候が続いておりますので、もう少しちょっ

と研究をして、やっていけるものならやっていきたいとは思っておりますが、予算の問題があってということで考えているところです。

◎委員（堀 巖君） 多分、この先の動向としてそういう気象になっていくんだろうなというふうに思うので、研究を進めていただきたいと思います。

あともう一点、狹隘道路のセットバックについて、以前一般質問でした中で、少し取扱いを変えるという方向が示されました。その効果というか件数というか、どのような状況なのでしょう。市民の方からそういう申込みで変化があったかどうか。

◎維持管理課長（高橋 太君） 今、堀委員がおっしゃったものは、運用を変えたということで、具体的には、今まではセットバック部分の寄附につきましては、土地を頂くだけではなくてその土地が安全に道路として供用できるように、あと雨水の排水だとかそういった必要な道路施設を寄附者の方に御負担いただいた上でしか寄附を頂かなかったんですけど、そんなことを言っておると狹隘道路の改修が進まないということで運用を変えまして、セットバック部分につきましては、あと営利目的じゃないもの、不動産屋の分譲のためにやるとかそういうときは従来どおりでございますけど、個人の方がセットバック部分として寄附をしたいという部分については、無条件といいますか、仮に更地であってもいただいているというような形で変更はしてきておりまして、今突然のお話ですので件数のほうは把握していませんけど、例年一、二件はコンスタントで頂いているという状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 続いて、公共緑化についてお伺いしたいと思います。

公共緑化については毎年同じ額100万円が多分予算計上されてきていると思いますけど、さきの地球温暖化のこともあり、緑化ウォールとか花のあるまちづくり事業でも緑化関係の予算がついています。これは多分緑の基本計画が根拠というか進捗状況、目標数値を掲げてやっている事業だと思いますけど、やっぱりちょっと物足りないというか、さっきの地球温暖化対策的なことを言うと、環境保全課と土木系のところがやっぱり連携をして、ここら辺の予算をもう少しかさ上げしていかないといけないなというふうに思うんですけども、そこら辺の連携のところについては、どのような状況なのでしょう。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） 御指摘のとおり、今公共緑化の事業費につきましては100万の予算をほぼ使い切れない状況です。専ら道路の枯れた植栽を補植するだとか同じように公共施設の敷地の中の枯れたものを補植するとかということについてがもうメインとなっております。今、御指摘にありましたように環境保全課のほうとは特に連携も今とっ

ておりません。緑の基本計画を策定するに当たりましては、やはりその辺の協議もきちっとしながら、公共緑化についても予算100万という部分で何ができるかという部分については、今後ちょっと研究、検討をしていきたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） すみません。

積算内訳書124ページ、耐震対策費のうち負担金補助及び交付金について質問させていただきます。

木造住宅の耐震改修補助金100万円プラス市単独で10万円ということになっているんですが、私ちょっとこの間研修を受けてきたら、実は設計費が入ってないよと、110万円じゃ足りないんだという、設計費が二、三十万必要なので140万ぐらいは補助を出さないと耐震改修はできませんよという講習を受けてきました。実は設計費が入っていないと、110万は工事費だけで設計費は入らないよということで、今後は、今まで僕も指摘していなかったんですけど、やっぱり設計の分を含めてやらないとこれは促進できないと。よくよく近隣市町のそのとき参加していた市町の方に聞いたら、140万ぐらいから170万ぐらい出ているというお話もありますので、ちょっと各市町の情報を調べて、今後、耐震改修促進計画の中でも今後のことで検討していただきたいと思いますが、見解をお聞かせください。

◎都市整備課長兼企業立地推進室長（西村忠寿君） すみません。

今ちょっと御意見ありましたことにつきましては、早速調査させていただいて、反映できるものはしていきたいと思っております。

◎委員（大野慎治君） すみません。

続いて、積算内訳書125ページ、道路維持費の中の委託料、道路整備委託料のうちで側溝の清掃としゅんせつ等々、ヘドロの収集運搬もございしますが、その中で、道路の側溝というのはなかなか市民の皆さんでやれるところとやれないところがあります。用排水路もさきの答弁で直せるところは直すとおっしゃっていましたが、今までも直せるところは直してきたんだけど、今残っているところは直せないところ、ヘドロのしゅんせつを小まめに市民のために対応しているというのが、維持管理課の今の対応だと思っておりますが、道路の側溝の道路側溝等の清掃をどのように、市民のみなさんでやっていただくところと、やっぱり機械施工でやらなきゃいけないところと含めて、どのような今市民の皆さんにお願いをしているのか。先ほどの用排水路の回答も含めてお聞かせください。

◎維持管理課長（高橋 太君） 主に側溝清掃委託の進め方ということで御質問かと思っておりますけど、用排水路も今大野委員がおっしゃったように、関戸

委員の質問のときに改修のほうでできるところは進めるよということですが、確かに今までもやっております。当然できるところもございますので、その辺は説明はしていきたいと思っております。できないものはできないということでお話はさせていただきたいと思えます。

道路側溝につきましても、基本的には側溝の清掃原則は地域の方をお願いしているところなんですけど、横断部分だとか、長年経年で堆積がかちかちになってしまってもうスコップもたたないような、そんなような状態のところもございますので、そういうところは状況を見て機械で市のほうでやったりしておりますが、蓋があるようなところなんかは蓋上げ機をお貸ししてさせていただいております。御協力を頂きたいというところで考えております。

◎委員（大野慎治君） そのとおりだと思いますが、交通量の多いところに関しては、できるだけ機械施工で行っていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

次に、引き続きその委託料の五条川堤防等草刈り委託料業務、あんまりこれ予算が上がっていないんですが、僕は2回から3回に増やしたほうがいいんじゃないかと思っておりますが、これ市民の皆さんから、健幸ロードですのでできるだけ早いときに、今までちょっと5月下旬とか6月に入ってからなんですけど、ゴールデンウィーク明けぐらいまでに1回草刈りをしていただきたいと思えますが、見解をお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（吉田ゆたか君） 今の御質問につきましては、過去の一般質問でも御要望は頂いているところでもありますけど、今の動きといたしましては、発注をもう4月に入ったらすぐ行うように段取り、準備を進めております。ただ、ちょっと予算も限られておりますので、予算ということは回数も当然限られておりますので、ただ発注を早めますと後に対して影響が残ってきますので、その辺りにつきましましてはちょっと草の生え方とかを見ながら、できる対応はしていきたいなと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） では、以上で款7土木費の質疑を終結いたします。暫時休憩します。25分から。10分間休憩とります。お願いします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、款8消防費の質疑を許します。

予算書は276ページから288ページ、積算内訳書は136ページから144ページまでとなります。

◎委員（堀 巖君） 消防庁舎の1階の事務室フリーデスク化事業についてお尋ねいたします。

このフリーデスク用ロッカーというものがありますけれども、これはどういったものなんでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） フリーデスク化につきましては、現在事務机を使っているんですけども、人数分の事務机を配置すると出動の際の動線の確保が難しくなってきましたことから、消防署が3交代制をしていますので、全員の事務机を置くのではなく、実際にその日勤務する人数分の机を用意し共用するという考え方で計画しております。したがって、机を共用することから、職員が今まで現状机の中に収納しているものを置くものとしてロッカーを準備させていただく計画でおります。

◎委員（堀 巖君） ということは、そのロッカーが今の既設のものよりも大きくて、その中に棚があって書類がいっぱいしまえるような、そういうものになる、変更するというのでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） はい。現在机の引き出しを利用してものを購入させていただく予定のロッカーに置き換えるというか、それを使って使用する計画でおります。

◎委員（水野忠三君） 予算書279ページ、積算内訳136ページの、今の消防庁舎1階事務室フリーデスク化事業でございますが、こちらにつきましては、まずそもそもその背景として、消防職員の増加ということでこういう事業を行われるということだと思っておりますけれども、今後の職員数の増加の予定見込みということで、まず目標とか機会というか希望というレベルのお話と、実際にどの程度になりそうかというお話と2つあるかと思いますが、今後職員数を増員したいとか予定といいますか目標値と、それから実際にはどうなりそうかという、その2点をお伺いしたいと思います。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 消防の人員体制に関するこれまでとこの先というお尋ねでございましたけれども、消防の職員数につきましては、平成28年4月に定数が50人から56人に改めていただいております。消防の現状の課題であります、救急件数の増加ということが1つ大きな課題としてありまして、現有します救急車の3台運用の充実というところに取り組んでいる現状であります。したがって、それまで50人体制でありました状況を、平成30年4月に3人の増員、それから同じく平成30年9月に2人を増員していただいております、現状55人の体制というふうになっています。

今後につきましては、計画というところではっきりお示しできるものはありませんけれども、採用といたしましては退職補充、それから増員の部分

につきましては市全体のバランスですとか消防の課題をお示しした中で、人事部局と調整の上、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書136ページ、常備消防費消防事業のうち、需用費の消耗品費、恐らく予算を立てたときはコロナウイルスのような新感染症のことはなかったので、新型インフルエンザ対策の防止についてのやつは1項目上がっていますが、今後消防が一番、緊急輸送等々で濃厚接触する可能性がありますので、必要なものはぜひ購入していただきたいし、補正予算を組んでも購入していただきたいと思いますが、今後の方針はどのような考え、購入予定とか方針はありますか。

◎消防本部消防署消防副署長（加藤正人君） 今、救急のマスクの話ですが、活動用のマスクとしては積算内訳書の救急用の消耗品費の中に組み込まれて予算計上されております。今後に関しましても、必要な枚数を見極めた中でマスクのほうは予算計上していく予定でおります。

◎委員（片岡健一郎君） すみません。

積算内訳136ページ、フリーデスクでもう一度お聞かせください。

今回フリーデスク化するという事で既存のデスクを減らすと思うんですけども、どれぐらい減らすのかということと、その既存のデスク、減らしたものはどういった活用をしていくのかということ、予定がありましたらお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 現在、消防署の事務室には24台の事務機がありますけれども、これを14台にして共用する計画であります。したがって10台につきましては、まず市役所の中でほかに活用していただけたところがあるかないかということをお聞きする予定でありますけれども、市役所の中で使うということがないのであれば、売払いあるいは処分になるかと考えています。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけお聞きします。

積算内訳書の141ページ以降の非常備消防費のところでお聞かせください。

消防団の活動の中で、御存じのように9、19、29ということで各分団の車庫に集合して活動しているというふうに思います。それで、特に19日は防火PRということで、消防車両で市内を回って、分担した地域で火の用心を呼びかけるという活動をしていると思います。それで、その活動も併せてですけど年末夜警というものがあまして、12月の最終のほうで市全体でそういう防火PRで市内を回ると。夜警ですから黙って回っているんですけど、そういう活動があるわけですけど、年末夜警ってやっぱりPR的なことになっていないものだからどうなのかなというふうに常々感じているところで、一

定の時間まででしたら年末夜警で消防団が回っているということをPRしながら火の用心を訴えるような活動というのは許される範囲ではないかなと思いますが、なかなか市民の反応もいろいろあるかというふうに思うんですけど、そういった点について消防署としてはどのように考えているのかお聞かせください。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 火災件数につきましては近年減少傾向にあります。これは、今ありました年末夜警も含めた毎月の防火PRなどの一定の効果があるものというふうに認識しております。

今御質問にありました、音声を使ってということをございますけれども、そのこと自体は効果的であるというふうに思っておりますけれども、夜間につきましては、迷惑になってしまう市民の方もございますことを配慮しています。したがって、現状といたしましては毎月行っている防火PRでは音声によるPRを行っておりますけれども、年末夜警につきましては、その毎月の防火PRよりも遅い時間で行っていることから、音声のない形で実施しているのが現状であります。

◎委員（木村冬樹君） 市民からいろいろ多分出るのかなあというふうには思いますが、やはり活動の意義をきちんと捉えて、一定の時間までだというふうに思うんですけど、声によるPRも必要ではないかなあと思っています。特に本会議で言いましたように女性団員が少し増えてきているという状況がある中で、防火PRを回っているときも女性で回るとすごくやっぱり効果があるなあというふうにすごく思っています。というのは、例えば駅の周辺を回るときにはやっぱり振り向くんですよね、みんな。そこらを歩いている方がね。そういうような効果があるのかなあというふうに思っていますので、そういう体制も含めて、少し年末夜警の際も一定の時間まで声を出すというようなことも、少し検討していただきたいなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎消防本部総務課主幹（川松元包君） 今ございましたとおり、市民からの実際の声というのもございますので、今ありました効果と照らし合わせた中で研究を継続していきたいというふうに考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

◎委員（梶谷規子君） 消防費の積算内訳141ページの講習会負担金に絡んでお聞かせください。

救急救命士の演習が今度3名分計上されていますが、病院実習12名とか、岩倉は本当に優秀な救急救命士が誕生されて、その救急救命士が今総務のほうにいらっしゃる方とか、そういう現場と交代制でやらなくちゃいけないと

いう感じなんです、現在、救急救命士の資格を取ってみえる方がどれぐらいいて、優秀な救急救命士でも現場に入れずに総務に分担しなくちゃいけないとかいう、そういう分担があると思うんですが、現状と今後の配置などの検討というか、そこら辺でお聞かせいただけたらうれしいんですがどうでしょう。

◎消防本部消防署消防副署長（加藤正人君） 今救命士の消防署の人数というお話ですけど、現在活動に携わっていて運用を実際に行っている救命士は、消防署内で12名います。そのうちの1名が消防署の日勤として5時までの勤務をしております。これは、今年度から3台運用、正式に3台の救急車をフルに活用していこうという取組の中で、日勤に救命士を置くことによって3台目を有効に活用していく取組として、1名を日勤といたしました。

また、運用外の4名に関しましては、管理職を含め新規採用職員というのがあります、ある一定の教育を終えないと運用として認められませんので、そういった資格を今後取っていく人間として、新規採用職員の救命士が2名おります。管理職が2名おります。

今後ですけど、3台運用の話もありますので、救急件数の増減等を見極めた中で、日勤に配属したり各グループに配属したりする取組というか配置をしていきたいと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、以上で款8消防費の質疑を終結いたします。

ここで、お昼休憩に入りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのようにいたします。

午後は、1時10分から始めます。よろしく願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、定刻となりましたので、休憩を閉じ再開いたします。

続いて、款9教育費のうち項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を許します。予算書は288ページから312ページまで。積算根拠のほうは145ページから170ページまでとなります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 予算書、小学校のほうは303ページ、中学校のほうは309ページ、積算内訳、小学校のほうは156ページ、中学校のほうは166ペ

ージ、小・中学校空調設備維持管理事業についてでございます。

令和2年9月末までは施工者の瑕疵担保期間なので、空調設備保守点検は令和2年10月からということになっていると思いますが、これは、むしろ逆に令和2年9月末まで、その施工者の瑕疵担保期間ということであるならば、その期間のうちに瑕疵といいますか、そういうのを発見して施工者においてやってもらったほうがいいのではないかと、つまり、点検は、その令和2年9月までに行ったほうがよいのではというふうに思うんですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 空調機の室外機には自動車と同じようにエンジンのほうが内蔵されておまして、それにより熱交換のほうをしております。そのため保守点検の内容といたしましては、エンジンオイルですとかエアフィルターとか点火プラグ、またオイルフィルターなどを自動車と同じように点検や補充・交換などを行うために定期点検を行うものです。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ再開いたします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） もう一回最初から、すみません、答弁させていただきます。

空調機の室外機には車と同じようにエンジンのほうが内蔵されておまして、それにより熱交換のほうを行っておるわけなんですけれども、保守点検の内容といたしましては、エンジンオイルですとかエアフィルターとか点火プラグ、またオイルフィルターなどを自動車と同じように点検や補充・交換などを行うものです。

また、この定期点検のほかには機械が故障した際の修理というものも含まれておまして、突発的な故障にもこの保守点検の中で対応でき、修理に要する費用は保守点検の委託料の中で賄うことができます。そのため、仮に施工者の瑕疵担保期間とか機器のメーカー保証期間の後に、10月以降に機器が故障した場合でもこの保守点検料で対応することができるということから、9月までは保守点検の契約は必要ないというふうに考えて、契約期間につきましては令和2年の10月からとしております。

また、施工者の瑕疵担保期間については1年となっておりますが、それが故意または重大な過失がある場合は、瑕疵担保期間は10年というふうに契約書でも定めておりますので、もしこのような事態が発生しても施工者のほうで保証いただくということになっておりますので、10月からでも問題はないということで、このような契約期間というふうにさせていただきます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 続きますして、予算書305ページ、積算内訳160ページの岩倉北小学校屋内運動場等複合施設建設事業でございます。

こちらのほうの委託料の中に地質調査業務というのがございます。こちらのほうは、仮に、もし追加等が必要になった場合の取決め等はあるのか、これは何かそういうものの取決め等はあるか、お伺いをしたいと思います。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今回の地質調査につきましては、支持地盤ですとか液状化判定をするために行うものでございまして、現時点では建設予定地内となるところで6か所ボーリングする予定にしておりますが、その6か所で、例えばその支持地盤がなかなか分からなかったりとかいうことがあれば、変更追加して対応することがあるというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） 私からは2点お聞かせいただきたいと思います。

まず1点目は、158ページの医薬材料費に関連しての質疑です。

フッ化物洗口について、現在、小学校1年生から3年生までが実施をされているわけなんですけど、これを4年生から6年生まで全学年に拡大する、そういった考えはあるのでしょうか、お願いします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今、黒川委員のおっしゃったように、現在、全小学校において1年生から3年生までを対象にフッ化物洗口のほうをさせていただいておりますが、令和2年度からは対象を4年生まで拡大する予定で予算のほうを計上させていただいております。

歯の健康については体全体の健康にも影響を及ぼすということで、虫歯予防の指導は大切だというふうに思っておりますので、今後、段階的な拡大についても検討のほうはさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

もう一つ目は、積算内訳で申し上げますと、163ページの小学校費と170ページの中学校費、この2つにまたがるもので、コンピューター維持管理事業に関してであります。

私は代表質問の中で、令和元年度の実績見込みと5年間の総額をお聞きいたしたところですが、令和2年度の整備内容についてはどうなのかということと、また計画に対する整備率はどのようになるのかと、これについてお聞きいたします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 小学校費・中学校費ともコンピューターの維持管理事業に計上させていただいております経費につきましては、教育用につきましては令和元年度、今年度に入替えを、校務用につきましては

平成30年度に更新させていただきましたコンピューターの令和2年度の保守点検委託料と機器の賃借料という形になりますので、現時点では令和2年度の当初予算では機器の整備というのは考えておりませんが、国のほうのG I G Aスクール構想というのが発表されておりますので、本市としては乗り遅れないように今後努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） それで、今の答弁に関連して、少しよく分からないところがありますのでお聞きしたいと思います。

令和元年度におきましてコンピューター維持管理事業の中で、小・中学校の教育情報用の機器について予算が計上されておりました。私の理解では国の計画に基づいて、5か年でもって整備されていくものだと思っておったところなんですけど、昨年12月にG I G Aスクール構想が出てきたといったところで、少しその辺の捉え方がなかなか分かりづらいところがありますので、この機会に、従前国が示した5か年計画と、このG I G Aスクール構想、それとの関連をいま一度確認させていただきたいと思いますが。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 国のG I G Aスクール構想なんですけど2本立てになっておまして、まずは1人1台タブレットに対応できる校内のLANの工事の整備を進めることと、もう一つは1人1台タブレットを整備することというふうになっております。

まず最初の、その1人1台タブレットに対応する校内のLAN工事につきましては、令和元年度の補正予算または令和2年度で行うことということで国のほうの予算が用意されておりますので、本市といたしましても、まず校内LANの整備のほうをやっていきたいということで国のほうには要望をさせていただいておるといことです。その後、1人1台タブレットにつきましても、国のロードマップの中では令和5年度までに1人1台のタブレットを整備することというふうになっておりますので、それについても新年度予算のほうには上げてはないんですけども、近隣の市町とも状況を確認しながら遅れることのないように整備を進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員（黒川 武君） それでは、もう一点、これは関連でお聞きするという形になります。

債務負担行為との関係でございまして、令和元年度予算の債務負担行為では令和2年度から6年度までの5か年間、小・中学校教育用コンピューター機器等借り上げ及び保守に伴う契約と、こういったものが令和元年度予算中の債務負担行為として上げられておまして、その限度額が1億7,196

万4,000円であります。私が代表質問でお聞きしたときの答弁では、5年間の賃貸借及び保守契約の総額は1億3,269万円、そういった答弁であったかと思うんですが、債務負担行為の限度額については、現状変更がないというふうに理解してよろしいですか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） こちらにつきましては財政部局とも御相談させていただいて、限度額のほうについては変更なしということでやらせていただきたいと思います。

◎委員（黒川 武君） はい、ありがとうございます。

◎委員（井上真砂美君） すみません、何点かお聞かせください。

まず、ちょっと細かいところで申し訳ないんですが、積算内訳157ページのところの消耗品関係なんですが、小学校、北小・南小、小学校は5校あり、それぞれ右のほうを見ると、食料品関係だと在籍人数に割って食料品は考えてあるんですけども、この消耗品、特にちょっと細かいことが気になってしまったんですけど、給食用というところで東小が6万1,309円つけてあって、ちょっと細かいところでごめんなさいね、北小学校を見ますと9万174円となっていて、括弧のところ、エプロン、石けん、消毒液等と書いてあるんですけど、かなり東小学校は人数が少なく、人数割合を見ると北小学校は720人と見積りしてあって、東小は165人にしてある割合にすると、エプロン、石けん、消毒液の割合が、ちょっと偏りがあると思うんですけども、ちょっと東小はもうちょっとエプロンを減らしてもいいような気がします、いかがでしょうか。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） こちらについては、人数割というよりは過去の実績のほうから算出をさせていただいておりまして、過去、これに同規模程度支出しておるということで、人数としては北小と東小でかなり違うとは思いますが、実績に応じて計上のほうはさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 過去の実績なんですが、ちょっと確認していただきたいなと思うんですけども、石けんやらエプロンが余っている。みんな1週間ごとに同じ使っていると思うんですけど、ちょっと確認していただきたいなと思うので、昨年まではそうだったけれどもというふうで、よろしく願いします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） そうですね、そのように余っているものがないかということで適切に執行してもらうように、ちょっと学校のほうには伝えさせていただこうと思っておりますので、お願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） 続きまして、予算書の297ページ、委託料、研究

関係の委託料なんです。これは昨年結構たくさん研究に関して委託されていたものなんですけれども、きっと学校に割り振られておりますよね。後ろのほうの301ページの魅力ある学びづくりというのは、また全校に割り振られている研究かなと思うんですけれども、ここの委託料のたくさんあるものの割り振りですね、現職教育関係だと思うんですけれども、ちょっと教えていただくとありがたいですが。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） まず現職教育の研修につきましては、全小・中学校7校に配分をさせていただいております、対象につきましては教職員の人数で配分をさせていただいておりますということになっております。

続いて、小・中学校の生徒指導推進事業につきましては、こちらは代表校1校に割り振りというか、代表校1校に委託して、そこから全小・中学校で事業を行っていただいておりますということになります。

続いて、学校教育研究委嘱事業につきましては、こちらは令和元年度から3年度まで岩倉東小学校で行っていただくということで、東小学校に全て配分をさせていただいております。

それからコンピューター研究等の委託費につきましては、こちらもコンピューター教育研究委員会というものがございまして、今は五条川小学校のほうに代表校になっておりますので、そちらに配分のほうをさせていただいております。

続いて、特別支援教育の推進委託料につきましても、これは小・中学校特別支援教育担当者会というものがございまして、それが今、北小学校になっておりますので北小学校のほうに配分をさせていただいております。

それから授業デザイン研究につきましても、これも授業デザイン研究委員会というものがございまして、こちらは南部中学校のほうに出させていただいております。

平和教育事業につきましては、こちらは両中学校に10万ずつということになっております。

続いて、国際理解教育事業につきましても両中学校に10万円ずつということになっております。

続いて、豊かな感性を育む教育推進事業につきましては、こちらは全校に10万ずつということになっております。

人権教育推進事業につきましては、岩倉市小中学校人権教育研究会というものがございまして、今が南小学校のほうに代表校になっておりますので、そちらに100万と。

最後のキャリアスクールプロジェクト事業につきましては、3万5,000円

ずつ両中学校に支出をさせていただいておるということでございますので、よろしく願いいたします。

◎委員（井上真砂美君） いろいろな研究委託をされているわけですが、昨年度も見せてもらった昨年度もそういう委嘱がついているので、その成果とかをきっと学校ごとに出されていると思いますが、ありましたら教えてください。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） これらの委託については、それぞれ実績報告ということで、毎年度、年度末には各学校のほうから提出していただいております。

◎委員（井上真砂美君） 夏の暑いときにちょっと気になるんですけども、学校関係、教室はエアコンが設置できたわけですが、体育館関係で南小学校は結構大きい扇風機がついている、あと体育館に思うんですけども、五条川小学校はなかなか風通しが悪いなど、エアコンがつくまでの間、扇風機などを予算化するお考えはありますか、ありましたらお願いします。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 今、エアコンがつくまでとおっしゃいましたけど、今、ちょっと体育館にエアコンを各校につけるという計画まではないんですけども、各校で扇風機とかは備品で購入はしていただいておりますので、それを利用していただくということになると思いますのでお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） すみません、今の関連で、北小学校の新しい体育館については、今近隣市町の体育館もそうなんですけど、新しい体育館についてはほぼほぼエアコンが入っています。入っていますね、皆さん御存じだと思いますが。北小学校の体育館についてのエアコンの考え方について方向性はどのように、検討中なのか検討中じゃないのかということを含めてお聞かせください。

◎学校教育課主幹（井手上豊彦君） 現段階ではつけるともつけないとも決定しているわけではないんですけども、いろいろ財源等も含めて今後検討していきたいというふうに思っておりますので、現時点ではまだ未定ということでお願いいたします。

◎委員（梶谷規子君） 今の関連では、新しい北小学校の複合施設では絶対つくものだと思いますが、小学校の屋内運動場というのは大事な避難場所にもなりますので、前向きな検討をよろしくお願いします。

私の質問は、この前、体育協会との懇談の中で備品に関して、小学校や中学校でバドミントンや卓球や、小・中学校でやる場合の備品は学校教育のほうでということ学校の備品なんですけど、生涯学習的に夜の開放や日曜日

に使う場合の市民が使う場合の備品は、いろいろバドミントンのポールだとか、そういうのがかなり劣化している。そういうのは小・中学校の備品費できちんと予算をしてもらえるのか、生涯学習のほうでもしてもらえるのか、いつも両方で言われるのでという市民の体育協会のいつも使ってらっしゃる、小・中学校も使ってらっしゃる皆さんからのお声だったんですが、予算上はどうなんでしょうか、すみません。

◎**学校教育課主幹（井手上豊彦君）** 学校の授業で使うような備品であれば、もちろん学校の予算のほうで直させていただこうというふうに思っておりますので、ただ、今回の予算についてはそのような、学校のほうから直さなきゃいけないというのは上がってきておりませんので、計上のほうは今のところはしていないというところです。

◎**委員（梶谷規子君）** バドミントンなんかは学校の体育の授業ではないかと思うんですが、そういう場合は、日曜日とか生涯学習的に借りるところは生涯学習のほうの予算に計上してもらおうということですかね、小・中学校を使う場合。せめてバドミントンだけでなくバレーボールとか、何か同じようなふうに使うらしいですよ。どうなんでしょう、すみません。

◎**生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君）** 学校の開放事業でもってスポーツ関係のほうが使っている備品について学校の授業で使用しないものであれば、生涯学習課の予算でもって対応させていただくとしたことになろうかと思えます。以上です。

◎**委員（木村冬樹君）** 中学校費のほうでお聞かせいただきたいんですが、1つは南部中学校でナイターがありますので、その関係でトイレの電気をとということについて、ちょっとどうなっているのか、現時点で進捗をお聞かせいただきたいと思えます。

◎**生涯学習課統括主査（新中須俊一君）** 南部中学校のトイレの屋外の件ですけれども、こちらについては前回もお話しいただきまして、その後、対応させていただいております。もうセンサーで夜間になるとつくというような状況で対応させていただいて、人感センサーですので、すみません、中に入るとつくということで、そういうような形で対応させていただいております。

◎**委員（木村冬樹君）** ありがとうございます。

あともう一点、中学校費の教育振興費の関係だから170ページになりますけど、就学援助の関係で部活動費も含められないのかというようなことで、この間、質疑があったところだというふうに思っています。

それで、答弁は、共通して購入しなきゃいけないようなものはないということで、学校で貸し出せるものなどもあるということで今入れていないとい

うことなんですけど、具体的に言いますと、やっぱり靴の関係だとかこういったことは、やっぱり運動部なんかではなかなか共通で準備ができないものだというふうに思うんですけど、そういった点でちょっと検討が必要かなというふうに思っていますが、現時点ではどのような検討になっているんでしょうか。

◎**学校教育課主幹（井手上豊彦君）** クラブ活動費についても数年前に国のほうでは就学援助の対象になったということで、委員もおっしゃられたように、当時検討して特別保護者には負担していただくことがないということで、現時点では就学援助の対象にはなってございませんが、決定したからといって今後ずっとそのままということではなくて、中学校にも随時状況を確認させていただきながら保護者に負担をかけないように制度を運用していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎**委員（堀 巖君）** 予算書の295ページ、教育指導費の中の報償費の部活動指導者謝礼、それと、部活動指導サポーター謝礼ということで金額が全然従来から変わっていません。ほかの自治体だと何か部活が縮小傾向にあるような、そういったところも出てきていますけど、岩倉市にあっては種類とか変わっていないから予算は多分一緒だと思うんですけども、そこら辺の状況を、現時点の状況を教えてください。

◎**学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君）** 部活の数のほうは両中学校とも変わっていないというような状況です。額のほうが上がっていないというようなお話ですが、部活動指導サポーターのほうも、まだ昨年度から始まったものであります。状況等も見ながら今後については検討していきたいというふうに思います。

◎**委員（堀 巖君）** ということは、学校の現場、教職員のほうからも、特にそういった要望は上がってきていない状況だということではよろしいんでしょうか。

◎**学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君）** 学校現場のほうからも、もっと額を上げてくれとか、そういったふうな要望も受けておりません。

◎**委員（堀 巖君）** 額でなくて、こういった部活にサポーターをつけてほしいとか、そういうことの要望は上がっていないんでしょうか。

◎**学校教育課長兼学校給食センター所長（石川文子君）** すみません、なかなか指導者のほうの確保も難しいといった現状もございます。今の中でやられているというか、やっているような状況でございます。

◎**委員（堀 巖君）** やはり先生方もいろいろ忙しい中で部活をやられて

いる。このサポーター制度ができて結構評価があるというふうに思っています。やっぱり学校のそういった現場の声というのは、やっぱり耳を傾けて予算化すべきだというふうに思いますけれども、そこら辺をもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

◎**学校教育課管理指導主事（高橋宏滋君）** 部活動の指導につきましては、教職員の働き方改革の中で極めて重要であって、この部活の問題というのがどのように解消されていくのかということが働き方改革の大きなポイントだというふうに私も考えています。この部活動のサポーターにつきましては、教職員の代わりとなって指導することではなくて、教職員の補助となって行っていくというような形になっています。これについて指導者を確保していくということは、人選を含めてこれはなかなか難しい状況にあるのは現実です。学校としては人手がたくさん欲しいということは確かにありますけれども、このサポーターという形で指導者を確保していくということについては、なかなか難しいというふうに考えています。学校としてもそのように考えているので、要望がそのような強い形では上がってきていないというふうに考えています。

◎**委員（大野慎治君）** 予算書293ページ、教育環境整備基金積立金、予算書を見ると、歳入のほうではほとんどもう残ってなくて、この基金の在り方については今後どのように考えているのか、補正予算でも積立てがなく、今後の在り方についてお聞かせください。

◎**教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** ありがとうございます。私どもの教育の立場から申し上げれば、前回この基金をつくったときにも、エアコンで使うものの次はコンピューター関係にも環境整備に使いたいというようなことは、市長を含めて申し上げてきたところかと思えます。今後、先ほど黒川委員の質疑にもありましたように、環境整備には多額の費用がかかってまいりますときに、ぜひ基金を積み立てていきたいという、それを活用していきたいという思いでありますけれども、今回3月の補正では、減債基金ですとかトータルの施設のほうの基金にも積み上げていただいていますので、岩倉市全体で考えていくことなのかなというふうに思います。当初から予算に積立金の原資を出していくのは難しいですけれども、今後の繰越金などを見ていただいて、できればこれにも積み立てていきたいなというところは市全体で考えてまいりたいと思います。

◎**委員長（鬼頭博和君）** 質疑がないようですので、以上で款9教育費のうち項1教育総務費から項3中学校費までの質疑を終結します。

続いて、項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を許します。

予算書は312ページから340ページ、積算内訳書は171ページから190ページまでです。

質疑はございますか。

◎委員（片岡健一郎君） 積算内訳183ページです。市民体育祭事業委託料についてお伺いします。

来年度からの新規事業ということで、会場設営・撤去費、こちらが256万円ということで計上されています。そこで幾つかお伺いいたします。

まず、この委託をするということに至った、立案した経緯ですね、どんな背景でこの事業の立案に至ったのかということと、行政区の意見はどのように吸い上げたかという2点、まずお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） まず、この立案に至った経緯でございますけれども、その次の行政区の意見をどう吸い上げたかというところも関連しますけれども、やはりこの体育祭をやるに当たって、説明会のとき、それから当日、前日、そういったときに区長や役員の方々とお話しさせていただく機会がありますけれども、そういった中で、この体育祭自体が大変区の方々にお骨折りいただいております、そういう行事でございますので、何かしら負担を軽減できるようなことをしてもらえないかというような御意見は多々承っております。

そういった状況の中で、私どもとしては何ができるかと思ったときに、当市の民間活力活用推進委員会というのがあります。そこで私どもがやっている事業を民間の活力、そういったものを活用することで、より効果的に効率的に事業を推進できないかというような検討の場がございまして、そちらのほうへ提案をさせていただきまして、その中で、どういった形で民間のほうの活力を利用していくかと、活用していくかと、そういったところを検討を重ねたと、そんなようなことでございます。以上です。

◎委員（片岡健一郎君） これを毎年256万円これからずうっと払っていくということになるわけですね、これは実際事業をやるとなると。それで、区からそういう要望があったという答弁がございましたけれども、どんな形で、立ち話のような要望なのか、それとも行政区からしっかり要望書として、本当に要望書として提出があったのか、その辺ちょっとお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 要望の形でございますけれども、要望書という形では頂戴をしております。あくまでそういった作業とか、区長会での説明の中でとか、皆さんから具体的に申しますか、この市民体育祭についての負担軽減についてお話を頂いたということでございます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

本当に区のほうがどれぐらい要望しているのかというのは少し疑問が残ります。それで、ほかの手段、いろんな方法があると思うんです。この外部委託をするのは簡単だと思うんですけども、ほかにどんな手法を検討されたかということと、あと雨天のリスクってすごくあると思うんですね、まさに中止になれば、この256万円は多分無駄になると思うんです。そういったところのリスクをどう考えているのかということと、ほかのどういう手法を検討したか、また、この256万円の内訳というのは分かりましたら教えてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） まず雨天でのリスクについてでございますけれども、こちらは屋外で行っている事業ということで、やはりリスクは伴うというふうには承知しております。今年度につきましても、前々年度につきましても台風などの襲来が危ぶまれて、中止かどうかというところで非常に迷った部分もあります。そういった中で、当日の朝の中止を決定するというのではなくて、もう台風が来て間違いなく準備の段階からできないということであれば、前日、前々日での中止の決定もあり得るというような話をさせていただいたところでございます。ただ、前々日にキャンセルするとどうなるかというところで、その辺のキャンセル料金については業者のほうからまだ、まだというか見積りをしていただいておりますので、どうなるか分かりませんが、早くなればなるほどキャンセル料というのは少なくなるのかなと思っておりますが、一定のリスクはあろうというふうに考えております。

それから手段、どのような手段を考えたかということなんですけれども、今回は民間の活力を活用するという観点でもって検討してまいりましたので、しかも、できるだけ備品を備蓄しておくとか、購入して保管しておくというようなこともできれば減らしたいという観点でもって話を進めておりました関係で、この何をリースするか、こういった作業を委託していくのか、そういった部分での検討にとどまっていたというのが実際のところでありませぬ。

それから会場設営・撤去費用等の内訳でございますけれども、内訳につきましては、まず北小学校の体育館内の会場の設営でございます。パネルを置いたりとか、カーペットを敷いたりとか、椅子を置いたり机を置いたりというような部分、それからグラウンドを会場といたしましてテントを置く、観覧していただく場所のテント、それから本部とか、役員とか、お手伝いいただいている体協さん方の座っていただく場所、それからそこに必要な長机や椅子、続いて看板等ですね、体育祭のときにいろいろ飾りつけをさせていた

だいております入場門でございますとか退場門、それから指令台の飾りつけ、そういったものについて一式、トイレの看板とか、そのようなものもあります。そういったものを全て含めましてこのような金額になってございます。以上でございます。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。備蓄するのを減らしていくという答弁ですけれども、僕は持っていてもいいと思うんですね。やっぱり避難所という性質も北小学校にはありますので、持っていてもいいなあと思います。これを毎年256万払っていくよりは購入するという手法も、保管場所についてはまた検討しなきゃいけないんでしょうけれども、持っていたほうがコスト的にも安いんだろうし、雨天のリスクもないというふうに考えます。

それで、市民体育祭というのは市民が参加してつくり上げるお祭りという性質がありまして、やっぱり市民の方に主体性を持っていただいて参加していただくというものじゃないのかなというふうに思います。岩倉市は協働ということで推奨していますので、外部委託で協力部分をなくしてしまうというのは、そういった協働の意識が市民の皆様から薄くなってしまいうんじゃないかなという危惧もしているわけです。何が言いたいかということ、この手法が本当に市民のためになるベストなのかなというところを検討するプロセスが不足していないかというところを感じるわけなんですけど、その辺について、ちょっとプロセスに関してもう一度お考えをお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 検討のプロセスについてですけれども、確かに今回は民間活力活用という観点でもって検討してまいりました。その中で、買ったほうがいいのではないかとか、そういったことも検討の中にはございましたけれども、保管場所等の兼ね合いで、お借りしてやったほうがコスト的にもかからないのではないかという結論に至ったということはありません。それで、区の方々の御意見を、直接的とか間接的とか、どこまで吸い上げて検討したかというところについては、本当に先ほども申し上げましたとおり、私が直接承った部分での印象でもっての話しかさせてはおりません。

◎総務部長（山田日出雄君） 先ほど来、民間活力検討委員会での議論の話も出ていますので、私のほうから少しお話をさせてもらいます。

この事業については、特に、やはりこれまで先ほど来、竹井課長のほうでお話しさせてもらいましたように、なるべく区の皆さんの御負担を減らしていきたい。そして、より多くの御参加を頂いていきたいということがございます。そして、今、片岡委員の言われましたように協働という観点もござい

ましようけれども、ただ一方で、この委託をすることによって、先ほど来話がありました備品の購入とか、かなり実際に体育祭で使用する備品も古くなってきています。あるいは看板とかというのは毎年毎年設営したりするわけですね、業者に頼んで。だから、純粹にその分増えるわけではないというふうには考えています。

また一方で、あと職員の方も本部なんかのテント設営については実際に行っております。そうしたところを総合的に考えて、今回委託をしていこうというふうに判断をしたところであります。

一方で、今の協働という観点からいけば、これからより多くの皆さん、そして実際に、例えば今年度もテントを片づけていらっしゃるところを閉会式のときに見ていましたけれども、なかなか思ったようにいけない行政区さんもありました、現実的に。そういうところもある。そういうところの負担も減らしていきたいということと、よりそうした負担を減らすということで参加のほうに重点を置いていただければというふうに、少しでも配慮をさせていただけるんじゃないかなというところで今回計上させていただいたものであります。

ですので、単純にテントの設営、会場設営・撤去だけではなくそうしたところも、職員あるいは備品、あるいは行政区の皆さんの御負担といったところも考えた上での予算計上という形にさせていただいておりますので、御理解を頂ければと思います。

◎委員（黒川 武君） 積算内訳177、178の文化財費のところでお聞かせいただきたいと思います。

美術展入賞者記念品が他市町と比較して見劣りしているのではないかと、うお声を聞いてはおります。一概な比較はなかなか難しいだろうと思うんですが、そこで、市制50周年の記念イベントの際は、ばーんと別段張る必要はないんだけど、ちょっとやっぱり皆さんが、うんと思うぐらいの記念品をお出ししてはどうかあとと思うんですが、そんなところの考えはいかがでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 50年の記念の際にという御意見を頂戴しました。私ども5年に1回は、実は特別賞というのを設けさせていただいております、5年に1回だけ、そういった特別なものを設けさせていただいております。それで、50年の際には何かしらの企画ということで御意見を頂戴しましたが、今のところは実際には具体的に考えてはおりませんが、やはり50周年という記念の年ですので、何かできないか研究をしたいというふうに考えます。以上です。

◎委員（黒川 武君） 楽しみにいたしております。

それでは、関連でお聞かせいただきたいと思えます。

これは多分、昨年決算の折にもお聞きしたと思うんですが、近年、美術展に無鑑査出品が増えておりまして、一般からの応募作品が少なくなっているのではないのでしょうかね。平成27年度のときは3,271人、30年度が3,013人、平成30年度の点検評価報告書というのがありまして、その中の評価部会の御意見として、音楽のあるまちづくりや文化芸術のまちづくりは岩倉の柱の一つ、一番の特色になっている。数値は減ってきていると。このまま沈んだ形になると岩倉の特色がなくなる。ある自治体では全国的に文化祭の出品を募集したところ、他の地域からの応募が外部まで出展や出品を広げてはいいのではないかという御意見と、もう一つは、外国の人が持っている文化を發揮してもらおうような外国人の方から応募してもらおうのも面白いねと、そういった御意見が評価報告書の中に記載されておりましたが、その点については検討はされていますでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 現在の出品要件ですけれども、満15歳以上で市内に在住・在勤・在学の者、または市内の美術団体等に所属している者という形を取らせていただいておりますけれども、こういった御意見を評価部会では頂戴していたのもありまして、11月に開催しました美術展の審査委員会において事務局案として提出をさせていただいたのが、内容としては満15歳以上で愛知県内にお住まいの方と、ただし、搬入・搬出日時を厳守いただけることを要件として付け加えるとともに、取りあえず3年ぐらいこの案でやってみてはどうでしょうかというようなことを提案させていただきました。そのときは結論を見いだせずに、審査員の先生方に一旦お持ち帰りいただいて、次回お集まりになったときに御意見を頂戴して決めさせていただきましようというような形を取らせていただいたということでございます。

また、外国の方の文化を發揮してという部分についてでございますけれども、今のところ外国の方、日本の方、特に区分がない状態でこの展覧会のほうをさせていただいておりますので、今のところはそういった要件というのは、意見は頂いておりますけれども、今のところは考えていないということでございます。

◎委員（大野慎治君） すみません、積算内訳書184ページ、体育施設管理費のうち修繕料、ちょっと2点聞かせください。

石仏スポーツ広場の防砂ネット取替え修繕というのは、どこの面を修繕するのか。全面的に修繕するのか、どこの面を修繕する予定なのか、お聞かせ

ください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 石仏スポーツ広場における防砂ネットの取替え修繕でございますが、広場の東側ですね、その線路側の防砂ネットの傷みが激しいため、その箇所について修繕をさせていただくものでございます。

◎委員（大野慎治君） 次に、野寄スポーツ広場防球ネット改修、これは多分、野球をされている方がホームランや外野練習等でネットを越えてしまうので高くするということであると思いますけど、約何メートル程度高くする予定なのか、お聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 委員さんおっしゃられましたように、グラウンド及びテニスコートの利用者からボールがよく飛んでくるというお話を頂いています。レフト側、広場の北西側によく、テニスコートにボールが飛び込んでくるということでしたので、今回はレフト側、スポーツ広場の北西側からネットでございますと4スパン分、約40メートル分を高さ3メートルかさ上げする予定として考えています。以上です。

◎委員（大野慎治君） また僕もちょっと現地を見させていただきましたが、テニスコートの椅子はかなり劣化しておりますので、修繕等々検討していただきたいと思います。

次に、186ページ、総合体育館文化センター施設改良費についてお聞かせください。

全面打診調査委託料が計上されておりますが、僕もちょっと現地を見てきたんですけど、じっくりと改めて、かなり浮いているところもあって、この調査の中で、これは設計が含まれているのか、ただ調査して、また後に設計するのか、それで、またいつぐらいに工事を、かなり浮いているところもございまして工事もかなり高額になるのかなと思っておりますが、どのような今後進め方、打診調査をした後の計画というのをお聞かせいただけないでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 委員さんおっしゃられましたように、総合体育文化センターにおける外壁の打診調査につきましては、建築基準法の改正に伴って10年に1度実施する外壁の全面打診調査と併せて、竣工後30年が経過しておりますので、外壁及び屋根等の調査を実施し、改修項目の可否を判定させていただくものです。

方法につきましては、高所作業車であったりロープブランコによる調査を行います。全面の打診調査をした結果につきましては、今回は打診調査の実施だけでございますので、それ以降、その調査後、その結果を改修しなくて

はいけない部分がどの程度あるのか、またその部分を全部改修したとして、どの程度費用がかかるかを検討したいというふうに思います。それを踏まえた上で、その後のランニングコストとかを考えながら、別の手法で補修するのも含めまして検討していきたいというふうに考えています。

◎委員（水野忠三君） 今の総合体育文化センター外壁全面打診調査について、関連で質問でございますが、こちらの外壁全面打診調査は地面に対して原則垂直部分だと思っておりますが、地面に対して水平部分、例えば主に敷地内の路面部分などについては、道路じゃなくて、その敷地の中の床といいますか路面の部分については、将来的にはどのようにされるでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 床の調査を実施するお話ですけれども、その予定は今のところございません。ですが、日々の管理業務におきまして施設を巡回していますので、安全な状態なのかを随時確認させていただいているところでございます。例えば段差のひび割れでありますとか、段差があったり、ひび割れが発生している場合であれば、先日もセンターの西側のタイルのひび割れも修繕をしましたが、その都度対応させていただいているところでございます。以上です。

◎委員（水野忠三君） 予算書321ページ、積算内訳175ページの移動プラネタリウム投影委託事業でございます。

こちらのほうは、最初プラネタリウムというふうにお伺いしたときに、その天文、何か空とかそういうのに興味を持つためになのかなと思われましたら図書館でということ、本に親しむきっかけづくり、つまり、子どもの読書活動の推進というのを目指してという事業だというふうに理解をしております。

それで、来年度以降も同様の予定などあるかどうかということと、それからプラネタリウムで上映される映像みたいなものは、保存とか活用、例えば別の機会にまた上映したりとか、そういう2次活用といいますか、この事業だけじゃなくて、ほかでも使えるようなものなんでしょうか。

◎生涯学習課主幹兼図書館長（若森豊子君） 移動プラネタリウムは、子どもたちがお話の世界に興味を持ってもらうために、また子どもたちが図書館へ足を運ぶきっかけづくりをするために行いますが、令和2年度に実施をして、子どもたちの反応や読書活動への効果を検証しながら次年度以降、継続するかどうかを判断していきたいと考えております。

また、投影される映像なんですけど、映像や音声については録画や録音などはできませんので、ほかの別の機会に活用することはできません。以上です。よろしく申し上げます。

◎委員（水野忠三君） 予算書327ページ、積算内訳179ページの下田南遺跡発掘調査事業でございます。こちらのほうは、何回も他の委員から質疑等されているところがございますが、その下田南遺跡発掘調査業務委託費負担金ということで、こちらの出どころといいますか、まず国からなのか、県なのか、一応確認をまずさせていただきたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） こちらの負担金につきましては、愛知県企業庁からの負担金となっております。

◎委員（水野忠三君） それで、その愛知県企業庁による工業系の土地開発事業ということで、県からというお答えでございましたが、例えば、その県からさらに別の形で、あるいは別の県の補助金等は期待できないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 愛知県のほうにも確認をさせていただきましたが、該当するような補助金は他にはないとなっております。

◎委員（榎谷規子君） 積算内訳書の183ページのスポーツ振興事業で、いわくら市民健康マラソンについてお伺いします。

先ほど文化祭の市制50周年記念事業がありましたが、市制50周年記念事業に、このいわくら市民健康マラソンも位置づけるというふうになっておりますが、やはり多くの人たちが50周年の記念なら、今までの過去にあった10キロコースがある五条川マラソンの復活というのを50周年にぜひという声が多いわけでありましたが、この前、体協との懇談の中でも大きい声があったところではありますが、難しいのでしょうか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 距離の延長については、やはり警察等の指導によりまして、生活道を止めることについて非常に神経質に言われております。今でも全く同じことをやっているのに、ここにも通行止めを置きなさいとか係員を置きなさいなどという、結構このイベントをやるのに通行を妨げる部分についての警察からの指導というのは年々厳しくなっているという状況でございます。

そういった中で、一般的な生活道を使用した10キロの範囲でもって市民健康マラソンをやるということは、今の大会規模、それから手伝っていただいている方々の人数、そういったものを様々勘案しますと、やはりなかなかちょっと難しいというふうに私どもは考えております。

◎委員（榎谷規子君） やはり警察の指導が厳しいということで、警察の人事が、より50周年の事業を応援するような職員が配属されることを願いながらのものですが、やはり、こんなコースならいいんじゃないかという今までもいろんな議論をしてきたわけですが、やはり再度考えられないのかなとい

うことと、この50周年だからということで予算が増えたのは、同じ五条川マラソンの復活ではないけど予算が増えているというのはどういった内容でしょうか。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 市制50周年記念事業ということで増額させていただいています。これは、コースはそのままの予定ですけれども、イベント会社さんに相談をさせていただいて、例えばゲストランナーをお呼びすることにつきましては、令和3年3月の開催であるイベントであるため大分先なのですけれども、スケジュール的に誰なら来てもらえるかということも検討できないということでした。

また、予算のことも相談しましたが、過去の実績などを参考にしまして、100万円程度なら実施できるのではないかとのお話を伺いましたので、その分を増額させていただきました。

なお、ゲストをお呼びするからには、ただ一緒に走っていただくだけではなくて、プラスアルファの部分ですね、クリニック的なことも検討していきたいというふうに考えています。以上です。

◎委員（水野忠三君） 予算書333ページ、積算内訳183ページ、先ほどの市民体育祭委託事業でございます。

こちらのほうは、先ほど片岡委員が質疑をされ、部長答弁があり、一定当局の方針というのが令和2年度そのようにされるというのは、そういう方針だというのは一定理解するところではありますが、将来的に、例えば実際に令和2年度やってみて、例えばですけれども、各区に補助金としてその分、民間の会場設営とか撤去費を、その民間のある業者さんに払う分を追加で各区に補助金として渡して、各区で必要ならその業者を頼んだり、アルバイトを頼んだり、あるいは自前でやったりという形、そういうことも検討できるのではないかというふうに思いますが、令和2年度は、先ほど部長答弁で言われたことでやられるとして、その後、例えば3年度、4年度とか、そういうふうになっていくときに、検証した結果、例えばそういう別の選択肢なども考え得るところなのかどうなのか、そこをお伺いしたいと思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） やはりやってみなければ分からない部分というのは多々、初めてのことでですので、そういった部分で、やってみてどのような結果が出たかといった部分も分析して次年度事業につなげていければというふうに考えております。以上です。

◎委員（堀 巖君） 関連で確認させてください。

この中身ですけれども委託費の、さっき4つ項目で分けていただきました

けど、例えばテントというのは、これは全て椅子もテントも会社のものを使うのか、くそ重い鉄のパイプ椅子、あれは使わないということでもいいのかどうなのか、確認したいと思います。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 今のお話ですけれども、全てレンタルで対応したいというふうに思っています。

◎委員（堀 巖君） 例えばテントだと何張り分の設営・撤去なんですか、そこに見積りがあったらちょっと教えていただきたいんですけど。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） テントでいきますと37張り分になります。以上です。

◎委員（堀 巖君） 単価は幾らですか。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） テントは大きさが2間・3間と2間・4間というふうにあります。これは見積りですからあれなんですけれども、小さいほうは2間・3間のほうで単価として1万円、2間・4間のほうで1万2,000円、これプラス税と諸経費ですね、運搬とか撤去費用というのが別にかかってくるというものでございまして、今申し上げた金額というのは、いわゆるリースというんですかレンタル料でございまして。

◎委員（堀 巖君） 職員のほうも体育協会の役員のほうも助かるのは事実です。だけど、やっぱり今の単価を聞くと、本当に1時間、2時間でできる、みんなでやればできる話なので、さっき水野委員が言われたように地元にお返しするという形で、そこに補助を出すのもいいのかなという気もしてきました。

あと、職員のほうも大変なわけで、その負担軽減というのは分かりますけど、基本的に職員の場合は1日の代休措置で、これが民間委託したからといって、その部分の人件費が浮くというわけではないですよ。その確認です。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君） 実際には、その振休でもって対応という形になっておりますが、一応人件費換算をさせていただいております。今回の換算でいきますと、大体、前々日が23人、前日が12人、翌日の片づけ11人と、それから当日の片づけが91人、それぞれ数時間ずつというような計算をさせていただいております、その計算によりますと大体四十数万円の人件費になるかというふうに計算をしております。

◎委員（木村冬樹君） 私も、まずこの市民体育祭委託事業についてお聞かせください。

片岡委員がおっしゃったように、外部委託によって市民との協働という取組が減っていつてしまうのはどうかという思いは共通するものであります。今議論もあったところで、いろいろな別の方法なんかも検討できる余地があったのではないかなという思いが少しあります。

この検討の中で、実行委員会なんかではどういう議論がされているか分かりませんが、消防団が警備をやっていますよね。こういったことというのはどういうふうな議論、議論もないのかと思いますけど、お祭りに消防団として貢献するという、そういう崇高なものは大切だというふうに思っていますけど、これも結構大変な業務で、半日単位ですけど暑い中、暑い日が多いです。立っていて車を誘導したり、ここは車が駐車できませんから止めてきて歩いて来てくださいだとか、そういう案内も全部しているんですよ。

また、終わった後はテントを撤去する役員の人との攻防がありまして、入れないという、ある時間帯までは入れないということで、ずうっと頑張るわけですよ、役員の人にいろいろ言われながら。そういう苦労も消防団はしているというふうに思います。ですから、そういうことも含めて総合的にやっぱり考えないといけないんじゃないかなという。このことだけぽつと決めてくということが何か違和感がありますけど、全体としてそういう点についてはどのように考えているのか。

**◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（竹井鉄次君）** 私も消防団を随分長くやっておりました。木村委員も一緒に活動させていただいたというふうに思っております。私も実際に消防団として、その現場で交通整理とか、そういったこともやらせていただきました。そういった部分の消防団の方々の御苦労というのは実際に経験してよく存じておるといような思いではありますが、今回につきましては、その部分については検討の中に含めることがありませんでした。実際に総合的なという、全体を見た市民体育祭という意味では、その部分については検討が若干欠けていたというふうには思います。今回は、まず区の方々の負担の軽減というところに着目した形になっております。以上です。

**◎委員（木村冬樹君）** これまで商工費なんかの部分でも言ってきましたけど、消防団が警備で活躍しています。すごく苦労しながら。そういう職員の中にも消防団員はいっぱいますので、そういう苦労はよく知っているというふうに思うんですけど、そういうことも含めまして全体としてやっぱりどうしていくべきなのかというのを、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

ちょっと前に戻りますが、積算内訳書の177ページの文化事業費のここ

ろでちょっとお聞かせいただきたい。細かいことで申し訳ありませんけど。

愛知県文化協会連合会の西尾張部芸能大会というのが開かれるというふうに思います。これは順番で回ってくるのかなというふうに思うんですけど、そういった順番がどのように回ってきているのかだとか、あるいは負担する予算についてどういう取決めがあるのか、こういった点について少し説明をお願いしたいと思います。

**◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君）** こちらの愛知県文化協会連合会西尾張部というものは、西尾張部の10市町村で構成されておりまして、この大会につきましては、それぞれ構成される市町村で持ち回って10年に1回回ってくるような予定で、来年度につきましては岩倉市が会場として開催されるものになります。

予算で今回計上させていただいておりますパンフレット・ポスターの印刷製本費や、その当日の舞台設備のスタッフ委託料につきましては、当番市が文化協会であったり市が負担して、こういった大会を支えているような予算でございます。

**◎委員（木村冬樹君）** はい、分かりました。10年に1回回ってくるということで、文化協会もなかなか大変だというふうに思いますので、市が負担するということでは一定理解するものであります。

最後ですけど、私としては、総合体育文化センターのほうですから185、186ぐらいになるかなと思いますけど、備品のことは本会議で質疑させていただいて、もっともっと指定管理者と意見交換をしながら点検を強めてほしいなというふうに思っています。

それで、この防球ネットが購入されるということで、これは中央の部分で仕切っている防球ネットだというふうに思います。あそこも確かにぼろぼろで、フットサルやいろんなスポーツをやっていると、よそのところからボールが入ってきたりということが多少あるのかなというふうに思ったりしますが、そういう継ぎはぎだらけの防球ネットを直すということは大事ですけど、ほかの体育館を見ますと、やはり中央を仕切っているネットと同じように壁を覆うネットがどこでも設置されていて、岩倉市は新しい体育館じゃないもんですから、なかなかそういうのが難しいのかなというふうに依然として思っているわけですけど、少し壁ネットについてはそのまま残しておいて、倉庫の出入口じゃないほうのネットは残しておいて、カーテンのように引いておくというやり方に少し変えていただいたわけですけど、依然としてやっぱりこの問題は、フットサルやハンドボールをやっている人たちは疑問に思っているというところだというふうに思います。

そういった点で、ぜひ来年度こういうふうにするのであれば、そういうことも含めて検討していただきたかったなというふうに思うわけですが、壁ネットについてこれまで幾つか提案もしてきていますけど、どのような検討になっているのか、お聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 委員さんおっしゃられましたように、防球ネットの更新につきましては、今回はアリーナのAコートとBコートを分けるための既存の緑色のネットのことです。以前からお話を頂いております壁を守るためのネットにつきましては、ほかの施設も参考にしながら引き続き研究させていただいているところでございます。ただ、以前、コートのサイズを小さくしてみてもどうかというお話も頂いていたかと思っております。利用者からは、これ以上小さくするのはどうかなあという御意見も頂いております。

なお、壁を守るためのネット自体は変わってはいませんが、先ほど委員さんおっしゃられましたように、運用につきましては昨年8月から少し変えさせていただきまして、アリーナの中央部分にあらかじめ引っかけておいて、あと広げていただくというような手法に運用を変えさせていただきました。これにより作業のほうを要する時間が大分減ったのではないかなというふうに考えますが、引き続き壁を守るためのネットにつきましては検討していきたいというふうに思っています。すみません、以上です。

◎委員（木村冬樹君） 新しくできている体育館が幾つかありますよね、江南でも一宮でもありますので、そういうところをちょっと見てきてもらって、そこと面積を測ってもらって比較するべきだと思います。今あるものを小さくするということは、やっぱり事業者は抵抗があるかもしれませんが、一般的に民間の施設だとかも含めて考えますと、かなり広いコートになっているというふうに岩倉の総合体育文化センターは僕は思っていますので、そういった点で他のところと比較して、それより小さくなってしまうということであれば別ですけど、そうでない方法が絶対あるというふうに思いますので、ちょっとそういう努力もしていただきますように要望しておきます。

◎委員（水野忠三君） 予算書335ページ、積算内訳185ページ、自分もその総合体育文化センターのほうについてでございます。

アリーナ等水銀灯取替え修繕のところで、水銀灯をLED照明に取り替えていくということですが、従来の水銀灯と比較してLED照明の平均寿命がまずどの程度かということと、2点目に、その水銀灯と、そのLEDのランプの1個当たりの値段の比較というのはどういう感じなのか、お聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） まず耐用年数についてですけれども、既存の水銀灯につきましては約1万2,000時間、LEDにしますと、それが約6万時間と言われていています。1日8時間点灯させたといまして、水銀灯については約4年、比べてLEDにつきましては約20年となります。

また、1灯当たりの金額につきましては、アリーナ部分を参考に申し上げますと、水銀灯は安定器も含めて約3万6,000円、LEDにつきましては約5万6,000円ということで、約2万円の差がございます。以上です。

◎委員（水野忠三君） それで、例えば1個当たりの今の金額を、その平均寿命で割って、1年当たり大体幾らというのを伺いたいと思います。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 水銀灯とLEDのそれぞれの購入額をそれぞれの耐用年数で割った1年当たりの費用につきましては、水銀灯が約130万に対しましてLEDが約40万ということで、LEDのほうが耐用年数が長い分、安価になります。以上です。

◎委員（梶谷規子君） すみません、学校給食センターのところで伺います。

積算内訳187ページ、188ページのところで、細かいところすみませんが、検便の手数料がセンターの職員で6人掛ける24回が、ノロウイルスの検査ではPCRの検査が5人分でいいことになっているんですが、これは冬場は1人少ないということじゃないですよ。全員受けなくてもよろしいでしょうか、この6人の分。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 検便検査手数料のことかと思います。

まず一般的な6人というほうなんですけれども、センターの職員としまして5人、あと学校教育課長分として6人ということで計上させていただいております。

ノロウイルスの検査のほうなんです、半期、10月から3月まででありまして、こちらは学校給食センターの職員ということであります。学校教育課長のほうは、ほぼ中に入るといえることではないということで、こちらは努力義務ということでもありますので、センターの職員の5人というようにさせていただいております。以上です。

◎委員（梶谷規子君） 前の給食センターの調理師に比べてあまりにも少ない人数でびっくりしたところですが、これだけでやっていらっしゃるということなんですね。その課長も検便の必要ということは、緊急の場合、入られるということもあることが考えられるのでしょうか。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） そういったことも想定してということで、検便はさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） 4月からがどうなるか分からないんですけど、3月分の給食がなくなるということで、給食費の返還というか、またこれまでのこの3月分がないということでの委託業者との話し合いみたいなのは今どんなふうになっているのか、分かる範囲でお聞かせいただければと思います。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 3月分の給食費につきましては、徴収した分は返還をするということで手続を進めております。

業者の委託料につきましては、まだちょっと具体的にどうするというところまでは進んでいませんが、ほかの自治体とか、あと業者さんがどういうふうにかこの期間されているかというのを調査しまして決めていくという形で考えております。以上です。

◎委員（大野慎治君） 積算内訳書185ページ、先ほど御質問ありましたアリーナ等水銀灯取替えLED化工事についてお聞かせください。

恐らく半コート・半コートで分けて設置されると思うんですが、水銀灯の工事、LED化の工事は、いつぐらいからいつぐらいを予定されているのか、お聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 作業につきましては、先ほど委員さんがおっしゃられましたようにアリーナがメインになってくると思いますけれども、作業自体はおよそ1か月半程度を見込んでおります。今のところ8月、9月ぐらいを予定させていただいています。予定では、アリーナの反面ずつを替えていく予定でございます。以上です。

◎委員（大野慎治君） すみません、同じく総合体育文化センター費の使用料及び賃借料、監視カメラ賃借料が6か月分計上されていますが、これは監視カメラを入れ替えるということなんでしょうか、それともそうではないということなんでしょうか、お聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 委員さんがおっしゃられましたように、監視カメラについては更新をさせていただくという予定でいます。

◎委員（大野慎治君） その監視カメラは何年間リースという形かどうかわからないのは、何年間のリースというか、これはもうどういった契約でこういうふうに、半年なんで分からないですが、どういった契約で何年契約で、10年とか5年とかあるのかどうかを含めてお聞かせください。

◎生涯学習課統括主査（新中須俊一君） 5年間のリースということで予定しています。以上です。

◎委員（井上真砂美君） すみません、私は給食センターの関係で1点お願いします。

運営委員が7人いて、きっと栄養士や学校の給食主任とか、またPTAの

方も入ってみえて3回話し合いが行われているということですね。例えば今回、民間委託ですか、指定管理者が代わってから、給食センターが替わってから3年以上たっていると思うんですけども、今回シェフのスペシャルメニューとか、それから栄養士さんはアレルギー対応などをされていると思うんですけども、給食センターが替わってからの評価ですね、評価に対する予算はつけてあるのか、今後されるのか、その辺をちょっとお聞かせください。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） 調理とかを民間委託にして、その評価ということかと思えます。

評価につきましては事務局のほうで、今ちょうど新しいセンターになって民間委託して、それが3年間やって、今は2期目の委託になっているんですけども、1期目から2期目に移るときに評価ということで、事務局のほうで評価はさせていただいております。それで、2期目もまだ今年の9月からということなので今はまだ行っておりませんが、また事務局のほうで評価を行っていくということは考えております。

◎委員（井上真砂美君） ごめんなさい、評価というのはどなたに聞いた、アンケート調査をされているという感じで捉えればよろしいですか。

◎学校教育課統括主査（浅野弘靖君） いえ、事務局内での評価ということなので、アンケートとかそういったものは取っているわけではございません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で項4社会教育費から項6給食センター費までの質疑を終わり、款9教育費の質疑を終結します。

続いて、款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を許します。予算書は340ページ、積算内訳書は191から193ページまでです。

質疑はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で款10災害復旧費から款12予備費までの質疑を終わり、歳出の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に歳入のほうに入ります。

入る前に、当局より説明があるということですのでお願いいたします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 時間を頂きありがとうございます。

先週13日金曜日の財務常任委員会の款3民生費、項2児童福祉費の御審議

の中で御指摘等がありました病児・病後児保育の保護者負担金と国庫補助県補助金の積算説明との差異について、発言の訂正とおわびを申し上げたいというふうに思います。

これから議論していただく款12の歳入ですね。分担金及び負担金で、予算の説明書でいきますと19ページを見ていただきますと、下から2つ目の項目で病児・病後児保育保護者負担金を、年齢別に負担額を積算し37万6,000円というふうにしております。病後・病後児保育につきましては、国庫補助金や県の補助金はこの事業費、補助基準額からこの負担金を差し引いた3分の1が、それぞれ国、県から受けられることになっております。

具体的には、国庫の35ページで見ていただきますと、2つ目の子ども・子育て支援交付金の中で真ん中よりも少し下のところで、病児・病後児保育事業288万9,000円ほど国庫で受けられるという積算の一部を示しておるところなのですが、この括弧内にマイナス44万5,000円というふうに差し引いております。先ほどの積算額と、37万6,000円とそごが生じております。本来であれば、19ページのほうで病児・病後児保育の積算の合計が45万5,000円であればいけないものでございます。この差が生じたことについては、令和2年度の病児保育が、議論の中でもありましたように実績等を考慮して、19ページに戻っていただきますと、3歳未満児が90人とありますところを100人、3歳児について20人、4歳児を100人と約220人ぐらいの利用で、本来であれば30万8,000円というふうに積算し、病後児保育は大体年間100人ぐらいということで44万5,000円とするということで、県の補助金を計算したものでございます。

予算編成時の当初より、こちら側の病児保育保護者負担金の積算の入力を誤っております、その後も見逃してきたことからこの誤りを生じさせたものです。質疑の中で、積算方法が負担金と実績で考慮したというようなことも申し上げましたけれども、それについてはおわびし訂正させていただきたいというふうに思います。各査定の段階で、複数人で確認をした結果でございますが、改めて複数人で確認し、再発防止に努めたいというふうに思っております。大変申し訳ございませんでした。

なお、歳入の予算につきましては、収入の見積りでありますことから予算額を超えて収入を受けられることができます。支出については、限度の拘束力を持つものでもありますが、歳出の予算については病児・病後児保育事業費は確保しておりますので、2ページ、3ページ、本来の議案のところの歳入予算の執行には影響がないものというふうに考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。大変申し訳ありませんでした。以上

でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

何か質問等ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは歳入のほうに入っていきます。

款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を許します。予算書は14ページから28ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（黒川 武君） それでは、お聞かせいただきたいと思います。

市税のうちの固定資産税の滞納繰越分のところで、少しお聞かせいただきたいと思います。この固定資産税滞納繰越分の収納率の件なんです。令和2年度予算案では14%、令和元年度は17%ということで3ポイントの減となっているんですね。片や都市計画税滞納繰越分の収納率は、2年度は19.5%、元年度は15.4%で、逆に4.1ポイントの増になっているわけなんです。このところ、なぜ固定資産税の収納率が減少しているのか、そのところの説明をお願いしたいと思います。

◎税務課統括主査（小野 誠君） 市税の歳入の見込みにつきましては、決算数値を参考に見込んでおります。

固定資産税と都市計画税の滞納繰越分の収納率につきましても、平成30年度の収納率で計上させていただいております。なお、収納率に変動があるのは滞納の方の有無とかではなくて、財務会計上の処理の話になってしまうんですけども、固定資産税と都市計画税は一旦固定資産税の税目に納入されて、その後毎月都市計画税のほうに振り替えるという作業をしております。その案分率につきましては、現年課税分の調定額で案分している関係上、滞納繰越分について変動があるという状況であります。以上です。

◎委員（黒川 武君） 少しテクニク、技術的な部分も入ると思いますので、それはそれとしてよしとしなきゃいかんのかなと思うんですが、もう一つ森林環境譲与税についてお聞かせいただきたいと思います。

今回は400万円の計上ということでございまして、昨年6月定例会で森林環境譲与税基金条例が制定され、その折の補正予算におきましては200万円が基金積立てということにされました。今回は倍の400万円でありますので、その400万円の算定根拠、これについてお聞かせいただきたいと思います。

◎税務課統括主査（佐野 亜矢君） 森林環境譲与税については、令和2年度において譲与額と譲与割合の見直しが予定されています。関係法案が成立いたしますと、令和2年度の譲与額が約2.1倍になることが見込まれることか

ら、補正予算の倍の400万円ということで積算をしております。

◎委員（黒川 武君） それとこれに関連してですけれども、昨年6月定例会における条例に関する質疑の中で、基金の処分については木材利用の促進等の費用に充てる、そういった答弁がありまして、この400万円を自然生態園の八つ橋架け替えの際の木材利用の経費に充てることは目的にかなっていると思いますが、私の理解の仕方では当面は基金へ積立てして、ある程度の積立て後に基金の処分があると、そのように理解をしておりましたんですが、今回のケースは基金の積立てをせず、じかに森林環境譲与税を充当すると、そういう扱いになっておりますので、改めてこの譲与税の扱いについての説明をお願いします。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 森林環境譲与税ですけれども、どのような取扱いをしていくかということだと思います。

今現状では、市域全体に占める森林環境面積及びその環境施策というところも少ない本市の状況下におきましては、市全体の歳入歳出規模の把握が可能となる実施計画や、その後予算編成の中で該当する事業があれば、その財源に充てていくということにしておりますが、もし該当事業がない場合とか、譲与税に残高が出た場合については、基金に積み立てていくということにしております。

今回の自然生態園への充当につきましては、10次の実施計画のほうでも予定しておりましたので、予算のほうにも反映させているということにしております。以上です。

◎委員（黒川 武君） 18ページ、19ページの民生費負担金のところで、先ほど説明があったところで少し疑問がありますので、またお聞かせいただきたいと思います。

病児・病後児保育保護者負担金の問題につきましては、この間ずっと30年度に事業が始まったときから、予算決算の中で人数が相当違うということはどう考えるかということで、繰り返し質疑してきたところでありますが、今回こういう見落としがあったということで、しかしながら、先ほどの説明でいって、病児保育の人数は増やして病後児保育はこのままという、そういうことなんですが、歳出の質疑の中で、今年度は病後児保育も41人ぐらいの利用になっているというようなことが少し言われたと思います。しかしながら、260人を220人に見込むということと、40人ぐらいを100人に見込むというところの根拠といいますか、少しちょっと根拠として薄いのではないかなというふうに思うんですけど、その辺についてはどのように考えてこのような積算にしたのかお聞かせください。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） まず、病後児については30年度の6月から始まっておりまして、30年度は20人ほどでした。31年度、2年目になりまして4月から通年分ということで、1月までで40人ということでございます。2月、3月が10か月分で見込めば60人、冬の時期ですので60人ぐらいになるのかなということで、100人というところで変わらずにしたところでは。

病児については、年度によって波があるのは事実として、29年度が220人ぐらい、それから260、270といった利用で推移しております。また、見ていただいたとおり小さいお子様、3歳未満児ですと2,100円ということで、4歳児以上の倍以上ということで、なかなか見込みもしにくいところなんですけれども、今回実施計画のときから220人というところで積算を見越したところでございます。

◎委員（梶谷規子君） 款13の使用料、手数料についてお伺いします。

21ページから市民プラザ使用料、児童館使用料、23ページから地域交流センター使用料、25ページに総合体育文化使用料まで、生涯学習センター使用料、それからテニスコート使用料など、この令和2年4月からこの使用料の値上げによって、私たちは反対したわけですが、根拠が大変いろいろ、全てが8%から10%という値上げではないということでの9月議会での議論があったところですが、昨年度からこの使用料全体の市民負担分はどれくらいになるのかお聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 昨年9月の定例会で条例改正をしました公共施設等使用料の改定に係る影響分ということで、大きいところで生涯学習センターだとか総合体育文化センターなどの使用料の増加分、影響分としては約180万円ということになります。

◎委員（木村冬樹君） 今の点でお聞かせいただきたいと思いますが、私たちも条例の一部改正を議決した後いろいろな議会で、報告会などで市民から意見を頂いていますし、議員個人としてもいろいろな意見をこの問題については頂いているところでありますが、市にはそういった意見、負担増について、例えばそのとき議論になったのは施設によって上げる率が変わるという問題だとか、あるいはいわゆる市民活動の拠点となる施設を、そういうふうな上げ方でいいのかというようなことは議論されたと思いますが、市民からの声は届いているんでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 今回、施設の使用料等の改定の取りまとめを行いました行政課におきましては、特に苦情等の話はございません。

また、施設を所管化する担当課や指定管理者のほうにも直接確認をしまし

たけれども、特に利用者などから大きな苦情だとか、反発の声があったということはございません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

4月から上がるわけで、そこで多分何でというこういう疑問が湧くというふうに思いますから、市民からの声はしっかり受け止めて聞いていただいて、また議会にも教えていただきたいと思います。

◎委員（関戸郁文君） 15ページの固定資産税の中の現年課税分27億8,890万円についてお尋ねいたします。

固定資産税の算出ミスがこの間、何件かあったと思います。固定資産税は持ち主本人が確認すべきことではあるとは思いますが、この金額が正しいかどうかというのが、なかなか判断しづらいものではないかなというふうに考えるところでございます。

固定資産税について全件確認するなど、ある程度予算をかけてでもやるべきではないかなというふうに思うところでございますが、現状どのような状況であって、また納税者本人が何か簡単にといいますが、固定資産税が自分の合っているかどうか確認できるようなものを提供するようなお考えはあるのかお尋ねします。

◎税務課長（古田佳代子君） 固定資産税の課税誤りですね。平成30年度にも路線価だとか生産緑地の関係で誤りがありまして、大変多くの納税者の方に御迷惑をおかけしております。

そのときもやっていたんですけども、全件を一度に調査なり点検なりをして、誤りを全部正すということはちょっとできかねるということで、現在は今までに判明した課税誤りだとか、他市の例で新聞に載ったりしたようなものがありましたら、それについて原因を分析いたしまして、できる方法、点検の方法を工夫いたしまして随時内部点検のほうを行っております。そうしたものを生かして、再発の防止のほうには努めております。

納税者の方に、分かりやすくお知らせできるといいんですが、なかなか難しく、当初賦課の後には縦覧期間もあるんですけども、ほとんど見に行らっしゃる方もいらっしゃらない状況です。ただ、このままではよくないとは思っておりますので、できるだけ分かりやすい御案内、納税通知だとか、広報だとか、ホームページだとかは工夫をこれからもしていきたいと思っております。

◎委員（梶谷規子君） 地方交付税のところでお伺いしたいんですが、様々な市民に関わるところが地方交付税で措置されているという一般財源化になってきたわけですが、決算のときへの要望なんですが、この予算の説明資料

の中でも水野委員が何で国庫からないのかという予防接種事業のところでは質問したように、地方交付税措置されているというところがすごく数字的には見えないんですよ。その他のところで地方交付税措置が9割分されているとか、予防接種でいくと、就学援助の分がどれぐらいオンされているとか、そういったもう少し地方交付税が難しい、見えない、見えにくい数字を示してもらおうというような説明というのは難しいんでしょうか。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 地方交付税につきましては、基準財政事業額というものは、大半の自治体のかかる経費をマイクロベースで積み上げたものになっています。

一方で、基準財政収入額というものは、おおむねその自治体の一般的に入ってくる地方税の収入の75%とか、そういったもので算定される数字で、そちらの差引きが基本的には普通交付税ということになります。

先ほど、少し例示で出させていただいた予防接種事業だとかというのは、まさに交付税措置のみの事業で、一定ですね、こちらのほうも交付税の本というのは本当に太い、予算書ぐらいある本が必要額と収入額でそれぞれの算定が出てきていまして、それぞれその予防接種事業ですと大体岩倉市ですと約1億円ぐらいは算定されているというような計算はできる。ただ、最終的に交付税として入ってくるというのは、その需要額を全部積み上げて、それから収入額も積み上げた上での差引きで13億から15億とかですね、例年の大体実績額でいうともらえるものですからなかなか、個々に算定上は確かに個別には出てくるんですけど、正直すごい膨大な数値の数ということになってくるので、なかなかこの予算書の中で表記するとか、そういったことは難しいんじゃないかというように考えております。

ただ、個別にもし算定が必要ということであれば、算定してお知らせするということは可能じゃないかなというふうに思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、款1市税から款13使用料及び手数料までの質疑を終結します。

続いて、款14国庫支出金から款21市債までの質疑を許します。

予算書は28ページから86ページまでとなります。

質疑はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 歳出の際も、先ほども議論になりましたけれども、国庫補助金と県補助金の病児・病後児保育の事業の積算、算定がちょっと見ますと、先ほど言ったように事業費から負担金を引いて、その3分の1ずつ

を国と県が補助しているということなんですけど、その911万3,000円というこの額というのはどうやって積算されているのかという点について、ちょっと歳入の質疑の際には示されませんでしたので、少し説明をしていただきたいというふうに思います。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 913万円の内訳につきましては、歳出のほうの病児・病後児保育事業の委託料でございます。病児保育事業の委託料と、病後児保育事業の委託料それぞれ408万8,000円と403万5,000円の合計額ということになってございます。

◎委員（木村冬樹君） それは分かっている、いつも歳出のほうで聞いたときに、この負担金の委託料の根拠はどうなっているんだと言うと、今度は逆に国の補助金によって決まってくるものだという、そういう説明がこの間されてきたんですね。だから、そこがどうしてそういう説明になるのか、そんな不誠実な説明ないんじゃないですか。ちゃんと説明してください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） こちら、もともと歳出のほうの委託料につきましては、こちらの補助金の基準額を基にして委託料を決定しているということがございます。ですので、その委託料の額について利用者の負担金を差し引いた額の3分の1ずつが補助金として入ってきていると。

◎委員（木村冬樹君） 今の説明も分かっているんですよ。

じゃあ、歳出のほうの委託料はどうやって積算したんですかというふうに歳出のときに聞いたんですけど、答えなかったでしょう。それを聞きたいんですよ。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開します。

ただいまの件は、少し後から答弁があるということですので、その他の質疑ありましたらお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） すみません、予算書85ページ、土木債についてお聞かせください。

先ほど土木債で起債の分は、大体20%ぐらい交付税措置されるだろうということだったんですが、中にはもうちょっと交付税措置されるものがあるのかなのか、土木債の中で。どういったものがしっかりと出るのか、一律20%なのかお聞かせください。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 土木債につきましては、先ほど少しお話の出ました補助分、いわゆる国庫補助がつく分の裏負担として起債する場合は、唯一交付税措置があるというところになります。

先ほど約20%と言いましたけれども、もともと50%というのが通常充当率できる分なんです。それプラス財源対策債分というのが40%あります。この財源対策債分の50%は一応交付税措置ということになっていきますので、いわゆる90分の40で約22%ぐらいという意味で補助分に対しては交付税措置されます。

ただ、今回予算でも上げておるとおり単独分につきましては、交付税措置はありませんので、今回予算計上しておる土木債で言えば、補助分であれば公共事業等債という起債の種類のみしかありませんけれども、こちらで約20%、単独についてはゼロ%ということになっております。

◎委員（黒川 武君） もう聞き飽きたかもしれないけど、臨時財政対策債で6億円の発行なんですよね。だけど、岩倉市の発行可能額というのは幾らでしたかしら。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 臨時財政対策債のほうも、毎年度7月の交付税の算定のときに、いわゆる財源不足額ということで本来国が交付税として見なきゃいけない分を、地方債を発行してその分地方が不足分を補うというようなところで、例年大体6億5,000万とか、予算上は6億ということで見ている起債でございます。

基本的には、地方債の元金償還分相当分は全額100%交付税措置とされておるものではございますけれども、あくまでも発行可能額分の100%ということですので、本来であれば借りないのが一番であります。借りなくても交付税措置されますので。

◎委員（黒川 武君） 別に意地悪な質問をするわけじゃありませんよ。

発行可能額で、もう既に基準財政需要額の中に入っちゃっていますよね。入っているものだから、別に6億借りなくても、今年度その部分、元金償還金は国から頂けるわけですよ。だから、こすい考え方すれば地方交付税で頂いただけ頂いておいて、何も臨時財政対策債を発行しなくてもいいんじゃないですか。そんな考え方は成り立ちません。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） まず予算を編成する段階では、この6億円という金額は借入れしないととてもじゃないけど組める金額ではございません。先ほど交付税措置というお話をさせていただいたんですけれども、この6億円が一遍につくわけじゃなくて、この6億円を例えば20年とかでならしまして、その単年度の公債費分相当分を毎年度の基準財政需要額の中に公債費という項目がございますので、その中に算定されるということでございます。

どちらにしても、この6億円というのをなかなか予算で計上せずに予算を

組むというのは、交付税が要らないというふうな、逆の国からのそういった考え方も見方というのも出てくるので、これは必須な起債であると考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 答弁のほう出ますでしょうか、先ほどの。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 先ほどの子ども・子育て支援交付金のところと病後児保育事業委託料の関係なんですけれども、子ども・子育て支援交付金の交付要綱の中で、病後児保育につきましては基本額として施設1か所当たり416万6,000円、プラス加算として年間の延べ利用児童数の見込みによって加算があるんですけれども、そちらのほうは50人未満としまして41万6,000円という区分になっております。合わせて458万2,000円が補助基本額となります。こちらは、毎年度少しずつ改正があって額の変動がございますので、大体の金額の目安というふうに考えていただければいいかなと思うんですけれども、この額を目安として委託料を決めさせていただいております。

御質問の中で、病後児保育の委託料が高過ぎるんじゃないかという御質問の趣旨だと思いますけれども、病児・病後児につきましても、本当に通年皆さん利用されるわけではない施設でございます。保護者の方一人一人にしてみれば、年に本当に数回使う方がいらっしゃるかどうか、使われない方が大半というような事業でございます。その中で人員を確保して受入れの体制を準備していく、そういった非常に運営の経費の見積り等も難しい中で、そういった体制をつくっていくというところで、どうしても割高に見える経費ではないかなと思いますけれども、保護者の方の要望があってこういった施設を実施してきておりますので、一定市としては負担するべき委託料なのかなというふうに考えております。

◎委員（木村冬樹君） 高過ぎるという言い方はしていませんので、こういう利用状況がある中で、なぜこれだけの差があるのかなという素朴な質問として聞いているわけで、市が努力しているということはもちろんだというふうに思っていますので、その点だけはちょっと理解していただきたいというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） すみません、今50人未満で積算しているのか、今回積算は50人以上になっているので、割増し分も含めて予算計上しているのか、さっきの病後児保育の416万6,000円と、委託の43万5,000円の差異は何ですか。それは使用料の分を引いている、使用料じゃないな、利用料、これどういふ差異でこういうふうになっているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） その額につきま

しては、先ほど来申し上げておる補助基本額プラス加算のところの額だというふうに申し上げておるので、事業を開始するときの年度の補助額のほうでやらせていただいておりますが、その都度補助額というほうは基準が変わってきておるところでございますが、委託料につきましては当時の額のままでやらせていただいておりますというものが差異ということでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 以上でよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは以上で、款14国庫支出金から款21市債までの質疑を終わり、歳入の質疑を終結いたします。

次に、第2表 債務負担行為及び第3表 地方債について、質疑を許します。

予算書は7ページ及び8ページとなります。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 以上で、第2表 債務負担行為及び第3表 地方債の質疑を終わり、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 委員長、大変申し訳ございません。

商工会さんとの意見交換の中で、補助金に対して商工業振興補助金については今回50%に引き上げられていますが、僕は一定高く評価している人ですけども、小規模事業経営支援補助金の補助率については、近隣市町と比べて20%と低く抑えられている。また、商工会さんの事業の補助金に対して、0.95の補助率というか、係数がかかっているということについても、商工会さんとの意見交換の中でちょっと見直していただきたいという意見があったんですが、それについてのお話、取扱いというのは今回の予算ではどのようにするのかというのについて、皆さんの御意見を賜りたいと。

◎委員（須藤智子君） 商工会との意見交換会ときには、一応そういう補助金の補助率の案が出ましたが、議会としては何もそれをお答えはしてませんですね。それを改善するとか、そういう意見が出されましたかね。私は、そのとき補助率の件については、何も確定したことは言っていなかったと思うんですけど。約束しました、そういう。

◎委員（大野慎治君） 再提起しているのです。

しましたかじゃなくて、商工会さんとの意見交換の中でそういった御意見を賜っているのです、意見交換の中の提言ということをどのように取り扱うの

かということについて、どうされますかということをお聞きする。

◎副委員長（宮川 隆君） 0.95の話は、市の補助制度全体の話に関わってくる分だと思えるですね。予算の質疑の中でも、これだけというようなことはなかなかしづらいようなことを言ってみえたように、私は受け止めたんですね。

とはいえ、岩倉市における商工振興というのは大きな柱の1本でもありますので、それをどういうふうに市として補助していくのか、それは人的な部分もありますし、予算のことも当然あると思えるですね。ですから、そういう観点から言うと、この0.95にとらわれすぎずに、全体予算と市の体制を今後新たな条例も含めてどうやって見守っていくのか、そして手当していくのかというところがやっぱり一番大きなところで、あんまり0.95のところにとらわれ過ぎないほうがいいんじゃないかなと、意見交換会の際にも僕はそういうふうに思っていたんですね。

◎委員（大野慎治君） 行革のときの、補助金の全般の在り方とか検討された中は15年前とか、もっと前ですね。もっと前の話で、それ以降全般のこの在り方というのは、僕たち自身も、僕が議員になった頃が最後のほうでした。本当に最後のときに僕も出席させて、行革の委員会を見せていただきましたが、それ以降何年間全く話し合いもなく検討もされていないということで、特に予算の中では商工会さんのところの係数がかかっているところだけが目立っているだけで、ほかのところは全般的にきれいな整数になっているので、全般のことは全般のことで僕は当然提言するべきだと思いますが、商工会さんとの意見交換があったので、あえて事例として上げさせていただいているだけであって、大変申し訳ございませんが全般も必要だと思っています。

◎委員（堀 巖君） 商工会との意見交換会の際は、私は総務の委員長として司会をしながら、その話が出たときに市当局を代弁する形で商工会の規模もあるし、いろんなことを総合的に勘案すると遜色ないということを知っているということを答えました。今回予算の質疑の中でも、市当局はこの話題については同様のことを説明したというふうに記憶していますので、ここにいる委員、議員の面々がそのことをどのように、僕はその説明を信用しているし、自分ではそのように納得しているわけですがけれども、どうも、やっぱり岩倉市の補助金が低いという認識のほうがそうなんだというふうであれば、もう一回その説明を聞かないといけなくなりますが、私は今のところそういう認識をしております。

◎副委員長（宮川 隆君） 少し別件というか、脇道にそれてしまうんです

けれども、たしかこれって結論を出すのに市単独で結論を出したわけではなくて、何かの審議会か何かに答申して出てきていたというふうに記憶しているんですね。要は、市としてもそれを尊重した部分があるのかなというふうに理解していたんです。その中には自分がすごく印象的に残っていたのが、ある僕が関わっていた団体がゼロ%回答、今までのものをゼロにしますというふうで、なおかつそこには委員も送り込まれていて、結果そうだったんで、それに関して身内がオーケー出した分に関しては文句は言えませんわなというふうには思っていたんです。

でも、実際にはカットした理由が全く報告もないままに、実態が見えないから100%カットしますという話だったんですが、実際には年1回の総会に市長も招待状を出して、少なくとも当時の建設部長も出ているような会議体のやつが、ゼロ%回答だったというのがすごく印象があるんです。そういう審議会が何回か開かれた結果である以上は、それは市の予算組みの中だけの方向性ではなくて、いろんな団体が出ているところでも出てきた回答なので、一定、それは尊重せざるを得ないのかなと。

ただ、そのことに関して市として必要なものであれば、その結論は尊重しつつも、政策としてほかのところではやっぱり打っていく必要性はあるから、それは我々議員としてもちゃんと提案していかなければいけない案件かなと思って、ここ10数年、20年近く前からいろんな方向性で見て考えている部分だと思うので、だから、先ほど堀委員が言われたように、0.95ということで印象的に少ないというふうに思われてしまうんだったら、その印象をどうやって払拭するのかというところが課題であると思うんですね。逆に、影響力がそんなに大きくないんであれば100にするのも手でしょうし、と思っています。

◎委員（堀 巖君） 私は0.95だけを捉えて言っているわけではなくて、全体的な事業とそれに対する補助の具合を、他市町を比べて遜色ないのではないかというそういう認識でいるわけで、十何年前の行革の一環として5%カットしたところを今ずうっと引き継いでいるということについて、もう一回見直しましょうよという提案ならそれはそれでいいと思います。

書き方についても、予算、これを見るとそこだけ目立っちゃう、0.95がかかっているの。ほかのじゃあ補助金は0.95がかかっているのだからまだ残っているのはあるはずだし、かと言って逆に増えている補助金だってあるだろうし、その見直しを拒むというか、どうでもいいというふうに言っているわけではないので、僕は。見直しをするなら見直しをするべきだとは思っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑、御意見ありませんでしょうか。この件

に関して。

◎委員（黒川 武君） 商工会との意見交換会で、今残された課題というのは小規模事業のほう、あれが20%、25%にさせていただきたいというのは商工会の要望でもある。これは令和2年度予算では引き続き現行のままといった形になってきたんですね。

それで私も発言したんだけど、商工会が少しやっぱり厳しい財政状況になってきたというのは、やっぱり一つは今まで当てにしていたごみ袋組合のときの、あの時の300万、350万、あの事務局員の職員に充てていた部分が、ごみ袋組合が解散された。つまり、指名競争入札をもって民間のほうでやっていただくということになった。そのために、商工会の収益源の一つ、そのものがなくなってしまった、それがやっぱりずっとボディーブローみたいに響いてきているんだと思うんです。なかなかその部分の回復というのは難しいところもある。

片や、商工会のほうもやはり会員の増強に向けて日々努力はされてみえるけれど、なかなかやっぱり景気の浮き沈みも激しい中で、やはり安定的に会員になれる方もそう期待できるものではないということになってきていると思うんですね。そうした中で、やはり小規模事業、これは市単独事業でしたよね。やっぱりこれも、中小の皆さんのためにはやっぱり必要な措置だということで、商工会としてもやっぱり意欲を持って今後とも進めるためには、そのこのところの率をやっぱり上げていただきたいというのが意見交換会の内容ではなかったかなと。

その中で、我々としても0.95の補正数値があると。いつまで続けるんだと。これは平成16年度、当時の行政改革、歳入不足が出た折の行政改革の一環として庁内で検討されて、それで手続を踏まえて一律5%削減、また少額のものについては3%の削減ということです。その後リーマンショックもあったりして、市のほうもやっぱり景気に大きく左右される面もあってきたなど。

しかし、ちょうどその頃ですよ、平成15年度以降あたりのところで団塊の世代を中心として、その前に早期退職される層がぐぐっと出てきたわけなんです。かつて480名ぐらいいた職員が現在は380名ぐらいになってきていると。その部分ですね、パート職員のほうも多く配置しながら日々の業務を行ってきていると。そういう関係もあって人件費が平成15年あたりからかなり圧縮されてきたことでもありますから、毎年やっぱり一定繰越額が出てきているということなんです。しかし、こういったものはいつまでも食いつなぐことができるわけじゃないものですから、やがては設備の更新とか公共施設の

再配置等、複合化の中で、やっぱりそれらの財源そのものは使われることになるだろうと思うんです。

この間、時代、環境の変わり方というのは大きなものがあるので、やはり15年過ぎた現在、補助金の在り方についてやっぱり見直しをする、そういった時期に来ているのではないだろうか。やっぱり補助金の中には運営費、育成補助金みたいにだだだ出てきているものもひょっとしたらあるかもしれない。本来的には事業に対して補助をしていく、やっぱりそういったことをやらなきゃいけないけれども、ただ補助金かなりありますので、一つ一つの洗い出しも大変かなと思うんですけども、やはり補助を出す相手側のほうも、やはりこの間活動内容が充実しているところもあれば、やはり高齢化、会員がなかなか入ってこない、そういう中で活動するものは縮小せざるを得ないということもあるかもしれない。そういう状況をやっぱり現時点で捉え直し、今後の補助金についてどうしていくのか、そういうこともやっぱり見直しをかけていく、それもやっぱり第5次総に向けて大切な課題ではないかな。そういうことも、この間うち気づかされたので、やはりこの機会に執行機関において、あるいは議会においても補助金の在り方について再見直しをしていく、そういった時期に来ているというふうに思います。以上です。長くなりました。

◎委員（須藤智子君） 大野さんの頂いた文に書いてあるんですけども、小規模事業経営支援事業費補助金の補助率、これが20%として近隣商工会と比べると低いと言われてますよね。これは他市町ちゃんと調べられましたか。書類に書いてあったらないところもありましたけど。他市町の状況。

◎委員（大野慎治君） 私は一般質問したんで分かっていますが、商工会さんとの意見交換会のときも資料を頂いたので、皆さん承知していると思いますが。資料頂いたと思うんで。

◎委員（須藤智子君） 資料頂きましたけれども、書いてないところもあったんだよ。

◎委員（大野慎治君） 商工振興事業費の補助金について、あるところとないところがありますけれども、小規模事業経営支援事業補助金については各市ございます。また、それ以外についていないところは事務局長経費が別途市でも負担されているところもあるので、一概には本当は補助金だけでは見えないところがあるので、そういったところは事務局長経費を全額負担しているところもありますので、一概には言えないと思います。

◎委員（伊藤隆信君） これって今、回ってきたんですけど、この附帯決議の案ってやつですか。これは今日ここで、今やっているわけでしょう。

[発言する者あり]

◎委員（伊藤隆信君） いいんですけど、私も財務委員長やったことあるんですけど、こういうのを例えば出されるときは1日前に委員長にきちっと申入れして、手続を踏んで今までやるという一つのルールがあったと思うんですけど、委員長は例えばこういうのは御承知だったんですかね。

◎委員長（鬼頭博和君） これは今日聞きました。

こういう考えがあるということで大野委員から。

◎委員（大野慎治君） 大変申し訳ございませんが、なぜ皆さんに回っているかはよく分かりませんが、配っておりませんので。それが独り歩きするのはいかがなものかと思いますが。僕は委員長には正・副委員長には配付しましたが、大変申し訳ございませんが、それを基にしゃべられてしまうと私何を言えばいいのかというのは独り歩きしたわけではなく、正・副委員長には事前にはこういった考えがありますというのを渡しただけで、僕は議員間討議の中で、皆さんとのお話し合いの中で、今後の対応を決めさせてくださいというふうにお話しさせていただいておりますので、私ちょっとこれ以上しゃべれなくなりますので、大変申し訳ございませんが。

◎副委員長（宮川 隆君） 大体先ほどの意見からすると、僕が黒川委員の言われていることが一番大切なことなのかなと。要は、1つのことだけにとられることなく全体像をやっぱり見直して、補助金体制の在り方みたいなところをちゃんと一回いいきっかけをもらったかなとは思っているんです。だから、そういう意味合いで言うと、黒川委員の言われるような形を今後我々もちょっと心して考えなければいけないかなというところだと思います。

商工振興という意味合いで言うと、先ほど堀委員が言われたように、やっぱり全体像をどう捉えるかだとやっぱり思うんですよね。だから、そういう中でも新しく振興条例が提案されているわけですので、それに基づいた在り方をやっぱり今後我々も心して対応していく必要があるのかなというふうに、個人的には思っているところなんですけれどもね。

◎委員（堀 巖君） 商工会との意見交換会の中で、片岡委員が言われたことに非常に同調するというか、共感するわけですけど、こうこうこういうことをやりたいから、やるから補助をもっと増やしてほしいとか、そういう提案が全くなかったところに片岡委員はずばっと指摘されたわけです。だから、その全体的な補助金の見直しというのは執行機関側にとってはすごい大変な労力がかかるわけで、それを1回やった経験があります。附帯決議で、総合的な補助金の見直しをすることというのを付けるのは簡単だけど、ほかのいろんな見直しをすることなんてことはたくさんあって、そのきっかけに

なったのは事実だけど、なぜ補助金なのか、商工会の補助金がちょっとおかしいということでは僕はないと思っているので、あくまでもそれを考えさせられたきっかけにはなったとしても、附帯決議を付けるまでの特別な意味があるのかどうなのかというのは私はちょっと疑問なんです。

◎副委員長（宮川 隆君） すみません、先ほど大野委員が言われたようにまだ提案もされてない段階なんです。

◎委員（大野慎治君） 商工会さんとの意見交換があったので、全般のことも検討されたらどうですかというものという提案を出ただけで、先に回ってしまうと、それを前提で持っている人と持っていない人がいるというのもちょっとおかしな話ですので、それは今日は出すことはできませんが、フェアじゃないので、持っている人と持っていない人がいるなんていうのは。

◎副委員長（宮川 隆君） だから、商工会さんから出てきた案に関して、我々がどう思うのかということをお大野委員のほうから提案されたら受け止めていますので、それに対してじゃあどうするということだと思います。

その結果、もし必要であれば何らかの変更もしくは提案というのがあってしかるべきなのかなと思うんで、まずはその部分ですよ。我々としては商工会さんからの御意見をどう捉えてどう対応すべきなのか。それに対して財務の委員会などで予算にどう反映するのかということをお考えなければいけないよという提案ですよ。

[発言する者あり]

◎委員（堀 巖君） 附帯決議は別に最終日に出せばいい話なので、その前提とする議論をしたかったというのが大野委員の趣旨ですよ。だけど、僕は最初に言ったように遜色ないという説明を受けていて、それを納得しているという僕個人の意見を言いました。だけど、その共通認識がこの委員会の中でなければいけないわけで、だからそれぞれもっと意見言ったほうがいいと思います。商工会の補助金についてどうなのか、低いのか多いのか、妥当なのかというところの共通認識を持たないと前に進みませんので。

◎委員長（鬼頭博和君） 御意見どうでしょうか。

◎委員（片岡健一郎君） 僕もお話を公開の意見交換会で少し意見させてもらいました。僕も堀さんと一緒に低いとは思っていません。岩倉より低いところも実際あるので、その比較して低いというふうでは感じてないんですね。

本当に意見交換会でも言いましたけれども、20%で低く抑えられているというのが25%にしたいと、25%にしたらどういう効果があるとか、もっとそれを使う人が増えるとか、そういうビジョンがやっぱり商工会さん側にも必要だと一貫して言っているんですけども、そこが大事かなというふうに思

います。商工会さん側のどういう熱意があるかというところ、上げるのは簡単だと思うんですけども、どういうふうに使っていきたいというのがあまり見えなかったんで、商工会の意見交換会では。そういったところを議員の皆さんどう感じられているのかなというふうに思います。

◎委員（大野慎治君） 大変申し訳ございませんけれども、商工会議所と商工会の在り方は全然違いますので、商工会としては20%は1番低いというのは商工会さんの説明資料でもあったと、商工会議所さんと比べるものではないというのはあえて述べておきますけれども、商工会議所さんと比べるものではないと。

あと、僕が提案したいのは協議してくださいよということであって、上げてくれとは一言も僕は言っていないんですけど、皆さん独り歩きしておりますが、僕は基本的には協議をしてくださいよと、そういった面で全面的に協議してもらったほうがいいですねと言っているだけの意見でございますので、ちょっと上げろとか、僕は個人的には上げろという一般質問した人間だからそうですけど、基本的はそういう意図ではなく、商工会さんと協議を進めていってくださいという、今後の対応については商工会さんと協議をしてほしいと言っている人なんで、そうした意味なんでちょっと意図が違います。

◎委員（片岡健一郎君） 先ほど黒川委員も言われましたけれども、商工会さん以外にも当然補助金は今出しているわけで、そういったことも含めて補助金の考え方、これからどうしていくかといういい問題提起を頂いたかなと僕は思っています。必要なら僕は増やせばいいと思っているし、本当に必要であれば市からもっと補助金を出してもいいなという立場、考え方ですね。

◎委員（木村冬樹君） 商工会との意見交換会、私と榊谷議員は研修で出られませんでしたので、直接後で少し伺ってきた事情があります。

それで、今回の予算を見たときに、補助金負担金の中で上がっている部分もあってトータルとしては上がっているという状況が見受けられるというところで、私も今後、こういう形で議論する中で、いろんなことが予算化されていく重なっていくんじゃないかなというふうに思っていますので、そういう立場でこの問題については捉えていきたいなというふうに思います。

◎委員（黒川 武君） 私も見えていないので何とも言えませんけれども、提案者というか、大野議員のほうはせんだっての商工会との意見交換会、その中でこういったもの出たから、それについて執行機関側と商工会と協議してくださいと、そういった内容のものだったのかなと思います。それは日常不断的に執行機関のほうも行われておりますので、我々の意図するところをくみ取っていただいて、その辺の配慮もお願いをしたいなと。

この件については、やはり第5次総合計画に向けて補助金の在り方がどうあるべきだというのは、議会側にとってもやっぱり十分議論すべきだろうと。そういう意味合いでは、恐らく第5次総の基本計画の立て方は第4次を踏襲しながらさらに進歩した形でもってくるだろうと、その中で問われるべき内容は行政経営が問われるんです。現在の第4次総合計画でいうと、市民とともに歩むひらかれたまちというのがやっぱりありまして、そこの中にやっぱり関連してくる話だろうと。

したがいまして、来週から第5次総合計画検討特別委員会のほうがスタートしますので、そここのところの中で第4次総の中で補助金というのはどのように執行され、それがどのような効果を生み出したのかというのは、我々もそれを念頭に置きながらちょっとやっぱり論点、その中でさらにやっぱり協議をしてまいりたいなと思いますので、本日のところは私委員長ではございませんが、そういった扱いに、鬼頭委員長がこの件については黒川が特別委員長だから黒川のほうに命じますと言えば、この場はその辺で収めていただくのかなと思いますけど、委員長いかがですか。

◎委員長（鬼頭博和君） 私も今の御意見でいいと思います。黒川さんが今後第5次の検討委員会の中で議論されるということですので、こういった形で皆さんどうでしょうか、御異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしということでよろしいでしょうかね。

他に意見はないですね。

じゃあこれで議員間討議を終結いたします。

次に、議案に関する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第22号「令和2年度岩倉市一般会計予算について」反対の立場で討論を行います。

新年度の一般会計予算については、障害者相談員の増員や手話通訳の取組の拡充、保育園施設改良事業、新生児聴覚検査費助成金事業等、衛生費における新規事業、またスプレー缶等処理事業や桜維持管理事業、名鉄石仏駅整備事業、夢さくら公園整備事業など、市民の要望や議会の提案が反映されたものも一定あり、内容については一定評価しているものであります。

しかし、公共施設の使用料の値上げや、がん検診等の徴収金における市民負担増、国土強靱化地域計画を市町村ごとに策定する意義とコンサル委託の在り方、病児・病後児保育事業委託料の積算根拠の問題、また保育士の会計年度任用職員の報酬の低さなど、市民に納得のいかない負担増を強いる点や

積算根拠や政策的判断に疑問が残る点など、問題意識を感じているところがあります。

その中でも、公共施設の使用料の値上げと病児・病後児保育事業委託料の積算根拠における整合性の問題、それから保育士の会計年度任用職員の報酬の低さ、この3点につきましてはこの議案についてどうしても賛成する立場に立てない、こういった理由となっています。

公共施設の使用料の値上げについては、消費税率8%まで内税方式で来たので、消費税率の引上げに合わせてというならば2%しか上げられないというのは、以前の議会でも申し上げたとおりでございます。この点では、市民に合理性を持って説明できないというふうに考えております。ましてや、市民活動の拠点であり住民自治を育む施設であるという、そういう性質を持つ公共施設の使用料の値上げについては、もっと慎重であるべきだというふうに考えます。昨年の9月定例会における条例可決後も多くの市民から疑問の声が議会や議員に届いている、こういう状況があります。

病児・病後児保育事業委託料の積算根拠の整合性についてであります、国の補助金の交付基準に基本額というものが定められており、それに基づいて委託料が算定されているということではありますが、肝腎の国の基本額の積算根拠、これがどうなっているのかというところがやはり知りたいところがあります。今回歳入予算の負担金において、実績に基づいておらず整合性が取れていないものを、誤って載せてしまったということになっているというふうに思います。これについては大きな問題であるというふうに思いますし、部長の説明にもありましたように、何回かの予算編成についてのチェックする期間がありながら見過ごされてきたということは、やはり大きな問題であるというふうに思います。病児保育事業と病後児保育事業の両実績について大きな違いがあるということは、これまでも今年度予算や平成30年度決算の審議の際に繰り返し指摘してきたことでもありますので、そういった点で議会の疑問に対して答え切れていないというのが、依然としてあるのではないかなと思います。

保育士の会計年度任用職員の報酬の低さにつきましては、期末手当の支給と合わせて、年間収入で下がらないようにと時間給を設定されたということではありますが、大幅な時間給の引下げのために生活に必要な月額収入が下がってしまう。こういった中で、今年度まで任用してきたパート職員のうち継続を希望せずに近隣市町の募集に応募する方が出ていると、こういう説明がありました。保育士の確保は大変厳しいと言われている中で、近隣市町の動向をよく見ながら政策的な判断により時間給の設定をすべきではなかつ

たでしょうか。

また、この機会に他市では行われているようではあります、経験枠として正規職員として採用していく、こういった必要もあったのではないかとこのように考えるわけです。本会議の答弁では、結果として長時間の方の確保ができずに短時間の方で補っていくというふうに答弁されておりますが、予算化されている人員が本当に確保できていくのか、引き続き厳しい目で監視していこうというふうに考えております。

以上の点におきまして、この議案第22号については全面的には賛成という立場には立てず、反対の立場であることを表明させていただきます。

◎委員（片岡健一郎君） 議案第22号「令和2年度岩倉市一般会計予算」につきまして賛成の立場で討論いたします。

岩倉市の一般会計予算は総額で159億6,000万円と過去最高の予算額となっております。令和2年度は幼児教育・保育の無償化、会計年度任用職員制度に伴う歳出増への対応や、川井野寄工業団地開発事業、名鉄石仏駅等整備事業などの事業を充実させるほか、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置の補助制度を新設します。また、庁内における職員の業務を効率化するため、審議会等の議事録の作成を補助する議事録作成支援システム、またあいちAI・ロボティクス連携共同研究会に参加し、AIを活用した手書きの情報を電子化するAI-OCRや、電子データを基に入力業務自動化をするRPAを導入、さらには会話形式での市民の皆様からのお問合せに答えるAI総合案内サービスを導入し市民サービスの向上につながる事業などの新規事業を計上し、岩倉市の福祉向上に向けた事業が予算計上されております。

なお、今議会に上程されております岩倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例では、一部の職員の住宅手当が下がるということで職員にとっては大変厳しいものではあります、職員組合との協議も調っていることでもあります。

また、公共施設利用料金の改正につきましても、消費税の増税に伴うコスト上昇によるもので、市民の皆様にとっては厳しいものではあります、妥当なものと考えております。

本会議、委員会を通じて議論されたことについても、十分留意しつつ着実に事務事業を遂行していただくよう申し添えまして、議案第22号に賛成するものといたします。

◎委員（堀 巖君） 議案第22号「令和2年度岩倉市一般会計予算」に賛成の立場で討論に参加します。

木村議員が指摘されたことについては、本当に同感な面もたくさんありま

す。そもそも消費税の10%化によって出された公共施設の使用料の条例改正について、当時委員長である私がそれを曲げて反対に回ったということもあって、非常に市民に対してもこれまでずっとそのおかしさについて喧伝してきたことでもありますし、そのことでこの予算全体を反対にするということでは、私はそういう立場にはとれない、条例には反対しましたがけれども、それは議会の総意でもって条例は可決されたわけで、ほかにもたくさんこの委員会を通じて指摘された事項ありますけれども、本来はその一つ一つをさっき大野議員が提案したように議員間討議でもって協議をして附帯決議をつける、そういう議会もあります。ただ、そういうことを丁寧な議論を重ねるのが本筋でありますけれども、なかなかそこまでは岩倉市議会至っていないということで、総合的に判断して私はこの予算案については賛成の立場をさせていただきます。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは討論を終結し採決に入ります。

議案第22号「令和2年度岩倉市一般会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第22号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

議案審査の途中ですが、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は3月17日午前10時より再開いたします。お疲れさまでした。

## 財務常任委員会（令和2年3月17日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、本日も昨日に引き続きまして財務常任委員会を開催いたします。

本日、一般会計のほうが終わりましたので、議案第23号のほうに入ってまいります。

令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。予算書は355ページから390ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 予算書379ページ、積算内訳206ページの特定健康診査受診勧奨業務委託事業でございます。

こちらのほうは、人工知能技術を用いた分析によって効率的かつ効果的な受診勧奨を行うということだと思えますけれども、従来と比較しまして具体的にどういう点で効率的かつ効果的な受診勧奨になるのか、従来と比較して異なってくるというふうに予想されることをお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） これまでの受診勧奨につきましては、市独自で作成をしました通知文1種類とパンフレットにより勧奨を行い、受診率向上に努めてきましたが、これまでの取組だけでは多くの成果が認められない状況となっております。

このたびの委託では、AIを活用しまして、健診や医療の受診状況から受診勧奨対象者の特性を分析し、対象者の健康意識に合わせた5種類の勧奨通知をします。その方に適した受診をしたくなるようなメッセージをお伝えできることから、一定の受診率の向上が期待できると考えております。

◎委員（片岡健一郎君） 関連でお伺いします。

主要事業説明資料11ページを見ますと、業務委託をされるということで説明がされておるんですけれども、この業務委託される会社はどのような会社でしょうか。また、他市町での実績がございましたらお知らせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 委託を予定している事業者につきましては、厚生労働省や国立がんセンターをはじめ、400以上の市区町村の各種保険事業を受託しております。

県内では、平成31年度実績で7市町の受診勧奨業務を委託しております。

◎委員（片岡健一郎君） ありがとうございます。

続きまして、主要事業説明資料の歳出の内訳を見ますと、受診勧奨結果報告業務ということで55万計上されていますけれども、これの報告業務、どんな内容の報告を受けるのか、またその結果によっては今後また、再来年度ですか、次の年度も続けていくお考えがあるのかお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 報告書につきましては、受診勧奨事業実施による受診率の変化や特性別の分析結果をまとめたものが提出をされる予定です。それを基に次年度の事業に生かしていくものです。

次年度以降の契約につきましては、事業実施の効果を検証いたしまして判断してまいります。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、まずその特定健康診査受診勧奨業務委託事業についてお聞きします。

これは県の支出金で賄うという事業であります。この県の支出金は次年度以降も継続されるという見込みなんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 現在のところは継続する予定となっております。

◎委員（堀 巖君） 関連でお尋ねします。

これは全県、全国的にこういった委託がされるということによろしいのでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） こちらについては、先ほども御説明をしましたがけれども、全国的に実績がある事業者で、全国の自治体の業務を受注していると聞いております。

◎委員（堀 巖君） 聞きたいのは、一斉に全国で始める事業なのかということです。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 岩倉市につきましては来年度から初めてということになりますが、以前から実績がある自治体がありますので…

…。

全国一斉ではございません。

◎委員（堀 巖君） 県内の状況、それから全国の状況、何割ぐらいこの事業を実施しているのか、それから先進的にやられているところの効果というか、評価をどのように捉えているのかをお聞かせください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 全国の受託状況については、申し訳ないですが、把握をしておりません。

県内の受注状況でございますが、平成31年度の実績で7市町が受託している状況です。

◎委員（木村冬樹君） 今回、歳入のほうで国民健康保険税の値上げが行われるという予算になっているところでもあります。

それで、まず確認したいのは、以前の部長さんと本会議で質問をしたときに、国民健康保険の構造的な問題というのを共有したということです。それが依然としてきちんと岩倉市の中で問題として捉えているのかというところをお聞きしたいんですけど、国民健康保険というのは市が出していただいた資料からも分かるように、所得階層別の世帯数が100万円未満が55.42%、そして300万円未満というところで見ますと88.91%ということで、9割近い世帯が300万円未満ということで、比較的所得の低い世帯が多いということ。

一方、被用者保険と違って高齢者や働けないという方も含めて加入しているということで、医療費が非常に多くかかるということで、財政的には大変厳しい保険であるなというふうに思うわけですけど、そういう構造的な問題については依然として課題として捉えているのかどうか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国民健康保険については、木村委員が御指摘のとおり所得の低い方が加入されている、また会社を退職されてから入られる方も多く、健康的な面でも病気にかかる世代になってから加入することで医療費も高い、また病気になられて加入、退職のために加入ということで医療費が高いということで、大変財政的に厳しい状況であるというふうに認識はしております。

この所得の低いところを、あと医療費の多くかかるというところ、こういったことを少しでも小規模保険者の負担、そういったものを考慮して、この制度を持続可能なものとするために、国は平成30年度から広域化ということで医療費を県全体で見ていこうというふうに大きな改革がされてきたというものでございます。

そういう意味では、少しずつまた公費も1,700億円、さらに1,700億円ということで、3,400億円の投入も被保険者が減少する中でも維持されているという状況で、こういった様々な課題については国も一定の支援もし、市としても負担が公平であること、また軽減されることについては県の制度として、市独自のことは考えておりませんが、国全体として考えていくべきものであるというふうに認識しております。

◎委員（木村冬樹君） 全国知事会も、その国保の安定的な運営ということでいえば、国費を1兆円投入すべきだということを提言しているというか、要望をしているというふうに思います。それに対して、国は3,400億円というレベルの負担でこの国保の都道府県単位化を進めているというところだと

いうふうに思います。

そういった点でいいますと、国保の先ほど言ったような問題、それからお聞きしたいのは、今回の令和2年度の国保の納付金の算定に当たって、県は医療費の伸びにプラスアルファして納付金を算定しているのかどうかというところを少し説明していただきたいと思います。

平成31年度の時点では医療費の伸びプラス1%ということで、ですから必然的に負担しなきゃいけない分が増えてくるというシステムになっているものですから、国がその分をきちんと見ていかない限りは保険税が上がっていくというのはどうしようもない事態になってくるわけで、令和2年度についてはその医療費についてどういうふうに見て納付金を算定しているのかお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回の県の納付金の算定においては、自然増プラス1ということで平成31年度と同様の伸びを見込んで算定をしております。

◎委員（木村冬樹君） ですから、この1%プラスということもかなり大きな部分があるのかなというふうに思います。

ですから、今後も毎年そういうふうな納付金が提示されればそれを払うだけの保険税ということで毎年上がっていくことが予想される。それで、もう一個聞きたいのは、今までは標準保険料率というものについて参考程度にしていくというようなことでありましたが、今回、強力に標準保険料率との差の分の2分の1を今回上げるということで、令和3年度には標準保険料率に合わせるみたいな言い方があったというふうに思いますけど、もうそういう考え方に変わったということによろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 本市の考え方については、標準保険料率を参考にする、踏まえるということについては、平成30年度の改正段階から考え方は変わっておりません。

本市の平成30年度の税率改正に当たっては、標準保険料率に極力合わせるということで、ほぼほぼ同じ数値にするということで改正をさせていただいたところがございます。

今回の改正については、平成30年度の改正と同じように合わせるということを検討いたしましたが、それでは被保険者の負担があまりにも過大になってしまうということでございましたので、少しでも負担を減らすためということで、2分の1程度の上げ幅とさせていただいておるという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 構造的な問題があって、制度上納付金が提示されれ

ばそれを納めなきゃいけない、そのために標準保険料率が示されて、それを参考にしていくということですが、国保の構造的な問題がある以上、やはりその所得が、国保税というのは所得がない人にもかかってくる税金ですので、低所得者に対する対応についてはやっぱり同時に考えなきゃいけないというふうに思います。

国や県がそういう現行の法定減免しかしていないというところで、市は独自減免は考えないようなことがもう答弁されていますけど、全く今後も考えずに納付金に合わせて、標準保険料率に合わせて国保税を上げていくという、そういう考えを持っているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

**◎市民窓口課長（近藤玲子君）** これまでも御質問を頂いて答弁させていただいておりますが、市としては独自に減免をするということは考えておりません。

その理由といたしましては、平成30年度から広域化されて、今後は保険料の水準については統一していこうという国の方針があり、愛知県としてもそちらを目指していくと。また、今回、今後県の運営方針ということで将来的に統一を目指していくというふうにされていますが、国のほうも保険料の水準を統一することを目指すことをもう少し具体的に検討するという、そのような段階にもなっております。

市としては、そういった方向性に合わせるという考えでおりますので、独自に減免するということは考えておりません。

**◎委員（木村冬樹君）** 構造的な問題があるということは共有できていますので、もちろん国や県に対して働きかけをお願いしたいなというふうに思っています。

保険者支援分の増額等をきちんと知事会でも求めているわけで、市長会だとかそういうところも含めてしっかり声を上げていくということがこの国保の安定化につながるというふうに思っていますので、その点はよろしく願いしたいと思います。

それで、先ほど言いましたように国保税は所得のない方にもかかるということで、滞納が多い税金だというふうに思っています。滞納しますと、1年経過すると短期保険証、また1年経過しますと資格証明書という対象になっていくわけで、この今の短期保険証、資格証明書の交付枚数と手渡っていない未交付の枚数、どのぐらいあるのかお聞かせください。

**◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君）** 令和2年1月末時点の短期被保険者証の発行状況は219世帯が対象となっており、交付済みが113世帯、未交付が

106世帯といった状況です。

資格証明書は対象が40世帯、交付済みが26世帯、未交付が14世帯という状況です。

短期資格証明書の未交付の理由につきましては、簡易書留で送付したものが郵便局での保管期間が過ぎたことにより市に戻ってきたため、お渡しできていないという状況となっております。

◎委員（木村冬樹君） ちょっとびっくりしました。手元に保険証がない方がこんなにいるということ、今の時期に大変驚きます。

新型コロナウイルスの問題でこれだけ世間が騒がされていて、健康に心配がある、こういった方々に保険証が届いていないということがどういう問題なのかということは、市はどのように考えているのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 未交付の状況につきましては、短期証については市のほうに御相談をしていただいて、その上で交付をさせていただくということで、短期証の対象世帯には通知をさせていただいて、それに対して全く反応がない、御相談にお越しいただけていないという状況になっているということです。

また、そういった方が病院にかかれた際は、病院から紹介があれば保険証の資格情報についてお伝えをいたしますし、決してこちらが交付をしないということで対応しているものではありません。

◎委員（木村冬樹君） 国のほうもそういうことも考慮しまして、資格証明書だとかそういったことでも正規の保険証と同じように扱うような取扱いをしるというような通達も来ているというふうに思っております。

やはりこの時期ですので、未交付が今までどおりの対応ではちょっとよくないというふうに思いますので、そういう事態も含めてきちんと手渡すような形の努力をお願いしたいなというふうに思います。

それから、今回、国保運営協議会の問題は本会議でお聞きしているところだというふうに思いますが、条例の審議のときにもそのことが触れられたというふうに思いますが、いろいろ議事録を見ますと国保税を上げていくことについてどうなのかという意見も少し出ているというふうに思いますが、被保険者を代表する委員としての発言ということが分からないですよ、これ。被保険者を代表する委員としてそういう意見が出ているのかどうか、少しその辺の状況を教えていただきたいというふうに思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 被保険者の方が、こういった方が質問されたかということについての御質問でありましたが、議事録でも特にどなたかということで特定はしていないという状況でありますので、ただ、被保険者

の方からは繰越金の活用の状況、繰越金があることについての御質問など、税率改正に関わる、上げることについての御質問は頂いているというところ  
です。

◎委員（堀 巖君） 今の木村委員の関連の質問です。

短期保険証とか資格証明書が渡っていない方について、これは滞納しているからであります、そこら辺の世帯の所得階層はどういう状況なんでしょう  
か。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 最近の状況で、申し訳ありません、細かく  
分析はしてありませんが、以前分析した状況では、やはり所得の低い方が多  
かったと。

それはどうしてかという、もともと加入している方の所得が低いからと  
いうことになります。

◎委員（堀 巖君） 先ほど、300万未満の世帯が88%でしたっけ、そう  
いう答弁を聞きましたけれども、当然その部分からすれば、この滞納世帯、  
短期保険証、資格証明書のあたりも確率的、割合的に言えばそうなるだけ  
ど、やはり先ほども出ているように納められない実態がそこにあるんです、  
厳然として。だから、やはり例えば106世帯のお宅にその生活状況とか、生  
保ではないですけれども、職員が伺って見に行くとか調査をしたり、そうい  
ったことは今やられていないんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 短期証、資格証明書の方について戸別訪問  
をしているかどうかについては、状況は、申し訳ありません、市民窓口課で  
は戸別訪問はしていないという状況です。

ただ、短期証や資格証明書に該当するということは、税の収納部門のほう  
でやはり徴収という観点から電話連絡をするなどの対応はしているという状  
況だと思っております。

◎委員（堀 巖君） 先ほど来の国や県、県単位化という話を聞くと、非  
常に中央集権的なふうに戻っていっちゃっているのかなという感が否めませ  
ん。

やはり市町村として国保を運営しているわけで、生活実態のところに目を  
向ける、手を差し伸べるというのがやっぱり保険者、市町村の役目だという  
ふうにするんですね。

だから、徴収に行ったときに、お金を取るためだけではなくて、やっぱり  
国保の保険者としての気持ちというか、精神というか、そういうのを持った  
職員が伺って話を聞くというところがないといけないと思うんですけれども、  
そういうお考えは現在ないということによろしいんでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 訪問するかどうかというところではあれなんです、その納付相談の機会を提供する状況と、いわゆる生活実態を把握するためというところで短期保険証というのを設けております。

それは2か月とか短い期間で保険証の期限を設定することによって、市のほうに相談機会をつくるという目的もあって短期保険証を利用しておりますので、そういったところも活用しながら情報把握には努めているところです。

◎委員（堀 巖君） だから、実際、滞納している側の気持ちになると、行けないですよ、市役所に。怖いというか、滞納している負い目もあるし。だから、こっちから出かせないといけないと思うんです。

もう一つ聞きたいのは、交付されていない世帯、医療機関にかかっているかと私は思うんです。かかりたくてもかかれない実態をちゃんと把握しているかどうか、そこがポイントだと思うんです。

だから、そのかかれないという気持ちになったことがない人はなかなかそういう施策に出られないと思うんで、そういう人たちの声を聞いてという、やっぱりそのプロセスが非常に重要になってくると思います。

今、現時点でどういうお考えでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 短期証、資格証明書の交付されている保険税が払えない方、払うことが滞っている方、そういった方の実態把握という意味では、そういった把握も必要であるというふうに思いますので、今後、税務課の収納グループとも情報共有しながら少しでも実態把握、そして納税につなげるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） ちょっと話をこっちに戻します。勧奨業務のほうです。

これまでも勧奨事務というのは市役所のほうでやっていたわけですよ。そのコスト、職員の時間で換算してもいいです。それに比べてこっちのほうが高くなるというふうに見ていますが、その高くなる分、デザイン料も入っていますし、いろんな費用も入っていると思います、技術的な。

この目的は、健康診査の受診率を高めて健康になってもらおうというのが趣旨なんですけれども、これまで勧奨して、その事務によっては効果が得られなかったと最初に言われましたよね。今回、これをやって効果が上がらなければやめるべきだと思うし、それをさっき聞いて答弁をまだもらってないんですけれども、既にやっているところでどのぐらい効果が上がっているのかという検証をしたかどうかについて、もう一度答弁してください。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） すみません、先ほどの答弁で漏れておりまして失礼いたしました。

近隣の実績というところで、大口町さんが業務を受託しております。平成30年度の実績で、特定健診の受診率で4.4ポイント増加をしているという実績もありました。

また、受託事業者にはほかの実績、岩倉市と同規模の状況をお聞きしました。他県の状況になりますが、平均で4%ほど上昇しているという効果が見込まれているというお話がございました。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの短期保険証、資格証明書の滞納の問題なのですが、やはり国保の今の職員体制の中では本当に厳しいかなというのも思うんです。

私たち厚生文教委員会で視察した野洲市などは、ようこそ滞納していただきましたということで、国保も市民税も滞納世帯に、本当に一つ一つの世帯に寄り添って相談に入っていくと、やはりその背景には多重債務の問題だったり、それぞれ家庭内の事情が、仕事がなくなってしまうたり、介護で大変な人を抱えてしまったりとかいう、それぞれの大変な背景があるということで見えてくる。その中で一つ一つ問題解決をしていくということで、保険税を払ってもらっただけの対応ではなく、総合的な相談窓口というのをやはり岩倉市全体で、国保の担当だけではなくて、本当に市民とともに歩むという開かれたまちと言うのなら、そういったところこそ手厚い市政にさせていただかなければならないのではないかと思うわけですが、いかがお考えでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 滞納されている世帯の方については様々な御事情があることだと思いますが、また先ほど多重債務のことについての相談だとかそういったことについては、催告書を送る際にそういった相談ができることを御案内しております。

また、税務課の収納グループのほうでもそういった滞納世帯については生活の相談ができるように、また福祉課の相談窓口につなげるような、そういった対応もしている状況でございます。

◎委員（井上真砂美君） 今、木村委員を中心に低所得者の国民健康保険について、なかなか滞納が多くてというような話をずうっとされていましたが、国民健康保険は自営業や農業従事者、会社やら企業を退職した者も少し組合の厚生年金等の補助も受けられるけれども、65過ぎてから後期高齢者になる75歳前までは国民健康保険に加入しているわけです。だから、現役を退職した者にとっても、この国民健康保険というのは続けていただきたい税金です。

それこそ持続可能な社会をつくる、非常に低所得者だけでなく、中所得者、高所得者の人はいいのかもしれません、ちょっと先ほど未納のところ所

得別割の人数が出ていなかったんですけど、中所得者の中でも、低ではなくてもきっと苦しいと思います。総所得のそれこそ1割以上になると思うんですけど、それだけ納入することになるから非常に大変だと思いますが、歳入のほうを見ますと、繰入金、繰越金、一般会計のほうからも私たち一般の者も一般財源から繰入金として使わせていただいておりますね。繰入金をなくすようなことになったらきっと立ち行かなくなると思いますし……。

〔発言する者あり〕

◎委員（井上真砂美君） はい、何を言いたいか。

予算書375ページを見ると、出産一時金とか葬祭、これも出産に関しては42万円を55件お支払いしていたり、葬祭においても85件お支払いしているということで、低所得者にもなかなか助けていらっしゃるというふうに考えております。

それで、延滞税とかは回収できていないんですね。

そうしたら、持続可能にしていかなきゃいけないので、もし一般財源からもう出せない、あるいは繰越金がなくなってしまった場合は、国民健康保険はどうなるのか教えてください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 繰越金がなくなった場合については、保険税を上げていかざるを得ないという状況になります。

繰入金については法定軽減といたしまして、国が定めて繰り入れてよいというものについては一定維持をしていきますし、また法定外のものについても福祉医療の波及分と保健事業分については一般会計から繰り入れることも国は可能と言っていますので、これについては引き続き繰り入れて、保険のほうの財源にさせていただきたいというふうに考えております。

◎委員（井上真砂美君） すみません、その歳入の一般財源からの繰入金についてちょっと教えていただきたいと思います。国が決めているということなのですが、基準等ありましたらお願いします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 法定外の繰入れの内容についての御質問であったかと思えます。

法定外の繰入れについては保健事業分と言いまして、歳出の保健事業費の分については全額、ただし国や県から入ってくる額については差し引いて、保健事業費については全額繰入れをさせていただいております。

あと、福祉医療の波及分というお話をいたしました、福祉医療波及分というのは市単独で福祉医療、具体的には障害者医療、母子家庭医療、子ども医療、そういった医療費の助成を、窓口での負担がなく現物給付という形で事業を実施している場合は、その分医療がかかりやすくなり、医療費の増加

を招くということで、国のほうが国・県合わせて41%減額、かかった費用のうち現物給付のものについては減額をしておりますので、その減額された分については一般会計から繰入れをさせていただいているというものでございます。

◎委員（木村冬樹君） 皆さんの理解を深めるために少し質問しますが、今、法定外繰入れは保健分と、保健というのは予防のほうの分と、そういう形で繰入れをして認められていると。これは決算補填ということじゃないものだから解消を求められていないという理解であると思います。

そのほかにもいろいろやっているところがあって、子どもの均等割を減免するために法定外繰入れをしている、そのことも多分解消を求められるものじゃないというふうに思っているところです。

歴史的に見ますと、国民健康保険というのは国が医療費の50%を負担していた時期がありました。1980年代の初めの頃だと思いますけど、それからどんどん国が法律改正をする中で医療費のうちの国の負担する割合が減ってきて、今多分37%ぐらいになっていると思うんですけど、そういう中で保険税が上がってくる、あるいは繰入れを市町村で増やしていくという、こういう歴史になっているというふうに思います。

質疑しなきゃいけないものですから聞きますけど、法定外繰入れというところで、先ほど言いましたような子どもの均等割減免のためだとか、目的を持った決算補填でないものであれば繰入れは可能という、岩倉市がやるかやらんかは別として、そういうことについて国は何か言っているのでしょうか。その点についてお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 法定外の繰入れについて、決算補填以外のものは認められているんじゃないかという御質問であったと思います。

その法定外の考え方について、先ほど子ども医療など、そういう市独自の軽減については決算補填ではないので認められるんじゃないかというようなお話もございましたが、国が示している方針といたしましては、政策的なものについては繰入れは認めないというふうに言っております。

減免についても、法定で定まっているその他特別な事情がある場合の減免については認めておりますが、政策的なものについては認めていないというところで、市としてはそういった国の方針に従うものについて、方針で示されているものについては繰入れをさせていただきますが、それ以外のものについては繰入れはしないですし、国が認めている範囲でのものということで独自減免をして繰り入れると、そういったようなことは考えておりません。

◎委員（木村冬樹君） 県の国保運営協議会の議事録をちょっと確認しても

らいたいなと思います。

そういう質問が多分されて、子どもの均等割減免のための法定外繰入れは可能という答弁が出ているようなふうに、私が出た研修では言われましたので、ちょっと確認していただいて正確なところをまた教えていただきたいなと思います。

質疑はここまでにしたいと思います。

◎委員（堀 巖君） じゃあ、最後。

今の確認をしていただくということと、さっきの政策的なものは認められないということと、福祉医療、市単独事業で政策的に給付するとかということで、過去、国からのペナルティーみたいなことがあったと思うんです。それが県単位化になってもまだ続いているのか、国のさっき認められない、認めるというところは法律的なものなのか、もしそれで認められないことになったら、今言ったペナルティーみたいなことが科せられてくるのか、そういったところはどのようになっているのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） まず1点目のペナルティーについては、今もペナルティーということで減額がされているということになります、療養給付費負担金において。ただ、算定としては納付金に上乘せをされるという形で算定をされているものです。

それから、法的なものについてはというところなんですが、法的というところではなくて、方針というところ。今回、国については決算補填の解消については5年をめどに解消を、5年もしくは6年だったかと思いますが、解消するように、解消計画も国にそれぞれの保険者が提出するようにされているというもので、本市についてはそういった解消計画を策定するような繰入れはしていないという状況でございます。

◎委員（梶谷規子君） 今、ペナルティーのことが出たんですが、子どもの医療費無料化を、窓口無料をやっているところが、国が医療費を使い過ぎるというひどい言い方でペナルティーになっているところがあるということなんですが、幾らぐらいになっているのかお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 子どもの分のペナルティーの額が幾らかという御質問であったと思いますが、令和元年度に繰り入れる子ども医療のペナルティーの額は168万円でございます。

◎委員（木村冬樹君） 申し訳ありません。国から県に都道府県単位化に伴う交付金で3,400億円のうちの何百億円分だと思うんですけど、子どもの負担軽減のためというふうに名目があって、そのことが市町村に入っていないで県に入っているということで、県はその分を差し引いて納付金を提示して

いるんだけど、市町村はその納付金に対して納めるということだけだもんだから、子どもの軽減というところにお金が行かないんですよ、実態としてこの仕組みでいくと。そういう理解でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 御質問のありましたことにつきましては、県の考え方として子どもの軽減をするために交付がされている、納付金の算定から引かれているというものではなく、保険財政の安定化のために全体に対して算定されているものでございます。

◎委員（木村冬樹君） じゃあ、私が研修で学んでいるものは全て間違いということなんですかね。

県の運営協議会の情報なんかも含めて伝えられているところで、たしか、ちょっと正確な数字は分かりませんが、保険の安定のための分以外に子どもの負担軽減ということで国全体で100億円ぐらいの区分がされたことになっている。しかし、それが都道府県のところに入っているもんだから、都道府県はそれを納付金から外して市町村に納付金を提示するというので、実際のところに使われていないというのが私が学んできたことなんですけど、全くそれは間違いということではないですね。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 先ほど木村委員から御指摘があった、納付金の基礎額から控除されるものについては、子どもの被保険者数に二十歳未満の保険者数に着目して、その人数の割合に応じて交付されているものです。

子どものものにとということであれば、そのように子どもの均等割の軽減だとか、そういう具体的な納付金、標準保険料率の算定においても何かしら県から示されるものであろうかと思いますが、特にこの納付金の基礎額から引いたものについて子どもの軽減をするというような仕組みに現になっておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

◎委員（大野慎治君） 国民健康保険が県単位化になって、剰余金というか、決算して余ったお金というのは、翌々年とかに反映されるというような御意見が、僕、1回決算か何かのときにお聞きしましたが、余った繰越金を保険料に反映するのはいつから反映されるのでしょうか。改めてお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 平成30年度に各市町村から納付金として納めたものについては、大野委員がおっしゃったように決算剰余金という形でございます。

全体の額としては75億円という額が決算剰余金等ございまして、それについては令和2年度から4年度までの3年間で活用するということになってお

りますので、今回、令和2年度の算定に当たっては25億円が活用されているという状況となっております。

そういった剰余金がありますので、今回の標準保険料率の算定に当たっては一定程度反映されたものとなっております。

◎委員（大野慎治君） すみません、委員長。大変申し訳ありませんでした。

先ほど、滞納されている方、僕も1人だけでしたけど、何らかのトラブルを抱えていて、僕も相談に乗るときにはもう手後れの状態でしたけど、福祉課さんと市民窓口課さんを責めているわけじゃなくて、福祉課さんに何とかうまくつなげられるような形を今後、福祉課さんを責めているわけじゃないんです、つないでほしいというだけのことなんで、今後もしっかりと連携を取っていただいて、福祉課につなげるような、中には100人の中の多くの方、半分ぐらいの方はそういった形も取れると思うので、今後もそういった形を取っていただけませんか。見解をお聞かせください。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 滞納されている方の世帯については様々な状況があるということで、その状況を把握するように努め、また必要に応じては大野委員がおっしゃいましたように福祉課のほうにも連携していくように、市民窓口課、税務課の収納グループ、福祉課と、庁内での連携はしっかりしていきたいと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑はこれでいいですかね。

じゃあ、ないようですので質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入りますが、議員間討議はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ、議員間討議は省略をいたします。

ないようですので議員間討議を終結し、次に討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第23号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計予算」に反対の討論をいたします。

議案第11号の中で国民健康保険税条例の一部改正がされたように、今回所得割だけではなく全ての一人一人の子どもたちにも係ってくる均等割額が上がり、1世帯当たりに係る平等割も上げがされるという国民健康保険税の料金になりました。

国民健康保険は国民皆保険の体制を下支えするものであり、社会保障としての制度であります。しかしながら、国民健康保険の構造的な問題は非常に

大きく、以前は、先ほど井上委員がおっしゃったように、農業者や自営業者が多くを占めていた時期もありましたが、今はほとんどが農業者、自営業者の割合は少なく、年齢構成が非常に高い高齢者が多くを占め、所得水準が低い人たちが占め、そして医療費の水準がやはり高くなりという構造的な問題を大きく抱えている国民健康保険税の制度だと思います。

そういった中で、所得段階の低い人たちが多いのにもかかわらず国の負担はどんどん減っていく中で、何年か前から健康に対する制度であるところの保健の部分では、保険者努力支援制度へと国費が引き上がるという状況も生まれてきましたが、やはり大変な会計状況であるということは否めない状況です。

そういった中で、短期保険証、資格証明書の発行人数が非常に多いということもこの中で明らかになり、その中で未交付であるという人たちが100人以上もいるということも明らかになりました。やはり保険税が高いために払えない、それがどんどん続いていくと、市役所にも行きにくくなる。そういった中で様々な問題を抱えての滞納者の人たちは、非常に大変な状況にある人たちも多いと考えられます。

今後、今福祉課へのつなげということもありましたが、そういった人たちへの総合相談窓口みたいなのも今後つくっていかねばならないのではないかとということも考えます。

この議案第23号については、やはり均等割、平等割の引上げがあるという会計であり、賛成するわけにはいかず、反対とさせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 賛成討論はありますか。

◎委員（井上真砂美君） 議案第23号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計予算」について賛成の立場で討論いたします。

昨晚、一生懸命考えました。国民健康保険特別会計予算は、自営業者、農業従事者のみならず、現役を退いた者で75歳、後期高齢者医療に関わる前の者に特に関係ある予算です。

現役世代に至るまでの持続可能な制度になるように守っていかなければならない制度です。現役世代、これからの人たちにも持続可能になる必要があります。

令和2年度の税制改正は繰越金や繰入金を活用しており、総所得によっては減免適用があり、所得格差にも配慮されています。また、疾病予防特定健康診査等事業が計上され、先ほども話がありましたが、AIを使って受診しなくなるような事業も計画されています。

医療保険制度を適正かつ効率的な運営を図るためにいろいろな業務も予算

が計上されています。国民健康保険特別会計予算は適正に計画され、予算計上されていると考えます。

保健事業の充実を図り、医療費の適正化を図るとともに、国保財源安定化のために国民健康保険料の収納率向上にも努めることを申し添え、議案第23号を賛成します。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、討論を終結し、採決に入ります。

議案第23号「令和2年度岩倉市国民健康保険特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第23号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第24号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計予算」についてを議題といたします。

予算書は391ページから404ページまでとなります。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（黒川 武君） 1点だけお聞かせください。

積算内訳は211ページのところであります。

土地取得費でありまして、先行取得ということで70.10平米分の固有財産購入費が計上されております。

これは下本町地内というふうな記載がしてございますが、どの辺りの土地でしょうか。なぜ購入するのか、そのところの説明をお願いします。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） こちらの土地につきましては、桜通線に係る用地の残地になります。

今までは将来的な江南岩倉線の交差点に係る部分に関して先行取得として用地のほうを取得させていただいておりましたが、こちらの土地に関しまして、権利者さんと交渉する中で残地の部分の処分を考えているということをお聞きしましたので、全体的な面積は80平米ぐらいの土地で桜通線に関しては10平米大体買うような土地なんですけれども、かなり土地が余るところになるんですね。

今後、事業を進めていく上で代替地として活用できるということで判断いたしました。市で取得するというところにいたしました。以上です。

◎委員（黒川 武君） 大体どの辺りかということが分かりました。

残地というのはいつも道路用地を購入するときには絶えず付きまとうものでありまして、それは土地所有者の方の意向を尊重しながら対応するしかないだろうなど、そういうふうに思いますが、代替地として将来的には活用してまいりたいといったことをございます。

それでもう一点、平米当たりの単価についてお聞きしたいと思うんですが、土地取得費の平米当たり単価が13万1,000円ということになっております。それで、桜通線の買収単価を単純に割り戻すと11万7,000円ぐらいになるのかな、そうすると1万4,000円の差がつくんですね。ほぼ近いところで1万4,000円の単価差がつくだらうと思いますので、これは鑑定評価の違いでそうなったのか、あるいはどこかに要因があるのか、そのこのところの説明をお願いします。

◎都市整備課主幹（田中伸行君） 桜通線で約97平米で総額が1,100万程度なんですけれども、これを単純に割り返しますと今黒川委員が言われたところの単価になるんですけれども、来年6筆買う予定をさせていただいておまして、それぞれ単価は違います。平均した結果、そのぐらいの単価になるということになりまして、来年、土地特会のほうで買わせていただく土地と桜通線で買わせていただく土地の単価は一緒になりますので、結果的にこれは平均してしまうと一緒になるんですけれども、それぞれの土地は1筆1筆評価されていますので別々になっております。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をいたします。

続きまして、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第24号「令和2年度岩倉市土地取得特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第24号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩を入れますか。換気しましょうか。

じゃあ、暫時休憩いたします。

(休憩)

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

議案第25号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計予算」についてを議題といたします。

予算書は405ページから450ページまで、積算内訳書は213ページから228ページとなります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 25号の一番最初の流用の項目がないということについて、分かりやすく教えてほしいんですけども。

◎行政課統括主査（酒井 寿君） 地方自治法におきまして、本来予算区分の款とか項は議決科目と言われておりまして、予算額とか予算の名称等を変更する場合には必ずこれは補正予算として計上しなければならないと、いわゆる流用というののできない規定になっております。

ただ、地方自治法の220条第2項のただし書の規定によるところによれば、歳出予算のいわゆる各項の経費の金額は予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところによりこれを流用することができるというようなこととこのただし書で規定されております。

そうしたことから、本市においてもおおむねほかの自治体も同様な場合が多いですけれども、一般会計や国民健康保険特別会計予算書などのこの議案文の中で、いわゆる各項の間の流用ができる項目を規定しております。一般会計では人件費、例えば人事異動の際に補正予算をその都度その都度するというのは事務効率が悪いというところもあると思います。そういったところで、人件費については項款の間の流用を規定しているというところもあります。

それから、国民健康保険特別会計では保険給付費、項款の金額差が大きいとか年度間のばらつきも大きいというところもあると思います。そういったところで、国保のほうでは保険給付費について規定しているところでございます。

御指摘のあった介護保険特別会計につきましては、もちろんこの設定当初からの予算の組み方というのもあると思いますけれども、例えば款2の保険給付費の下に項1の保険給付費ということで、項が1つしかない。だから、

目単位で言えば6つの給付サービス等に分けて計上しておりますけれども、あくまでもここでは項が1つしかないということから、項の間の流用の必要性がないということから、介護保険特別会計においては、現状岩倉市においては流用の規定はしていないということでございます。

ただ、この項款の流用についてはあくまでも万一の規定ということでありますので、担当課のほうにも確認する限りでは特に実績というのは、全くないというわけではないですけど、基本的にはないということを確認しております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 積算内訳書でいきます。

214ページの事務管理費の中の使用料及び賃借料で、新しいサービスの使用料が、僅かな金額ですけど新設されています。介護保険情報検索サービス使用料というものですが、これについてはちょっと新しいということで説明をお願いしたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 介護保険サービス事業者から介護保険の介護報酬であったり、運営基準に関する質問が頻繁に寄せられているといった状況がございます。

その都度、法令や法令を解釈する上で必要となる通知であったり、あとQ&Aなどを過去に遡って調べた上で適切な指導及び助言をしておりますが、そのために非常に多くの時間と労力を割いているといった状況がございます。

介護保険情報提供サービスですが、介護報酬であったり運営基準に関する法令の検索だけでなく、それらを解釈するために必要となる過去に出された通知であったり、Q&Aなどをネット上で容易に検索できるようにするサービスで、介護サービス事業者に対する指導及び助言にかかる労力を軽減できるものと考えておりますので、よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

介護報酬だとか介護保険に関する法令の改正というのがいろいろ行われているということで、また介護従事者の処遇改善なんかでの加算とか、いろいろ今介護報酬上に出てきているというふうに思います。そういう中で問合せが多いということはよく理解できるところで、これが本当に職員の事務の効率化につながればというふうに期待しておるところです。

次に、賦課徴収費215ページの関係でお聞かせいただきたいと思いますが、介護保険も、保険料を年金特徴じゃなくて普通徴収している年金額が低い人たちがお見えになります。こういった方々が納付できずに滞納となるケースというのがやっぱりあるんじゃないかなというふうに思っているところで、介護保険料も滞納しますといろいろペナルティーといいますか、給付制限が

されていくという仕組みになっています。

それで、介護保険における滞納による給付制限の対象者が今岩倉市でどのくらいいるのか、どういう給付制限がされているのか、またその滞納に至った状況の把握などはどうなっているのか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） サービスを利用した際には利用者負担として費用の一部を負担することとなりますけれども、介護保険料を滞納している場合には、滞納期間に応じて利用者負担割合が引き上げられるなどの給付制限がかかります。

令和2年1月末現在で調べたところによりますと、給付制限の対象者は5人となっております。

保険料を納めていただいている方との負担の公平性の観点から、やむを得ないところもございますけれども、滞納している方の生活状況を聞いて計画的な納入を提案したり、給付制限といった仕組みをきちんと説明することで保険料の納付意識を高めていくように努めているところです。

給付制限を受けている方の中には、数々の複数の困難を抱えている方もいらっしゃると思います。そのような人に対しては長寿介護課だけで対応するのではなくて、福祉課であったり、他部署とも連携を取りながら困難な状況を解消できるように努めているところです。よろしくお願いします。

◎委員（木村冬樹君） 介護保険は納めるのに時効があるものですから、2年たってしまうともうそれ以降は納められないという状況になってきまして、そういったところで給付制限の対象となっても、慌てて介護保険を納めたいんだといってもその対応ができないという人たちもいるわけで、そういう制度上の問題があるものですから、丁寧な対応が必要じゃないかなと思います。

そういった点で他部署と連携をしながら対応をしているということで、国保のときにも榊谷委員が言いましたような対応に心がけていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、218ページの介護サービス給付費のほうに入っていきます。

本会議で介護サービス等給付費について、施設介護サービス給付費が減額の予算になっているというところで、前年度と比較して、その辺について少し説明を頂いたところであります。

それで、新しく8ユニットの特別養護老人ホームの、あと最後の1ユニットが年度末にはオープンになるのではないかなというようなこともありました。現時点での特別養護老人ホームの待機者数を一番最新の情報で要介護別に、ちょっと面倒くさいですけど、教えていただきたいと思いますというふうに思いま

す。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 特別養護老人ホームには岩倉一期一会荘と岩倉一期一会荘花むすびがございまして、現在、花むすびのほうは7ユニット目、定員70人まで開設しております、8ユニット目が最近聞いたところによりますと5月に開設する予定ということで聞いております。

それで、2つの施設を合わせた待機者ということで、こちらは将来的な利用を見越して希望しているという方の状況になりますけれども、令和2年1月末現在で219人おります。そのうち、市内の待機者は110人となっております。

それで、市内の要介護度別の待機者でいきますと、要介護1が12人、要介護2が20人、要介護3が32人、要介護4が34人、要介護5が12人となっております。よろしく申し上げます。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

なかなか市内110人ということで、一定の花むすびの開設が、オープンが待機者数を減らしているというふうに思っています。

しかしながら、やはりまだこのぐらいいるということで、ちょっと理解を深めるために言っておきますけど、特別養護老人ホームというのは要介護3以上が入居対象となる制度ですよね。それで、1・2の人も待機しているということは、この人たちは将来に向けて待機しているということもありますし、家庭の様々な事情によって市のほうで助言を行って特別入所みたいなことができる対象となる方もいるものですから、そういうことでの待機になっているのかなというふうに思っています。

なかなかあと1ユニット開いただけでは、この人たちが解消するのは難しいということでもありますので、第8期の計画がどのようになっていくのかというところが注目されるころだというふうに思いますが、まだ予断を許さない検討中のころだと思えますけど、施設介護サービスのほうでの第8期に向けてというところでは、市としてはどのような心構えで考えているのかお聞かせください。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 第8期ということで、まだこれから推進委員会の議論を重ねながら計画を立てていくというところで、ちょっとなかなか発言も難しいところではございますけれども、必要な方に必要なサービスが利用できるような状況になるようにつくり込んでいきたいと考えております。

◎委員（木村冬樹君） はい、分かりました。

この言葉を聞けば少しほっとします。ありがとうございます。よろしくお

願います。

それで、219ページのいわゆる総合事業についてもお聞かせいただきたいと思えます。

総合事業の対象者が増えてきている、しかし岩倉市は要介護認定を希望される方やアセスメントの中で必要と思われる方は要介護認定を受けていただいているという体制で臨んでいただいているということで、非常にありがたいというふうに思っています。

そういった中で、少し細かいところですが、一つは食の自立支援のほうなんです。これが平成31年度の当初予算で見ると50人のところが85人ということで、それで後ろのほうに、222ページには、これはいわゆる任意事業のほうでの配食サービスの対象者、これが平成31年度当初予算は105人だったものが85人というふうになっていまして、トータルとしては増えていますが、そちらのほうに比重は移ってきているなというふうに思うわけですが、この状況について実際にどのように捉えているのかお聞かせいただきたいと思えます。

#### ◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

実際にどのような状況になっているのかということなんですけれども、今、生活支援型給食サービスは、木村委員がおっしゃったように総合事業と任意事業のほう、2か所のほうに予算は計上しております。

平成30年度を見てみますと、実人数ということで見てみますと、平成30年度は任意事業のほうは106人でした。令和元年度は見込みになりますが、87人ということで減ってきています。この任意事業の対象というのが要介護認定を受けている人、そして自立の人、それから非該当である人が対象になってきます。そうしますと、30年度から元年度に向けて人数が減っているということは、要介護認定を受けている人で給食サービスを受けられる方が減ってきているというような状況になります。

逆に、総合事業のほうは要支援の人、それから総合事業の対象者ということになってきます。

平成30年度の実人数を見てみますと82人、令和元年度の見込みにもなりますが91人ということで、総合事業のほう、要支援の方が給食サービスを受け方が多くなってきているというような状況になります。

◎委員（木村冬樹君） この配食サービスについては、今2つのところで運んでいただいているということだというふうに思いますが、給食の内容について何か利用者のほうから意見が出ているだとか、以前はちょっとお話ししましたが、ぱかっと開けると茶色っぽくて揚げ物がいっぱいという、そう

というようなところもあったというふうにお聞きしています。

そういった中で、今この配食サービスの給食の中身というのはどのような感じなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

給食の内容はということですが、利用者さんのほうから苦情は入っておりません。

先ほど給食の業者が2か所ということで、一期一会と寿食品の2か所で行わせていただいておりますが、やはり利用者さんのほうが多くなってきて、配食のふれ愛という業者さんを1つ急遽増やしまして、現在3か所で対応をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） すみません。もう一点お願いします。

いわゆる総合事業の中で短期集中型の通所サービスということで、ここで予算の積算内訳書でいきますと、委託料のところの通所型サービスC委託型というところになるかと思えますけど、短期集中型サービスということで期間を限定してこういった通所型ですから通っていただいて、そこでいろんなことをやる中で体の機能も回復してくるというようなことであろうかというふうに思うんですけど、この通所型サービスCというのは、岩倉市の場合はこの期間というのは何かきちんと決められて実施されているのかどうかという点についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

期間は、6か月期間を決めて実施をさせていただいております。

◎委員（木村冬樹君） それで、6か月ということで、例えば6か月実施して変化がなかったりだとか、逆に悪化したよだとか、そういった場合はあるのかどうか。そして、そういう場合はどのような後のサービスがあるのかどうか、こういった点についてお聞かせいただきたいと思えます。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

通所型サービスCを利用してその効果ということだと思いますが、実際、令和元年度は1件しかなかったものですから、昨年の利用された方の報告を見ますと、よくなったという方も数名見えます。大体維持がされている状況で報告が上がってきております。

もし、その中で悪化ということになった場合は、その方の状況を見て総合事業の対象者なり、あるいは要介護認定のほうに結びつけるような形になるかと思えます。

◎委員（堀 巖君） 認知症予防関係の予算全般でちょっとお尋ねしたいんですけども、今、いろいろな事業が展開されています。2年目に入った

シルバーリハビリ体操であるとか。それで、岩倉市の水準がどの位置にあるのか、例えば特定健康診査によってある特定の病気が多いということが分かったとか、認知症にならないためにいろんな事業を展開していますけれど、岩倉市の例えば何人に1人という、そういう割合的には岩倉市はどの水準にあるとか、認知症になったときに医療費がかかってくるわけで、それが岩倉市は県とか国レベルでどういう状況にあるのかと、そういう分析はしてみえるんでしょうか。そこら辺の全体的なことで教えていただきたいと思います。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）**

岩倉市の水準が県と国と比べてどのようかということですがけれども、すみません、実際、認知症が何人ぐらい見えるかというところの判断の仕方なんですけれども、主治医意見書の中に認知症高齢者の日常生活自立度という区分があります。その中で、自立からMまでの区分があるんですけれども、認知症は2A以上ということで基準が定められています。その中で、2A以上が岩倉市の場合、要介護認定を受けている人の中で何人いるかということを見ますと、平成30年4月1日ですと872人、31年4月1日現在ですと917人ということで、数字的には増加している傾向です。

すみません。国や県と比較してというところが見られていませんので、岩倉市の数値だけちょっと御報告させていただきました。

**◎委員（井上真砂美君）** ごめんなさい、一般介護予防事業についてちょっとお尋ねします。

予算書437ページです。

介護予防ということで、婦人会やら女性の方たちで集まって、スクエアステップとかいろいろやってみえます。いきいき介護、シルバーリハビリ体操ということで講習会があり、それから受講された方も6回ぐらい受講があって、指導者になられた方が見えると思うんですが、何人指導者までなられたのか教えてください。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）**

シルバーリハビリの養成講座のほうは6回行いまして、27の方が受講されました。そのうち22の方が指導士として認定を受けております。

**◎委員（井上真砂美君）** その指導者の方はいつから指導者として活動ができるのか教えてください。

**◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）**

指導士養成講座が終わりまして、22の方が認定を受けております。

その後、令和2年1月になりまして指導士の方たちとの打合せの中で指導士会を結成させていただきました。その指導士会を結成して、今後どのよう

に地域で活動していくのかというお話をしまして、まだまだやはり回数を重ねないと人の前では教えられないということで、今は勉強をしている段階です。

来年の5月、6月にシルバー養成講座のほうの第2回目を予定しておりますので、その養成講座が終わった時点で地域のほうに出て、指導士の方たちが体操を教えていきたいというふうに予定では考えております。

◎委員（堀 巖君） 続きです。

人数が増えているというところは分かるんですけども、やはりその水準がどこにあるかというのをつかまないと、例えば今回新規及び主要事業の説明資料の中に目新しいものはないわけですよ。もし、その水準が岩倉市が低ければ、やっぱり手を打っていかないといけない。認知症にならないためのいろいろやっているけれども、効果が上がっていないのであれば、効果のある事業をやっぱり考えなきゃいけないわけで、そこら辺のことが見えてこないんですよ。

だから、医療と介護というのはやっぱり密接な関係があるし、さっきの認知症になったときにはどのぐらい医療費がかかるのか、1人当たりという分析とか、そういうことを連携してやっていかないといけないと思うんですけども、そこら辺の状況はどうなんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

医療費の分析等、すごく必要なことだと思います。

岩倉市の認知症の方たちが県や国の水準のどの位置に示しているのかということも知っておくことはとても大切なところだと思いますので、そのところはしっかりと研究をして事業のほうにつなげていきたいと思います。

◎委員（堀 巖君） よろしくお願ひします。

さっき水準という話をしましたけど、本当にいろいろ保健師さんを中心に活動、市民の方も含めてやっているんですよ。やっているんだけど、やったことがどのような効果があるか、多分ほかの市町も結構いろいろやっていると思うんですよ。だから、そのやっている事業がどの程度岩倉市が頑張っているのかというところが、頑張っているのは分かるけど、その比較が分からないと、やっぱり市民の方も、私自身も知りたいし、その効果がどういうふうになっているのかということも知りたいし、それで市はどういうふうな新しい事業を打って出ているのかということにつながっていくと思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎委員（梶谷規子君） 予算書433ページの認定調査費のところでお伺ひします。

岩倉市は認定調査の調査員の方を市直営でやってもらっていると思うんですが、委託料で115万5,000円計上されているというところはこういったことなのかお聞かせください。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 基本的には認定調査員が認定調査に行くわけですがけれども、認定調査の先が遠方で市の調査員での対応が難しい場合であったり、あとは申請が集中した場合で認定調査員だけでは対応が困難な場合に調査を委託して実施しております。

新規申請の調査委託については、他の市町村に委託をすることとしておりまして、更新であったり変更の申請は県が実施をしている認定調査員研修を修了したケアマネジャーへ委託ができるものですから、被保険者の居所に近い居宅介護支援事業所に委託をするといった取扱いで進めております。

◎委員（梶谷規子君） やはり遠方の方はもちろん委託していかなくちゃいけないと思うんですが、その区分変更の要望があった場合とかだけでなく、まだ認定調査で区分変更が必要ないという場合も、次、半年に1回でしたっけ、必ず訪問調査をしていくというところが本当に必要なのかなみたいな見極めというのは市独自でやっていくというような状況はできないんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君） 認定の期間のこと、その方の状況によっては期間が半年であったり、あるいは2年で、最高3年まで期間は延びました。

市のほうでそういった期間を決められないかということなんですけれども、一応認定審査会を経て期間を決めていますので、その期間終了1か月前から更新の申請ができるということになっておりますので、そういう形では取っていきたいと思います。

実際、更新申請を出されて、その状態が変わっているのかどうかというのは、やはりその御本人様、家族様というのは分からないと思うんですね。なので、その期間を決めて更新申請でまた認定調査を受けるということはとても大切なことだと思いますので、国の機関に沿って調査をしていきたいと思っておりますし、あと本当に状態が悪くなれば変更申請ということで申請を出していただければいいことですので、市で独自に決めるということはいりませんので、よろしく申し上げます。

◎委員（梶谷規子君） 認定調査会の中でお一人お一人次の認定は3年まで延ばしていいというような、きちんとそういった会議が持てているということでの確認でよろしいでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 委員のおっしゃるとおりです。

◎委員長（鬼頭博和君） いいですか。

◎委員（榊谷規子君） 2年前から始まっているんですけど、在宅医療介護連携推進事業がこれからの医療と介護を包括してということで、委託料が結構大きい額で844万5,000円というふうに委託されているんですが、なかなかこの事業が具体的にどういったものか見えにくいんですが、1回研修会があつて参加させていただいたら、その内容は私が望むような在宅医療と介護をどんなふうに連携してみたいなのよりも、自分や家族が死を迎える場合のエンディングノートを作るとか具体的に、それはそれで学べた内容だったんですが、なかなかこの事業が見えにくいということを感じるんですが、具体的にはどんなふうにこの委託先から報告があつて、次につなげていくような事業の連携というか、具体的に教えていただければと思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 在宅医療介護サポートセンターのお話になってくるかと思いますが、医療及び介護分野の職種を超えた顔の見える関係づくりを通して、多職種の連携により在宅医療及び介護を一体的に提供できる体制の構築を目的に、平成30年度に設置をしました。

取り組む事業としては大きく分けて8つありまして、まず1つ目が地域の医療・介護資源の把握に関する支援、2つ目が在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討に関する支援、3つ目が切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築の推進、4つ目が医療・介護関係者の情報共有の支援、5つ目が在宅医療・介護関係者の連携に関する相談支援、6つ目として医療介護関係者の研修、7つ目が地域住民への普及啓発、8つ目として在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携に関する支援ということですが、この1年間、在宅医療介護連携連絡調整会議を開催したり、医療・介護に関わる多職種研修会の開催、あと榊谷委員も参加されたという市民を対象とした講演会、あとケアマネジャーの横のつながりの強化を目的としたケアマネ交流会、あとケアマネジャーと医師、歯科医師、薬剤師との連携体制の構築を目的とした連絡先の一覧表を作成するなどしてまいりまして、医療・介護に関わる関係者の顔の見える関係づくりに努めてきているといった状況ですので、よろしく申し上げます。

◎委員（榊谷規子君） 連携に関する支援というのは本当にこれから大事なことだと思うんですが、一つ一つの、お一人お一人というのか、困難事例の検討みたいな、そういったこともやられているんでしょうか。そういった報告も市のほうにあるのか、どうなんでしょうか。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） お一人お一人の相談支援という話になると、在宅医療介護サポートセンターで行うというより、具体的なことになり

ますので市のほうが行っておりますけれども、そういった方につきましては他部署との連携をして実施をするケア会議であったり、そういったもので対応しているところです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第25号「令和2年度岩倉市介護保険特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第25号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでお昼休憩ということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、ただいまより休憩に入ります。

午後は1時10分からということでお願いいたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

続いて、議案第26号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算」についてを議題といたします。

予算書は451ページから468ページまで、積算内訳書は229から232ページまでとなります。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） まず、令和2年度、3年度の保険料が改正される理由はどうしてか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 後期高齢者医療保険料につきましては、2年間で財政運営の期間とされております。令和2年度と令和3年度の2か年分の保険料として、このたび改定が行われます。改定の理由につきましては、1人当たり医療費が伸びていることが主な要因となっております。

◎委員（谷平敬子君） この保険料の改定に当たり、増加を抑えるための対策というのは取られているのでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 保険料の改定に当たりましては、愛知県後期高齢者広域連合では、決算剰余金83億円が活用されております。さらに、上昇率を抑えるため、愛知県後期高齢者医療財政安定化基金から29億円が活用されております。

◎委員（谷平敬子君） その中で、低所得者への軽減についてはどのようになっているのでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定基準につきましては、令和2年度も見直しがされ、対象者が拡大されることになっております。

◎委員（木村冬樹君） 2008年度から始まった後期高齢者医療制度ですが、2年に1回保険料の見直しが行われるということと、広域連合で運営がされていて、保険料の徴収とかが市の役割という形になっていると思います。

それで、本会議でも値上げを抑えるためにどんなことができるのかという議論があったというふうに思いますが、今回の保険料の値上げと併せて、低所得者に対する保険料均等割の軽減特例が見直しが続いておりますが、今年度、来年度、再来年度という形で7割軽減の特例があったものが本則に変えられて戻されていくという形です。

2008年に制度が発足したときに、多くの国民が反対の声を上げたという中で、その声に押されて行われてきた9割軽減、8.5割軽減ですが、軽減特例がなくなるということになります。岩倉市において軽減特例が見直しの対象となっている人数だとか、こういったことは把握されているのでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 対象人数につきましては、今手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

◎委員（木村冬樹君） 市町村別に多分資料あるんですよ。それをまた確認させてください、また別の機会に。

ということで、単に保険料が上がるだけでなく、低所得者の人たちにとっても負担が倍ずつ上がっていったらという、9割軽減の人だよね。8.5割軽減の人でも軽減割合が下がるもんだから、結構な額になる。全国でそれぞれ17万人ずつぐらいいるというふうに言われているところでもあります。そう

ということが、今回新年度に向けて行われていくということでもあります。

それで、後期高齢者医療制度でも保険料の滞納、保険料が年金天引きされる年金特徴の人以外に、普通徴収ということで納付する人もいますので、そういった人たちの中で滞納が生まれてくるだろうということで、短期保険証や資格証明書というのも対象となってくるわけで、新年度の短期保険証、資格証明書の対象者、交付人数、未交付の人数、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 令和2年の2月末現在でお答えをさせていただきます。短期証の交付件数は9件となっております。なお、未交付につきましてはゼロ件となっております。

◎委員（木村冬樹君） 資格証明書は対象ゼロということですね。でも、資格証明書も対象となれば、そういう形に岩倉市の場合はなるんですよね。例えば、2年間未納が続けばということはどうなんでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 後期高齢者においては、資格証は発行する予定はありません。また、資格証を仮に発行するような段階となった場合は、広域連合のほうに報告、また厚生労働省のほうにも一定報告が必要なものとなっております。

◎委員（木村冬樹君） 国保は資格証明書を発行していますが、なぜ、私は両方発行すべきじゃないという立場で聞いているわけですが、そういう判断になるのでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 国民健康保険については、国民健康保険の短期証等の交付要綱に基づいて発行をしています。1年以上保険税の納付がない人には短期証、また短期証が交付されてさらに1年以上納付がない、また納付誓約が守られない方が資格証明書、そういった状況などの場合に資格証明書を交付しているというものです。

◎委員（木村冬樹君） それで、短期保険証の発行、交付が9件ということで、この短期保険証を交付している方々の所得というのは、生活実態というのはきちんと把握されているという確認でよろしいでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 所得状況につきましても把握をしております。なるべく面談をするように、時折訪問による徴収も実施をしているような状況でございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 後期高齢者の保険料の軽減分については、一人一人申請が必要だということなので、その申請をしそびれた場合に、また医療費の負担が1割ではなくて3割になってしまう場合とか、昨年そういったケース

をお聞きしたんですが、今までもそういう家族、その人の保険料は高いんだけれども、家族で低い人がいる場合の窓口負担が1割にされるとい、本来その方の所得であったら3割になるところを1割になるとい、その制度が一回一回申請が必要だとい、その申請を忘れると窓口が3割になってしまうとい、ケースなどをお聞きするんですが、そういった申請をしそびれる場合の勸奨とい、その方にきちんとおっしゃっていただくとい、ことはい、どうい、ふうになっ、てい、るん、でし、ょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 軽減につきましては、所得の申告をしていただければ、保険料の軽減をしております。先ほどの榎谷委員からのお話にあったのは、自己負担の割合のお話だと思いますが、基準収入額の範囲の方につきましては、市のほうから勸奨の通知をお送りさせていただいて、それについては申請をいただいて、基準収入額の範囲内であれば対象とするとい、ものでござい、ます。3割から1割に自己負担を変更するものでござい、ます。

◎委員（榎谷規子君） 高齢者の人たちは、たくさんの書類を見切れないとい、うい、うな場合もあ、って、やはりい、ろんなた、くさ、んの書類をき、ちん、と見て申請をしてい、くとい、うのに、その方はし、っか、りしていら、っしゃ、る人だ、とは思、いながら、も忘、れたり、とか、去年のこ、とだ、ったか、なあ、と思、ったり、とか、何かあ、るとい、う場合、その勸奨の通知の一、通の郵便、だけで、なく、何、らかの丁寧な勸奨の仕、方とい、うのを、お願、いし、たいわ、けな、んですが、どう、な、ん、でし、ょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 先ほどの自己負担の割合の変更につきましては、一度お送りをさせていただいて、御提出がない方については再度勸奨をしておりますとい、うところ、がござい、ます。ほかの文章につ、きま、しても、できる限、り高齢者の方でも分、かりや、すい文章、字を大、きくし、たり、だ、とか見、やすいとい、うい、うな配慮につ、いても行、って、い、るところ、です。い、ろんな声、をお聞、きし、ながら、引、き続、き分、かりや、すい文章に努、めてま、い、りたい、と思、います。

◎委員（榎谷規子君） 後期高齢者の保険料も、医療費の伸びで保険料が上がってしまうとい、うのは本、当に構、造的な問、題だ、と思、うわ、けな、んですが、やはり今、後、本会、議でも言、いました、ように、広域連、合の議、論の中、でも、葬祭費を一般会、計から繰、り入、れるだ、とか、何、らかの新たな方法を考、えてい、かな、ければ、ど、ん、ど、ん75歳以上の人たちの、もち、ろ、ん医療費の伸びを抑、えるとい、うための健診、その後の保健指導など、保健の十分ないろ、んな手、だ、ても必要、だ、と思、うんですが、会、計上い、ろんな工夫がよ、り求、めら、れるん、じ、ゃない、かと思、うんですが、そこ、ら、辺は、い、かがお考、えな、ん、でし、ょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 高齢者の保険料の負担の軽減について、会

計上、何か制度上できないのかというような御質問であったかと思いますが、会計上の仕組みであれば、先ほど少し保険料の増加抑制ということで基金の活用や剰余金の活用などなされていると、なるべく高齢者の負担を抑えるためにというところで一定の仕組みはある。ただ、後期高齢者の保険料については医療費が上がっているということで、その医療費を賄うためにどうしていくかというところで、一定これから後期高齢者の方がどんどん増えていく。また、それを支える若い世代の人たちは、その割合は今後減っていくことが見通されているところであります。若い世代からも後期高齢者支援金というところで、今報酬割ということで、かなり国保被保険者の負担は抑えられているものの、それ以外の保険者においては、健康保険組合については後期高齢者支援金の負担が大きくなっていること、それも課題の一つであるというところで、今後後期高齢者の制度を維持していくためには、一定負担能力に応じた負担も必要になっていく、その中で一定程度、低所得者に対する軽減も併せて実施していく、そういうものであろうかと思っております。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議については省略でよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 次に、議案に対する討論に入ります。

反対討論ございますか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第26号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算」について反対の討論をさせていただきます。

75歳で年齢を区分し、後期高齢者医療制度が2008年度から始まったわけですが、2年に1度の保険料の算定ということで、やはり医療費の伸びがあれば保険料がアップしていくということで、今年度、2年に1度というこの年、医療費の値上げということになったわけですが、やはりこの制度の構造的な問題を何とかしていかなければ、75歳以上の高齢者の人たちの保険料のこれ以上の値上げということを抑える手だてを本当にしていかなければ難しいのではないかと思います。

東京で行われているそうですが、後期高齢者医療制度の会計の中から葬祭費を出すのではなく、一般会計からの繰入れで行っている例もあるとお聞きしました。それは広域連合の一般質問という形でもされたとお聞きしているところです。やはり構造的な問題が多い後期高齢者医療制度の中での様々な今後の自治体の工夫、国・県に対してもしっかき意見をしながら、高齢者の負担をこれ以上増やさない努力が必要だと考えます。

今回の改定については、保険料の値上げとなるために賛成するわけにはいかず、反対といたします。

◎委員（谷平敬子君） 議案第26号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療の保険料は2年ごとに見直されており、このたびの改定は、75歳以上の高齢者が増加しており、医療費が伸びていることが主な要因となっています。

保険料の改定に当たっては、その増加を抑制するため、決算余剰金の83億円の活用や、愛知県の後期高齢者医療財政安定化基金から29億円が活用されています。5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定基準は、令和2年度も見直され、対象が5割軽減で22人の増、2割軽減で10人の増加が見込まれます。

後期高齢者医療特別会計は、県下の全市町村が参加する愛知県後期高齢者医療広域連合が制度を安定的に運用できるよう各市町村に求めた財源負担を適切に出庫するためのものであり、その積算内容は適切なものと考えます。

以上の理由から、後期高齢者医療保険の運営上必要なこととして、議案第26号を賛成といたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第26号「令和2年度岩倉市後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第26号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号「令和2年度岩倉市上水道事業会計予算」についてを議題といたします。

予算書は469ページから514ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょう。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（水野忠三君） 予算書504ページ、経営戦略策定事業でございます。

こちらのほうは具体的な投資財政計画などを示すだけではなくて、今後10年間における経営の基本的な考えも示されるということでございますが、この経営戦略策定業務を全面的に委託するのはもったいないかなあという気が

いたします。それは、経営の基本的な考え方ということで、かなり理念的なもの、そういうものも含むので、全部を全面委託するのはどうかなあというふうに考えるわけでございますが、データの提供等以外で委託をどの範囲でされるのか、全面委託されるのか、それをお伺いをしたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） この経営戦略につきましては、先ほどの御質問がありましたように委託業務の中で行います。業者には、これまでの必要なデータを提供しまして、投資と財政計画のシミュレーションというものを実施してもらう予定にしております。ただ、この経営戦略につきましては水道事業が将来にわたって安定的に事業を継続するための経営の基本計画になりますので、業者に全部任せるのではなくて、適宜委託業者と協議を行いまして、水道事業としての意見や考え方についても反映したものにします。

◎委員（水野忠三君） 続きまして、予算書511ページの排水施設機械設備等更新事業でございます。こちらについては、以前質疑もあったと思いますが、予定工期が4月から8月でございます。夏の7月、8月の時期に影響等はないかというような心配などがあったかと思いますが、いわゆる仮設の受変電設備とか発電機設備などで、夏の特に暑い時期とか、かなり需要が伸びたりとか、そういう時期大丈夫なのか、それから例えば天候等によってそういう仮設の施設で大丈夫なのか、その点をお伺いしたいと思います。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 令和2年の4月から8月までは、現在設置済みであります仮設の受変電設備で対応をします。この仮設の受変電設備につきましては、本設と同じ規格であります。このため、通常の運用と変わりはありませんので、問題がないと判断しております。

◎委員（水野忠三君） 続きまして、同じ予算書511ページの基幹管路耐震化事業でございます。こちらのほうは1億2,000万という数字がついております。一般財源からということで理解をしておりますが、例えばこれは今、上水道のお話なんです、公共下水道の五条川右岸の公共下水道建設事業などでは、社会資本整備総合交付金という国からの補助などが出ているわけでございますが、こちらの基幹管路耐震化事業、上水道のほうは一般財源からという理解なんです、国とか県から補助金などを現在得られていないように見えるわけなんです、その理由と、将来こういう重要な施策については国とか県から補助が出るのかどうか、そういう将来の見込みなどもお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 国から補助を受ける制度としましては、平成27年度に創設されました生活基盤既設耐震化等交付金がありますが、

本市におきましては交付の対象とされている資本単価の要件を満たしていないことから、全て一般財源によって事業費を捻出しております。この資本単価につきましては、減価償却費、県水を受水する量、あと企業債の金額などから算出されますが、本市では自己水源を一定保有していることから、1立方メートル当たり90円以上の補助採択要件に対して、1立方メートル当たり74円と下回っている状況にあります。この点につきましては、愛知県市長会を通じまして資本単価の引下げや、補助採択要件の廃止を国に要望しているところですので、今後も一般財源によって事業費を捻出していく考えでいます。

◎委員（堀 巖君） 私も経営戦略策定事業についてお聞かせください。これ総務省からの要請ということなんですけれども、全ての自治体がこの要請に応じていく状況なんですか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） この経営戦略は、公営企業に対して総務省が要請しているもので、水道事業だけでなく、病院事業とか、ガス事業とか、そういったところも対象とされております。

今の御質問ですけれども、水道事業に関しましては令和2年度までで策定を予定しているのが90%を超える見込みというふうになっている状況でございます。

◎委員（堀 巖君） 岩倉市の場合は上水道事業をジェネッツさんが入ってやっていたかと思うんですけれども、そのジェネッツさんも企業体としてそういう経営戦略というのは持っていると思うんですけれども、持っていますでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） すみません、今ちょっと分かりませんので、そういった計画みたいなものがあるかどうかというのは確認をさせていただいて、改めて御報告させていただくということによろしいでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 病院だとかいろんなところに要請が行っていると思うんですけれども、言われるまでもなく、そういう経営戦略、特に企業であればつくっているはずなんですよ。それに加えて、また1,000万近くもかけて委託をするというところにちょっと疑問があります。今実際担当されている企業さんとよく相談しながら、委託内容とかも決めるべきだというふうにいると思うんですけれども、国からの法律で縛られている義務ではないものについては、やっぱり慎重に市内部で、もし企業も入っていれば企業と一緒に決定していくことが必要なんではないかと考えるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 経営戦略は、公営企業会計につくるように

ということで要請が来ているものですから、一般企業とはちょっと別になってくるかなあというふうに思っているんですけど、この背景としてはやっぱりこれからの少子化によって料金収入が伸びないだとか、あとはいろんな施設老朽化で、これからの修繕の費用だとかそういったことが増えていくだろうという見込みの中で、経営が立ち行かなくなってしまうからでは遅いものですから、今のうちにそういう戦略をつくるようにということなんです。だもんですから、そういったことも考えて必要かなあというふうには思っております。

◎委員（堀 巖君） これまでの何十年間というのは、岩倉市はそういうものは全くなしでやってきたんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 上位の計画としては、総合計画というのがございまして、それを受けて平成23年度に岩倉市水道ビジョンというものをつくっております。この中でアセットマネジメントも実施はしているんですけども、日々経営状況というのも変わってきます。水道ビジョンを策定してから10年近くたつということもありますので、改めてここでもう一度経営の状況を分析して、水道事業の基盤強化に努めるために策定をするものになります。

◎委員（堀 巖君） 水道ビジョンをつくったときは、それも全部委託なんですか。それと、水道ビジョンは幾らぐらい経費がかかって策定したんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 水道ビジョンにつきましても委託で行っております。申し訳ございません、委託費用、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 今回どこの業者に委託するか知りませんが、やはり水道ビジョンという岩倉市の一つの計画があって、それを踏襲した形、踏まえた形で、過去の水道事業を評価しながら新しいものをつくっていくというふうになると思うんですね。そこら辺で、この1,000万というのが妥当なのかどうかというところは検証されていないんですか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） この予算を計上するに当たりましては、こういった計画を策定している業者から複数見積りは取っております。その中で一定必要なアセットマネジメントを行うものですから、金額だけを見ると1,000万近くにはなるんですけども、経営戦略という計画の規模を考えると、妥当な金額であると判断しております。

◎委員（梶谷規子君） 先ほどの水野議員の質問にもあったように、岩倉は県水の割合を、自己水源、今13水源じゃなくて11になったんだっけ、渇水時に他市町が学校プールが使えなくなったときも、岩倉は自己水源があるため

にずうっとやれたという過去からの先輩議員たちからのお話を聞く中で、自己水源の大事さというのを思うわけなんです、そういったために、国からの資本単価が、水道料金をもう少し高くしなければ国からの補助がもらえないなんていう本当に理不尽な国のやり方を思うときに、この経営戦略をまたやろうとする中で、老朽化の管をもっと強化する計画とか、どんどん経営戦略を立てていく中で、水道料金が上がっていくんじゃないかという心配があるわけなんです、そういったことはどうなんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 水道料金の値上がりにつながることはあるかというような御質問ですけれども、本市の水道事業につきましては、これまで資金不足というものは生じておらず、黒字決算ではありますが、純利益はここ5年ぐらいを見ますとピーク時の平成28年度から減少している状況にあります。こうした中でも、住民生活に重要な水を安定的に供給していくには、施設の修繕ですとか水道管の更新というのは計画的に実施をしていかなければならないと考えております。

経営戦略の策定に当たっては、当市の財源の試算を実施する予定としていきますので、その結果によってはですけれども、水道料金の値上げの必要性について提示することもあるかというふうに考えてはおります。

◎上下水道課長（秋田伸裕君） 先ほど言ったように、結果によるということなんですけど、現在、広域化だとか共同化なども県のほうで検討をしております。そういったいろんな努力によって、なるべく料金は上げたくないというのはこちらにもありますので、そういった形にはならないように、そういった計画でも反映させていくような形で考えてはおります。

◎委員（木村冬樹君） 今まさにそのことを聞こうとしていて、国のほうで水道の広域化という形だとか、民営化が可能になるような法律がどんどんつくられている。世界とは少し逆行している形になってきているのではないかなあというふうに思っています。そういった中で、愛知県の今の検討がどうなっているかというところを、民営化という点は、多分広域化しないとメリットが生まれにくいから、広域化が先というふうになってくるのかなあと思うんですけど、そういった話合いの状況は県のほうではどのようにされているのかお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 水道事業の広域化につきましては、平成25年度より愛知県が主催する勉強会に参加しております。愛知県は、最終的には事業体を全て統合する県内一水道というものを目標とする考えでございますけれども、事業体ごとに施設の水準ですとか維持管理水準といった経営格差も生じておりますし、水道料金の体系も差がある状態です。ですので、

事業体を統一する広域化の実現については相当な時間を要するというふうに考えております。

現在は、まずは事務事業で共同化できる項目の確認作業を行っておりまして、その中で水質検査の業務について共同発注できるかどうか、費用対効果も含めて検証をしているところになりますので、今後も近隣事業体と意見交換を行いながら研究をしていきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 現在、水道料金の滞納によって給水停止をしているような状況はどんな状況かお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） 水道料金の未納によって給水停止をする場合は、連続して2期以上未納となった場合に給水停止の対象としております。ほとんどが市外に転出されてしまって、追跡の調査ができない方というのが停止の対象となる方が多いです。実際にその料金を未納になったときに給水停止のお知らせをお送りしますと、大抵の方が支払っていただけますので、そのまま生活をした中で未納になっているという方はほぼいないという状況になります。

◎委員（梶谷規子君） 分かりました。

確認ですけど、未納世帯の実態を把握せずに一方的に給水停止をしていることはないという確認でよろしいでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大橋 透君） そのとおりですので、一方的に給水停止をすることはございません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をさせていただきます。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第27号「令和2年度岩倉市上水道事業会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第27号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計予算」についてを議題といたします。

予算書は515ページから549ページまでです。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 予算書545ページ、令和2年度予算に係る新規及び主要事業説明資料の48ページをお願いします。

支出で、公共下水道実施設計委託業務が今回9,324万4,000円計上されておりますが、今までこんなに計上されたことがないんですね。かなり高くなる。どこからどこまで設計に入っているのかというのを詳細にお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 今回額が、委員おっしゃいますように多くの額を計上しております。場所としましては、今工事を行っている本町の北側の、実施設計は今年度行っているんですけども、そのさらに北側ですね。一宮春日井線の辺りから北側の実施設計、また大地町の萩原多気線を今県が工事をしていると思うんですけども、その萩原多気線を含む南側のエリアの設計を来年度行う予定にしております。あと、幹線の推進工事ですね、こちらの現在行っている工事のさらに北側の工事も含めて設計を行います。

◎委員（大野慎治君） よく分かりませんが、ちょっと図面で後で総体的にお知らせしていただかないと、どこからどこを設計されるのかよく見えないので、分かるような資料は終わってからでいいので頂きたいと思います。

今、下水道の工事を見ると、3メートルから3メートル50ぐらい、かなり深い工事、僕も現場をたまに見ますけど、かなり危ない状態です、僕も見ただけど。組立て式の簡易土留めとか、そっちのほうできちっと抑えたほうがかえって安全なんです、今よりは。今まで岩倉でうまくいかなかったからといってなかなか採用されないらしいけど、やっぱり場所によってはそういった工法を使っていかないと、作業員の安全にも関わるので、現場をよく見れば分かるはずなんですよ、ほかの市町も使っているから。岩倉でうまくいかなかった事例があるから使わないという判断じゃなくて、場所場所によって工法を変えていかないと、やっぱりちょっと違うんじゃないかなあと。現場を見て、深さを見て、設計というのは反映していかなくちゃいけないと思うんですけど、その辺のところの考え方をお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） ただいまの岩倉市の下水道の面整備

工事は、仮設としましてはアルミ鋼矢板を使っておりまして、委員がおっしゃるような建て込み部分には使用しておりません。建て込み土留めにつきましても、以前業者から提案がありまして、実際使ったことはございます。ただ、建て込み土留めになりますと、1枚パネルを上から沈めていくような形になると思うんですけれども、生活道路でありますと、横断しているガス管や水道管等が多々ございまして、パネルですとどうしてもそれを避けられないという状況がたくさんあります。現在、アルミ矢板ですと1枚33センチ程度なんですけれども、横断管に関しましては、それを避けるように土留めを設置して、工事をして何とか掘っている状況がございまして、ですので、現場状況を見まして、確かに建て込み土留めのほうが土留めとしてはいいかもしれませんが、実際なかなか使うのは難しいと考えております。

◎委員（大野慎治君） 使えないところは簡易土留めで、使えるところは普通の土留めと、使い分けなきゃいけないんだ、場所によって。全部同じだという考え方が基本的に発想がおかしい。危ないところはそこ、支障があったところは。そうじゃないところは、今の言った簡易組立て土留めのほうが正しいというふうな考え方を変えていかないと、どこでも当たるといったら支障ばかりがあるという話になって、かえって話がおかしくなる。現場をよく見て考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あともう一個、公共下水道事業の中で、五条川の堤防の道路、きれいにしていた道路まで半断面だけで舗装があって、健幸ロードなんだから、せっかくきれいにしていた道路を半断面だけ直すというのはちょっと違うんじゃないのと。今まで市として健幸ロードです、きれいな道路で舗装を直してきました、今回下水道で半断面です、ちょっと違うんじゃないのと。健幸ロードとしての考え方と下水道課としての考え方がちょっと違わないかと。きちっと直すならきちっと直す、そういったところはちょっと現場を見て、場所を考えて施工していかないと、かえっておかしい。現場を見ていますか。歩いていけば分かるけど、歩いている人は分かるんだけど。ちょっとどういう考え方で施工しているのかお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 今年度から五条川沿い堤防を本町からやり始めております。これからまたずっと北のほうにやっていくところなんですけれども、確かに委員おっしゃられますように、半断面しか舗装していないところと、全断面舗装してあるところとばらばらとしている状況がございまして。今、御指摘もありましたので、来年度以降、堤防道路沿いの舗装について、またちょっと内部で検討して、どのように復旧していくか検討していきたいと思っております。

◎委員（大野慎治君） 内部で、健幸ロードとしての位置づけなので、ちょっと検討していただきたいと思います。

次に、同じく主要事業の説明資料の49ページ、五条川小学校の調整池、今一生懸命埋め戻してしている途中ではございますが、来年度は導水管の設置工事です。多分北側の体育館の細いところに導水管と放流管を設置する工事、かなり狭いところだと思いますが、工事をされますが、これはちょっと早めに、今回も繰越しになっていますが、早めに工事かからないと、また繰越しということになってはいけないので、いつぐらいに発注していつぐらいの工期に考えているのかお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 工事は年度明けたらすぐに設計に着手しまして、発注する予定をしております。工期としましては夏頃、8月頃から、また年度末、3月までぐらいを予定しております。今回導水管工事ということで、西側の水路の辺りも工事しますので、そこに関しましては出水期が終わって水位が下がってからしかできないということもありますので、そのあたりタイミングを逃さないように工事を行いまして、令和3年4月から供用開始できるようにしていきたいと考えております。

◎委員（大野慎治君） ちょっと話題を変えまして、今年度業務委託した岩倉駅東雨水計画検討業務、これがどこでも報告されないんですけど、いつも。これは多分桜通線の雨水貯留管の計画を今後どうするんだというような検討業務だったと思いますが、これの内容をお聞かせください。どういった検討になったのかということをお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 岩倉駅東の雨水に関しまして、今年度委託をしまして調査しております。委員おっしゃられますように、桜通に設置するものを別の場所でできるのかというものの検討を行っております。

その結果に関しましては、最後の結果が出ておりませんので、今ちょっとここでは申し上げられませんけれども、結果が出次第、委員の皆様にご報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

◎委員（木村冬樹君） 公営企業会計ということで、工事の関係で変更があったり工期が延びたり、いろいろなことが、これからも下水道整備計画に基づいて工事が進められてきますので、予断を許さないというふうに思いますが、しっかり議会のほうに報告していただきたいというふうにまずもって言っておきたいと思ひます。今の答弁でもありましたから、そのようにしていただけるといふふうに思ひますので、お願ひします。

私が聞きたいのは、五条川左岸の関係で流域下水道、今県のほうでいろいろ整備をしておりますが、ただ、流入量がそれほど伸びていないというよう

な状況がある中で、県全体としていろんな工事が進められているのかどうかちょっと分かりません。岩倉市としては、この流域下水道を見る場合、大事なのはやはり公害のないということの観点から、地域住民に対して配慮するだとか、あるいは岩倉市の中の事業所などが流す場合の水質の調査をしっかりとやって指導していくということが大事だというふうに思っているところですが、今県のほうでは総合処理というか、融通搬入搬出というのがやられていまして、どういうことかという、ある下水道のところで焼却施設なんか点検だとか工事とかがある場合に、他の施設に持って行って焼却するというので、それを五条川左岸でもやっていますし、ほかの県の下水道とも融通してやっているというふうに思っています、そういったときのよそから入ってきて岩倉市の隣で汚泥が焼却されるということに関して、水質調査だとかいろんなところが分からないものが私たちにとっては燃やされているという感覚があるんですね。ですから、そういうところをやっぱりしっかり見ていただいて、県のほうに意見を言っていただきたいなあというふうに思いますが、今、県の融通処理というものがどういう状況になっているのかだとか、あるいは岩倉市がそういう県の取組に対して何か意見をしていく、こういった心構えといいますか、そういうものがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

**◎上下水道課統括主査（大徳康司君）** 今のお話は、融通処理のことかと思えますけれども、五条川左岸浄化センターはもともと焼却炉がありまして、その能力が50トンあります。現在、大体汚泥炉として1日47トンぐらい、45トンぐらいですので、その余力のところ、ほかの処理場が止まっているときにその汚泥を処分するというようなことをしております。

左岸の処理場に関しましては、公害防止委員会というものを設置しております、その中で年2回、公害防止協定に基づいてちゃんと処理がされているかというのを県のほうから報告していただいているところでございます。

確かに岩倉市とか小牧市とか、そういうところで流すものに対しては、水質調査を各市町で行いまして、その内容についても公害防止委員会で報告させていただいていまして、それを燃やしているという状況ですので、その燃やしているものに対しましても、当然大気の大気汚染具合を調査しまして、それも報告させていただいておりますが、確かに外から入ってきたものに対してはそういうところが若干内部で処理するものに対しては規制が弱いところがあるかなあというのが今のお話で感じたところでもあります。

ただ、公害防止委員会におきまして、法律で規定されていない細かい数値に項目に関しましても、全て報告を県のほうからしてもらっている状態でし

て、それに対して今までも特に非常に毒素が高いものがすごく出ているとかいうことは一度もございませんで、今後もそのように適切に監視をしてやってもらえるように、こちらからも要望をしていきたいと考えております。

◎委員（堀 巖君） 公共下水道事業会計には、さっきの上水道の経営戦略みたいなものはあるんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 下水道事業も公営企業ですので、経営戦略の策定は総務省から求められております。下水道に関しては、委託は行わない予定にしております。水道との違いといたしましては、下水道事業は公営企業に移行したばかりなんですけれども、そのときに固定資産の再評価をその段階で一回しておりますので、その固定資産の評価とかにしましては既にできているというところが、まず水道事業とは違うところがあります。あとは、水道事業と違いまして、下水道事業は現在岩倉市ですと整備率が7割、その中でも接続率がまだ8割ぐらいということで、事業として未普及対策をしている段階でして、経営戦略を当然立てなきゃいけないんですけれども、委託をしてまで立てたとしても、それを一回立てて終わりということではないもんですから、それを見直しながら経営戦略というのをやっていかなきゃいけないという状態で、今多額のお金をかけて経営戦略を立てるという選択はせずに、取りあえず自前でできるところまで行って、未普及対策のほうに事業を推進させていきたいというふうに考えております。

◎委員（梶谷規子君） 先ほど、左岸の公害防止委員会の中での住民に安心できるようなことまでしっかりやられていることがあったんですが、右岸には公害防止委員会がないんですが、それに代わるものでつくってきている段階、状況は前もお聞きしたんですが、今年度それ以上に進むようなこととかがありますでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 五条川右岸の浄化センターにしましては、公害防止委員会は設置されていないんですけれども、その代わりにいますか第三者委員会というものを設置しております。地元の野寄区の委員の方と、学識経験者の先生等含めまして、左岸と同じように水質調査ですとか、大気の調査ですとか、振動・騒音について調査したものを半年に一度報告させていただいている状態です。そちらにつきましても、報告書の内容としましては、左岸と同じような形でさせていただいております。同じように監視をしているというところで、今後もそのように第三者委員会を続けていきたいと考えております。

◎委員（梶谷規子君） 右岸についても公害防止委員会と同じようにきちんとされているという確認でよろしいんですか。県の職員なども入っていらっ

しゃるんですか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） もちろん県の職員も入っております、一宮建設事務所のほうから事務局として騒音・振動や水質について調査し、報告している状況になります。

◎委員（堀 巖君） 今の第三者委員会は、どこで附属機関が設置されているでしょうか、どこの予算で。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 県のほうになります。一宮建設事務所です。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議は省略をさせていただきます、次に議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第28号「令和2年度岩倉市公共下水道事業会計予算」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第28号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。